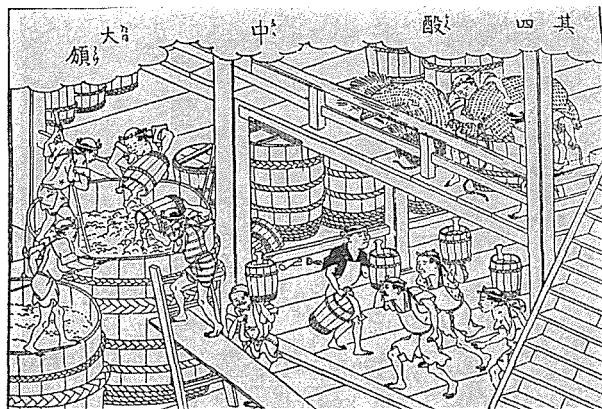


第四章 近世社会の変容



酒 造 酸 中 図 (『日本山海名産図会』)

- 第一節 幕政と藩政の改革
- 第二節 近世後期の兵庫津
- 第三節 村政と民衆運動の展開
- 第四節 農業と鉱工業・漁業の発展
- 第五節 酒造業の発展
- 第六節 近世後期の海運
- 第七節 農村の生活と文化

第一節 幕政と藩政の改革

1 寛政から天保へ

寛政の改革
將軍吉宗の改革は享保元年（一七一六）に始まっているが、その七一年後の天明七年（一七八七）

六月、老中となった松平定信の手で幕府政治の改革が始められている。翌々天明九年は暦の改まった一月早々に改元され、寛政と改められたので、世に「寛政の改革」と呼びならされている。そしてさらにその五四年後の天保十二年（一八四一）、老中水野忠邦による天保の改革が始まる。それから数えて一二年後にはアメリカ使節ペリーの軍艦が浦賀沖に來航、日本人の「泰平の世の眠り」を目覚めさせ、時代は「幕末」へと入っていく。

吉宗は將軍にあること三〇年に及び、改革政治も三〇年の長きにわたったが、定信の在任期間は六年（寛政五年七月まで）、忠邦にいたっては改革のはじまる前天保五年にすでに老中に就任しているが、改革に着手した同十二年から数えるとなわずかに二年余り（天保十四年閏九月まで）である。「政權の座」でいえばその期間には、享保・寛政・天保と時代を下にしたがって、短縮されている。それは政權の座にある者が將軍か老中

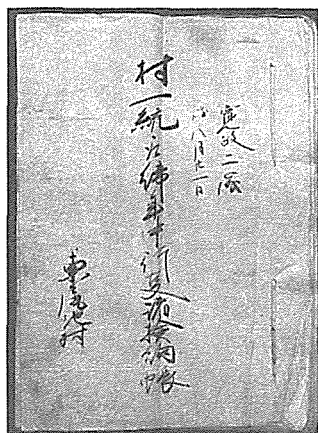


写真 106 寛政2年東尻池村
一統取締年中行事
諸俵約帳 (表紙)

であるかによっても異なるが、同時に水野忠邦が三方領地替や上知令の失敗によって老中の座を退いているように、時代の流れに棹さすことの難しさが増したことにともよる。

さて天明飢饉のさなか、七年五月に起きた江戸の大打ちこわしという「追風」を受けて老中首座となった定信のもとで、七月「庶政を享保の制に復す」ことをスローガンに改革政治が始まった。明くる八年一月、定信は江戸本所吉祥院歓喜天に米穀の安定融通と人心の安寧を願い、「御威信御仁恵下々ニ行き届く」ように自分はもちろん、妻子の生命をかけて必死に心願するとの悲壮感溢れる願文を奉納している。

このような定信の登場を、世間は大きな期待をもって迎えた。天明八年六月、定信は諸国巡見の途次大坂に立ち寄っているが、この時大坂にすむ狂歌好きな人物が彼に画賛して

よきに似よあしきににるななへて世の、人の心の自在鍵なり 定信公

との歌を詠んでいる。さらにこの人物は、翌九年の改元に際しても次の歌を詠んでいる。

天明の九はあらためてきさらぎや、是からゆるり寛
(如月)

政の民 (近米年代記)

改元に際し縁起を担ぐのはよく行われているが、「是からゆるり寛政の民」には、飢饉のつらい経験をした人間の切実な思いが込められている。多くの人々の願いであつたろう。

改革の基調

と代官肅正

飢饉による米価の暴騰は、徹底した酒造制限令の効果もあって彼の祈願にこたえるように漸に命ぜられている。また天明八年三月大坂の銀・銭小貸会所の停止をはじめとする施策によって、田沼政権のもとで膨張した金融の引締めを企てている。それは「凡そ天下の政、金穀の二つあり（中略）金穀の利柄、上にあらざれば天下乱る」との定信自身の強烈な認識の現れであり、その著「宇下人言」にいう「金穀の柄、上（幕府）に帰し候事」とする施策の実行であった。しかしそのためには政策実現の裏付けとしてかなりの資金が必要であったが、当時の幕府にはそうした財政的余裕がなかった。そこで幕府は江戸の豪商一〇名を勘定所御用達に登用し、彼らの資本とすぐれた商業知識を利用している。

また農村に対しては改革期間中、三度も旧里帰農奨励令を出し、江戸から地方農村への「人返し」による農村労働力の確保と本百姓体制の再建を企てた。さらに農民への資金供与として「荒地起返并小児養育御手当」を名目とする公金貸出策を、諸国の代官を通じて実施し、寛政末年にはその貸付高は約一五万両に達している。ここでも幕府はその財源の不足を各地の「身元丈夫」な百姓・豪農に求め、彼らに一割前後の利息をつけて公金を貸し付け、その利金を活用するといったシステムがとられている。

このような代官行政を展開する前段階として幕府は、大規模な代官・手代の肅正を断行している。その数を代官でみれば、定信の老中在任中には一人にのぼり、当時の幕府代官所の数が五〇余であったことから考えると、その五分の一が何らかの形で処罰されたことになる。その一人青木楠五郎紀明は、天明七年十二月二十四日、勤務不良を理由に職を奪われ、翌八年六月六日に八丈島に遠流されている。彼は祖父安清の跡

を襲って明和四年（一七六七）代官となり、安永七年（一七七八）には、尼崎藩領が上知された際の代官である辻六郎左衛門にかわって大坂代官となっている。当然西撰の幕府領農村をも治めた人物であるが、着任一〇年にもならぬうちに職を奪われている。処分の理由は「さきに貢銀をもってしばらく私用につかひ、これを償はんがために村々より用金を出させ、あるいは租税を先納せしむといへども終に負銀数多に至る」とのことである。要するに代官の使い込みであるが、その埋め合わせのために用金を強制された村々が市域にも入っているだろう。

青木処分の記事を地元の史料で探してみると果たせるかな、御影村の書継記録のなか（天明七年条）に、次のように出ていた。

十二月二日江戸表より御奉書到来仕り、青木楠五郎様元締三人綱乗物にて江戸へ御召、並に用達河内屋彦右衛門もとう丸かごにて江戸へ下る

代官所元締と用達が、江戸に召喚されたのである。日付をみれば、青木免職の二二日前である。江戸での取り調べの上、処分があったのだろう。その理由は記されていないが、前年の記事に気になる箇所がある。それは田沼意次の家老井上伊織の一行が金毘羅参詣の途次、摩耶山と布引の滝を見物したあと兵庫津に投宿したが、この時青木の手代が揃って馳走したというのである。そのほか諸大名からの献上物がおびただしかったとも書いている。田沼の権勢を物語る挿話である。青木が田沼に擦り寄ろうとしていることは見え見えで、おそらく彼は親田沼派だったのだろう。だとすれば田沼が失脚して（天明六年八月）青木が安泰なはずがない。その結果いの一番に綱紀肅正の的となったのだろう。



写真 107 天明8年巡見時の魚崎村嘆願書 (部分)

定信は後年この時の代官処罰にふれて、「すでにその黜罰せらるるもの酉年(寛政元)のころは一年に五十八余に及べりけり」と回想しているが、改革の「激震」は市域幕府領の村々にまで及んでいた。

天明巡見 ところで改革期における大量の代官処分の引き金になったのが、天明八年の巡見使派遣である。天明八年一月、

老中に就任してまもない定信は、京都の大火によって炎上した皇居の復興対策をかねて上洛、その後も民情視察のために京都から奈良・伏見・大坂などを巡見した。大坂の儒者中井竹山を招いて学問や時務について諮問したのもこの時である。ところが定信の上方滞在中の四月、諸国巡見使が派遣された。前年四月に家斉が十一代將軍の位についており、將軍代替りごとの派遣という形式を踏襲したもののだが、この天明巡見使はその形式には納まり切らぬほどのように大きな意味をもった。

それは後述のように、今回の巡見使を迎える史料が各地によく残されていることであり、また巡見使にあてて差し出された村々の願書が多かったという点である。それだけ巡見使派遣による民情調査が徹底し、また民衆もこの巡見使たちに何がしかの期待感をもって接したということであろう。改革政治の第一手を語るにはふさわしい巡見使の派遣である。

市域を含む五畿内筋を担当した幕府領巡見使は、御勘定遠藤六太夫・支配勘定松原八左衛門・御徒目付三宅権九郎の三名であるが、その廻村に先立ち八年四月、一二カ条の指針が村々に布達されている。その内容は巡見使を迎えるにあたっての注意事項であるが、第一条に「勿論百姓共訴訟之事も候はば、少しも差控えず、訴状を」もって申し出るようにと、積極的な農民の告発を認めている。その姿勢は巡見使役人にも徹底し、遠藤ら三名の連名で五月、八部郡幕府領村々にあてられた触状でも「諸願などこれ有る者は、少しも差控えず、我等共相通り候道筋へ訴状持参」して差し出すようにと強調している。「言路ふさかり候ては、御為にならず」とする定信の信念を、農民にまで徹底させようとする姿勢の現れであろう。

巡見使が村々で調査したのは、(1)切支丹類族の有無をはじめ、(2)高札場数、(3)近在で聞えた孝人の有無、(4)郡村名、(5)鉾山の有無、(6)御料林の所在、(7)飢人の有無、(8)人別改めが毎年行われているか、(9)御朱印寺社、(10)荒地、(11)御預け人、(12)巢鷹の有無、の一二項目である。飢人調査は天明飢饉の後遺症を調べるものであり、後年の夫食貸付や開米政策と関連する調査である。また新旧の荒地の調査は、公金貸付による荒地開墾を目指しているのはいうまでもない。さらに孝子調査は、全国の善行者を表彰記録した幕府の「孝義録」編纂につながるものであろう。儒者柴野栗山の建言によるもので、寛政改革の人民教化政策を代表するものである。

八部郡の村々では巡見掛りの惣代を決め、その下で対処を協議し、尋問事項への回答が用意されている。同じころ尼崎でも大庄屋が先の尋問事項への回答を用意するとともに、もし尋ねられればとして本田高、新田高、年貢率、伝馬、酒造高、家数、人数などをメモしている。こちらは先の幕府領巡見使でなく、諸国巡

見使の方で、尼崎藩にも立ち入っている。

巡見使は播磨から摂津に入ったようで、先触によると六月三日神吉、四日高砂、五日明石、六日兵庫津、七日西宮にそれぞれ宿泊する予定であったが、実際に兵庫に泊まったのは六月十一日。翌十二日には白川村での記録の表現を借りると八部郡村々を「御機嫌能」く通過している。

この時、八部郡村々からも巡見使への訴願があった。魚崎村では九カ条にわたり難渋の趣を書き連ねているが、「先年御私領の節も、年々立毛(作柄)の善悪に応じて検見の上、年貢率引下げが認められていた」と記していることからみて、減免を願うての出願であろう。また度重なる酒造減石令や不漁によって肥料代が高騰して難渋している旨も訴えているが、これは河内国での訴願にも認められる。『大阪府史』(第六巻)によると、河内ではこのほか田方木綿作への年貢賦課、手余り地、宿駅・助郷の負担などについて出願が相次いでいる。また飛騨国幕府領では郡代大原亀五郎の不正を三郡村々が共同して訴え、それが奏功して郡代大原は江戸に召喚のうえ取り調べられ、大原は流罪、元締・手代は打首といった厳しい処分が加えられている。農民の訴えによる悪代官の処分という結末は、今日テレビ時代劇にも好んで取り上げられる手法であるが、それだけに始まったばかりの寛政改革を、民意にかなったものとして評価する風潮を生み出すであろう。白河楽翁公定信に対する「名君」としてのイメージは、このような施策に負っている。

だがこの定信政権に対しても「文武々と夜も眠れず」との反発が起き、先述した植崎九八郎に至っては田沼と「同病」と論難している。それでも在任六年は後世の評判の割には短いといわざるを得ない。

ここにふれた農村対策以外にも、改革期には都市や酒造業・絞油業といった市域に顕著な発展をみた産業

部門に対しても新たな政策展開がみられた。また彼の老中退任後も改革基調は継承され、蝦夷地改革などはむしろその後に積極的な展開をみるが、それらについては後述の第二～六節で触れられている。

寛政改革と

大坂代官

改革期には代官の処分とならんで、有能な代官の積極的な登用が図られ、世襲代官や「目見官」となった竹垣三右衛門直温、徒組頭から登用された寺西封元、美濃郡代手代から拔擢された山口鉄五郎高品、それに儒者出身の岡田清助恕といった人たちがそれであり、改革期の地方行政を担い、「名代官」として後世に名を残した者が少なくない。

その一人竹垣三右衛門直温は天明六年越後頸城郡川浦代官の後、寛政元年七月大坂谷町代官に転じ、八月十一日着任している。御影村の記録も寛政元年の条に彼の名を記す。支配地は市域を含む摂津・播磨・河内の三国内七万四千石の幕府領村々である。彼の着任にさきだつ七月二十八日付の廻状は北野村ほか六カ村に對し、「この度自分の代官所になったので前任者大屋四郎兵衛から郷村書類などを請取った」ことを通知している。この間改革基調にあわせた農村行政が、西摂の村々でも展開されていくこととなるのである。竹垣代官所からの廻状によって、その様子を見てみよう。

その一つは風俗匡正である。当時竹垣代官が悪風として挙げているのは(1)隠売女、(2)博奕諸勝負、(3)遊興の三つである。売女は西国街道を擁するだけに、飯盛女も含めてその存在は少なくなかっただろうと思われる。ついで博奕については、三年一月鶴川貞兵衛なる人物がその吟味のため廻村している。村役人に命じるだけでは悪弊が絶えないとみて、直接代官所の者が乗り込んでいる。さらに遊興については村をあげての浄

瑠璃・角力（相撲）・操狂言などの遊興をきびしく戒めている。「村役人の注意も聞かず若者どもが我儘に興行を企て、近村へ廻文をもつて誘い、興行資金を集めているなどはもつてのほかで、今後もしあれば当人は逮捕し、村役人の落度とする」というものである（寛政元年十月）。ところがその舌の根の乾かぬうちに今度は、いくら博奕について厳重に処分しても、村では「三日法度」のように思い、百姓家や小売酒屋で賭勝負をやっている、今後は昼夜五人組で村内を見廻れ、と指示するのである（寛政元年十二月）。関連して小売酒屋に対して販売数を月ごとに提出することを求めているが、住吉・二ツ茶屋・走水村以外は二〜三カ月に一度届けたり、最初だけ届けて以後は放置するなど、それも順守されていない、と嘆く。悪風の根絶は望むべくもないようである。

風俗匡正ではもう一つ、「孝義録」編纂につらなる善行百姓の表彰がある。寛政元年九月谷町代官はいたって忠孝の者、八〇歳以上の老父母のいる者を詳しく書き上げるように求めている。儒学に傾倒した定信の一面がよく出た政策である。

代官竹垣直 温の改革 その二は天明飢饉の教訓を踏まえた一連の対策である。まず貯夫食（食料を貯える）奨励がある。竹垣は着任後そのシステムを変更している。すなわち前任者の時には高一石にいくらと

いった基準で米麦を郷蔵に囲い置き、また菰・菰を織らせてその代銀を代官所に納めさせていたが、村々からそれでは難儀するとの申立てがあつたのである。竹垣はそれに対し、人別に糶ならば一合五勺、それ以外なら麦三合を出すかどうかにかしてよい。菰・菰が難儀ならば、その旨報告せよ。また麦・粟・稗・大豆などの出穀が迷惑ならば、一丁葉、千大根その他海草などの「夫食の糧に相成」るものを出すようにと求めて

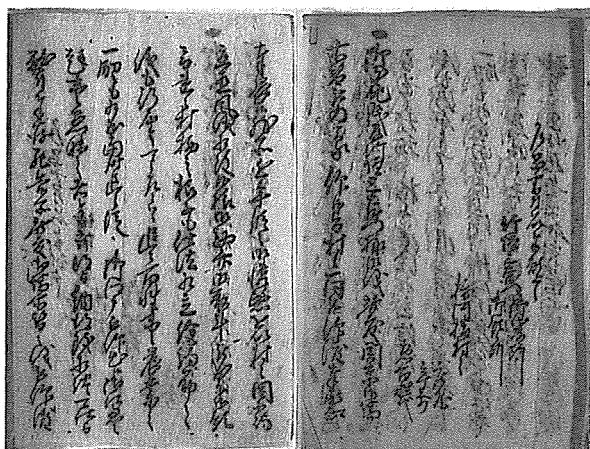


写真 108 代官竹垣三右衛門所替えにつき
撰河播村々願書控(部分)

いる。貯夫食の精神を活かして、現地の実情に柔軟に応じようとする姿勢がみてとれる。

関連して酒造統制の実施があげられる。この期の酒造政策については後述(五節)に詳しいが、酒造地帯を擁する代官として現地に臨む姿勢は厳しい。寛政元年八月には三分一減石令が実施されたが、十月二十六日には手代二名が西撰四郡(川辺・武庫・菟原・八郎)を巡見し、酒造家から提出を求めた書類(桶・酒造道具リストと米買入帳)を点検している。

さらに翌二年二月には手代二名が清酒改めのため、播磨方面から西撰に入っている。同年十一月には同じく手代が酒造仕込み見分のため大坂を出発、一人ごとに酒屋の酒造石数、桶・買入米元帳などを改めている。先の風俗匡正と並んで、代官所役人が積極的に現地に立ち入り調査しているのが目を引く。

代官行政の三つ目として勸農策があげられる。とくに農業に出精することを強調し、荒地開発を奨励している(寛政二年十月)。あわせて高持(地主)百姓に対して、小作人に耕地を預けることをやめ自ら手作し、その余分だけを小作に出すように求めている。本百姓体制の再建といわれる政策基調である。

最後に代官支配にかかわる行政機構の刷新がある。村政については無駄な出費を省くことを求めるとともに、村役人に対し年貢納入や村入用関係の資料を小前百姓に公開し、了承をとるように勧めている。名主による不正のチェックを図ったものである。同じく代官行政にかかわっては掛屋・用達・納宿といった町人の担う中間機構が不可欠であったが、これも構造的な不正の「温床」であり、竹垣は大坂在任中に掛屋・用達については二年六月、納宿は三年五月と二度の処分を行っている。

もう一つの代官手代・手付という不正の温床があったが、竹垣自身手代の不行届のため大坂在任中一時謹慎を命じられている。先には支配地年貢米金の皆済が良好なため数度の褒美を受けた彼であったが、上手の手から水が漏れたのであろう。

竹垣は寛政五年伊奈半左衛門を更迭した後の関東郡代機構を担う一員として大坂を離れ、さらに九年には下野・常陸の代官として赴任、その地に二二年も在任することとなる。

2 天保の飢饉と改革

天保の飢饉

享保・寛政につづく三番目の幕政改革の立て役者水野忠邦が老中に就任するのは、天保五年（一八三四）のことである。松平定信の退任から四〇年が経っている。もちろん定信その人は、もうこの世にいない。世は將軍家斉の代である。八代吉宗も長期政権であったが、家斉はそれを上回る五〇年（一七八七～一八三七）に及び、家慶に將軍職を譲ってからも「大御所」として死ぬまで実権を握った。だか

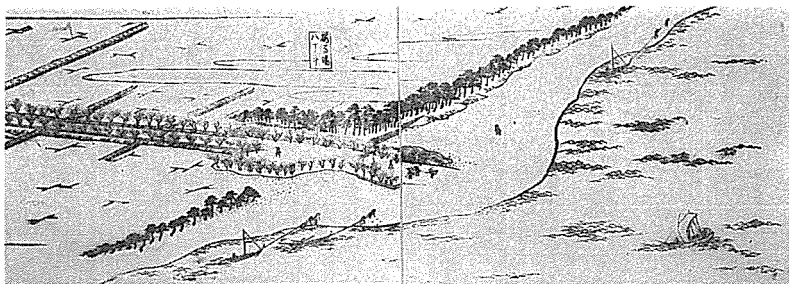


写真 109 神戸村付近生田桜馬場（『摂津名所図会』）

ら水野忠邦は老中に就任しても、改革に着手する天保十二年まで七年もの年月を送らねばならなかった。十二年の閏一月、大御所家斉が没することによって、改革のチャンスは訪れるのである。

しかし家斉の晩年、世情は天保の飢饉に襲われて騒然としていた。とくに天保四年以降各地で、米価高騰を背景とする一揆・打ちこわしが澎湃として起こっていた。近隣でいえば四年の加古川筋一揆の報は、おそらく地域の村々にも届いたことであろう。だが市域にはそのような兆候を見出すことはできない。一体市域の村々は、飢饉のさなかどのような状況だったのだろうか。幸い神戸村に天保七年の「諸事書上帳」が残されているので、それを手掛かりに眺めてみることにしよう。

まず冒頭に出てくるのは、素麺屋株と酒樽屋株の変更届である。十一月には酒造株の変更も行われている。ついで浜先で花相撲を興行するので認めてほしいとの願いが二ツ茶屋村から出されている。神戸・走水の隣村も支障はないと連帯して保証している。さらに二月には、これら三カ村は兵庫津に引き続いているため船稼ぎの者を相手に「隠売女」のような行為をしている者がいるとの風聞があるが、そんなものがいれば村方の風儀にかかわるので早速、追放するようにとの代官の通達を受けている。いずれも

飢饉といった状況にはいささかそぐわない。

三月には、三カ村の氏神生田宮の正遷宮神事が五日間にわたり行われている。これにも飢饉の気配を感じないが、十一月には小前難波の者に対し村で粥を炊き、毎日粥施行を行っているとの記事に出合う。飢饉はやはり、他人事ではなかった。代官所へのこの時の口上書は、九月二十五日より施行をはじめ、その人数は四五〇～六〇人であるが、米価高騰が続けばさらに増えるであろうとし、見通しとして来年秋ごろまで施行を続けなければならないだろうと記している。例年ならば秋に収穫された米が出回り、米価は安定に向かう時期であるにもかかわらずである。

食べる米に困っていても農民は、この時期になれば年貢上納の用意をしなければならない。神戸村ではどうにか八分通りには用意したが、二分はどうしても整えることができず、そこで買米をしようとしてその資金を村内の富商松屋五郎兵衛に頼むことにしていた。ところが代官所でも松屋の資金力に目をつけ、村々救助のため手当金の抛出を命じた。これでは松屋に頼ろうとする神戸村の迷惑は、断たれることになる。そこで村役人一同して御城米全納のためにも、松屋への手当金を免除してほしいと願い出ている。同じく松屋も免除を願い、そのかわり金五〇両を上納すると願い出ている。この出願が認められたのかどうか、結果は不明である。

飢饉の深　四年にはじまった凶作・飢饉は五、六、七年と長引くことで深刻の度を深めたようだ。神戸村
い爪跡　を含む谷町代官所の四郡村々（東成・武庫・菟原・八部）は五年に、代官所の許可をえて夫食米の

払下げを行ったが、その分は翌六年より五カ年賦で詰め戻しをはじめた。ところが二年目の七年、再度襲っ

第一節 幕政と藩政の改革

表 112 神戸村の家出青年（天保7～8年）

届 出 人	届 出	家出人	年齢	家 出
	年 月 日		歳	年 月 日
升屋 彦五郎	7. 7. 20	倅石松	19	7. 7. 7夕
灘 屋 甚 蔵	7. 9. 12	倅太蔵	28	7. 8. 21夕
俵屋六郎兵衛 後家ちよ	7. 11. 4	倅武蔵	21	7. 10. 27夜
樽屋 孫九郎 後家さな	7. 11. 4	倅久吉	25	7. 10. 27夜
山家屋安五郎	7. 11. 4	倅菊蔵	18	7. 10. 27夜
升屋佐左衛門	8. 1. 13	倅源蔵	24	7. 12. 28夜
宮屋 安兵衛	8. 1. 13	倅利吉	22	7. 12. 28夜

資料：神戸市立中央図書館所蔵文書

た凶作のためにとても詰め戻すことが出来ないもので、どうか一年おくれにしてほしいと願っている。天保八年二月三日のことである。断続的に襲う凶作や風水害に備えてその備蓄を幕府は全国の村々に奨励していたが、凶作の追い打ちで貯夫食は放出するばかりで、備蓄に手が回らなくなっている。村の公共的な施策が行き詰まれば、つぎは松屋のような富商や豪農に融通、援助を求めることとなるが、それも尽きて、もはや

夫食の手当ては一切なくなったとして八部・菟原郡村々では天保八年三月、次のように出願している。村々では年来取引している兵庫津をはじめ西国街道の村々にある米屋へわずばかりの飯米（粃）を買い求めに行ったところ、大坂町奉行所の命で厳重な津留めが兵庫津をはじめ各地で行われており、一切売ってくれない。これでは生きていけないので、どうか他国はもちろん兵庫津からも自由に米穀が買えるようにしてほしい。

大坂町奉行所は七年十一月、新穀の入津にあたり買占めと他所積送りの禁止を命じ、十二月、翌八年二月にも重ねて触れている。大坂市中の米価高騰による民衆蜂起を怖れての措置であるが、それが市域の村々に米穀の購入先を狭めさせる結果となっているのである。ようやく五月、豊作の麦が収穫され入津するのを見込んで自由な販売を認めているので、この時やっと津留めは解除されたのだろう。

この間二月十九日、大坂では大塩平八郎が門弟たちを糾合して蜂起している。

飢饉の影響は別の形でも現れていた。それは頻発する家出である。この時代家出人が出れば必ず役所に届け、三〇日のあいだ尋ね出さなければならなかった。ところが一カ月で判明することはほとんどなく、「探しましたが、判りませんでした」と届けられることとなる。こうして行き先はわかっていても探さないことが多いのである。「家出」の形をとった出稼ぎである。その家出記事が天保七年七月から八年一月にかけて七件もみえる(表112)。いずれも二〇歳前後の青年たちで、同じ日に示し合わせた形跡が濃い。おそらく大坂のような大都会へ、出奔して行ったのだらう。飢饉はこのような、青年を農村から都会へ走らせた。その結果、後年の改革のなかで「人返し」が励行されるのである。

天保の御 天保十二年閏一月、大御所家斉が没したが、その四カ月後幕府は政治改革を布告した。この時

料所改革

將軍家慶に提出したといわれる書面の中で水野忠邦は、「此度御改革に付、諸役所向の義旧弊変洗、御取締り一際相見え候様御座なく候ては、御趣意相立ち難」と、まず幕府諸役所の機構と人事の刷新を強調する。長い間の胸腹の患いもいったん烏頭・大黃の「激剤」を施さなければとても効き目がない、というのである。そして以後立て続けに改革令が發布される。俟約令や風俗匡正令がその第一弾であり、江戸菱垣廻船積問屋・十組問屋にはじまる諸株仲間・組合の停止令、諸物価引下げ令、人返し令、上知令などが十三・四年にかけて続く。

これらの施策のなかに十四年六月、幕府が勘定所に全国の代官・預所役人を集めて布令した項目がある。それは「御料所改革」と呼ばれ、代官に督励して幕府領の年貢を「古来の御取箇」、つまり過去の高水準に

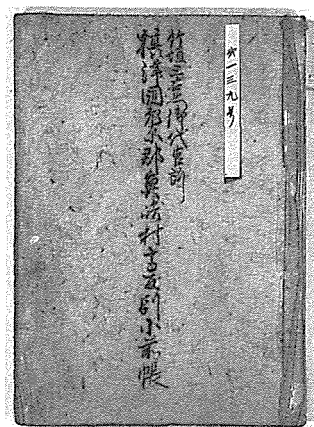


写真 110 天保14年魚崎村
「高反別小前帳」
(表紙)

引き戻すことをねらったものである。そのために指針として「検見以前に本田畑・新田畑・荒地起返場・見取場、その外切添・切開に適切な場所、または免上・本免入れなどのふさわしい場所はことごとく見分し、わずかの手抜きもないように年貢を申し付け」ることを命じている。さらに具体的な措置として、(1)検見の厳正な実施、(2)新規開発地への迅速な検地と高入れ、(3)破免検見の基準の順守、(4)定免の村でも今年は一村ごとに立毛見分を実施する、(5)村入用・郡中割の負担減少、(6)村絵図・小前帳・御取箇(年貢)附仕訳帳の提出、などを指示している。年貢収納の増加を図ろうとする幕府の並々ならぬ姿勢がうかがわれるが、市域幕府領にそれを率先実行した忠実な代官がいた。大坂谷町代官竹垣三右衛門直道である。

竹垣直道の祖父直温(一七四一〜一八一四)は、先に触れたように寛政改革の折、小十人組から代官に抜擢され、一時大坂に在任、「名代官」として後世に名を残しているが、その祖父の跡を追って大坂に在任したのである。彼は天保七年代官になるが、その四年後の天保十一年から、代官職を離れる文久三年(一八六三)にいたる間、職務上の日記全四七冊を書き残している。まことに精勤というほかないが、その日記に彼の職務精励ぶりがよく示されている。

日記でみるところ、彼は御料所改革の指示のある以前、すでに新開場見分、新田検地、免上げ、免直しに精力的に取り組んでいる。当然このような年貢増徴策に対し農民は強く反発したようで、天保十二年十一月、仮免状の

交付を受けた村々が出願のため大坂へやって来るとの風聞があり、竹垣の手付が鈴木町代官築山茂左衛門の手付と協議している。それらの動きを押さえての御料所改革であった。とくにその中でも注目されるのは、村絵図・小前帳・御取箇附仕訳帳の作成であり、雛型を示して提出を命じている。その一つ「高反別小前帳」が、魚崎村に残されている。

(1)

十三番	御検地帳五兵衛
字道ノ下	田主 藤兵衛
一上田	
式畝八歩	本免

(2)

五拾番	右同 善右衛門
字浜田	田主 亀兵衛
一下畑	
四畝六歩	本免

(3)

九拾八番	御検地帳長右衛門
字松原	田主 仁兵衛
一下田	
拾四歩	当卯本免入
享和元酉	
文化十四丑	起返取下

一部を抜粋したが、一筆ごとの地目変更が検地帳と突き合わせて行われている。手間のかかる作業であっ

ただろう。(1)は上田が屋敷にvari、(2)は下畑から畑田に、また(3)は荒地が享和元年・文化十四年の二度にわたり再開発され、特別の年貢率で扱われていたのを、今年から本田畑と同じ水準の年貢率に引き上げというものである。このように一筆ごとに耕地の実情を調べたものを地目別ごとに集計したものが、「御取箇附仕訳帳」で冒頭に前年と対比した年貢総量を書くことになっている。残念ながら魚崎村ではこれが残っていないが、収納増は疑いのないところだろう。

もともとこれらの書類は十二月末までに勘定所に提出するように求められていたが、八月九州を除く幕府領村々を吟味方勘定方が改革取締りのために廻村を布告したので、その時までに差し出さなければならなかった。

御料所改

革の中止

天保十四年八月初めの吟味方勘定方廻村の名目を、竹垣代官所廻状は「諸国御料所御取締り立毛見分其の外」とし、摂津・河内・和泉・播磨・大和五カ国は御勘定高橋繁之丞が廻村すると通知、あわせて先に指示した村絵図と小前帳を案文通りに書いて八月末日までに提出するように求めている(八月十四日)。十六日にはさらに詳しい指示が代官からあった。(1)定免の村は小前帳・村絵図を勘定方に提出する、(2)検見の村は内見帳と小前帳の二冊では日数がかかるので内見帳のみ提出する。また「荒地高反別起返取下、畑田成屋敷成、見取場流作場その外切添切開」の様子を合帳にして作成する、(3)見分の時は小前帳の通り、一筆ごとに建札をたてる、(4)田租、貯穀一村限有高帳、農業以外の余業書き上げを提出する、といった内容である。

このようにして準備万端、書類を整え御勘定方の廻村を待つ手筈であったが、村々からの書類の提出は容

易に進まず、八月二十六日、九月十日と督促を繰り返している。先述した魚崎村「小前帳」の例からして、帳簿の作成に村々は随分手間取ったことがその理由として考えられる。

御勘定方高橋は九月八日大津に到着、山城の村々を手始めに摂津淀川べりの村々から武庫・菟原・八部郡へ回る予定であった。とはいえ摂河泉播和の五カ国をわずかの人数で回るのであるから、いつ西摂の村々に戻ってくるかは容易に判然としない。その後同月二十四日に昆陽村(伊丹市)に泊まり、二十五日住吉、二十六日兵庫津との情報で代官所より届くが、待てど暮らせどその姿は見えず、村々では刈取の時期を逸しかねず焦りだした。御勘定方の責務は立毛見分のため当初、代官所は廻村があるまで一切、稲を刈り取ってはならないとしていたが、廻村の時期もはっきりしないため、ついに代官所は農民の願いを容れ、(1)検見の村々は水田の一五%に限り、耕地の四〇%まで刈り取り、六〇%は残すこと、(2)定免の村々は同じく一五%に限り、七〇%を収穫し、三〇%は立毛のまま残す、(3)一筆二畝以下の小さな稲田はすべて刈り取ってよい、との指示を与えるのである(閏九月一日)。

村々にとって勘定方は、まことにもって厄介な訪問者である。そしてとどのつまり十月に入って「御料所御改革」は中止になった。竹垣代官所からの廻状は九日、用達大和屋から飛脚便にて西摂村々に届いたが、それには勘定方の廻村やそれにあわせた諸帳簿の作成・提出は「下々手数も相掛り、品に寄り難儀の節もこれあるべき哉との深き御仁恵」によると書かれていた。この改革について代官の一部には飛騨郡代豊田友道のように「内実は事を苛酷に過ごし候て、安民の御処置薄し」と批判的な見解をとる者もいたくらいだから、各方面から批判が出たものと思われる。

すでにこの時老中水野忠邦は罷免され、雁之間詰に降格されていた（閏九月十三日）。そして彼の命取りとなったとされる上知令も、閏九月七日撤回されている。「深き御仁恵」などといくら名目を飾ろうと、幕府権威の失墜は明らかであった。

3 藩財政の窮乏と藩札仕法

尼崎藩財政の窮乏 幕府が改革政治に着手した寛政と天保の間には享和・文化・文政といった時代があった。ほぼ一九世紀の前半三〇年間である。この頃諸藩も幕府に劣らず財政難で、尼崎藩も文化十三年

（二八一六）「御上様累年御借財相嵩み、御勝手向御指し支え多く、御難渋」という有様であった。したがってそこに藩政改革が日程にのぼることになるが、とくに財政難を補うものとして藩札が各藩で発行された。以下その様相を、尼崎藩・明石藩の順でみてみよう。

尼崎藩は前述のように明和六年（一七六九）、西摂三郡三四カ村（村高にして一万四〇〇〇石）を幕府に収公され、その代知として播磨多可・宍粟・赤穂三郡に七一カ村（村高にして一万九〇〇〇石余）を得た。一見したところ五〇〇〇石の増収であるが、実際には経済力豊かな土地を失った影響の方が大きかった。とくに尼崎と並んで西宮・兵庫津は貨幣経済の中心であり、豊富な資金力を有していた。たとえば同藩では貞享元年（一六八四）より領内限りに通用する紙幣、すなわち藩札を発行していたが、その時の金主は西宮・尼崎の町人であった。その後宝永四（享保十四年（一七〇七））の停止期間を経て、十五年再発行するがその時も金

主は西宮で、その後は尼崎・西宮・兵庫津に銀札引替所を置いている。それによって藩札（当初一匁と一〇〇匁、ついで一〇匁、五匁札を発行）の流通は軌道に乗り、農村部にも札元をみるようになる。このように同藩の貨幣経済政策は尼崎・西宮・兵庫津という三つの脚によって支えられていたのであるが、いまそのうち二町が失われたわけである。いうならば鼎の脚の二本をもがれ、一本脚で立つ羽目に陥った格好である。

尼崎藩の改革は、まずこの打撃から立ち直ることから始めなければならなかった。

藩札の流通

収公ののち同藩は各札元の銀札の発行、回収の現状を調査し、ついで安永六年（一七七七）以降札元を泉屋・樋口屋という二人の掛屋に限定した。のち文政元年（一八一八）に新設された

銀札引替役所（尼崎宮町）で銀札が発行され、先の掛屋二人のものと合わせて三種類が幕末まで通用することとなる。ところが文政年間以降の藩財政の悪化とともに、同藩の銀札制度は大きく動揺しはじめる。

藩銀札が兌換紙幣として通用するためには、いつでも引替所にもっていけば正貨と引き替えることができるという信用がなければならないが、財政の深刻な窮乏は、そのような信用力を失わせることとなった。

藩が一五カ年賦の借入銀を文化十三年、文政二年と間をおかず郷中村々へ申し出るに及んでは、領民といえども同藩銀札に不安を覚えるのは致し方ないところである。文政十二年に課した御用銀の年賦返済が天保三年（一八三二）には遅延するようになったことと、その返済を銀札ばかりでしたいと藩が申し付けたことなどが重なって、天保四年末には一挙に尼崎藩銀札に対する不信が表面化し、銀札を正銀に引き替えようとする群衆が競って引替所に押しかけ、ついに藩はいったん引替えの停止を命じた。

当初停止は天保五年一月いっばいとし、二月一日より再開予定であったが、正銀への引替えの見通しは立



写真 111 明石藩札(左)・尼崎藩札(右)

たず、大坂天満の大根屋小右衛門に資金融通を頼むが断われ、八年後の天保十三年になっても「銀札年久しくそのままに相成り」といわれる状態であった。

尼崎藩発行の銀札は本来領内限りに通用するものであったが、同藩領に隣接する他領村々にも及んだ。すでに寛政十二年(一八〇〇)大坂町奉行所与力の詰める兵庫勤番所では、当時尼崎藩銀札の請所となつて正銀との引替え業務を行つていた兵庫津内の正直屋吉助をよんで糾している。正直屋はそれに答えて「商取引先から頼まれてやむを得ず引き替えているが、本人も迷惑している」と述べている。

その後天保四年末の取りつけ騒ぎがあつた時にも、谷町代官所の支配の村々に同藩銀札が通用していたため問題となつた。谷町代官所管下の武庫・菟原・八部三郡村々では天保七年五月「三郡は尼崎藩と幕府領の入り組みのため、先年より尼崎藩の引替銀札が通用していたが、四年十二月の不通用以来、いくら引替役所へ正銀の引替えを求めてもらちがあかない。多分の銀札が引き替えられなければ、手元に差し支え、年貢上納にも響くので引き替えるよう取り計らつてほしい」と出願している。

当時の調査によると不通用になつた天保四年十二月以降、八部郡村々の銀札は表113のような銀額にのぼり、けっこう

表 113 八部郡幕府
領村々の尼
崎藩銀札
(単位: 匁)

村 名	銀 額
二ツ茶屋	3,910.0
神 戸	2,242.0
走 水	665.0
東 須	544.0
駒 ケ	120.0
中 尻	66.5
西 池	66.0
北 野	61.0
荒 田	47.0
東 尻	42.5
板 池	41.0
花 宿	40.5
奥 熊	34.0
石 平	18.0
夢 野	15.0
白 川	10.0
合 計	7,922.5

資料: 『神戸市史』資
料 2

な額である。

ところがこの出願に対し代

官所の回答は、いたってそっ

けなく「本来銀札通用は、そ

の領主地頭の支配領分限りの

ことであり、他領知支配には通用のないはずだ。それを心得違ひしてわざわざかばかりの利徳のために銀札座にて銀札を買ひ取り、諸商売に使用するため自然と、幕府領村々へも銀札が徘徊するようになったのは全くけしからぬ。今後当支配村々では決してどこの銀札も取引してはならない」として嚴重に申し渡されている。

銀札は物の取引に応じて通用するのであるから、いくら支配違いだといってもそれを阻止することは無理である。何とも無茶な指令を代官も出すものである。

明石藩札 の流通

尼崎藩銀札の焦げつきがあった天保四年に先立って、文政十二年明石藩札が不通用になるという事態があった。同藩では寛延四年三月より五〇匁・一匁・五分・三分・二分の五種の銀札を発行し、二匁以上は一切正貨を使つてはならないと布告した。通用は領内限りであったが、他国他郷の者との取引に際しても、相手に明石藩銀札を求めさせ、それで決済することを命じている。

それによって同藩銀札は隣接する摂津の八部・菟原郡村々にも流通していたのであるが、文政十二年九月突然通用禁止となった。困った村々では京都代官小堀役所へ引き替えるよう明石藩への掛け合いを求める一方、自ら惣代六人をたてて明石へ出願に出向いている。願書によれば、村々は明石領と地続きのため米をは

第一節 幕政と藩政の改革

表 114 明石藩領外村々
の同藩銀札
(単位: 匁)

郡名	村 名	銀 額
八 部 郡	東 小 部	1,900.0
	上 谷 上	2,600.0
	原 野	2,200.0
	下 谷 上	2,200.0
	中	1,700.0
	東 下	1,200.0
	坂 本	772.7
	小 河	241.8
	西 小 部	215.5
	北 野	867.0
	花 熊	549.7
	奥 平 野	900.0
	石 井	1,000.0
	烏 原	800.0
菟 原 郡	夢 野	100.0
	荒 田	600.0
	白 川	1,320.7
	御 影	4,700.0
	大 石	1,894.0
	東 明	1,997.1
菟 原 郡	篠 原	410.0
	畑 原	210.0
	鍛 冶 屋	664.0
合 計		29,142.5

資料: 『神戸市文献史料』1

じめ諸産物の継立・売買をお互いにしなくては成り立たない村々であるため専ら銀札が通用し、代官所への年貢銀上納のおりには、城下引替所はじめ村内でも正銀に引き替えて納めていた。ところがそれが停止されては上納銀に支障を来すので、同年分銀納額のうち二九貫一四二匁五分を引き替えてほしいと訴えている。その内訳は表114のとおりである。

事態を重視した小堀役所は手代を通じて「御用状」を発行したので、惣代たちは十月二十三日大蔵谷村庄屋を介して城内役人へ引き渡している。返事は小堀役所に直接するので、惣代たちは帰るようにと指示されているが、彼らの願いがなかったのかどうかは不明である。『明石市史』(上)によれば、同藩では天保三年にも、將軍家斉の第二五男周丸(のち斉宣)を藩主斉韶の養子に迎えることとなり、多額の準備金が必要となったため、銀会所での引替事務を急に停止し、一騒動を起こしている。藩財政の窮乏は、いずこも藩札の引替停止を構造的に抱え込んでいたのである。

発行状況

種類	名宛人
預り手形 〃 為替手形	西津半兵衛 阡陌久右衛門 米屋三次郎
人足牛馬駄賃札 〃	
塩交易手形	
預り手形 〃 〃 〃 〃 〃	山口屋宇兵衛 草下部善七郎 麴屋吉三郎 金仙寺屋長次郎 三木屋幸助 草下部村
預り手形 〃 〃 〃 〃	武田 儀兵衛 大西浅右衛門 福浪与左衛門 泉屋 卯之松 細井重右衛門
預り手形 〃 〃 〃 〃 〃	有馬屋得藏 (兵庫) 武田 儀兵衛 田中重郎兵衛 大西浅右衛門 〃 田中重郎兵衛
預り手形 〃 米融通手形 〃 〃 〃	鉄屋五郎兵衛 馬場七郎兵衛
諸品買入手形 預り手形	

屏風村は三田藩領で摂播の国境に位置し、物資流通の要所であった。私札発行人の中尾吉兵衛は、酒造業を営んでおり、その札は、酒造米の購入先である西津半兵衛・阡陌久右衛門あてに出した預り手形になっている。また、これらの二種の手形の発行された嘉永七年（一八五四）三月に三田藩札の通用が停止されている。

幕末における私札の発行は、商品経済の進展は貨幣の流通量を拡大させたが、各藩では金銀銅の正貨発行権をもたなかった。そのため、いきおい貨幣の不足を領内限り通用の藩札で補っていた。市域では、尼崎藩・三田藩・明石藩などで藩札が発行されていたが、度重なる引替停止などによって幕末期になると藩札の通用力も弱くなった。また兵庫・道場川原の駅所や有馬郡の諸地域では、預り手形や駄賃札などと呼ばれる私札が広範囲にわたって流通するようになる。この私札は、多くの場合両替商や米問屋・酒造業者などによって発行されたものが多く、その流通の基礎には発行人である商人の信用力があつた。有馬郡のうち市域で発行された私札を一覧にしたのが表115である。

幕末における私札の発行は、商品経済の進展は貨幣の流通量を拡大させたが、各藩では金銀銅の正貨発行権をもたなかった。そのため、いきおい貨幣の不足を領内限り通用の藩札で補っていた。市域では、尼崎藩・三田藩・明石藩などで藩札が発行されていたが、度重なる引替停止などによって幕末期になると藩札の通用力も弱くなった。また兵庫・道場川原の駅所や有馬郡の諸地域では、預り手形や駄賃札などと呼ばれる私札が広範囲にわたって流通するようになる。この私札は、多くの場合両替商や米問屋・酒造業者などによって発行されたものが多く、その流通の基礎には発行人である商人の信用力があつた。有馬郡のうち市域で発行された私札を一覧にしたのが表115である。

第一節 幕政と藩政の改革

表 115 有馬郡における私札の

発行地	発行年	種類	発行人
屏風村	嘉永7年5月	銭100文	中尾吉兵衛
	〃	銭100文	〃
	〃	銭100文	西 四郎兵衛
道場川原村	慶応2年11月 慶応4年	銀10匁 銭500文	道場川原駅 〃
日下部村	安政元年	銭1匁・5分・3分・1分	草加部会所
上小名田村	文久3年	銀5匁・1匁 銭500文・100文	梶谷 龜太郎
	〃	銀1匁 銭100文	〃
	〃 12月	銀1匁	〃
	〃 12月	銀1匁	〃
	〃	銀1匁 銭1貫文・500文・200文	〃
	〃 12月	銀1匁 銭1貫文・500文	〃
田尾寺村	嘉永7年6月	銀1匁・5分	田中重郎兵衛
	〃	銀1匁	〃
	〃	銀1匁・5分	〃
	〃	銀1匁	〃
	元治元年8月	酒価5分・1分	田中出店
結場村	天保2年	銀1匁	武田儀右衛門
	嘉永7年6月	銀1匁	福浪与左衛門
	〃	銀1匁・5分	〃
	〃	銀1匁	〃
	〃	銀1匁	武田儀兵衛
	〃	銀1匁	大西浅右衛門
宅原村	文久元年2月	銀1匁	馬場与八
	〃	銀5分・3分・2分	嶋屋 五兵衛
	文久2年	銀20匁・10匁・5匁・1匁・5分	御室御用所 (嶋屋五兵衛)
	〃	銀20匁・10匁・5匁・2匁・1匁	御室御用所 (馬場五兵衛)
	〃	銀5匁・1匁・5分	御室御用所 (宅原引替会所)
	文久3年	銀10匁・5匁・1匁	御室御用所 (上松源十郎)
吉尾村	安政6年	銀10匁・5匁・1匁 銭1貫文	嵯峨御役所 (五龍貞造)
	文久3年8月	銀1匁	五龍干鯛店 (五龍具仁)

資料：高田義久『摂津国有馬郡紙幣史』

と記されている。

日下部村は田安家領で駅所道場川原村の延長上にあり、安政元年（一八五四）に草加部会所（館谷善七）から塩交易手形の名で発行されたものには、額面錢一匁・五分・三分・一分の四種類がある。この札は匁銀札と呼ばれる種類のもので、「錢一匁」というのは銀一匁に相当する錢の量を表わしており、匁・分という銀の単位をもっているが、錢札として通用していたものである。

上小名田村も田安家領であり、発行人の梶谷亀太郎は有馬郡の田安家領一〇カ村の大庄屋であった。この札の引請保証は郷中となっており、名あて人の山口屋宇兵衛・三木屋幸助の札牛を使い、貢租米を大坂に廻米していたと思われる。

田尾寺村は、岡部藩（埼玉県大里郡岡部町）の飛び地領で、発行人の田中重郎兵衛は同藩領の有馬郡六カ村の大庄屋で酒造業も営んでいた。嘉永七年の私札は、藩に上納する調達講銀一五〇貫目を集めるため、隣接する旗本領の大庄屋・庄屋などを名宛人として発行したものである。



写真 112 嵯峨御所役所札

ので、その代わりに発行されたともみられる。

次の道場川原村は、飯野藩（千葉県富津市）の飛び地領で、生瀬（犬坂・西宮方面）・藍（丹波方面）・竹原（播磨方面）へと継ぐ駅所であった。この駅所が金融のために人足牛馬駄賃切手として発行したもので、慶応二年（一八六六）十一月のものは、表の銀一〇匁のところに改めのしるしがあり、裏に錢五〇〇文

結場村は旗本安部主税の知行地で、発行人の竹田儀右衛門は文政十年に麻田藩（大阪府豊中市）札役所の引請人となった豪農であった。また福浪与左衛門は同村の庄屋を勤め米仲買や山口紙の卸問屋もしていた。

宅原村には、御室御用所宅原引替会所が置かれ、同村の庄屋を勤めた馬場家やその分家島屋などが引請人となって、文久二年（一八六二）に米融通手形が発行された。

また吉尾村でも、五龍貞造が嵯峨御役所大坂引替御用所の引請人となり、安政六年に諸品買入手形を発行し、五龍干鰯店（五龍具仁）からは文久三年に銀一匁札が出されている。

第二節 近世後期の兵庫津

1 兵庫津商業の展開

寛政の改革と 寛政改革の基調は、財政難を解決するための農村復興政策であったが、当面する問題とし

兵庫津商業 て物価や貨幣・金融政策も実施された。寛政二年（一七九〇）、田沼期に作られた定位銀貨の二朱銀（従来銀貨は重さもまちまちであり、秤で目方を量って用いる秤量貨幣であったが、定位金貨の二朱と同価値の計数貨幣として造られた）の鑄造を再開し、西日本の代官を通じて主に農村に貸し付け、その復興を計ることも、利益を得ようとした。

また同年物価引下げ令を出し、江戸・京都・大坂の問題に仲間商売の状況を報告させ、続いて約四〇年前の宝暦期と最近数カ年の諸商品の仕入れ値や売値、仕入れ先、販売先などを調査し、商品の値下げを強制した。この調査の結果、たとえば灯油の場合、江戸での高値の原因は、原料となる菜種・綿実を扱う大坂種物問屋の仕入れ方に問題があると判断した幕府は、翌寛政三年七月、中国地方の安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐の九カ国に阿波・大隅・豊後・対馬を加えた一三カ国の菜種の大坂廻送を差し止め、

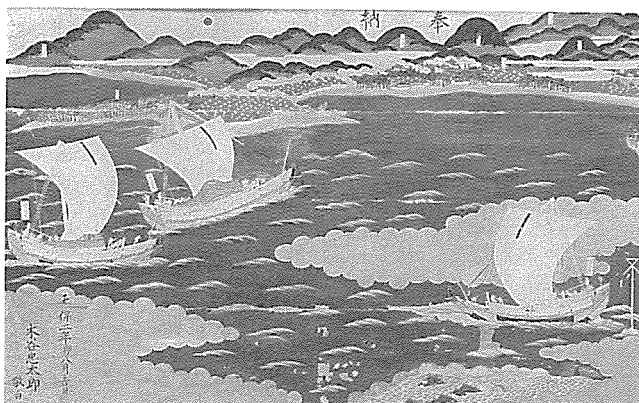


写真 113 天保2年奉納兵庫津沖船絵馬

これらの国々の菜種は、新しく兵庫津に設立させる引受問屋に扱わせ、兵庫の引受問屋には、集荷のため買
い注文を出し、仕入れ銀の前貸などもさせるようにし、その菜種を、西宮ノ灘目ノ兵庫間に存在する水車や
人力による絞油業者に限って買い入れさせ、絞り油は江戸へ直送しようとも、大坂の出油屋へ送ろうとも自

由と改めた。こうして寛政改革の間に、幕府の大坂問屋に対する
見直しがなされ、物価引下げのためには発展する西摂農村や兵庫
津を掌握利用しようとしたのである。

しかし大坂両種物問屋仲間は敏速にこの事態に対応し、兵庫津
に設立される二軒の菜種問屋に出資した。寛政九年一月の大坂両
種物問屋仲間三六軒の申合せでは、仲間の年行司一人と問屋二人
ずつが毎月交代で兵庫に下り、兵庫菜種問屋の業務を監督し、そ
の口銭は三八分し、二分を兵庫の北国屋権右衛門に与え、残額を
大坂両種物問屋で平等に配分することになっている。これをみると
兵庫津の新菜種問屋は名目は兵庫商人となっているが、実際は大
坂両種物問屋の出店であった。幕府の意図は果たされなかったの
である。

その後幕府は、再び大坂を重視する政策に転換し、文政五年
(一八二二)八月兵庫菜種問屋や西宮灘目江戸直積問屋を停止させ、

それまで兵庫菜種問屋へ送ってきた一三カ国の菜種も大坂の問屋へ送らせ、近郊の絞油業者の油も、自給以外は少量でも大坂油問屋へ売るように命じた。

また、商取引も幕府の諸統制によって、種々の制約を受けていた。俵物統制もその一例である。これは幕府が、長崎貿易で銀の流出を避けるため、銀に代わる輸出品として俵物（煎ナマコ・干しアワビ・昆布などの俵詰め）を採り上げ、長崎俵物一手請け方問屋が、各地の下請け問屋へ前貸銀を渡して集荷するという独占集荷体制をしいていたものである。しかし、購入価格と売渡し価格が引き合わなくなって、各地集荷問屋への未払いが増加し、集荷問屋は江戸や大坂など俵物価格の高い所へ売るようになった。幕府は天明五年（二七八五）この方法をやめ、長崎会所による直接購入に切り替えるとともに、下請け問屋らの自由売買を禁じ、献上品以外はすべて長崎会所へ売り渡すことを命じた。

それでも俵物の密売買の動きは根強く、寛政九年には大坂三郷で俵物の買い囲いがあり、文化九年（二八一二）にも大坂の料理屋・煮売り屋・魚屋などで、日常の魚に取り混ぜて煎ナマコや干アワビが出されたりしていた。

兵庫津の問屋貝屋伊左衛門は、萩藩によって俵物生産浦として把握されていなかった長門諸浦の漁民を前貸しによって掌握し、長門国大津郡大浦（山口県油谷町）の漁民を現地買い集め人、浦年寄を責任者として、生アワビを集荷し兵庫津に輸送させた。その総額は文化二年から同六年まで銀六三八五貫匁余となり、長門の側も生アワビ一貫目を漁民から平均二匁二分で買い取り、貝屋へは平均五匁五分で売り渡し、利益銀二一貫七〇匁余を得ていた。しかしこの生アワビ売買組織は文化六年大坂町奉行所に摘発され、それぞれ処罰さ

れている。

この時期以後、問屋がとくに経営を維持し、集荷を増加させるため取った方法の一つは、貝屋のように前貸しをすることであった。北風荘右衛門も各地で前貸しを行っている。例えば、天保三年（一八三二）一月加賀国宮腰浦（金沢市金石町）の銭屋喜太郎への前貸しの場合は、貸付金は銀七貫目、月一步（一%）の割合の利子を加え、請求あり次第元利を必ず返済するとしている。貸出割合はもたらされるべき貨物の時価の六〇〜七〇%とし、返済期日は定めていない。貨物が送られてきてから決済したものであろう。

北前船の

経営

近世中期以降、廻船を利用して買積商いを行う問屋の活動は活発となり、買積船のなかでも急速に多くなったのは、北前船である。北前船は北国を周航して大坂に至る買積船で、当時蝦夷地といわれた北海道まで行くようになっていた。兵庫には冬期北国船を囲って置く浜場が確保されており、こうした北前船の往来も頻繁であった。

兵庫津の富裕な商人も、買積船や北前船の経営に乗り出し始めた。しかし北前船の経営は難破などの危険があり、船の建造はもちろん積荷の購入などにも莫大な資本を必要とした。そのため北前船経営には単独出資をせず、資本を合わせることもしばみられた。北風荘右衛門の場合も寛政八年に泰久丸・永昌丸・永宝丸・永久丸・持国丸など六隻の廻船もしくは北前船を持ち、その他船頭名義とした持船も若干あったが、そのうちの廻船に出資金を募っており、この年泰久丸の出資者の一人泉屋弥兵衛は、出資の加入をやめ、加入銀を荘右衛門から返済されている。

荘右衛門はその持船で買積商いを行い、問屋の店方とは別に利益を計ったが、店方に貸して運営させるこ



写真 114 北風莊右衛門羽鯨仕切状

ともした。寛政八年には二艘を店方に貸し、莊右衛門個人の会計に、店方から利益の一部銀四貫目が使用料として入金されている。

また、工楽松右衛門も廻船業者として活躍した一人である。松右衛門は寛保三年（一七四三）高砂町の直乗船頭の家に生まれ、若くして兵庫に出て佐比江町の船持ち御影屋平兵衛に奉公し、自ら船乗りとなつて働いた。石見国浜田外浦（島根県浜田市）清水屋の客船帳に、安永六年（一七七七）入津の八幡丸、同八年の春日丸、寛政四年の住吉丸などでは沖船頭としてその名がみえ、同八年までの間に独立し、佐比江新地の御影屋松右衛門として廻船業を営んだ。

これよりさき寛政二年二月、松右衛門は大坂町奉行の命で江戸に赴き、五月幕府役人二〇名とともに八幡丸に乗って蝦夷地に渡り、択捉島で波止場の建設を開始した。寒気が強いなか一時中断するなどの困難を経て、ようやく同三年工事を完成させ、その後も波止場修復のため数回択捉島に往復した。寛政十二年択捉島からの帰途、千石船の用材とする巨木五本を竹輪で結び、「五本丸」という旗印を立てて、秋田から大坂まで運んだ、ところがこの五本丸が江戸城「御本丸」と同発音になることから、紛らわしいとして大坂川口番所に召喚されたりしているが、享和二年（一八〇二）幕府は択捉島での功労を賞し、工楽という姓を与えている。

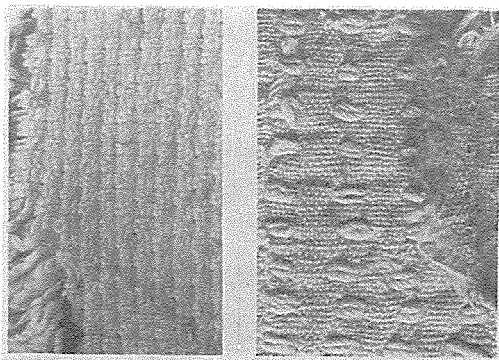


写真 115 「松右衛門帆」(左)と「刺帆」(右)の
布地 (石井謙治『江戸海運と舟才舟』)

松右衛門は、また「松右衛門帆」と呼ばれる木綿帆の改良者としてその名が高い。「白帆」で知られる木綿帆が、一般の船に広く用いられるようになったのは、一七世紀の後半からで、それまでは葎帆ないしござ帆が使われていて、一七世紀初頭の北国船やはがせ船もこの葎帆であった。それが木綿帆に変わっていく第一段階が「刺帆」の出現である。これは綿布二、三枚を重ねて縫糸よりいとで刺し、縫い合わせたもので、刺し子にしたところに特徴があった。しかし長期の使用に耐えないばかりか、その縫合には多くの労力と時間を費やすというのが欠点であった。とくに一八世紀以降には帆走専用のいわゆる舟才型の廻船が一般化すると、こ

れまで以上に帆の強度が要求されるようになった。

こうした背景のもとで、松右衛門はその改良に苦心し、刺帆に変わる織帆の製作に腐心し、数年後の天明五年には丈夫な帆布の製作に成功している。この着眼と成功とは、かれが生まれた高砂町付近が姫路木綿の産地であったことや、直乗船頭としての経験を持っていたことに負っている。

文化九年刊行の造船技術書『今西氏家舶繩墨記』には、「松右衛門帆と言うは、太と糸を縦横二た筋づつにて織りたる帆なり。尤も幅広たて二尺二、三寸あり、これまた品々違いあり」と記されている。早速製織場を佐比江町と播磨の二見に設けている。その価格は従来の刺帆に比べ約二倍の高値ということもあって、は



写真 116 兵庫にある工樂松右衛門の墓（八王寺）

じめは販路も狭かったが、たまたま兵庫の船具商喜多二平も帆布の改良に苦心していたのでこれに注目し、その販売に尽力した。喜多の主家である北風荘右衛門や他の廻船問屋もその普及につとめ、まず北前船で販路を広げ、後には全国の船に用いられるようになった。

この松右衛門帆の出現によって、帆の強度が増したため、刺帆では帆走できなかった強い風でも航行可能となり、帆走速度を高めるとともに、風待ちをも大幅に減らすことができ、近世海運に

おける航海・帆走両技術の向上に大いに貢献したといえる。

さらに松右衛門は文化元年、播磨国印南郡石宝殿山の耐火性石材を手船で箱館築島に運び、船据場を築造している。また郷里の人々の依頼で同七年には高砂の川浚普請を施工し、姫路藩主酒井氏から五人扶持を与えられ、廻船船頭に任命され、高砂に転住した。

高田屋嘉兵衛と幕 北前船経営で成功した例には高田屋嘉兵衛がある。明和六年（一七六九）淡路国津名郡都府の蝦夷地政策 志本村（津名郡五色町都志）に生まれた。かれは家貧しく家族多く、弟喜蔵が既に兵庫へ出

稼ぎしていたのを頼って二二歳の時堺屋喜兵衛方に至り、下関廻船や樽廻船の船乗りとなった。人一倍研究熱心なかれは梶取りに出世し、二年後の寛政四年には西出町に所帯を持ち、翌年沖船頭になっている。

この嘉兵衛に注目した北風荘右衛門は、自己の手船を嘉兵衛に委ねて日本海方面での買積商いに当たらせ、



写真 117 嘉兵衛寄進の灯籠
(稻荷神社)

得た利益の一半を割いて嘉兵衛に与えた。こうして嘉兵衛は同七年から八年にかけて、当時としては最大級の千五百石積み(二三〇トンほどの大船辰悦丸一艘を新造し、その後次第に船持船頭として独立した海運業者になった。以後嘉兵衛は屋号を高田屋とし、寛政丸、春日丸などともに北国に回航させ、貨物を転送販売して利益をあげた。この間同九年の春には箱館の白鳥屋勝右衛門という廻船宿(船宿)を拠点にしながら商売を広げ、同十年には出店を開いている。

寛政十一年幕府が海防の必要から七年を限り、東蝦夷地を幕府領とした時、嘉兵衛は幕府の命をうけ、出羽国酒田湊から松前への貨物の輸送を引き受け、さらに同年択捉島への航路を苦難の末に開いた。択捉島にはその前年近藤重蔵が最上徳内とともに渡っていたが、ここの原住民はまれに北海道に渡って交易する程度で物資は十分ではなかった。翌十二年三月嘉兵衛は兵庫や大坂で木挽や大工を雇い入れ、米・塩・鍋・釜・

木綿・煙草その他必要な物資を調達し、これらを辰悦丸ほか四艘に積み込み、再びシャマニ(北海道日高支庁様似町)に回航した。そこで近藤重蔵と会い、ともに択捉島に渡り、再調査のうえ西海岸一帯にわたって一七カ所の漁場を開き、アイヌに漁具や食糧を給与し、随行した漁師に漁の仕方を教えさせた。

享和元年幕府は西蝦夷地をも松前藩から上知させる計画をたて、嘉兵衛を蝦夷地御用定雇船頭としたので、嘉兵衛は幕

府の船をも運航するようになり、三人扶持を支給されている。

幕府は享和二年二月蝦夷奉行を新設し、七月には東蝦夷地を直轄地とし、その経営費用に充てるため、文化二年大坂・兵庫津・長門国赤間関（山口県下関市）の商人に、蝦夷地産物売りさばき方を命じている。高田屋嘉兵衛も北風荘右衛門も、この産物売りさばき取り扱いを命ぜられ、兵庫では産物の販売に、干鰯仲買や干魚塩魚仲買も加わり、北風家所有の家屋が会所に充てられた。文化四年幕府は西蝦夷地をも収め、松前藩には九〇〇〇石の替え地を与え、以後文政四年十二月に再び蝦夷地一円を松前藩に返還するまで幕府が管轄したのである。

高田屋嘉兵衛は択捉島開拓の功により、文化七年幕府から同場所請負を命ぜられ、次いで入札で幌泉の、また特旨を以て根室の請負も命ぜられ、アイヌから漁獲物を有利に仕入れることができた。嘉兵衛はその産物の精粗を区分して荷造りをし積み出したので、各地の商人の信用を得て、その商標のある荷物は内部を改めずに授受されたという。しかし嘉兵衛がロシア人に捕えられていた文化十年、幕府は東蝦夷地を請負場所とし、産物も廻送しないと方針を改めたので、産物売りさばき方は消滅した。

豪商の形成

幕府が兵庫商人を活用するようになると、諸藩もまた兵庫商人を用いるようになった。蔵物の販売も大坂蔵屋敷にのみ回さず、有利な場合兵庫津の問屋に販売させることもあった。兵庫津の有力問屋として有名になった北風荘右衛門の場合、諸藩の蔵米も販売するようになったらしく、寛政十年や享和元年に萩藩から吉例の米を受け、天保十三年には金沢藩から城米を売りさばいた手当として米を与えられている。こうして納屋米のみならず蔵米まで引き受け、北前船を利用して蝦夷地その他の各地で売

第二節 近世後期の兵庫津

表 116 北風荘右衛門家の不動産取得

年代 (西暦)	不動産の所在と対象	
延宝 8 (1681)	宮之前町	屋敷26坪余
安永 2 (1773)	浜	家
〃 5 (1776)	浜	蔵
寛政 8 (1796)	以前から湊川川尻・新田開発	
享和 1 (1802)		家 2 軒
	石井村	水車
	殿町	蔵建築
文化14(1817)	関屋町浜地	土蔵新築
文政 7 (1824)	西宮内町	家
	宮前町	家新築
天保年間	粥腹新田	開発
弘化 1 (1844)	網中	蔵地面
嘉永 5 (1852)	東出町浜	蔵
安政 2 (1855)	浜	蔵家屋敷
万延 1 (1860)	大和屋長三郎	家
文久 2 (1862)	あわ伝	家
慶応 2 (1866)	江川町北風三郎右衛門	家屋敷
	北宮内町浜	蔵

資料: 『北風遺事』

こうして販売の巧みな兵庫商人は次第に発展し、資本を蓄積すると、この時期にもその安全な運用のため、不動産の購入あるいは新田開発などをした。北風荘右衛門の場合は、津内で不動産の購入を進めるとともに、先代の開拓した湊川東方の新田から、さらに下流沿岸の浜を埋め立てる新田開発を天保年間に再開している(表III)。これは天保期の窮民救助を兼ねていて、粥が給されたので、粥腹新田とも称されたという。

りさばくほか、江戸へも直送した。関東・東北地方が文政七、八年気候不順で例年の半作となったとき、当然上昇するはずの米価も兵庫・灘・和泉からの米の直送が増加したので、さして上昇しなかったという。

また水車を利用する兵庫近在や明石などの線香屋は、線香価格が下落し、その販売が行き詰まった享和三

年、線香の一括販売を兵庫の北屋市右衛門・同伊兵衛に依頼しているし、菜種問屋も大坂種物問屋仲間の出資によって成立したが、菜種のみならず綿実をも取り扱う両種物問屋となり、兵庫商人の網屋三太夫と住屋吉右衛門がついに両種物問屋となっている。

東尻池村和田山の吉田新田の開発にも商人が関係している。吉田新田は、西宮の油屋善右衛門が開発を意図し、天保四年同村の庄屋末正宗左衛門（没後は子息久左衛門）と計り、自分の子伊三郎の名義で開発を出願したもので、東尻池村民との交渉で当初より三町歩減じた二七町歩を開発する計画で同十年に着手した。そして同十二年十二月検地を終え、石高八六石四升五合、面積一九町五反五畝一二歩を獲得したが、果樹や木綿の栽培も思うに任せず、嘉永四年（一八五二）この地は久左衛門の弟儀左衛門の所有となっている。

浜本陣の 発展した業種のあった反面、浜本陣は不振にみまわれた。浜本陣の業務は二つある。その一つ不振

は諸大名が参勤交代の際に立ち寄り、休泊する宿所を提供することで、他はその縁で当該諸藩が大坂へ廻送する蔵物、特に米を兵庫で渡海船に積み替え、大坂の上荷船や茶船につないで蔵屋敷に届けさせる手配をすることであった。この手数料として、積荷の米一〇〇石につき米一石七升をとり、九升は浜本陣の口米とし、六斗八升を渡海船、三斗を大坂の上荷船などに運賃として渡していた。

不振の第一の原因は、渡海船が減少したので、積替えに日数がかかるようになったことである。渡海船は享保十九年（一七三四）二四一艘あったが、その後焼失して明和六年には七三艘しかなかったことによる。

第二の原因は、諸大名が宿泊する際、随従家臣の分宿を依頼されていた側の町家がこれを拒否し始めたことである。このため明和八年十二月、浜本陣の日向屋治左衛門・網屋三太夫・肥前屋三郎左衛門・網屋佐左衛門・壺屋七左衛門・肥前屋粘右衛門・小豆屋助右衛門・絵屋清右衛門・網屋新九郎・網屋惣兵衛の一〇人は、兵庫勤番所に、従来下宿を勤めてきた和田崎町・今出在家町・出在家町・新在家町・関屋町・船大工町・新町・磯之町・北中町・南中町の町家に下宿を勤めてくれるよう指示を出してほしいと願っている。

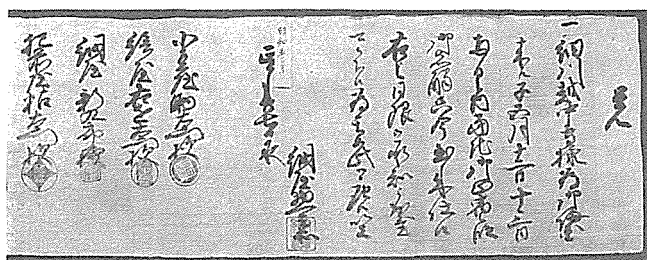


写真 118 浜本陣廻状 (部分)

表 117 明治維新ころまで続いた浜本陣

浜本陣名	藩名
肥前屋粘右衛門	肥前佐賀藩
網屋 佐左衛門	伊予久松藩
網屋 新九郎	備前岡山藩・讃岐高松藩
小豆屋助右衛門	薩摩藩
絵屋 右近右衛門	筑前福岡藩、筑前秋月藩、伊予宇和島藩 出雲松江藩、長州藩、伊勢津藩
網屋 三太夫	豊後臼杵藩
壺屋 喜右衛門	筑後久留米藩、豊後府内藩
網屋 吉右衛門	日向延岡藩、豊後杵築藩
網屋 惣兵衛	肥後熊本藩

資料:『神戸市史』資料2

したが認められなかった。翌三年金沢藩の蔵米廻船が入津した時は、口米下付を申請したが、藩の改革のためという理由で支払われなかった。

これでは本陣も維持できなくなるとして、壺屋と肥前屋とは翌四年、来津した廻船の孫太郎や藩の蔵屋敷に従来の事情を説明し、ようやく一〇〇石につき口米一升一合二勺五才ずつ与えられるようになり、同五年には他の二人を加えた四人が出願してとにかく浜本陣

第三の原因は、諸手数料の削減である。金沢藩の御用廻船は、宝暦年中から兵庫津での渡海船への積替えをほとんどしなくなり、手数料も蔵米一〇〇石につき、口米四升五合に減額されていた。そのうえ明和八年(安永元)年には金沢藩の廻米が少なく、この藩の浜本陣であった六軒屋次郎兵衛・網屋新九郎・肥前屋粘

右衛門・壺屋七左衛門の四人は困惑し、安永二年には金沢藩に米の拝借を出願

として勤めることになったという。藩としては難船処理などのことを考慮して、浜本陣を存続させることにしたと考えられる。

第四の原因は、藩主も浜本陣で宿泊しなくなったことである。網屋新右衛門は広島藩の浜本陣であったが、藩主が立ち寄らず、蔵米も取り扱わなくなったため、新右衛門は寛政十一年四月から七月まで広島に滞在して藩に請願し、同十三年には藩の蔵屋敷留守居に、大名の宿として家屋も修繕し脇本陣を借用しないで御用を勤めるので、立ち寄られるように願いでている。

このように浜本陣には多くの問題があったが、難船の危険や従来の関係から、浜本陣を利用する藩は残った。明和・安永年間に、日向屋治左衛門・肥前屋三郎左衛門・肥前屋粘右衛門・網屋佐左衛門・網屋三太夫・網屋新九郎・網屋惣兵衛・絵屋清右衛門・壺屋七左衛門・小豆屋助右衛門・六軒屋次郎兵衛の一人がいたが、明治維新ごろまで続いたのは九軒である(表III)。

2 天保の飢饉と幕政改革

飢饉とそ の対策

幕府は、年貢賦課米総額が文政三年(一八二〇)一五〇万石を割って以来、歳入の確保を貨幣収入の増加によることとし、文政・天保と続いて貨幣を改鑄、その益金と、御用金・冥加金の収入、貸金利子などによってしのぐとした。これらはいずれも物価上昇に直接間接影響し、加えて文政十一年以後は、不作や凶作が相次ぎ、物価は高騰した。特に米価は大坂相場の場合、文政九年末には肥後米一石

銀五九匁五分であったものが、天保三年（一八三二）末には七七匁五分、同四年末には一一八匁八分となっていた。

北風荘右衛門の勘定記には、この米価高騰期の文政年間以来施行米相場が書かれているので、兵庫津としてか個人としてかはわからないが、困窮人への米の若干の施行は実施されていたようである。しかし天保四年七月二十四日、兵庫津中所々に「米屋つぶし、七月二十五日五ツ時湊川へ御出成さるべく候」という張り紙が見られ、勤番同心は二十五、二十六両日湊川に出て警戒した。米価の高騰は米を買い占めて値上がり待つ商人の所為というのが多くの困窮者の思いで、こうした不穏な情勢のなか、ついに八月、米屋の打ちこわしが起こった。

白米も売る穀物仲買は相談して、小物屋町で八月下旬から白米一升九六文の安売りを始めた。これには購入者が殺到したので、町年寄と相談のうえ米切手を渡し、それで購入できるようにしたが、手当ての米は少なく十月中には底をついてしまった。そこで穀物仲買仲間は諸問屋仲間と計り、世話人一四人を定め、十一月以降は寄付を募って安売りはもちろん施行も実施することにした。この時町年寄に依頼して、難渡人を調査したところ二八三七人あったという。米の安売りは翌年八月まで一年余継続され、七月十九日から八月中はさらに値を下げて、白米一升八〇文で売り続けた。

寄付は岡方から金二〇四八両二分一朱・銀八〇〇匁・銭三三貫文・米一〇俵、北浜から金一四九五両・銀八一〇匁・米一〇俵、南浜から金三六〇両・銀五〇〇匁・米一〇俵、穀物仲買仲間から二回に分けて金九〇〇両、諸問屋仲間も二回で金七〇〇両、干鰯屋仲間が銀一〇貫目、質屋仲間から金五〇両、古手屋仲間が金



写真 119 救恤寄附金受取書

二五兩、干魚塩魚仲間が金一〇兩を出すなど、総計金五五八八兩二分一朱・銀一二貫一一〇匁・錢三二貫文・米三〇俵が集まった。この寄付金をもって米を購入し、施行米としては一六九石五斗四升を、天保四年十二月末日と翌五年七月十三日の二回、難済人に計五升ずつ、その他に二七石七斗七升を施行し、また安売り米としては八五〇四石四斗六升を、天保四年八月十九日から同五年七月十八日まで（二升九六文）と、翌七月十九日から八月末日まで（二升八〇文）、一日平均二七〇〇余人に販売したのである。それは相場より平均白米一石につき銀三七匁四分六厘余も安い価格であった。寄付金は九月に精算され、残額銀二一貫三五四匁四分七厘は出資額に応じて割り戻されている。

このほか、個人的に近親に救助の手を差し伸べた者もあったし、五年六月には地方の農民が前年の凶作による困窮を訴え、北浜惣会所を通じて、北風荘右衛門から銀一貫目を借用し、一〇カ年賦で返済することになっている。

もちろん社会不安も増大し、その後も天保六年二月、惣会所から各町年寄へ、近頃津中甚だ物騒につき、各町内申し合わせて、無宿、無商売の者などを留め置かないようにし、夜分は再三巡回するよう指示したりしている。

しかしなお不作は続いて天保七年夏から米価は再び急騰した。八月八日小物屋町から松屋町に通ずる所の北角に、「いわまや兵右衛門としらかやと九日之はん(晩)にやきうち(暮)にいたし申し候。くれかたみな(泰)とかわまで御出」という張紙が見られたという。津中有力者は協議して、八月十五日から十月二十日までは七宮神社境内において難渡人に粥を施行し、八月十六日から九月十七日までは困窮人一〇七三人に白米計一石八斗六升四合を与え、その後も米の施行を続けた。幕府側も十月兵庫津中に救米三〇石を下付し、名主らに命じて五歳以上の難渡人一五三六人に分配させた。

天保七年は六月の大雨で被害を受けたりして不作となり、翌八年も米価は下落せず、二月大坂で大塩平八郎の乱が起ると、幕府は姫路藩に命じて兵庫の治安に当たらせた。兵庫近辺でも三月には大和屋平六・川一九らが四〇人の浪人を集めて摩耶山にこもり、兵庫津中米屋の打ちこわしを謀るという事件がもち上がっている。幕府側は四月以後に白米など一二六石余を、五月には錢一八二五貫文余を下付し、借家人中の困窮者救助に充てさせている。

津中でも前年から引き続き施米や施銀が行われた。とくに諸問屋・穀物仲買両仲間は、同年三月十一日から一〇〇日間にわたって、施行米を受け得なかった困窮者むけに、白米一升錢一八五文の安売りを実施し、家数にして二一〇五軒・人数七〇八二人が救助を受けたことになり、これに要した米は二一石四斗五升であったという。

幕府の対応と

江戸廻米策

この間幕府は江戸での米価を重視して、江戸への廻米を増加させるため、天保七年九月、北風荘右衛門に廻米売上万事取扱を命じた。荘右衛門は廻米買上によって兵庫津の米価が

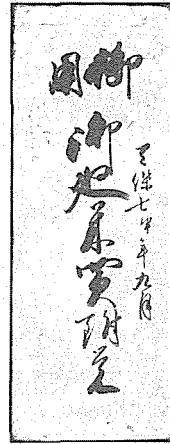
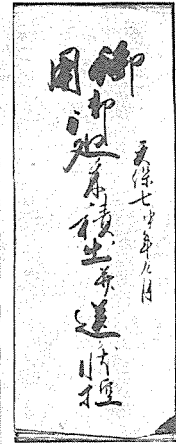


写真 120 江戸廻米一件史料（御用御廻米買附覚・御用御廻米積出并送り状控 表紙）

高騰することを恐れ、一度は断ったが、厳命のうえ大坂町奉行所の西組与力内山彦次郎・東組与力朝岡助之丞らの尽力もあって、兵庫の諸問屋・穀物仲買・酒諸荷物積仲間下問屋荷聞や、西宮の樽廻船積問屋らの協力を得て、翌八年五月までに米三万七三四七石二斗二升八合五勺を廻送した。

この時は出羽・加賀・越前・肥前・肥後・豊後・讃岐・備中・美作・播磨の諸国産米を、二、三百ないし

千俵程度ずつ購入している。藩蔵米の場合も多かった。江戸向け第一船は兵庫塩屋利左衛門船辰吉丸で、加賀米など三四〇五俵を積み、九月二十九日に出帆し、以下八年五月十日出帆の第三三船にまで及んでいる。江戸での受取値段は一石銀一六〇匁、運賃は同六匁八分という取決めであったから、購入値段の一石約一五〇匁前後という相場では、荘右衛門にとってはまさに「一己の損益に拘わらず」取り組んだ仕事であったろう。

しかしこの件では米の購入方法がよく、かえって他所に比べ、一石につき銀五匁一〇匁ほど下値で売買し、米も順調に送られた。幕府は同年九月その功労を賞して、穀物仲買仲間銭二〇〇貫文を、諸問屋仲間には賞詞を与え、さらに問屋から仲買への取引および仲買から百姓町人への取引で生じた代金未払いの訴訟については、大坂堂島米仲買と同様の権利を与えている。

第二節 近世後期の兵庫津

表 118 文化初年の兵庫津の株仲間

種 類	軒 数
株 屋 問 諸	121
株 買 仲 千	70
株 買 仲 穀	125
株 買 仲 米	30
株 買 仲 魚	70
株 買 仲 鮑	23
株 買 仲 ば	73
株 屋 麵 素	25
株 屋 湯 茶	25
株 居 芝 定	30
	1

資料：『大阪市史』2

株仲間停止令と兵庫津商業 こうした状況下で老中水野忠邦は、天保十二年から弘化二年（一八四五）まで、幕政改革を断行した。いわゆる天保改革である。十二年には初め儉約令や風俗の匡正を主とした法令を出したが、十二月江戸の物価引下げを意図して江戸十組問屋の株仲間・組合を停止し、翌年三月には全国的に株仲間・組合を差し止め、商人が前金をもって商品をその地で買い集め囲い置く事を禁じた。これは、従来の取引慣行のままでは物価が下がらないと考えたからである。

大坂では仲間停止が猶予された業種に、酒造・質屋・古金古道具屋・古手屋などがあるが、兵庫津でも同様であったろう。なお文化初年の兵庫津株仲間は表118の通りである。

この株仲間停止令によって、兵庫津の諸問屋は諸国諸荷物諸問屋、穀物仲買は穀物商人と名称も変えたが、諸国の商船も、仲間の特権がなくなると積荷を自由に売却でき、大坂以外に兵庫・尼崎・堺・貝塚などで売買することが多くなった。そのため兵庫津でも新しい問屋・仲買などが活動を始め、競争が激化した。

新商人として登場する油屋仁兵衛は、讃岐の生まれで兵庫の淡路屋庄三郎方に入り、讃岐の産物、特に和製砂糖を積んだ商船と取引した。これまで砂糖は大坂の仲間商人のみが取り扱い、兵庫津では取り扱えない商品であったが、停止令以後はその制限も解かれ取引が始められたのである。従前讃岐の商船は、米屋利兵衛・新屋清右衛門・鍋屋八兵衛・網屋吉次郎と取引関係にあったが、これを油屋が奪い取る形になっていった。また肥前

見々津の井手善兵衛の手船は、従来備前屋次郎兵衛方で取引していたが、相手を塩屋安兵衛に変えるようになっていた。こうして兵庫津でも従来と異なる商取引が活発になった。

その結果問屋は客とする商船の争奪を始め、商船側も商品を高く売るようになり、従って仲買もこれを高く売らざるを得ず、この意味でも物価は上昇した。当然代金の未払いなどによる紛議も予想されたが、仲間年寄・年行司などがいなくなった現在、先の天保八年奉行所から付与された権利(問屋・仲買への代金未払いにからむ出訴は、大坂堂島米仲買と同様に、取引日限からの一〇日間は御用日に限らず、仲間年寄・年行司の奥印があれば取り上げられるという)について、兵庫の仲買から弘化二年八月に、その奥印者の確認を求める願書が提出されている。大坂町奉行所は町年寄・名主の奥印をもって代えることを指示し、権利は維持された。

株仲間停止令はこのように一方で従来取り扱えなかった商品を取引させ、新興商人を生んだが、他方では商船の争奪、ひいては価格の上昇をもたらし、問屋仲間や仲買仲間の共同体規制による共存性を崩すことになった。

3 町人生活と文化

ごみとし尿

近世中期以後も兵庫の人口は約二万で推移している。その人口からはき出されるごみやし尿の問題を次にみてみよう。一般にごみ処理には、それぞれ空き地で焼却できる物は焼き、できない物は地中に埋めるという方法がとられた。豊臣支配下の大坂の町では、屋外の裏庭や道路に、何回も

穴を掘ってごみを埋めたという。これは手数もかかるので川や堀にごみが捨てられることも多く、町奉行はしばしばその取締りを令達している。

兵庫津でも同様な状態で、貞享三年（一六八六）二月二十九日の法度に「つぎ鳥の入海へはき溜何に依らず捨物停止の事、外より持ち来り候へ、夜番のものの改むべき事」（『兵庫岡方文書』）とあり、船溜まりの入海へ捨てられることもあったとみえ、これを禁じている。寛政五年（一七九三）六月兵庫勤番所では、津中の汚れが目立つとして町々に、掃除は入念にし塵芥などをみだりに捨てないように命じており、各町には塵捨て場が設けられた。さらに同十二年勤番与力は、なお人家近くで塵芥を焼却している例があることをとりあげ、肥料にするため塵芥を焼却する場合は、それぞれの耕地で行い、また塵芥を捨てる際は見苦しくないよう塵捨て場へ持ち込むことを命じている。この時月番の南浜惣会所では、兵庫の東西両口に、道路に塵を捨てることを禁じる旨の、また岡方惣会所も逆瀬川町内の塵捨て場に、捨て場の明示と捨て場での焼却を禁じる立札をそれぞれ立てている。

し尿の場合は、当時では重要な肥料として利用されたので、兵庫津近辺の農民が汲み取りに来て、謝礼として菜や大根などを若干置いていくというのが慣例になっていた。それが農民からの謝礼は次第に貨幣となり、また各村でも兵庫津各町の分担を決めて取りに来るようになっていたという。

ところが天保頃から、農村側はこの謝礼金の減額を計ろうとし、町側と対立するようになった。その対立は、凶作となった天保七年（一八三六）農村側が、下肥代の七分減額要請を容認しなかった町側に対し、汲み取りを停止したことから一挙に深まった。町側のうち農民の少ない北浜・南浜では、他の者に汲み取らせて

売却する方法をたてて対抗したが、その費用も次第に増加し、天保八年十二月には各町年寄と両浜名主の連名で、北風荘右衛門から銀二五貫目を借用するまでに至っている。こうした町方の抵抗で打撃を受けた農村側は、ついに大坂町奉行所に訴え、以後三年にわたる争論のすえ、ようやく同十一年七月和解が成立した。たとえばその内容を東須磨村・板宿村の場合でみると、直接汲み取ることになった北浜の島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町の四町一三六〇人分の下肥代銀一二貫五一二匁を惣会所に支払う、ただしうち五貫五八四匁は以後一〇カ年賦とし、二七九匁二分三厘を半季ごとの六月と十一月に納付する、また両村側は汲み取りを延滞しないようにし、もし町側に故障が生じた場合は、その荷数の割合で寄場の下肥を渡すという約定であった。兵庫津内には下肥寄場の設けられていたことがわかる。

文芸の進展

豪商やその家族の中には、俳諧や和歌を好む者が多かった。和歌では、北風六右衛門の母けん女などが、享保八年（一七三三）九月住吉社に、真光寺院代其阿上人らとともに和歌を奉納しているし、また元文（明和期）には鷹見保具（絵屋）、樽井伴古（正直屋）などの名がみえ、天保期には渚屋三兄弟とはやされた南條利愛・敬直・保利らが活躍した。

俳諧は豪商を中心として嗜まれた。与謝蕪村は画人として明和三年（一七六六）京都に一家を構えていたが、兵庫にも来て北風荘右衛門家に長く逗留したこともあり、当主貞幹は来屯という俳号をもって俳諧もよくした。喜多屋甚七が小曾根季駿の序文を付した俳書『あすのほうく』を安政三年（一八五六）に出したが、そこ



写真 121
蕪村短冊

には師匠の時雨庵可大とともに、北風彦六家の彦三郎が柳翠、喜多屋儀助が其隣、正直屋長治郎が直堂と号して出句している。

画人となったのは、室田霞亭である。兵庫の医家の養子となった霞亭は、詩文を僧六如に学び、文化四年（一八〇七）居宅を兵庫から摩耶山麓に移したが、文政四年（一八二二）二月大坂の西照庵で催した画展には、大坂から一一八人、兵庫・菟原・山田などから八一人、その他からも六〇人が集まったという。交際の広さや弟子の多さが知られる。その詩文や画の弟子で、磯之町に住む荒物屋庄兵衛は、桃木呉来として俳諧も嗜み、その著に『兵庫舟』がある。

学問は、神主や僧侶など有識者の中から始まった。一遍上人ゆかりの真光寺で、正徳元年（一七二二）院代となった賞山は、遊行第四十八祖賦国の命を受けて、宗祖の御影堂を再建し、『一遍上人絵詞伝直段抄』『播州問答集私考』を著している。

享保十九年に生まれた常見肅は、学を好み詩文をよくし、八〇歳で没するまでに、兵庫で多くの門人を持ち、寛政六年には植田下省の祖先の墓碣を撰している。

儒学の折衷派で有名な広瀬旭莊（一八〇七～六三）は豊後日田に生まれ、兄淡窓および筑前の亀井昭陽・備後の菅茶山らに学び、帰って咸宜園を経営した。のち江戸・大坂・北陸などを巡遊したが、晩年大坂に長くどまった。兵庫には門弟知人も多く、よく兵庫に来て書を講じた。兵庫の医者真島順道は、詩をよくし旭莊とも親交があり、旭莊が兵庫に来るとその家に泊まった。天保十一年九月二十八日京屋善右衛門や順道などは、白砂青松の和田崎浜に旭莊を招き、網を引かせて宴を催し、詩作に興じている。また旭莊が兵庫で講演

し、その門人浩然が慎明舎(もと心学の講所)で漢学を講じたなどは、順道の尽力によるところが大きい。順道は嘉永六年(一八五三)大坂堂島に転居し、間もなく没している。

また、多くの商家では年少の雇い人に読み書きそろばんを習わせたであろうが、町々にも寺子屋の類が存在していたに違いない。しかしその記録は乏しく、わずかに近世末期和田崎町、南逆瀬川町に塾の存していたことが知られる程度である。

興行もの 明和七年算所村の者が定芝居一軒を許可されて以来、芝居は庶民の楽しみとなった。といつての盛行 も興行の座元は次々と交替しており、芝居を打ち続けるほどの盛況ではなかったようである。

天保十年九月中旬からの芝居の座元は市川米太郎で、嵐三津五郎などの役者を呼び「傾城繁夜話」「隅田川後面影」などを演じ、同年十一月には梯谷多三郎を座元として、同じ役者が「木下蔭狭間合戦」「伊達娘恋緋鹿子」を演じている。翌十一年五月には座元は浅尾米三郎、役者は浅尾工左衛門・実川延三郎などで「読本あさがほ日記」を通し狂言として演じている。安政四年五月には前狂言として「碁太平記白石嘶」、後狂言として「太平記忠臣講釈」、切狂言として「鬼一法眼三略巻」など今日でも演じられる狂言を、市川助寿郎・嵐三右衛門ら九人の役者を呼んで興行し、同年十月には「加賀見山旧錦絵」「双蝶蝶曲輪日記」を市川白猿・嵐璃寛ら八人で上演している。安政六年十月吉日には「競伊勢物語」「芹屋道満大内鑑」を嵐厳獅・浅尾奥山・嵐徳之丞ら八人が来演し、翌万延元年(一八六〇)には座元は市川右二九で「裏表忠臣蔵」「壇浦兜軍記」を嵐冠十郎・嵐璃光・市川十蔵らが演じた。

定芝居はこの後しばらく開かれていないようだが、文久元年(一八六一)九月には、能福寺で座元尾上当久

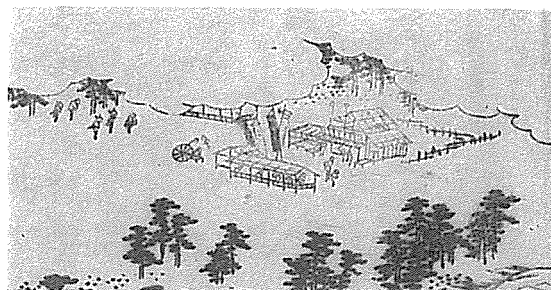


写真 122 芝居小屋（『播磨名所巡覧図会』）

松が興行し嵐寿旺・山下八重らが、同年十二月には座元大川滝松が中村玉芝・坂東花鳥らをよび「姫競双葉
絵草紙」「濃紫染手由兵衛」を開演している。翌文久二年からはまた算所村の定芝居が再開され、以後明治
まで続いた。

演目のうち今に残っているものはわずかで、作者も役者も一流とは言えないが、娯楽に乏しい庶民にとっ
ては、こうした芝居が楽しみとなった。

講談は常設ではないが時々行われた。寛政十二年閏四月十五日には、西
柳原町戎社宮守の平次太夫が願ひ出て、美作国吉野郡荒卷神社神主白岩織
部による神書講談が湊町八幡社でおこなわれた。また五月十一日兵庫三方
の惣会所小使が申し出て許可された軍書講談は、五月十二日から五〇日間、
日暮れから四ツ時（午後十時）まで、塩屋町の金光寺境内を借り、大坂四ツ
橋の岩田屋太右衛門という講談師を招いて太平記を語らせている。これは
聴衆が多く、さらに七月三日から同二十八日まで延長した。また焼失した
七宮神社の再建のため講中では、大坂で寛政六年から社寺境内において茶
店など小屋掛けの営業が日限を切って許可されていることを聞き、寛政十
二年八月同様に七宮神社境内にも葦簾囲いの小屋を二カ所建て、一〇カ年
を限って平日は茶店とし、時に小見世物・商人店・軍書講釈・揚弓小屋な
どに利用し、その収益をあてたいという願書を提出している。

相撲は武士にとっても、町人にとっても楽しみの一つであった。明和五年五月、尼崎藩主が巡見に来た際、二十四日はあいにく雨天で、名所旧跡をたどることはできなかった。このため満福寺境内で子供相撲をみせている。寛政十二年七月には、船大工町の裏店に住む相撲取りの渡り島五郎兵衛が、切戸町の釘屋新右衛門の軒下を借り、新右衛門を勧進元として相撲を興行する許可を受けている。また元治元年（一八六四）四月には興行人として沖の島三藏、差添人として岩風甚藏、頭取惣代として千賀浦浜右衛門という相撲取りらが相撲を興行し、第二日目の収益を兵庫津番所に報告しているが、それによると一枚一〇〇文の表札を四〇〇枚売って四〇貫文、棧敷札一枚八〇文を同数売って合わせて七三貫三三二文（銀にして九三八匁六分四厘）の収益であった。また同年十月下旬、晴天の一日、能福寺の境内で稽古相撲興行をしたいという願いを、興行人肥後森市藏・差添人若駒辰藏・頭取惣代山姿重次郎らが出している。

茶屋と遊里

尼崎藩時代は禁止されていた茶屋や遊里は、幕府領になってから認められるようになった。まず明和七年駅所助成の必要もあって一五軒の茶屋株が許可された。これは天保九年には二五軒に増加している。この茶屋は遊興的な料理茶屋で、天保十三年株仲間が廃止されたときは、金三〇兩の冥加銀上納も免除された。

もと入江であった佐比江の埋立地、佐比江新地には遊里が生まれた。佐比江は津中への東入口にあたり、寛政十年刊の『摂津名所図会』には、「兵庫鬻紅おしろいの花の顔 佐比江といえど 日々に新し」とあり、遊里として繁盛していたことを示している。

この遊里はのちに柳原町に移されて以後明治維新まで続いた。また文化年間磯之町にも娼家があり、その

他にも遊所があったという。

安政六年、船着場であり西国街道の宿駅でもあるとの理由で、小広町・神明町・逆瀬川町・東柳原町・西柳原町の旅籠屋に飯盛女を置くことが許可された時、傾城町と区別するために、旅籠屋一軒に飯盛女は二人ずつと定め、もし旅客が多くて不足する時は旅籠屋どうしの融通は認めるが、服装の華美を禁じ、傾城町同様の取り計らいをしてはならないものとしている。以後毎年十一月、旅籠屋の家族や下女・飯盛女の数を家別に改め、町年寄の連判した旅籠屋判形帳を名主に提出させ、五カ町以外の旅籠屋で類似の商売をすることは禁ぜられた。この時提出された判形帳では、飯盛女の数は規定どおりであるが、下女の数が多く、同居人と記載された女性もあるので、実際に働いていた人数は規定より多かったと推察される。許可された旅籠屋は、小広町一二軒・神明町一〇軒・逆瀬川町一三軒・東柳原町一二軒・西柳原町二三軒の計七〇軒であったが、幕末も迫った元治元年には四五軒に減少している。

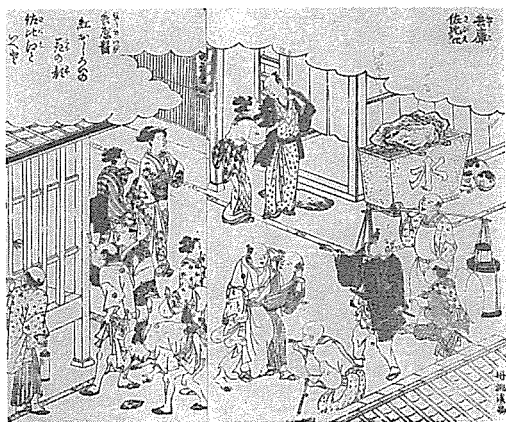


写真 123 佐比江（『摂津名所図会』）

第三節 村政と民衆運動の展開

1 訴願する村々

広がる菜種 灘目の紋油業産地を控えた西摂農村では、その原料としての菜種や綿が盛んに栽培されていたが、その販売をめぐる争いは、すでに宝暦・明和年間ころより、農民たちの販路拡張を求める動

きがあった。その後「明和の仕法」によって在方の紋り油屋仲間が公認され、菜種購入について一種の独占権を得るに及んで、その存在が菜種作農民にとって大きな問題となっていた。

文化二年（一八〇五）七月五日菟原郡一八カ村は、同郡の水車紋り油屋たちが、新たに目代や手先の者を通じて菜種を油相場よりも下値に買い取るよう申し合っていると指摘しているが、同日に菟原・武庫両郡名義で出された別の訴願でも、小前百姓がわずか二〜三斗の菜種を売るのでも油屋以外だとすぐ違法として公儀に出訴されるので困ると訴えている。

この時の農民たちの要求は「仕入銀の姿にて銀子を調達したい」というもので、いいかえれば菜種の収穫以前に前貸し銀の形で菜種を販売したい、そうすればそれを元手に夏作（表作）の肥料などの手当てができる

第三節 村政と民衆運動の展開

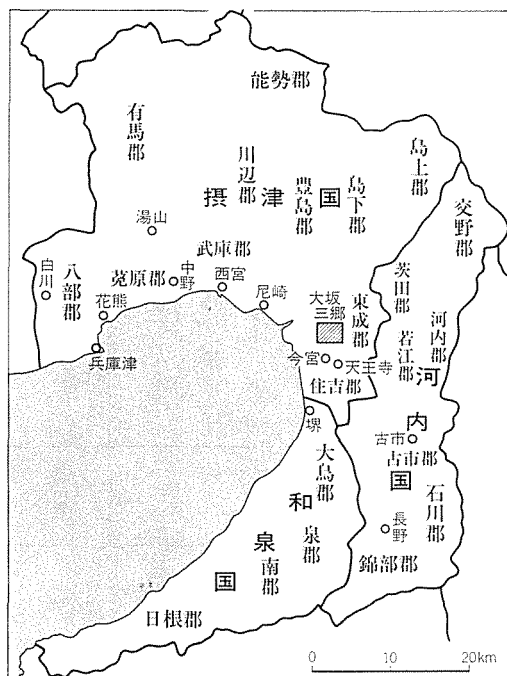


図 27 国訴関係地略図

というわけで、それが農民たちの要求の主眼であった。また小前百姓のわずか二、三斗の菜種の場合、村役人が預かって小前に銀子を調達したいという二郡村々の要求も、前貸し銀による菜種販売の容認という要求と共通しているといっていだろう。

同様の主張は、寛政九十年（二七九七）の訴願でも見られたが、それは明和七年（一七七〇）の撰津・河内・和泉三国の絞油業に関する仕法改正によって、武庫・菟原・八部三郡の菜種は在方の油屋へ販売することが定められ、油屋は従来のように農民へ前貸し銀を与えるなどの便宜を通じて菜種を確保する必要がある

になったことに起因している。その事態がより深刻化したために、この度の訴願となったのであろう。しかしこの要求は認められず、農民たちは翌月の七日、油屋たちが目代や手先の者を仲買いとして菜種を買い付けていることを止めさせる点に絞って、改めて出願している。

この出願では菟原郡一八村と武庫郡五六村が連合しているが、菟原郡の一八村は芦屋村・打出村から野寄村にい

たる住吉川以東の村々で、支配関係でみれば、尼崎藩と幕府代官所という支配違いの村々が含まれている。それにもかかわらず一緒になって訴願しているのは、武庫郡同様、菜種作農民としての利害関係の共通性の強さを物語っている。このような商品作物生産者としての共通性が、このあと郡を越え、二〜三カ国規模にまで訴願を拡大させていく原動力になっていたといえる。文化二年八月二十五日、摂津・河内の二カ国五六八カ村が願い出た訴願は、その最初のものであった。

摂河村々

文化二年の八月十日ころ、河内交野郡村々の間に回された廻状では「菜種の売りさばき方につの訴願　き百姓一同が難渋しているので、摂河泉三カ国が出願する予定だ」と記されており、この頃どことが中心になっていたかわからないが、摂津・河内・和泉の広い範囲で、一斉に農民が菜種訴願を行う計画のあったことが知られる。

そして確かにこの月、摂河の村々からの訴願が相次いでいる。菟原・武庫二郡の村々が二度目に出願したのは八月七日であるが、その八日後の十五日には、河内の狭山藩領二四村が出願し、その一〇日後の二十五日には摂津の川辺・豊島郡八三村、河内では山形藩領四四村が相次いで訴願し、五六八カ村の訴願となっている。これだけの規模に広がったために、訴願の内容も、菜種だけでなく同じ油の原料である綿実も取り上げられ、両方ともに「諸商人望みの者へ勝手次第に販売できるように」と拡大され、またあわせて灯油を在方の油屋から直接購入できるようにという要求も提起されている。

油購入の問題はこれまでの訴願ではなかったものだが、当時都市のみならず農家においても夜間の灯油としての需要は高く、在方の絞り油屋を通じて購入していた。ところが幕府は江戸の需要確保を優先する政策



写真 124 菜種栽培（『国産考』）

を一貫して採り、そのために原料である菜種の販路にも統制を加え、油も寛政十年の幕府令では、在方の紋り油屋からすべて大坂に集中することが指定され、その結果農民はやむなく、大坂に一度集められた油を問屋・仲買いを通じて買わなければならなくなった。当然、駄賃・口銭が掛かって高値となる。その一方で菜種や綿実の種物は、油屋仲間の申合せによって買いたたかれ、両者の価格はいたって不釣り合いとなっている。それをなんとか打開してほしいというのが、この時の訴願の趣旨である。同年八月の菟原・武庫二郡の訴願が前貸し銀による販売を求めていることからいえば、この時の要求の主眼は大きくずれているが、訴願の規模が広域化したために、このようなこととなったのであろう。

大坂町奉行所では、この時の訴願を「容易ならざる義につき採用しがたい」として却下したが、農民たちはこのまま願い下げてしまつては、油屋たちがいっそう不法なことをするだろうからと、翌月の閏八月十七

日までの日延べを願っている。

ところがこの間の閏八月五日、別途に先の菟原・武庫二郡七四カ村は、油屋が新規に目代を使って、時の相場を無視して菜種を買い付けさせているため、菜種の価格が低落しているとして、そのような不法な買い付けを止めさせるよう願い出ている。この願いも閏八月十九日まで日延べされているが、二度目の訴願では目代・手先と唱えている者一五人を告発しており、そのかいあってか十月には灘目の

油稼ぎ仲間から、今後は目代を使つての菜種買い付けはやめ、油屋が直接買うようにするとの回答を得ている。灘目の水車絞油地帯を控えるこの地域だけは、摂河二国中でも要求が際立っていたといえるだろう。

このようにして西摂の菟原・武庫二郡村々だけは、別個に独自の進展があったが、並行して出されていた摂河二国五六八カ村の訴願は日延べにもかかわらず、その年のうちに成果を得ることができなかったようである。しかし訴願から一年以上経った文化三年十二月、油方年行司が解散させられており、後年農民たちは、それによって菜種・綿実の販売が手広くなったと評価しているので、遅ればせながらも一つの成果があったというべきであらうか。

2 国訴の展開

文政六年 ところがそれから一七年後の文政六年（一八二三）、摂河二国の村々の大半を巻き込んで、二つの綿国訴

の大きな訴願運動が行われた。一つは大坂の三所実綿問屋に対し、実綿の自由販売を求める訴認で、これには一〇〇七カ村が参加し、いま一つは文化二年（一八〇五）に一度掲げられた油と種物をめぐる訴訟で、こちらには一一〇二カ村が名を連ねている。摂津の全村数が九〇一、河内が五六一、あわせて一四六二村であるから、その七〇%前後が参加したことになる。もちろん市域村々の名も、その中にある。

この時の二つの訴願は同年四半月ば、大坂近接の今宮村庄屋新左衛門ら五名の幕府領組合村惣代が、近年実綿の値段が低落しているので、その対応を協議したいとして、大坂上本町の郷宿に集まるよう呼びかけた

第三節 村政と民衆運動の展開

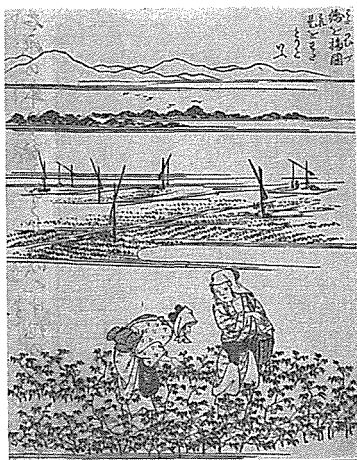


写真 125 綿栽培 (『綿圖要務』)

ことに始まる。そして四月十七日摂河両国から五〇人ばかりの代表が集まり、「御料私領大参会」が大坂で催された。この集会では、実綿価格低落の原因は大坂の三所実綿問屋にあるとして、問屋が「手儘に」取り計らっている証拠を集め、なんとか実綿が手広く販売できるように提訴しようということが決められた。しかし、村によっては綿ではなく菜種を作っている場合もあり、そのような村々では、近年油屋たちが申し合わせて菜種の買入価格を踏み下げているので、それも合わせて訴え出ようということに決まった。

この時の協議を受けて、以後摂津・河内の各地で訴願の準備が進められ、一郡もしくは同じ所領かぎりで惣代が選ばれた。菟原郡では中野村弥惣左衛門・熊内村幸左衛門・森村源太郎の三人が、村々から惣代に依頼されているが、この時村々から「綿、菜種・綿実の売りさばきが手狭となり、また油小売り値段も高値なので、百姓一同は難渋している。そこでこれらのことについて訴願するため、あなたがたを郡中惣代として頼むのでよろしく取り計らってほしい」との一札を入れている。このようにして実綿訴願については翌五月二十五日まず七八六村が訴訟し、二十六・七日にも二二一村が追訴、合計一〇〇七村がこの訴願に名を連ねることとなった。惣代の数は二九人に及んでいる。

訴願の中で農民たちは、摂河の村々では広範に綿作を行い、その販売銀で三分の一石代銀をはじめとする年貢銀を上納し、さらに肥料代ほかの諸経費支払いにも充てている

との状況を述べたうえで、次のように訴えている。「これまでは綿の取り入れ後、各地の商人が実綿を買い付けに農家までやってきてその買い人気が相場が自然とたっていたが、近年大坂三所実綿問屋が申し合わせて新法を立て、実綿を他国へ売ったり、船積みしたりするのは実綿問屋以外にはできないとして、それを侵した者には詫び証文とともに法外な口銭を要求している。そのため在方の商人たちはかれらの手先同様になり、他国の商人もそれを嫌って買い付けに来ない。そのため綿の値段も、かれらの思うように踏み下げられている。綿は年貢上納のうえで第一の引き当て作物であるから、このままでは年貢の上納にも影響する。これまで通りいずれへも自由に売れるようにしてほしい」というのである。

このころ油・種物訴願惣代の一人として大坂に出ていた白川村庄屋佐源治の手控えによると、当初奉行所に差し出した訴状には、三所実綿問屋の取り放ち（解勘）を要求する文言が入っていたのを、係り役人寺西弥五兵衛の指示によって削除したものに引き替えたようである。あわせてこれも寺西の指示に従って、天王寺・勝間・今宮辺りでこれまで三所問屋に取られた詫び状を五通ばかり添えて、二十七日提出している。天王寺村平野屋新兵衛が、摂津勝間村で買った実綿六七本を、直接兵庫の油屋太助方に売りさばいたとして、問屋から謝罪と口銭を要求された一札は、その一つなのだろう。

一方、油・種物の訴願の方は、翌二十六日に河内三日市村五兵衛の作成した案文が、大坂に集まった惣代に示され、実際に出訴したのは六月十三日のことである。この間大坂の惣代たちから「油の問題は摂津・河内・和泉三カ国同様なので、一緒に訴願に加わるように」との打診が和泉の村々に対してなされているので、惣代たちは綿問題よりも広範な連合を組織しようとしていたことがわかる。



写真 126 綿繰り作業
(『綿圃要務』)

このようにして二つの訴願は連携しながらも、別個の過程をたどることになった。綿訴願は六月二十八日に三所実綿問屋が奉行所に召喚されて、大坂の川内を直接船積みすることはわれわれ以外出来ないが、在方で百姓が「直売り直船積み」することは何ら支障がないと答弁している。安永元年（一七七二）に株仲間として公認された時、彼らに保証された独占権は大坂市中に限られていたので、この答弁はその原点に戻るといえるものであるが、それ以来徐々にその市場圏を拡大し、摂津・河内の村々における実綿の独占的購入圏を作りつつあった問屋側としては大幅な譲歩になるだろう。

いいかえれば農民側の主張が通ったことになる。その結果綿訴願は急速に終息に向かい、七月六日農民側に対し奉行所は、三所実綿問屋以外にも手広く売買してよいとの回答を示し、濟口証文を出すように指示したが、惣代たちは日延べを願って相談し、二十三日には訴状を取り下げている。

こうして綿訴願は、農民の大連合の前に三所実綿問屋仲間が譲歩する形で終結をみたが、この時農民たちは、今後同様な事態が生じ、実綿の売買に支障が生じるような事態が起これば、すぐに天王寺・今宮・勝間の三村（いずれも大阪市）に通報するようにと申し合わせている。さらに在方の綿商人たちからも、今後はどの村にも自由に買い付けに入り、決して買い場所を限定したり、値段を申し合わせるなどの不正なことはしないという証文を

取るほどの念の入れようである。

文政七年の 油と種物をめぐる訴願の方は、このように順調にはいかなかった。文政六年六月十三日に一

菜種国訴

〇〇二カ村（一一〇七村、一一七八村という史料もある）、六三人の惣代の名で出された訴状は、
(1)油は大坂油問屋―仲買いを経て買うのではなく、直接最寄りの在方油屋から時の相場をもって買いたい、
(2)種物の販売はせっかく手広くなっていたのに、また年行司同様のものができて値段を不当に踏み下げている、
(3)このように菜種の値段が低ければ、肥料の手当ても思うようにできないので、干鰯屋などに質入れできるようにしてほしい、との内容であったが、文面に不行き届きがあるとしていったん願い下げ、十八日再度願い出ている。

それに対し大坂町奉行所は、認められる点もあるが、油は摂津・河内・和泉三カ国同様であるから、和泉の村々が願い出なければ採用できないと答え、七月五日まで日延べされている。そのため惣代たちは、和泉の村々に参加を呼び掛け、さらに播磨からも参加したいとの意向が示されたが、これは結局実現せず、翌七年四月十三日、和泉の三二〇村を含めて一三〇七村（一四六〇村というものもある）が出訴した。三度目の訴願である。

ここで農民は従来通り在方油屋からの油直接購入を求めながら、種物については先の主張と変わって種物価格が引き合うような仕法の設立を求めているが、もっとも注目されるのはこれまでと違って理由が極めて詳細に述べられている点である。たとえば種物問屋が「御用」の名の下に大坂周辺の村役人宅に押し入り帳簿を奪ったこと、今の菜種値段では栽培に要する費用（人夫代まで含めて）を賄えない、大坂の油屋で同じに買

った油でも値段にずいぶん開きがあり公正な売買とはいえない、油仲間が公認されてから三カ国でおよそ二%も人口が減り耕地が荒れ菜種の作付けも減っている、などである。このうち明和年間以来五〇年間の家数・人数の減少については惣代が村々に対し実際に調査、報告するように求めているので、七年春の訴願はこのような調査を踏まえ用意周到に行われたといえよう。

そのかいあってかこの度の訴状は受理され、惣代は奉行所から、審議のうえ追って沙汰するとの回答を得ている。その回答があったのは同年十二月二十一日のことで、大坂三郷の油屋仲間を糾明し、返答書を出させたので、それについて農民側の返答をするように求められた。農民側は翌八年一月十二日に返答書を提出したが、三月四日奉行所で申し渡された判定は「小売り油を在方絞り油屋から直接購入させるのは御定法に背くので認められない」という、まったく農民の期待に沿わないものであった。やむなく農民たちは、菜種値段引き立て要求は引き続き訴願するとの決心を固め、油については訴状を取り下げている。六年六月の出願から数えて、一年九カ月が経過していた。道のりはまったく遠いといわなければならないが、すでに訴願の広がりには摂津・河内から和泉、そして今回は参加にいたらなかったけれども、播磨にまで広がろうとしており、種物や油の問題は「数万の百姓露命、相続のものと」という地域意識を作りつつあった。

文政十年西撰

三郡の訴願

文政八年三月に訴願を取り下げた摂津・河内・和泉の農民たちのうち、西撰の武庫・菟原・八部三郡村々では、二年後の十年閏六月、早くも菜種販売についての出願を再開した。

出願は二度にわたっており、まず閏六月十八日付けの菟原郡二三村、武庫郡四〇村の訴状では、最近また水車油稼ぎ人の名代だとして、仲買の印鑑を持たない者には菜種を買わせないなどと不当なことをいって、菜



写真 127 菜種訴願状(部分)

種を買い占める者がある、このような仲買による独占は、文化二年の訴願によって禁止されているのでやめさせ、これまで通り農民と油稼ぎ人の直接売買を認めてほしいと主張している。また八部郡も加わった八月二十一日付けの訴状では、相手を住吉村の水車請負人吉田屋吉右衛門ならびに名代の者と特定したうえで、同様の内容を訴えている。農民の主張は、文化二年の時とまったく同様で、水車絞油業を控えるこの地域では、手を変え品を変え菜種の独占的買い付けを企てる者が後を絶たなかったものと思われる。

ところでこの訴願については、詳しい経緯がわかる。出訴に先立ち六月二十八日、武庫・菟原郡の惣代四名(中野村弥三左衛門、森村次左衛門、段上村五郎左衛門、西大島村弥市兵衛)は、吉田屋が仲買人を決めて一手に菜種を買い付けている問題について、彼の属する住吉村の村役人に引き合い(示談)を申し入れている。それに対し住吉村役人は、吉田屋の手元調査をして、閏六月十六日、示談に備えた返事をしたのであるが、それは惣代たちの受け入れるところとならなかったようで、ここに出訴の準備がなされる。

そして閏六月十四日、二郡惣代から、熊内・花熊・坂本・板宿・白川五村の庄屋に対し急廻状が回された。

それは、油屋仲間が名代を置いて菜種の一手買い付けを企てているのをやめさせるべく十八日出訴する予定である。ついでには各組合村の意向を、十六日までに大坂島町大和屋新兵衛方に持って来てほしい、というものであった。これを受けた灘組の村々（北野・中宮・花熊・坂本・荒田・奥平野・石井・夢野・鳥原・白川の一〇村より成る）では、奥平野村が十七日早朝惣代として出坂し、帰村後の六月十九日、花熊村から各村々に菜種の件について相談したので、二十日相生町の茶屋次兵衛方に集まるよう触れている。協議の結果、灘組では出訴に加わることを決め、その役を奥平野村に依頼している。

その後二十三日、惣代から参加の旨承知したが、いまだし不行き届きの点があり、出訴は二十七日に延びたので、その時までに出坂してほしい、また願書を回すのでご覧の上調印してもらいたい、との書状が花熊村に届けられ、同村からさらに組内各村にその旨が伝えられている。このようにして灘組村々では願書に調印し、二十八日それが花熊村から惣代中野村弥三左衛門のもとに届けられている。その時「灘組としてはあなたに頼むのでよろしく」との一文が添えられていた。

このような経緯からみると閏六月十八日にまず武庫・菟原郡だけで愁訴し、並行して八部郡へも参加の働きかけがあったが、八部郡の準備が整ったのは二十八日以後とみられるので、閏六月付け三郡名の訴状は実際には提出されたものではなく「案文下書」ということになり、三郡村々が実際に大坂町奉行に出訴したのは、二ヵ月後の八月二十五日であった。

この間どうしてこれだけのブランクがあるのかよくわからないが、惣代たちは一度出訴したのち、日延べを願っていたのだろう。そして直接吉田屋と示談し、吉田屋の方から鑑札は引き上げるとの返事を得て、農

民側には当年中は見合わせようかとの意見も出ていた。しかし日延べが長引いては、享保年間の例のように取り上げられないこともあるというので、八月十二日急遽西宮に惣代が参会し、十八日に出訴と決め、二日前の十六日、大坂に武庫・菟原は二人、八部は一人の計五人の惣代が集まることになったのであろう。そして最終的に出願したのは八月二十五日のことで、武庫五一、菟原二二、八部一〇の合わせて八三村が名を連ねている。訴状の日付は八月二十一日で、文面は閏六月の草案と同じである。

その時、奉行所から不正の買い方について問いただされた惣代側は、翌二十六日、油稼ぎ請負人の鑑札を持ち、名代と称して菜種を買い集めている西宮綿屋吉三郎ほか一七名を、列記して提出している。それを受けて吉田屋が次に尋問され、彼はこの度の名代は、文化年間の目代と同じではないが、郡中村々が支障を訴えているのであれば、支障が生じないように熟談すると答えた。その結果奉行所から示談が勧められ、村々でも協議のうえ、九月十九日惣代たちは願書を取り下げている。しかし農民たちはその際、示談には応じることが、これまでと変わることがあればいつでも訴え出るという条件を強調するのを忘れてはいなかった。

訴願の経費と負担 このように訴願が一段落した村々では、そのあと訴願運動に要した経費を精算し、村々で負担している。これによって国訴と呼ばれる合法的な訴願運動の特質を知る手がかりが得られるので、少し考察してみよう。

文政十年の菜種訴願の場合は十月二日、西宮に三郡惣代が集まって、諸経費の精算が行われた。集計すれば表Ⅱの通りである。これによると訴願の経費の過半は、大坂・西宮などでの参会に要した費用である。大坂では町奉行所への出訴のために会合し、西宮では出訴を準備する過程で三郡の惣代が集まったのであろう。

大新などはその時の会場で、たぶん郷宿であったと思われる。小橋屋は役所の用達であるが、訴願を進めるうえでの謝礼であろう。また筆耕料が支払われており、願書は清書されていたことがわかる。また後述のように会合には酒も出されており、一揆のごとく水盃を飲み交わすといった雰囲気がかげないものもおもしろい。

さてこの経費を三郡では七〇%を村高割り、三〇%を村割りにして、三郡に割り掛けている(表120)。

武庫郡の場合ではこの時の訴願に五三村が参加し、

その村高合計が一万七千石(実数)であったから、高負担分が二三一匁二分、村負担分が九五匁四分となり、合わせた三二六匁六分が同郡の負担となる。

しかしこれが経費のすべてではない。八部郡灘組一〇カ村の場合は負担額四四匁二分二厘であるが、さらにこの上に惣代の出張に伴う経費(賄い代と酒代)の割賦分一八一匁四分二厘と、今回の精算費用二匁三分三厘が加わり、その合計二二七匁九分七厘が全負担額ということになる。これを惣代は二十五日までを支払うよう求めているが、あわせて「高低なく割り掛けた」と述べて公平な負担であることを強調している。経費を村割りと高割りにするのは、村の大きさに大小があり村高も不均等であったことから、その点を考慮して

表 119 文政10年(1827) 菜種訴願の経費

費 目	金 額
大坂参会経費 (いて甚・八木屋)	匁 48.1
同 (大新)	111.34
西宮参会経費 (丹波屋五兵衛)	96.47
参会経費 (亀重)	91.5
(小 計)	347.41 (68.6%)
小橋屋礼金	32.4
同手代衆土産	8.1
八郎兵衛諸取り替え	26.2
筆耕料 (喜作)	32.4
同人賄い代	60.0
合 計	506.51 (100%)

資料：神戸大学所蔵文書

髪結と非人番
をめぐる訴願

ところで農民の訴願運動はこのように、綿や菜種の商品作物をめぐる何度も起こされたが、この時期、農民たちが村を挙げて打開を求めた問題はそれだけに限らなかった。たと

3

訴願と地域社会

表 120 文政10年訴願経費の3郡割賦方法

郡 名	高	高掛りA 100石につき 1.36匁	村数	村掛りB 1村につき 1.8匁	A + B
武 庫	17,000 ^石	231.2 ^匁	53	95.4 ^匁	326.6 ^匁
菟 原	7,230	98.33	22	39.6	137.93
八 部	1,928	26.22	10	18.0	44.22
合計	26,158	355.75	85	153.0	508.75

資料：神戸大学所蔵文書

の調整方法だといえるが、経費の割り掛けに関しては随分と配慮されているのがわかる。

これら三郡全体の負担として惣代から支払いを求められたものを、各郡では村々に割り掛けるのだが、その際各郡での参会や諸連絡に要した経費がさらに追加される。灘組を例にとると三郡からの負担額は、これまで立て替えてもらった利子分も含めて二九八匁九分であるが、これに六月二十三日ほか組内での会合費や連絡費に延べ一三〇匁九分を要し、それを合わせると四二九匁八分となる。これが六月から十月までの訴願運動に要した灘組の総負担額である。これを組の村高一九三五石余に割ると、一〇〇石当たり二二匁二分一厘となる。決して少くない金額である。これらの割賦帳と共に、その支払いを十一月五日までに求めた花熊村庄屋は、書状の中で「諸費用が高みはなはだ気の毒」と述べている。

えば河内古市郡（羽曳野市）では、ちょうど綿訴願が終わり翌年に菜種訴願を控えた時期の文政六年（二八二三）十一月、髪結・奉公人・柚株などについても相談したので集まるようにと呼びかけているが、それは西摂の村々でも同じであった。一見農業生産に直接かかわらない髪結などについて、村々はどのような問題を抱えていたのだろうか。

文政八年八月、菟原郡の幕府領二四カ村は、大坂市中の髪結床仲間が、村々にいる髪結たちを新たに仲間に入れようとしているとして出訴している。髪結というまでもなく髪を結い、月代を剃る今日の美容・理容の原型にあたる職業で、式亭三馬の「浮世床」が有名である。そこでは都会の専門的な髪結職が描かれているが、それに比べると農村の髪結は村々で抱えられ、村人の月代さかぎも剃るが、主には歩行役（あるき）と呼ばれる村の連絡係などの諸雑用を勤め、年に二回給料として米麦の給付を受けて生計を立てている。

それがこの度髪結仲間に参加することを求められ、知らずに加入した者も出ているが、加入すれば月々銀六匁の役銀が掛かってくる。髪結ではそれが払えないから、結局村々で支払わなければならない、村の負担が増すことになる。困難な折だからやめさせてほしい、というのが訴願の趣旨である。

これに対し大坂町奉行所は訴えを即刻受理し、昔から村方に髪結はいない、髪結は大坂三郷二〇〇軒に限るものなので、仲間からの加入引き合いは筋違いとの判断を示している。その結果農民は、すぐに願いを引き下げた。実際この頃には各地の農村にも髪結職はおり、専門的な者も発生していたと思われるが、東町奉行所は農村にそのような都会的職種があつてはならないという原則的判断を示している。

その結果農民の願意は容れられることになったが、三ヵ月後の十一月二十六日、西町奉行所に大坂髪結仲



写真 128 髪 結
(『日本名所風俗図会』)

ている者は勝手次第と、髪結職が二分されることになった。困ったのは農民たちの方で、辻六郎左衛門代官所の二八村(武庫七・菟原二)は、従来通りにしてもらいたいと、今度は代官役所に訴え出ている。十二月十二日のことである。

その後翌九年二月には、訴願の村数は同支配下の七三村に拡大し、河内の村々も加わっている。この時の願書によると、大坂三郷の髪結床仲間が、摂津・河内の在方髪結たちを傘下に入れようとしているのは、彼らが負担する市中の牢番屋敷人足や仲間の経費が増加したので、その分を在方の髪結に掛けようという狙いがあるからで、加入すると髪結一人に一年三六匁の加入銀を村が出さなければならない、そればかりか市中の床仲間から十手・取り縄などを受け、威張る者がいて村の秩序にもかかわる、だから床を構えているか否かにかかわらず、従来通りにしてほしいというのである。

間加入の調印をした村と髪結が呼び出され、奉行所はそれを認める意向を示した。奉行所が東から西にその担当が替わることによって、態度も一変している。そして翌二十七日には不調印の村々が召喚され、この件について尋問を受けた。村々は困難であるとの主張を繰り返したが、奉行所は、それでは村方の髪結が自宅で営業するのは床同様となるので止め、家々を回って髪を結うように求めている。原則ではなく、実態に則して農村の髪結を規制しようという態度に転じたのである。その結果、自宅に床を構え農民や旅人を相手にしている者は仲間に参加し、農民相手に髪月代を剃っ

ところがこのような動きにもかかわらず、大勢は加入に傾き、十年六月初めには反対の訴願をしていた菟原郡二一村のうち一二村までが加入、五村が掛け合い中で、未加入は四村にすぎなくなり、さらにその月中には、全村が加入するにいたっている。

髮結をめぐる問題と並んで、この時非人番についても訴願が行われている。非人番も髮結同様村に住み、村から米・麦などの扶持を受け、村の番人として治安・警察的な業務を果たしていたが、かれらは同時にその上部組織である大坂三郷長吏仲間に役銭を支払っていた。といってもほとんどは、村からの援助によらなければならなかったが、近年その負担が増え、小さな村ではそれに耐えかねて非人番を置けなくなっている所もある、これでは困るので、なんとかその役銭を減らすようにしてほしい、というのが村々の訴願の趣旨である。

訴願の結末も、またどれほどの村々が参加したのかも不明であるが、髮結といい非人番といい、村に住むのは農民ばかりではなく、それに加えて彼らには一つの身分としての組織が村を越えて存在していたことが、農民によるこのような訴願の背景にあった。

職人をめぐる訴願 このほか村には大工、柚・木挽職といった建築・建材関係の職業を営む者もあり、文政七年には、柚・木挽職との間で生じた問題について、村々の訴願が行われている。これは同年七月、

つまり菜種訴願が準備されていた頃に並行して、摂河の村々が協議を始めていた問題で、八月五日出願している。

訴願の趣旨は、柚職たちが、台伐り・雁頭鋸がとくぎょの使用を自分たちだけに限定されたいという申請をしたこと

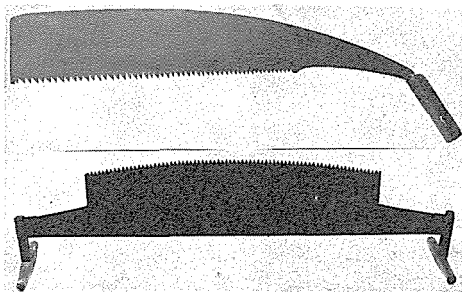


写真 129 雁頭鋸(上)・台伐り(下)

に対し、農民たちがそれでは困るので従来通りにしてほしいと出願したものである。これには摂津・河内で六五五村が結集している。綿や菜種ほどではないが、かなりの規模の訴願だといっていいだろう。出願の結果は不明であるが、台伐り・雁頭鋸が専門の杣職だけでなく、農村社会でも広く使われていたことが、このような訴願の背景としてあるのだろう。同じような問題が西摂では、弘化三年(一八四六)にも起こっている。その発端は火災にあった江戸城復興のため、幕府が全国の諸藩に協力を求め、諸藩がそれを村々に御用金として賦課し、それに応えようとしたことにある。この時藩領の三条村(芦屋市)などは、村持ちの山林から樹木を伐り出し販売することで、その費用を賄おうと考えた。

ところがその頃、農民が自分の用として柴・薪などを伐るのに、よき・鋸を使うことに対し、杣職たちが「素人がよき・鋸を使うのは不当である、使用するならば口銭を払え」と言い張り、農民との間で問題となっていた。したがってこの度も農民が伐採すれば、かならず口銭を請求してくるであろうとして、中野村など郡家組九カ村は村々で申し合わせ、もし杣職たちが差し止めに來たら彼らと争論を起こす。しかし経費はその村だけでなく、組全体として負担することにしようとしている。弘化三年春のことである。

そして伐り出しを始めた頃、案の定西宮の杣職が抗議にやって来て争論となり、杣職は上部組織である大工頭中井家を通じて大坂町奉行所に訴え

出たのである。結果は農民側の主張が認められ、よき・鋸の使用は自由とされている。ところが皮肉なことに今度は九カ村の間で、その時の費用も含めて、約束通り出さない村があるとして争論になっている。村々の連合は大きな力を発揮する反面、内部の結束には新たな問題も持ち込んでいるのである。

廻在者をめぐって 村を巡る人々の処遇という問題にも、村々は連合して訴願を行った。市域を含む菟原・八部郡の村々は、西国街道筋に当たっていたため村を巡る廻在者も多かった。辻代官所管下の菟原郡

二一村は、同郡の尼崎藩領一九村とともに文政十三年二月、次のように訴願している。

われわれの村々は兵庫・西宮に近く、村にやって来る虚無僧が多い、かれらは笛も吹かず、突然村役人に一夜の宿を乞い、断られると色々の悪口や難題を言い張り、理不尽に宿銭をねだる。そこで少しでも与えようと、さらに無心合力を求める始末である。また村にある米搗き水車場へもやってきて施し米を求め、少なければ尺八で叩く者もいる。こうした不法な行いを取り締まってほしい。

それに対し奉行所は、困ったことであるが証拠がないと糾明できないと証拠の提出を求めたが、村々はどうしたわけかすぐに願書を引き下げている。

また座頭も当時は村々を回っていた。近世では視力に障害のあった人々は座頭として、当道座とよばれる仲間組織に属し、各地の座頭はその仲間組織によって生活の保護と規制を受けていた。そして座頭組織ごとに勧進場という決められた範囲があり、その村々を勧進して回り、また村人から祝儀・布施などを受け取った。

ところが、近世後期には経済的に豊かな地域を目指して他国から流れこむ座頭も多くなり、その結果村人



写真 130 虚無僧の本寺京都明暗寺

に祝儀などを強要することも目立ったようである。その現れとして天保九年（一八三八）十一月菟原・八部両郡の村々では、領主である谷町代官所に座頭廻在についてその規制を願ひ出ている。

それによると摂津菟原郡の住吉川より西、八部郡西須磨村までは、兵庫の座元鷲の市・梶の市両名の勧進場に当たり、これらの村々ではこれまで、村人の祝儀や布施物を取りまとめて兵庫の座元に渡してきたが、最近には村内の小前百姓のところまで多勢で押しかけ、布施を無理強いし、さらには食事や湯茶をねだり、断れば悪口を言うというのである。この出願は兵庫出役宮部孫八郎のもとで聞き届けられ、座元両名に対し、以後このようなことのないように厳しく言い渡されている。

翌十年八月谷町代官所管下の村々は、先の二郡に兵庫郡を加えて、村々を回る諸勧化について再びその取締りを出願している。今度は、(1)幕府の許可を得ている勧化のほか、諸神社の名目を借りたさまざまな勧化や京都の宮家の名をかたる葉・守札売りが横行している、(2)虚無僧はそれぞれの留場に立ち入り、宿を求め合力を強いている、(3)座頭や浪人も同様で、ねだりがましい行為が目にあふ、と村を巡る人々がそろって取り上げられ、それらを御触によって禁じてほしいと願っている。

留場とは、座頭の勧進場に相当するもので、それぞれ虚無僧にも廻在できる村が決められており、その布施も村でまとめて、虚無僧の本寺である京都の明暗寺に渡すことになっていたのに、虚無僧がそれを無視し

て直接、留場の村々にまで布施を求めにやって来るようになったことが問題視されている。その意味で先述の座頭と共通する問題といえよう。

このような農民の訴願に対し代官所は、一通り耳は傾けるものの、旧来の幕府令を繰り返すだけで何ら実行性のある施策はもたなかった。そこで村々はこの後協定し、地域管理することで打開の道を探るようになる。

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

1 農業経営の発展

菜種作経

近世後期に市域では、全体として商業的農業がいちだんと進展した。まず、六甲南麓地域では

営の動向

近世中期以降水車を利用する絞油業が盛行し、付近農村では、その原料たる菜種の栽培が盛ん

になった。菜種は裏作物で、稲のあと田で栽培されることが多かったから、都市向け野菜やその他の商品作物でも、それらが畑作である場合は競合することはなかった。

まずこの地域の菜種作の状況を、文化十年（一八一三）の八部郡一部村々の菜種販売高をとってみてみよう（表四）。多い村で約一〇〇石、少ない村では一〇二石と、村によってかなりの差はあるが、まず菜種作の多い地域といえるであろう。菜種の反当收穫量は、一石弱と推定されるから、例えば鳥原村の場合販売量の三九・八石の生産にはおよそ四町の田が必要となり、同村の田一六町余の四分の一、また花熊村の八一・五石では、同村の田一二町余の三分の二以上に作付けされていたことになって、村によっては商品作物としての菜種の比重の高さをうかがうことができる。このことは、一〇〇石に近い北野村をはじめ五〇石程度の石井村・荒

田村などでも同様である。

次に菜種の販売先を、花熊村の例で示したものが表122である。この寛政→天保初期は、幕府による油方仕法の実施によって、菟原・八部・武庫三郡産出の菜種は、西摂灘目水車絞油業者に売却するよう規制されていた時期に当たっている。従ってその販売先は、神戸村を筆頭に、兵庫津・熊内村・住吉村・水車新田など、いずれも地元灘目水車絞油業者へ直接という例が多いが、毎年同じ業者に販売することは少なく、かなり販売先を変えている傾向が強い。

しかもこの販売は、村で取りまとめ庄屋を通じて行われており、一村分を一名の業者に売り払っている場合もあれば、二、三名に分けている場合もある。分けている場合でもその価格は同額であった。この村役人による一括の販売方法は、他の村でも同様で、例えば享和三年（一八〇三）の東須磨村でも百姓代がまとめて兵庫津や御影村などへ売り払っている。

ところでこの時期の菜種の価格はどうなっていたのであろうか。大坂周辺村の例でみれば、宝暦→寛政期では一石銀約八〇匁強で推移しているが、寛政の取締り強化以後の文化・文政期では七〇匁弱と近世後期で最も低い水準に低落している。この時期菜種作農民は、厳しい経営環境のもとに置かれていたといえる。し

表 121 八部郡諸村の菜種販売高と販売先
(文化10年(1813))

村 名	数 量	菜 種 販 売 先	
		石	
北 野 村	98.935	兵庫津水車稼	京 屋 善 兵 衛
中 宮 村	8.800	熊内村水車稼	中西長左衛門
花 熊 村	41.000	神戸村油稼人	松 屋 亀 次 郎
	40.500	篠原村油稼人	車屋喜左衛門
奥 平 野 村	50.500	兵庫津木戸町	赤 尾 屋 貞 蔵
石 井 村	51.300	〃	赤尾屋伊兵衛
荒 田 村	51.000	水車新田	定 松 嘉 平 次
鳥 原 村	39.830	兵庫津木戸町	赤尾屋伊兵衛
夢 野 村	1.380	〃	赤尾屋源兵衛
口妙法寺村	2.100	兵庫津江川町	京 屋 善 兵 衛
奥妙法寺村	4.550	石 井 村	石 屋 源 兵 衛
車 村	1.950	兵庫細辻子町	鍋屋藤左衛門
白 川 村	3.950	〃	〃

資料：新保 博『封建的小農民の分解過程』

かし天保の油仕法改革以後は、販売先も大坂・兵庫・堺の種物問屋まで広げられ、加えて幕末期の物価上昇趨勢のうちで一〇〇匁を上回る騰貴をみるに至っている。

こうした価格変動は当然生産農民に直接影響を与える。先の花熊村にもどって、販売農民をみてみよう。

表123は花熊村農民の持高規模と菜種販売高との相関関係をまとめたものである。まず菜種の販売にかかわ

表 122 花熊村の菜種販売高と販売先

年 代	数 量	菜 種 販 売 先
寛政 9(1797)	石 60.138	神戸村水車稼 俵屋長治郎
	19.084	熊内村水車稼 大和屋嘉兵衛
	23.848	北野新田水車稼 升屋源五郎
	" 10	神戸村水車稼 俵屋長治郎
	" 11	兵庫津水車稼 京屋善兵衛
享和 1(1801)	36.920	神戸村水車稼 俵屋長治郎
	" 12	神戸村水車稼 俵屋長治郎
	36.000	水車新田 油屋兵五郎
	35.930	水車新田 小池屋助三郎
	27.000	熊内村水車稼 大和屋嘉兵衛
文化 1(1804)	26.600	二茶屋村水車稼 浜屋利兵衛
	61.300	神戸村水車稼 俵屋長治郎
	" 2	熊内村水車稼 大和屋嘉兵衛
	" 3	篠原村油稼人 車屋喜左衛門
	" 9	兵庫津 京屋寅次郎
文政 3(1820)	74.200	神戸村油稼人 松屋亀次郎
	" 10	神戸村油稼人 松屋亀次郎
	40.500	篠原村油稼人 車屋喜左衛門
	40.500	熊内村油稼人 大和屋嘉兵衛
	42.000	神戸村 松屋五兵衛
" 4	95.500	神戸村 松屋五兵衛
	36.432	住吉村 油屋五兵衛
	64.316	日向屋吉右衛門
	20.971	阿波屋伝三郎
	" 10	住吉村 油屋五兵衛
" 11*	47.527	住吉村 油屋五兵衛
	48.326	米屋宗三郎
	46.251	万屋辰
	47.221	油屋甚
	164.561	熊内村 田中善右衛門
天保 1(1830)	42.100	兵庫津 油屋源兵衛
	43.700	水車新田 油屋元三郎
	" 4	(不 明)
	" 14	(不 明)
	62.265	天満屋市助
" 15	64.598	京屋鶴

(注) *この年の菜種販売高の内には他村分44.496石をふくむ。

資料：新保 博『封建的小農民の分解過程』

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 123 花熊村の農民持高別菜種販売高

(単位: 戸)

持高 販売高	文 政 9 年 (1826)								天 保 15 年 (1844)							
	無 高	1 石 未 満	1 〜 3	3 〜 5	5 〜 10	10 〜 15	15 石 以 上	計	無 高	1 石 未 満	1 〜 3	3 〜 5	5 〜 10	10 〜 15	15 石 以 上	計
1石未満		3	4					7		1	4	1	3			9
1〜2				5	3	2		10		1	2	3	2			8
2〜3				4	4	4		12		1	1	3	4			9
3〜4					2	5		7				1	5			6
4〜6					2	4	2	8					5			5
6〜8							1	1					1	2		3
8〜10								0							1	1
10石以上								0							1	1
計	0	3	13	11	15	3	0	45	0	3	7	8	20	2	2	42
農民総数	1	19	18	11	16	3	0	68	1	17	9	10	21	2	2	62

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

た農民は、全村の六六%に及ぶが、それを持高一石以上層でみると九〇%近くなり、耕地を持つ農民のほとんどが加わっていた様子がわかる。もちろん所有耕地規模の大きいほど菜種の販売高は多くなっている。ただ価格の低落期に当たる文政九年(一八二六)では、持高で一〇石層、販売高で一〜三石層といういわば中間のやや小規模層の密度が高くなっていたのに対し、価格高騰期の天保十五年(一八四四)では、持高をこれまで以上に増大させた一五石以上の農民が現れ、その販売高も文政時を上回る八石以上に伸ばしている反面、持高三〜一〇石の中間層のなかに、文政時を下回る販売高一石未満の農民が現れており、全体に菜種作経営は規模の拡大集中化が進むなかで両極へ分解している様子をうかがうことができる。

すなわち一方には、作物価格の変動に乗じて経営を拡大してゆく上位高持の富農層と、他方には経営

表 124 芝家の稲品種別播種量

(単位: 斗)

品種	年代	天明 5	文政 3	// 4	// 5	天保 2	// 5	// 7	// 9	// 10	// 11	// 12	// 13	// 15
も	ち	3.2	1.2	1.5	1.2	1.5	1.5	1.7	1.7	1.6	3.0	2.3	3.0	2.0
但馬	穂	1.4	1.2	1.5	1.8	1.5	1.4	1.5	0.4	1.4	1.3	1.7	1.5	1.1
但馬	早稲	1.6												
よ	り出し	1.4	1.3	1.2										
孫右衛門	河	2.4	1.3	1.1	1.3	1.5	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0	2.0	2.5	2.1
白山	穂	0.1												
山田	穂		3.0	2.4	2.1	2.0	2.3	1.8	1.8	1.9				
唐櫃	早稲		1.8	1.5	1.2									
高平	穂			1.5	1.4									
びしゃも	ん				1.0									
伊勢	穂				0.3	1.4								
天名	王穂					1.5								
古連寺	穂					1.0	1.3	1.8	1.5	1.7	2.0	2.0	1.2	
十ノ二	穂						2.0	2.2	1.7	1.7	2.5	2.3	1.7	2.0
若源	浦郎							1.0						
わ	せ								1.7					
用宅寺	穂									1.4	2.0	2.0	1.8	2.4
出羽	穂										0.8		1.2	
													1.8	2.0
合 計		10.1	9.8	10.7	10.3	10.4	10.0	11.4	10.4	11.6	13.6	13.5	13.5	11.6

資料: 「芝家文書」

の縮小を余儀なくされてゆく
 零細規模層の増加という、天
 保期以後の花熊村農民層の階
 層分化をも如実に示している。
 北部の二郎村に 一方、市
 みる米作経営 域北部の
 米作農業の実情を、上二郎村
 の芝家の例で考えてみよう。
 有馬郡に属していた市域北東
 部の村々は、六甲山地と大阪
 平野を限る北西部の山地によ
 って縁どられ、交通が不便で
 あったが、距離では大坂の米
 市場や灘目の酒造地といった
 需要地域に近く、領主支配の
 うえでは、大沢地区を除いて、
 幕府領か関東地方に本拠を持

つ遠隔の大名領であつたことが特徴的である。

上二郎村は飯野藩（千葉県富津市）領で、同村の芝家は、文化八年所有耕地約一町二反（石高にして約二〇石）、男女それぞれ一名計二名の雇用労働力を抱えて、その大部分を自作しながら、なお若干は小作地に出していたとみられる。その主作物はもちろん米であり、年によっては菜種が販売用に作付けされることもあった。

さて、表124は断続しているが天明五年（一七八五）から天保十五年に至る間の稲の作付品種の一覧である。一種類の播種量は、一升とか三升とかという少ない場合はむしろ例外的で、平均は一斗六、七升であり、多くても三斗程度どまりという特定品種にあまり集中しない方法が採られている。また作付品種の数は、多い年で八種類、少ない年で六種類とかなり多く、特に毎年のように一〜二種類は新品種を採用していることが目立っている。そしてこの新品種の中から、山田穂・名古屋穂・十連寺穂などのように、以後連続して作付けされている種類があるのは、その作柄が良かったために繰り返し用いられたことを示しているとみられ、こうした新品種の試作と選別こそ近世を通じて行われた品種改良の典型的な姿であつたとされている。

この品種のうち、すでに天明五年から一貫して作付けされている「孫右衛門」は、その播種量も天保後期には増加傾向を示しており、幕末期に播磨国美囊郡で米質良好として奨励された品種であつたことを考えると、商業的農業としての米生産という経営の様相をうかがうことができるであろう。

米の販売と 生産された米はまず年貢米として領主に納付され、その残余が飯米と販売用に充てられる。

肥料の購入 表125は前記芝家の農産物販売状況をまとめたものである。芝家の販売物のうち圧倒的な比重

を示しているのは米で、販売総額に占める割合も例外的な天保十年を除いてはほとんど八〇％以上に達し、

表 125 芝家の農産物販売状況

年 代	米販売額	菜 種 販 売 額	そ の 他	販売総額	販売総額に占める比率		
					米	菜 種	その他
	匁	匁	匁	匁	%	%	%
天明 6	876.16			876.16	100.0		
寛政期	831.94			831.94	100.0		
文政 3	800.20	97.65	44.50	942.35	84.9	10.4	4.7
〃 4	816.77	118.95	8.80	944.52	86.5	12.6	0.9
〃 5	989.44	117.04	40.00	1,146.48	86.3	10.2	3.5
〃 10	697.00			697.00	100.0		
天保 2	627.15			627.15	100.0		
〃 5	1,857.89			1,857.89	100.0		
〃 6	972.43	277.58		1,250.01	77.8	22.2	
〃 7	1,749.26			1,749.26	100.0		
〃 9	1,588.64	175.61		1,764.25	90.0	10.0	
〃 10	343.72	310.68		654.40	52.5	47.5	
〃 11	1,375.20			1,375.20	100.0		
〃 12	1,357.99			1,357.99	100.0		
〃 13	1,103.54	254.20		1,357.74	81.3	18.7	
〃 14	477.94			477.94	100.0		
〃 15	671.03	117.10		788.13	85.1	14.9	

資料:「芝家文書」

米だけの年もあるほどで、米主作地の特徴を示している。

米に次いで菜種がかなり販売されている。ただ恒常的ではなく、販売していない年もあり、その額も総額の一〇％台程度である。おそらく田方裏作として栽培されたものであろう。

さて次に米の販売先とその量を整理したのが表126である。販売先としては一七カ所があげられているが、この時期を通じ継続的に、かつ大量に販売されているのは米谷村(宝塚市)ただ一カ所である。米谷村は有馬郡から大坂へ至る道筋にあり、岡部落(埼玉県大里郡岡部町)の米宿、三田藩の馬宿などを勤める者や、米商人(文政十三年には一人)もいて、米販売には便宜があっ

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 126 芝家の米販売状況（天明6（1786）～天保15（1844））（単位：石）

販売先 年代	米谷村	生瀬村	湯山町	名来村	切畑村	日下部村	下山口村	川面村	村内	不明	合計
天明 6	11.503										11.503
寛政	8.269								4.967		13.236
文政 3	3.995	0.999	7.849	0.330					2.160	1.001	16.334
〃 4	5.012		4.097	3.040					4.530	1.002	17.681
〃 5	3.954		2.989	1.500	2.040	0.330			2.687	3.168	16.668
天保 5	16.261								0.400	0.980	17.641
〃 6	11.768										11.768
〃 7	6.864	5.240				1.210			1.000		14.314
〃 9	8.939	5.908					1.000				15.847
〃 10	6.618										6.618
〃 11	18.994	0.990									19.984
〃 12	15.821	0.980						0.990			17.791
〃 13	12.536					0.202		0.947			13.685
〃 14	6.023										6.023
〃 15	8.069										8.069

資料：「芝家文書」

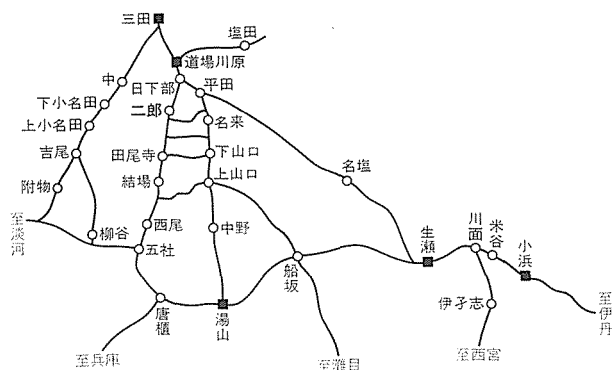


図 28 二郎村付近概念図

た。有馬郡の個々の農民が米を売却する場合、米谷村のこれら在方商人との関係の深さがうかがえる。有馬郡の産米も酒造米としてよく利用されていた。

表 127 芝家の菜種販売状況

(単位: 石)

年 代		文政 3	4	5	天保 6	9	10	13	15
販売先									
平 田 村	米屋善次郎	1.428	1.820	2.009					
〃	泉 仙 店							2.110	
道 場 村	山 口 屋				1.193				1.394
日下部村	山 卯 屋				0.206				
三 田 町	河 内 屋				1.640	1.314	2.563		
〃	紀喜ノ国屋衛								
合 計		1.428	1.820	2.009	3.039	1.314	2.563	2.110	1.394

資料: 「芝家文書」

表 128 芝家の肥料購入状況

(単位: 匁)

年 代		文政 3	4	5	天保 3	5	7	9	12	13
購入元										
兵 庫	魚惣右衛門	377	235	321				365.92		
切畑村	戎屋利兵衛		91.5		604.90	120	514	567.55	475.62	569.40
平田村	米屋善次郎	64								
結場村	儀 兵 衛		10.3	100.16						
合 計		441	336.8	421.16	604.90	120	514	933.47	475.62	569.40

資料: 「芝家文書」

また文政期の三例では、その販売量が以前より若干増加しており、さらにその販売先も米谷村以外に近在の湯山町・切畑村・名来村(西宮市)・生瀬村(西宮市)あるいは村内などが増やしている。これは文政期が米価の低水準期に当たり、米谷村のみでは売りさばけない状況をみて、近村へも売り払ったものと考えられる。

次に菜種の販売先をみると(表127)、米の場合の米谷村のように集中している傾向はなく、平田村・道場村・三田町など近在のおそらく絞油業者へ売り払っているとみられる。

一方肥料の購入元をみると(表128)、文政期には干鰯を主とする魚肥を兵庫の魚屋惣右衛門から、また油粕を、

菜種の販売先である前記平田村米屋善次郎と結場村の絞油業者儀兵衛から購入している。しかし天保期になるとそのほとんどを切畑村（五社）の戎屋利兵衛から購入するように変化している。この戎屋利兵衛は天保八年の島上・島下・豊島・川辺・武庫・菟原・有馬の撰津七郡五穀仲次人三三名連名中の一人であり、当時の有馬郡における有力な在方商人であった。

さて芝家の米の販売量は、この時期多い年で一九石余、少ない年で六石余、平均して約一四石となり、これは同家の播種量から推定される作付面積一町五反前後からみれば、収穫量の四〇％を超える部分を占めることになり、年貢米を差し引いて考えると、その商品化率はかなり高かったと考えなければならない。そして、この代金で購入する肥料代の割合も、やはり売却代金の三五〇四五〇程度になり、時に五〇％を超える年すらあったから、すでに近世後期には、主穀の米作においても、商品貨幣経済に立脚する商業的農業として営まれていたといえる。

したがってこの芝家の場合、商品作物としての米生産を基本とする、雇用労働力を擁した富農的経営とみることができる。

明石郡の

米麦作経営

次に市域西部に位置する明石郡の河川流域村々の米麦作経営の様子を、明石川流域の中村藤田家の例でみてみよう。藤田家は、近世中期に同村の庄屋も勤めた有力農家である。文化三年当時二町数反の耕地を所有し、表作として稲を二町二反五畝、綿を田に二反二畝、畑に九畝、合計三反一畝、また裏作として裸麦・小麦・大麦・菜種などを一町二反七畝に作付けしていた。記録はないが、耕地の広さからみて、家族のほかになくとも二、三人の雇用労働力を擁していたに違いないし、一部は小作地と

水田比率の高い河川流域村々に共通している。これは、明石産米もすでに酒造米としてかなりの需要を保持し、かつ明石藩も年貢米現物収納を堅持しているという状況下での経営の姿ということであつたらう。

さらに同家のこれら農産物の販売状況をみようとしたのが表130である。生産額に占める販売額の割合は、米のみでみればそれは五一％程度に達し、主食作物を中心とし、現物年貢米を負担する農業経営としては、米はやはりかなり高い商品化率というべきで

表 130 藤田家の農産物販売額
(文化3年(1806))

作物	販売額	比率
米	1,468.71 ^匁	85.3%
綿	222.22	12.9
麦	23.5	1.4
大豆	6.6	0.4
合計	1,721.03	100.0

(注) 販売したものには、ほかに竹・干粕・木などがある。
文化3年2月～12月を集計。
資料:「藤田家文書」

表 129 藤田家の農業生産 (文化3年(1806))

作物	生産高	生産額	比率
米	95 ^俵 3 ^斗 5 ^升	2,871 ^匁	66.7%
(反当たり)	石 2.12	127	
麦	21 ^俵 1 ^斗 3 ^俵 2 ^斗 2 ^升 3 ^斗	593.14	13.8
綿	415 ^斤 余	747	17.4
(反当たり)	135	243	
菜種	2 ^俵 3 ^斗	91	2.1

(注) 1俵は5斗、米価は1石60匁、麦価は1石47匁、綿価は1斤1.8匁、菜種は1石70匁で換算。

資料:「藤田家文書」

していたとも考えられる。

この農業生産をまとめたのが表129である。もとの俵単位を適宜換算し、推定価格ではあるが積算してみると、総生産額のうち約六七％は米が占めて最も多く、残りは綿の一七％と麦類の一四％となつて、菜種は少ない。このほか自給用の野菜なども当然栽培されたが、史料のうえからはわからない。

反当収穫量のわかる米と綿を比較してみると、貨幣換算では綿は米の二倍近くの額になり、商品作物としての有利さを示している。しかし田方綿作は、例えば金屋・慶明・養田などの村でもみられたがいずれも小規模であり、この傾向は、

あろう。二番目に多い綿の場合のそれは三〇%程度にしかならず、河川流域村々ではなお綿作は自給的性格が強かったといえる。

一方同年の購入肥料の方は、干鰯（代銀六四〇匁七分）・油粕（代銀二二六匁）が利用されているが、これは、総販売額の約四〇%を占めており、ここにもこの時期の、購入肥料の投下、収穫物の販売という商業的農業の姿をみることができる。

では最も主要な販売物である米はどこへ売られたであろうか。同家の場合には大部分が村内の者にやや小口で売り払われており、これは飯米用と推定されるが、一〇俵余をまとめて売却している下村の茂兵衛や、油粕の購入元でもあり、同時に米の販売先である米屋九兵衛などは、在方ないしは明石の商人であろう。こうして有馬郡と同様明石郡でも、個々の農民は地域的な在方商人などを通じて生産物を売却し、肥料を購入しており、当時の商業的農業経営を流通のうえで支えていたのは、この在方商人の活動であった。

この藤田家の場合も、藩体制の枠内にありながら、その経営の基本はすでに商品経済に立脚しており、おそらくは雇用労働力を有する富農的経営といえるであろう。

2 水車業の発展

寛政三年令と
西摂の絞油業

明和七年（一七七〇）の仕法改正によって幕府は、江戸市場の油供給を安定化させるため、従来の大阪市場の独占体制を崩し、西摂の絞油地帯に新しく油の流通市場をつくり、江戸

市場への油の供給量を増加させようとした。それを受けて寛政三年（一七九一）八月二日に大坂町奉行は、次のように発令している。(1)安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐・阿波・大隅・宅岐・対馬の一三カ国の菜種の大坂廻着を禁止し、兵庫津に新規に取り立てる二軒の種物問屋に積み登らせること、(2)それを武庫郡西宮・灘目・兵庫までの間の水車・人力稼の者に限り買わせること、(3)絞り立てた油は江戸に直積するか、大坂出油屋に売却するかは絞り油屋の勝手であること、の三点である。灘目の絞り油屋からいえば、この法令によって菜種の供給圏が、西摂三郡から西国一三カ国に広がり、また絞り油の江戸直積みが可能となった。さらに寛政九年四月に幕府は、前述の同三年令の一三カ国やそれ以外の国々からの菜種の兵庫・大坂への廻着量が増加しないため、その趣旨を徹底させるとともに、途中ででの売却や手絞り以外の絞油を禁止するとともに、各国々の代官や領主に菜種の作高調査を命じた。

寛政三年令について九年令が出されたことによって推測されるように、幕府の期待したほどには菜種の兵庫・大坂への廻着高は増加しなかったのである。

灘目水車

この頃の灘目水車業の状況について、灘目水車五拾六輛仲間惣代（八郡郡二ツ茶屋村利兵衛と菟原業の動向 郡河原村伊兵衛倅伊三郎）の願書をみてみよう。それによれば、

- (1) 寛政三年に武庫・菟原・八部の三郡のほか、一三カ国から菜種を買い取ることができるようになったが、そのうち宅岐国（大坂蔵屋敷へ二五〇〇石）の分は入札で買い入れているが、大隅国からは辰年（寛政八年）まで少量廻着していたので前金を差し出したが、それ以後入荷がなく、美作国から五〇石、石見国から二〇〇三〇石程度入荷があるだけで、他の阿波・対馬・安芸・出雲・隠岐・伯耆・周防・長門・因幡の九カ国

からは全く入荷がないこと、

(2) これらの菜種を水車新田・灘目水車五拾六輛仲間や人力油屋三〇軒が買っていること、等が記されており、やはり寛政三年令による効果がなかったことが知られる。

また、この史料から水車の製油能力がわかる。一年間で水車一輛につき、菜種だけであれば一四〇〇石から三六〇石の油が、綿実だけであれば一二〇三貫で一九〇石余の油が絞れ、合計一二万樽余の油を絞る能力があること、大坂で一日に菜種五石で油を一石絞るのに五五匁二分かかるが、それに対し、水車絞りでは油一石につき二二匁九分六厘も安く絞油でき、一〇樽分（一樽三斗九升入）では八九匁余も安く、運賃や価格も安いので、一〇樽につき一〇〇匁余も安く江戸へ運送できると、水車絞りの利点を強調している。

水車新田による

違法者の取締り

前述の灘目五拾六輛仲間惣代の願書に見られるように、菜種や綿実の絞油原料の入荷量の減少の一因は、地方における絞油業の成立にあった。そのため、水車新田と灘目水車

五拾六輛仲間は、これらの地方におこってきた違法者の摘発を行った。その状況を示したのが、表13である。この表から、寛政六年から九年までの三年間で四八件の摘発件数があり、全体の四四・九%を占めている。

また地域別では、播磨国が五三件で、全体の四九・五%を占めていることが知られる。摘発の理由は、種物を無株人に売ったり、不正に絞油を行ったことによる。

その例として、寛政三年の讃岐観音寺の広島屋惣兵衛の一件についてみてみよう。これは、惣兵衛が人力油稼として綿実を買い取っているという風聞があり、そのために摘発されたものである。惣兵衛の場合は、人力油稼といっても踏車二輛を用い、水車同様の大仕掛の作業場を作り絞油していた。このため、惣兵衛は

表 131 「不正油稼人」摘発件数

年代	国名 郡名	摂和 津泉	播磨					美備備備 作前中後	安芸 広島	出淡阿 雲路波	讃岐 豊田	不 明	合 計				
			加加 東西	美神 美東	掛 東	その他	その 他										
天明	2	1	1 3										4				
5													1				
7			1										1				
8			2 1					2					5				
寛政	1		1 1					1 1					4				
2			2					1 2	1				6				
3									1				2				
4									1			1	1				
5			1					1 1	1	2		2	8				
6			3 2					1 3		2 1	1		13				
7	2						1 3	1 1 1	1		1 1	12					
9		3 3 2					1	10 2	1		1	23					
10	1	4 1									1	7					
11		1										1					
享和	1	1						1	3			5					
2								1				1					
3											1	1					
文化	1								1			1					
2			1					1		1		3					
10	1											1					
11			3 1									4					
12												1					
文政	4							1				1					
13										1		1					
合 計		5 1	18	9	6	4	4	12	12	1	11	7	4 1	1 1 1	4 4	1	107
			53						5		8						

(注) 摘発件数4以上の郡のみに「郡名」の項を設けた。

資料: 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』

大坂町奉行に召し出されたが、水車新田と兵庫・灘目五拾六輛仲間との対談ができ、訴えは取り下げられた。この時惣兵衛は、稼道具を兵庫津に送り売却すること、以後油物を取り扱わない旨を約定している。

また、寛政四年の備中国窪屋郡の三右衛門の摘発についてみると、同年二月十七日と閏二月十六日の二度、水車新田の油屋五右衛門と住吉村鍋屋庄五郎の代理人甚三郎と藤治郎が綿実の買付けのため同村を訪れた時、三右衛門の水車小屋や庭に大量の種物があり、三右衛門が夜稼ぎで手作手絞分以上の絞油を行っていたことが発覚したものであった。

このように、水車新田や兵庫・灘目五拾六輛仲間は、絞油原料である綿実買入れのため、諸国とくに播磨以西に買請人を派遣していたが、これら買請人が不法者摘発を行っていた。摘発された者は大坂町奉行所に召し出され審理を受けることになるが、その前に当事者間で和解を行い、摘発された者は諸道具の売却、以後不正な行為を行わない旨を約定している。

兵庫灘目油

寛政三年令により、西摂地方から直接江戸へ油を輸送することができるようになった。この問屋の成立

ため、この地方にも江戸積の油問屋が成立している。同年七月十日付で水車新田の油屋五右衛門、新在家村の島屋与平次、熊内村の大和屋嘉兵衛が、兵庫から西宮までの油を直接に江戸積することが許可されている。なお、この三人のうち、油屋は水車新田の請負人で、水車新田の絞油業者の惣代であり、大和屋は灘目人力油稼仲間の惣代をしており、人力油稼を行っていた絞油業者であったことが知られる。

また、大坂以外から江戸へ油を出荷することになったため、従来大坂の京口油問屋・江戸口油問屋・大坂出油問屋だけが負担していた冥加銀、銀八〇枚（三貫四四〇匁）を、西摂の油問屋・絞り油屋を加えて負担す

表 132 油 冥 加 銀 分 担 額

仲 間 名	株数	寛政3年	4年	5年	6年	7年
大坂京口油問屋	2	㍻	㍻	㍻	㍻	㍻
大坂江戸口油問屋	5	} 2,132.25	1,802.7	1,797.93	1,643.81	1,702.07
大坂出油問屋						
水車新田油稼水車	25	6.27	120.79	121.08	182.82	150.78
兵庫・灘目56輛仲間	56	14.04	270.56	271.21	409.6	337.76
灘目人力油稼	12	3.01	57.98	62.96	124.37	102.53
兵庫・灘油問屋	3	0.75	14.49	14.53	21.95	18.09
兵庫薬種問屋	2	0.48	8.55	8.67	13.1	10.99
西宮油問屋	} 14	2.58	6.6	11.15	14.6	22.89
西宮人力油稼						
合 計		銀80枚	銀80枚	銀80枚	銀80枚	銀80枚

資料：「大利家文書」

表 133 江 戸 下 り 油 の 出 荷 量

(単位：樽)

出 荷 地	寛政3年	4年④	5年⑤	6年⑤	7年⑤
大坂油問屋	63,967 ^① (76,760)	68,182	62,800	58,297	68,542
うち出屋分	33,814 (40,577)	25,850	24,533	29,972	30,891
兵庫・灘目油問屋	560 ^③ (6,720)	13,721	12,857	21,283	19,468
西宮油問屋	60 ^③ (720)	195	305	415	730
合 計	64,587	82,098	75,962	79,995	88,740

(注) ① 1月から10月まで。()内は1年分の推定量。

② 10月分。()内は1年分の推定量。

③ 前年11月分から10月分までの1年分。

④ 1樽は3斗9升入。

資料：「大利家文書」

ることになり、同年十一月十三日に寛政三年分の冥加銀が決定された。その算定の基礎になったのは、各地から江戸への油の出荷量である。西摂地域の負担分は、絞油業者が大半を負担している。寛政三年から同七年までの冥加銀の分担額と大坂、西宮、兵庫・灘目油問屋の出荷量を示したのが、表132・133である。

まず出荷量をみると、総額では寛政四年に八万樽を超え、この期間では一応幕府の江戸入荷量を増加させようとした政策は成功している。地域別では、寛政六年以後、兵庫・灘目油問屋の取扱量が急増している。そのため、冥加銀の負担額も増加していることが知られる。

次に、兵庫・灘目油問屋が、どのようにして江戸に輸送していたのであろうか。寛政四年の文書には、三人で水車新田の内に三人の買店を一区画の中に設け、惣入口に「御免油売買所」と表示することが許可されている。また、運送方法については、寛政十年の文書によれば、樽廻船で運送していたこと、運賃が菱垣廻船よりも一〇樽につき一〇匁安い四五匁であったこと、また八分銀と称して、船方から運賃の八%つまり一〇樽につき三匁六分ずつ、船積の諸入用や問屋職の助成として受け取っていたことが知られる。

文政五年 幕府は、文政五年（一八二二）八月に兵庫菜種問屋と西宮・灘目の油問屋が江戸へ油を直積する**令の発布** ことを禁止するとともに、兵庫菜種問屋に対し安芸・周防等一三カ国の菜種の買入れを禁止し、

前々のように大坂の間屋へ積み送るように令し、また諸国においても手作りのほかに種物を買入れたり、自家用以外の絞油をすることを禁止した。この幕令により、西摂の灘目両組の絞油業者は、明和七年令に戻り、大坂の業者の支配下に再び入ることになる。

これにより、再び水車新田は、大坂廻着分のうちから毎年一万五〇〇〇石の菜種の買入れを保証されたの

だが、天保二年（一八三二）には五一九〇石余、同三年には四一五七石余にすぎなくなっている。

この改正令により、摂河泉の村々が、その撤廃を求めて国訴を展開したが（56頁）、灘目両組にとっても、紋油原料に事欠くことになり、また紋油した油も大坂の出油屋に買いたたかれる状態となり、文政十年十月にもとのように自由な紋油業の展開を求めて訴えを起こしている。

このような状況の中で、幕府も新たな対応を迫られることになり、文政十年に檐原謙十郎等による油の流通調査が行われ、天保三年の油方仕法改正が行われた。

**檐原謙十郎の
油流通の調査** 幕府は、文政十年大坂における油の流通実態の調査のため、檐原謙十郎等三名を大坂に派遣した。その調査結果によって、文化十四年（一八一七）から文政九年までの一〇年間の大

坂市場および灘目地方の紋油業の状況についてみてみよう。

まず、紋油原料の集荷状況では、菜種および綿実について大坂綿実紋油屋、摂津灘目両組水車稼屋（水車新田と兵庫・灘目五拾六軒仲間）、摂津・和泉の村々と堺町の水車および人力による紋油業者の各々の業者が買入れた数量が知られる（表13）。菜種については、一〇カ年平均で二〇万四二七九石九斗五升六合で、最も多いのは摂泉村々と堺町の水車および人力稼屋で四三・六％、次に大坂両種物問屋の三七・五％で、摂津灘目両組水車稼屋は一四・六％を占めているにすぎない。それも一三カ国からの買入れ高は、灘目両組水車稼屋が買ひ請けた菜種の一三・八％にすぎず、大半の八一・八％が西摂の武庫・菟原・八部の三郡から買ひ請けた菜種で占められていたのである。そして前述のように、文政五年には西国一三カ国から買ひ入れるという定めが破棄されたため、余計に買入れ高が減少している。

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 134 菜種・綿実の買請高 (文化14年(1817)～文政9年(1826))

項 目		10カ年合計	1カ年平均	
		数 量	数 量	比 率
菜 種	大坂両種物問屋(諸国より)	石 765,090.685	石 76,509.068	% 37.5
	大坂菜種紋油屋(五畿内より)	88,610.142	8,861.014	4.3
	灘目両組水車稼屋	298,076.2695	29,807.627	14.6
	うち { 13カ国より (文化14～文政5)	41,240.011	4,124.001	2.0 (13.8)
	越前用油紋残種 (文化14～文政6)	13,005.502	1,300.55	0.6 (4.4)
	摂津武庫・菟原・八部3 郡より	243,830.7565	24,383.076	11.9 (81.8)
	摂泉村々・堺町の水車・人力稼屋 (五畿内より)	891,022.469	89,102.247	43.6
	合 計	2,042,799.5655	204,279.956	100.0
綿 実	大坂両種物問屋(諸国より)	貫 4,015,585.150	貫 401,558.515	% 11.1
	大坂綿実紋油屋(五畿内より)	1,669,043.350	166,904.335	4.6
	兵庫・灘目綿実問屋(諸国より)	11,595,053.350	1,159,505.335	32.1
	灘目両組水車稼屋	8,407,158.000	840,715.8	23.3
	うち { 播磨より	3,451,458.160	345,145.816	9.6 (41.1)
	五畿内より	4,955,699.840	495,569.984	13.7 (58.9)
	摂泉村々・堺町の水車・人力稼屋 (五畿内より)	10,433,752.110	1,043,375.211	28.9
	合 計	36,120,591.960	3,612,059.196	100.0

(注) 比率()は、灘目両組水車稼屋の買請高に占める割合。

資料：津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

表 135 菜種・綿実の絞油高（文化14年(1817)～文政9年(1826)）

項 目		10 カ 年 合 計	1 カ 年 平 均	
		数 量	数 量	比 率
水 油 (菜種)	大坂菜種絞油屋	石 730,798.781	石 73,079.878	35.7%
	灘目両組水車稼屋	425,942.3115	42,594.231	20.8
	摂泉村々・堺町の絞油屋	891,022.469	89,102.247	43.5
	合 計	2,047,763.5615	204,776.356	100.0
白 油 (綿実)	大坂綿実絞油屋	5,693,428.5	569,342.85	15.7
	灘目両組水車稼屋	20,105,556.35	2,010,555.635	55.5
	摂泉村々・堺町の絞油屋	10,433,752.11	1,043,375.211	28.8
	合 計	36,232,736.96	3,623,273.696	100.0

資料：津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

両 組 油 総 高

水 油		白 油	
石 高	樽 数	石 高	樽 数
石 98,130.807	樽 石 245,327+0.007	石 38,221.191	樽 石 95,552+0.391
5,038.8	12,597	2,958.47	7,396+0.07
103,169.607	257,924+0.007	41,179.661	102,949+0.061
98,058.267	245,145+0.267	38,305.151	95,762+0.351
51,128.22	127,820+0.22 [131,098]	18,384.99	45,962+0.19 [47,141]
46,930.047	117,325+0.047	19,920.161	49,800+161

資料：津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

綿実については、兵庫・灘目綿実問屋が三二・一％で、摂泉村々・堺町の水車および人力稼屋が二八・九、摂津の灘目両組水車稼屋が二三・三％となっている。つまり兵庫と灘目

地方の種物問屋と水車稼屋とを合計すると五五・四％を占め、この地域で大坂周辺に集荷された綿実の大半が、絞油原料として使用されていた。また、灘目両組水車稼屋が買い請けた綿実の地域をみてみると、播磨からが四一・一％、五畿内からが五八・九％と、播磨からの買請高も重要で、前述のようにこれらの地に買請人が派遣されていたのである。

これらのことから主要な絞油原料は、規制の強かった菜種ではなく綿実であったことがわかる。

灘目両組の油生 産高と出荷先
それでは、文化十四年から文政九年までの一〇年間の絞油高に

ついてみてみよう（表135）。絞油原料の買請高と同様

に水油（菜種油）は、摂泉村々・堺町の絞油屋が四三・五％、ついで大坂の菜種絞油屋が三五・七％を占め、灘目両組水車稼屋は二〇・八％を占めているにすぎない。しかし、白油（綿実油）では、この灘目両組水車稼屋が五五・五％を占め、次に摂泉村々・堺町の絞油屋が二八・八％で、大坂綿実絞油屋は一五・七％を占めているにすぎない。水油・白油ともに、大坂の絞油業者は大坂周辺の在方絞油屋や灘目両組水車稼屋によって、強い圧迫を受けていたことがわかる。

表 136 摂津灘目

		油	
		石 高	樽 数
絞 立 分	文化14～文政9年 の10カ年分	石 136,351.998 (13,635.2)	樽 石 340,879+0.398
	文化14～文政5年 迄6カ年分	82,047.198 (13,674.533)	
	文政6～文政9年 迄4カ年分	54,304.8 (13,576.2)	
	毎年残油元立分	7,997.27	19,993+0.07
合 計		144,349.268	360,873+0.068
売捌 高 (文化14～文政9 年の10カ年分)		136,363.418	340,908+0.218
	江 戸 廻	69,513.21	173,783+0.01 [178,239]
	大 坂 廻	66,850.208	167,125+0.208

(注) 1樽=0.4石で換算。〔 〕は1樽=0.39石で換算。

両組の絞油高および出荷高

(単位: 石)

文化14年～文政5年		文政6年～同 9年		文化14年～文政9年	
合 計	年 平 均	合 計	年 平 均	合 計	年 平 均
32,540.337	5,423.389	23,901.8	5,975.45	56,442.137	5,644.214
26,960.67	4,493.445	14,728	3,682	41,688.67	4,168.867
59,501.007	9,916.834	38,629.8	9,657.45	98,130.807	9,813.081
14,493.281	2,415.547	10,767.8	2,691.95	25,261.081	2,526.108
8,052.91	1,342.152	4,907.2	1,220.8	12,960.11	1,296.011
22,546.191	3,757.699	15,675.0	3,912.75	38,221.191	3,822.119
82,047.198	13,674.533	54,304.8	13,570.2	136,351.998	13,635.200
4,570.247	761.708	24,172.2	6,043.05	28,742.447	2,874.245
3,620.8	603.467	14,566.8	3,641.7	18,187.6	1,818.76
8,191.047	1,365.175	38,739	9,684.75	46,930.047	4,693.005
3,113.961	518.994	10,842.6	2,710.65	13,956.561	1,395.656
1,086	181	4,877.6	1,219.4	5,963.6	596.36
4,199.961	699.994	15,720.2	3,930.05	19,920.161	1,992.016
12,391.008	2,065.169	54,459.2	13,614.8	66,850.208	6,685.021
27,744.21	4,624.035	0	0	27,744.21	2,774.421
23,384.01	3,897.335	0	0	23,384.01	2,338.401
51,128.22	8,521.37	0	0	51,128.22	5,112.822
11,278.41	1,879.735	0	0	11,278.41	1,127.841
7,106.58	1,184.43	0	0	7,106.58	710.658
18,384.99	3,064.165	0	0	18,384.99	1,838.499
69,513.21	11,585.535	0	0	69,513.21	6,951.321
81,904.218	13,650.704	54,459.2	13,614.8	136,363.418	13,636.342

の展開と市場構造。

表 137 摂津灘目

項 目			
絞 油 高	水 油	兵庫・灘目56輛仲間 水 車 新 田	
		小 計	
	白 油	兵庫・灘目56輛仲間 水 車 新 田	
		小 計	
	合 計		
出 荷 高	大 坂	兵庫・灘目56輛仲間 水 車 新 田	
		小 計	
	白 油	兵庫・灘目56輛仲間 水 車 新 田	
		小 計	
	合 計		
	江 戸	兵庫・灘目56輛仲間 水 車 新 田	
		小 計	
	白 油	兵庫・灘目56輛仲間 水 車 新 田	
		小 計	
	合 計		
	総 計		

資料：津田秀夫『新版封建経済政策』

次に、表136によって、灘目両組水車稼屋の油の出荷先についてみてみよう。この一〇年間の総合計は一万六三六三石四斗一升八合で、うち水油が九万八〇五八石二斗六升七合、白油が三万八三〇五石一斗五升一合で、水油が七一・九%を占め、菜種による絞油量が七割を占めていた。また、出荷先では、江戸が六万九五一三石二斗一升で五一・〇%、大坂が六万六八五〇石二斗八合で四九・〇%で、ほぼ同量が、大坂・江戸へ出荷されていたことが知られる。しかし、この数字は文政五年令によって江戸直積が禁止された以後の年数も入っているの、実際はもっと江戸積の比重が高かったものと推測される。

次に、兵庫・灘目五拾六輛仲間請負人吉田屋吉右衛門と、水車新田請負人油屋兵五郎の場合についてみてみよう（表137）。この両者の絞油量は、一三万六三五一石九斗九升八合で、水油の場合、文政五年までは一カ年平均で大坂へ一三六五石一斗七升五合（二三・八%）、江戸へ八五一五石三斗七升（八六・二%）、白油の場合、大坂へ六九九石九斗九升四合（一八・〇%）、江戸へ三〇六四石一斗六升五合（八二・〇%）と圧倒的に江戸直積

が行われていたことが知られる。つまり、文政五年令によって、灘目両組の江戸直積が禁止されるまでは、灘目地方の水車によって絞油された製品は、その大部分が江戸へ直接売却されていたといえるだろう。

天保三年の油 幕府はこの調査をうけて、天保三年閏十一月九日に一九カ条におよぶ長文の油方仕法の改方仕法の改正 正を令した。主要な項目を示してみよう。

(1) 諸国からの種物の増大をはかるため、大坂両種物問屋に加えて兵庫に一軒、堺に三軒の種物問屋を設立し、大坂・堺・兵庫両種物問屋の絞油原料の売買方法については、荷主の自由で上記三カ所の種物問屋に売り払うこと、

(2) 播磨国の水車・人力油絞株を新規に認めること、

(3) 従来の大坂の出油屋・京口油問屋・江戸口油問屋を統一して油問屋とし、大坂内本町橋詰町に油寄所を新設すること、

(4) 水車新田は、菜種を、大坂問屋から毎年一万五千石買い請けていたが、今後は大坂・堺・兵庫の種物問屋と摂津国で買い請けるほかに、山城・大和・河内・和泉・播磨の五カ国で五千石まで直買してもよいこと、

(5) 摂津のうち、灘目住吉村（兵庫・灘目五拾六輛仲間）と水車新田および兵庫から西宮の間で絞油した分は、大坂に出さず、江戸にだけ直積すること、

(6) 絞り油屋に日用油の直小売を認めること、

(7) 冥加銀の上納を免除すること、

などが令された。

大坂中心の油支配が放棄され、(1)灘目に対して禁止していた江戸直積を認め、(2)灘目育成のため種物間屋を新設するとともに、水車新田については買入れを増やし、(3)競合相手であった播磨の絞油を認めたこと、などが特徴的である。こうして大坂以外の西摂の絞油地帯や播磨国の新規の絞油株仲間によって、江戸への油の供給を増加させることが目的であった。

しかし、灘目の水車絞油業は、これに十分応えたとはいえない。天保三年令の翌年十二月には早くも半分が休車し、その後、灘目両組の水車八一輛のうち三四輛しか稼動していないという状態であった。このため、水車請負人が大坂町奉行所呼び出されたが、原料の調達ができないためであると言いつけている。灘目絞油地帯から江戸へ安定的に油を供給させようという幕府の目論見は、失敗に終わっているのである。

3 鉱山の開発

有馬温泉の泉源と 文化四年（一八〇七）五月に湯山町が、武庫郡西宮地先の鷺林寺村周辺での金山開発の差
周辺の鉱山開発 止めを求めて、大坂町奉行所へ出訴するという事件があった。その時同町の提出した文

書によると、有馬温泉湯本より五、六里のうちで鉱山を掘ると、温泉に支障をきたすので、これまで何度も願ひ出て差止めを認められてきた。その初例は一三四年以前の延宝元年（一六七三）のことで、有馬郡唐櫃村で銅山開発が行われたところ、有馬温泉の湯脈に掘り当てたためであらうか、温泉の温度が下がり、湯量も

表 138 湯 山 町 の 鉱 山 差 止 め

年 代	開 発 場 所	領 主	開 発 願 人
延宝元年	有馬郡唐櫃村	長谷川久兵衛	大坂九条村俵屋仁左衛門
〃 8年	有馬郡船坂村	豊島権之丞	
貞享 3年	武庫郡小林村	豊島権之丞	
元禄 3年	有馬郡名来村	内藤大和守	
〃 3年	有馬郡名塩村	内藤大和守	
〃 4年	菟原郡打出村	青山播磨守	
〃 4年	有馬郡名来村	長谷川六兵衛	
〃 11年	有馬郡名来村	石原新左衛門	
〃 14年	菟原郡打出村	青山播磨守	
〃 16年	菟原郡打出村・芦谷村	青山播磨守	
正徳 3年	有馬郡唐櫃村	小堀仁右衛門	
享保19年	有馬郡唐櫃村	平岡彦兵衛	
延享 5年	有馬郡名塩村	萩原藤七郎	
寛延 1年	有馬郡名塩村柿之木場	萩原藤七郎	
宝暦 9年	菟原郡石屋村	松平遠江守	
安永 4年	有馬郡名塩村	稲垣藤左衛門	
寛政12年	八部郡再度山	石原庄三郎	二ツ茶屋村井筒屋忠兵衛 同村雷屋武左衛門・加賀屋七右衛門・紺屋忠次
文化 4年	武庫郡鷺林寺村	木 村 周 蔵	

資料：『西宮市史』5，「兵庫県史料」30

減少した。このため、湯山町の町民が、このままでは町が衰微してしまうとして、多数唐櫃村に押しかけるといふ騒動があった。この騒動は、代官長谷川久兵衛によって鎮められ、唐櫃村での銅山稼行は中止されたということである。

当時湯山町の人々は、紀伊熊野沖から西宮の鳴尾の沖に至る潮筋があり、この潮筋から温泉が湧出しているとし、湯山より五、六里のうちに鉱山が開かれればこの潮筋が掘り切られ、泉源が枯れると考えていたようである。そのため延宝元年以後、湯山町の周辺において鉱山の開発が計画されると、湯山町は、泉源に影響するとして訴願を行い、その差止めを求めたのである。こ



写真 131 長谷銅山付近図（「摂津国八部郡全図」）

の状況をまとめたのが、表138である。この表によれば、延宝元年から文化四年までの約一三〇年間に、湯山の周辺で一八回の鉦山開発願が提出され、そのいずれもが有馬温泉の泉源に影響するという理由で差し止められ、鉦山の開発は行われなかった。

出願人のなかには、大坂の町人と並んで、寛政十二年（一八〇〇）の再度山開発では二ツ茶屋村の井筒屋忠兵衛の名もみえ、かれは後述の長谷銅山の稼行にも関係している。

長谷銅山の開坑

このように有馬温泉の泉源保護のために、有馬温泉周辺の銅山開発は湯山町の訴えにより、ほとんどが差し止められている。しかし、神戸市域内でも一カ所だけ銅山の開発が行われていた。明治十七年（一八八四）十二月の『摂津国八部郡坂本村地誌』には、

村の東方字藤ヶ谷にあり、坑敷発見は安永八年、これより寛政七年迄十七ヶ年を経て、休山とす。このころ一ヶ年に五万斤出銅すと、その後、休山せしかば、享和元年より文化五年に至る八ヶ年を経る。当時の出銅高老ヶ年三万斤たり、また、明治元年より同六年に至る、一ヶ月出銅高千五百斤たり、今休山とす。

とあり、坂本村の藤ヶ谷で、安永八年（一七七九）から銅山が開発され、寛政七年まで毎年五万斤（約三〇トン）の出銅高があったが休山したこと、そして、再び享和元年（一八〇二）から文化五年まで稼行し、毎年三万斤の産



写真 132 多田銅山役人給米他請取覚

銅量があったこと、その後明治元年から同六年まで稼行し、毎月千五百斤、年額にして一万八千斤の産銅量があったこと、明治十七年現在では休山となっていたことが知られる。

「田中家文書」にある安永八年九月の「持山銅山入用ニ付借用一札」によると、長谷銅山の勘定場中が、八幡宮（六條八幡宮）神官の林対馬守に対し、八幡宮社領の山、日南尾西谷のうち、長さ三〇間、横一〇間の土地を銅山稼行のため借用し、その借地料として毎年米三斗ずつ神納すること、また銅山が盛行した場合には料物等にも心を用いることを約定している。これによって、安永八年に銅山が開坑され、長谷銅山と呼ばれていたことが知られる。

また、長谷銅山の守り神として信仰されていた金山神社という小祠が残っている。御神体は、銅鉾石が安置されている。そして、神前に灯籠二基があり、右側には「岡木氏」、左側には「天明元辛丑五月吉日」と陰刻されている。つまり、長谷銅山の開坑された二年後の天明元年（一七八一）に、長谷銅山の繁栄と安全を祈って金山神社が勧請されているのである。

この長谷銅山の支配に関しては、代官万年七郎右衛門支配の多田銅山役人の郡司佐右衛門の発給した「給米他請取覚」（天明三年九月）など、同種の史料が数通残されている。これによって、川辺郡銀山町に置かれ

ていた多田銀山役所の支配下にあったことがわかるが、その詳細については不明である。

長谷銅山の 明治五年五月付の「長谷銅山出銅に付、口上書写」によれば、「坂本村字長谷銅山の儀は、

稼行状況

安永八亥年に同村の田中小左衛門が開山し、神戸ニツ茶屋村の井筒屋忠兵衛と申す者と共に稼行し、この節は一ヶ年に五万斤程出銅していたので、一〇ヶ年稼行していた」とあり、長谷銅山の開発人が坂本村の田中小左衛門であり、ニツ茶屋村の井筒屋忠兵衛とともに稼行していたことが記されている。この史料により、長谷銅山の稼行状況を示すと、表139のようになる。なお、この「口上書写」は、菅久次郎なる人物が明治五年に長谷銅山の略歴を記したものであるが、若干の誤謬がある。例えば、天保三年（一八三二）十一月の長谷銅山山付支配人小左衛門（田中）・ニツ茶屋村忠兵衛（井筒屋）・河内国河内郡松原村銀銅山先北山貞助の三人による「銅山水抜ニ付願書」という史料によれば、休山していた寛政十三年（享和元年）にニツ茶屋村の忠兵衛が加入し、水抜を行ったことが、また天保三年からさらに銀銅山先北山貞助を加え、水抜・稼行を行いたい旨を願ひ出ている。つまり、菅久次郎の「口上書写」には、ニツ茶屋村の忠兵衛が安永八年の創業当時から加入していたように記されているが、この「願書」から忠兵衛の加入は享和元年であったと思われる。また、この二つの史料には名前が出ていないが、小左衛門も開発人として参加していたと思われる。さらに、同様に第三期の稼行人として銀山町の元次郎のみが記されているが、このほかに田中小左衛門・井筒屋忠兵衛と北山貞助（天保三年から加入）の三人も稼行人として参加していたものと思われる。

また、天保九年の「長谷銅山場所御尋ニ付口上書」によれば、休山の時には小左衛門が長谷銅山を預かることが慣例となることが記されている。

表 139 長谷銅山の稼行状況

期間	年 代	年数	稼 行 人	産 銅 量
第一期	安永 8～天明 8	10	坂本村田中小左衛門(開山) 〔ニツ茶屋村井筒屋忠兵衛〕①	毎年 5 万斤
	寛政 1～同 12	12	休 山	
第二期	享和 1～文政 1	18	井筒屋忠兵衛 大坂松屋町中村屋吉兵衛	毎年 5 万斤
	文政 2～同 12	11	休 山	
第三期	天保 1～同 7	7	撰津多田銀山町元次郎 〔田中小左衛門〕② 〔井筒屋忠兵衛〕② 〔天保 3 より 河内郡松原村銀銅 山先北山貞助〕②	毎年 2 万斤
	天保 8～慶応 3	32	休 山	
第四期	慶応 4. 9～ (明治 5. 9)		菅 久次郎	明治 2. 3～4. 12 24, 204斤 明治 5. 1～5. 7 1, 942斤

(注) 〔 〕は、「銅山水抜＝付願書」で補訂したもので①は不参加, ②は参加していたとそれぞれ推定される。第二期には田中小左衛門も参加していたと推定される。

資料: 「菅久次郎口上書」(「田中家文書」)

以上述べてきたように、長谷銅山については、その稼行人や稼行時期等史料によって必ずしも一定していないが、一応整理してみると次のようになるだろう。長谷銅山は、安永八年から坂本村の田中小左衛門が開発請負人として開発し、以後近世期においては同家が開発権を保有していた。そして、天明八年まで毎年五万斤の出銅量があったが、一〇年間で休山となっている。天保三年の「願書」から類推すると、出水のため坑敷がうずまってしまったためであろう。そして、享和元年から開発人小左衛門に加え、ニツ茶屋村の井筒屋忠兵衛と大坂松屋町の中村屋吉兵

衛が新たに参加し、文政元年まで採掘が行われた。この忠兵衛と吉兵衛は、銅山開発の資金主として参加していたと思われるが、その具体的な状況は不明である。そして、天保元年には銀山町の元次郎、同三年には河内郡松原村の北山貞助が加入している。この二人は、貞助が銀銅山先という肩書を持っていたように、鉱山開発技術者として水抜工事や新しい鉱脈の発見に努めたものと思われる。

4 漁業の変容

兵庫の魚市 兵庫津では、漁船や各地へ出かけて魚を仕入れてくる田舎行魚買船の数が、周辺漁村に比較と生け洲

して極めて多く、漁業・海産物流通の一拠点となっていたことは先にもふれた。明和期（一七六〇頃）にはやや船数も減少しているが、なお漁船は二六四艘、田舎行魚買船は九六艘を数え、その地位は変わっていない。

こうした漁業活動を背景に、兵庫には魚市場が栄え、魚屋のうちには本格的な生け洲を設けるものも現れた。寛政十年（一七九八）刊行の『撰津名所図会』にも、この兵庫の魚市と生け洲がとり上げられている。魚市は同書に、瀬戸内の漁場と京坂の市場を結ぶ拠点としてとりあげられ、宮前町にあって「これより西の方の漁者、船をこゝに寄せて、毎朝諸魚の市あり、こゝより又京師・大坂へ早船にて運送し、市に商ふ、都て諸魚美味にして、兵庫の魚と賞す」と紹介されている。

「朝鮮人御用覚日記」（『鷲尾家文書』）には、宝暦十二年（一七六二）当時兵庫には、行商から生け洲持ちまで

含めると魚屋総数は八六人あり、朝鮮使節接待に必要な魚の入札にたえうるような「身上宜しき者」は一人であるとして松屋町で鑑屋仁右衛門、宮前町では丹波屋仁左衛門など八人、今出在家町は網屋甚右衛門、和田崎町で柿屋善兵衛をあげている。魚市場のあった宮前町に魚屋が集中していた様子が知られる。

一方、生け洲は、今出在家町に設けられていた。生け洲の持主は魚屋網屋甚右衛門である。南北三間、東西一四間五尺の細長い石垣の水槽に、瓦屋根を葺き、船板で囲い、踏車を用いて海水を入れる仕掛けであったという。前記「朝鮮人御用覚日記」に「殊に網屋甚右衛門には生洲などこれ有り」とみえ、『撰津名所図会』には「鯛鱧鱸及び諸魚を多く放ち生けて、常に貯ふ、これを兵庫の生魚といふ、禁裏調進の手当とす、往来の旅人こゝに来て目を悦ばしめ、奇として時をうつす」と記され、兵庫の名所となっていた。

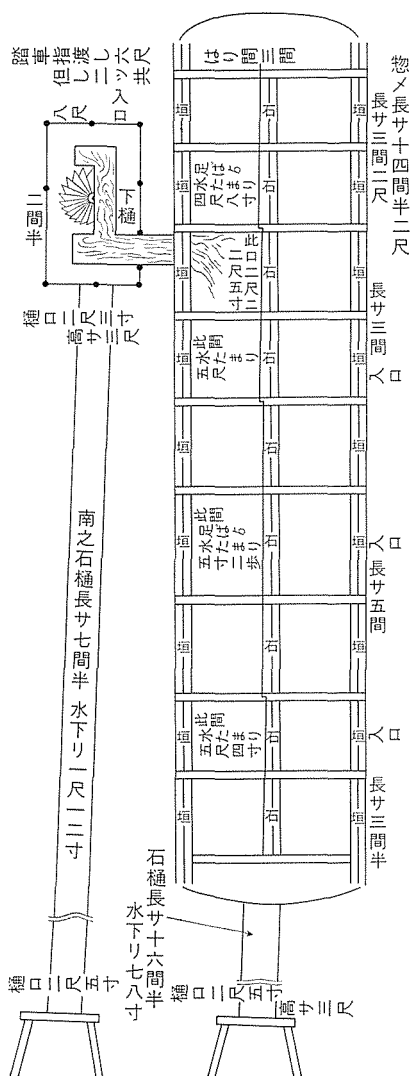


図 29 兵庫生け洲平面図

年紀は欠くが、熊本藩大坂屋敷が、同藩浜本陣であった兵庫の網屋惣兵衛へ、魚の調達を依頼した記録がある。それによれば、同藩の船中台所方用意のために、鯛二〇枚（二尺一、二寸）、小鯛二〇枚（八寸）、鱸二〇本（二尺四、五寸）、かれい二〇枚（九寸一、一尺）その他の活魚を注文している。魚市場のほかにも生け洲があって、かなりまとまった数量の活魚の需要にも応じ得たところに、兵庫の魚供給における特徴をうかがうことができる。

兵庫他国行 兵庫の漁船数は、明和と天明期にかなりの減少を示している。明和六年（一七六九）兵庫津が幕府領

に編入された時、南浜の漁民からは、もと尼崎藩時代漁民への助成策であった救助米五〇俵の下付、酒株の貸下げなどの継続を願っているが、その願書にも「何分近年不漁打ち続き、漁職相止め候者も数多く御座候て、次第に漁船減少仕り」と説明している。

この時期以後の漁業衰退の傾向は次第に深まっていた。漁業賦課である訴訟銀についても天明七年（一七八七）減額を出願し、八貫目から以後一貫目ないし二貫三七〇匁に減額されている。

兵庫の漁民が、安永四年（一七七五）あらためて他国行漁船についての申請を試みているのは、こうした地元での漁不振に対する打開策であったとみられる。要請を受けた代官辻六郎右衛門はこれを許可し、兵庫南



写真 133 兵庫生け州（『摂津名所図会』）

浜の漁船七四艘に他国行漁船の鑑札を下付した。もともと地元における春夏の漁期以外は、かつて阿波・淡路・紀伊などへ出稼ぎ漁を行っていたこともあったというが、他国出稼ぎ漁は時には相手浦から差止めを受ける場合もあった。当時、地曳網など浜先漁はすでに各地元の漁場として確立されていたし、沖漁についても各地でその慣例が形成されていた。たとえば須磨以东の摂津の沖では、「摂播界川辺大坂川口辺までその間浦々これ有り候、沖引網入会に相稼ぎ候」(寛政五年兵庫津漁場訴状)、すなわち摂津国内沖は各浦入会になっていたという。そこで、兵庫津漁業者は特別に公儀公認の他国行漁船の鑑札を受けることによって、どの海域への出漁をも可能にしようというのである。天明八年管轄の代官所が大阪に変更された時も、五九艘の鑑札を受けており、数に増減はあったが、以後もその制は引き継がれていた。

のち、家島の漁業者と争論になった時、兵庫側はこの他国行漁船のことを、

前々より榜示銀訴訟銀と相唱へ、御運上銀相納め、兵庫津沖合併びに隣国は申すに及ばず、中国筋は上関、南は土佐紀州、東は伊勢路迄罷り越し、漁事相稼ぎ候処、折々差し障り申し遂げ候浦方これ有り、稼ぎ方手狭に相成り候ては御運上銀にも差支え、難渋仕り候義に付き、差し障りこれ無き様願ひ上げ、安永年中御聞き済ましの上、他国行漁船と御鑑札成し下され、老艘毎に頂戴奉り候後は、前々の通り何国浦にまで罷り越し漁事相稼ぎ候ても、これ迄何の差し障りも御座無く漁相続け罷り在り候(『兵庫県漁業慣行録』)

と主張している。こうして各海に出漁する公認を得たとする兵庫他国行漁が開始された。もともとこの家島との争論のように、時には相手地元浦との軋轢も生じた。

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 140 魚崎村の魚漁運上と浦銀

項 目	文政 4 年(1821)	天保 6 年(1835)
魚漁運上	銀 ^匁 122.8	銀 ^匁 123.4
浦 銀	銀 ^{貫匁} 1.246 内訳 徳三郎 銭 ^{貫文} 30 善四郎 30 伝四郎 30 藤右衛門 10 浜六 10 青 木 30	銀 ^{貫匁} 1.146.9 内訳 網 4 張分 銭 ^{貫文} 120 小左衛門網歩一銭 1 貫 500 文 青 木 } 西 青 木 } 銀 ^匁 17 焼酎納屋 }

漁業の争論は地元でもしばしば起こった。寛政五年には兵庫が、二ツ茶屋村の他所からの借受け網漁を自分網でないとして差し止めたために起こった争論（以後借受け網漁はしないことで和解）、文化三年（一八〇六）兵庫榜示内での沖間漁をめぐる兵庫と二ツ茶屋村の争論、文化十一年停泊中の神戸村小廻船とその移動を求めた兵庫漁船との争論、弘化三年（一八四六）沖間漁についての尼崎と兵庫の争論（魚漁条件を定めて内済）、嘉永元年（一八四八）兵庫榜示内漁をめぐる和泉佐野浦との争論（佐野兵庫間海上半途淡路山正面見通しまでを境とする約定で決着）などがあげられる。

灘目浜の請 灘目沿岸村のうちでは、とくに地曳網について、負地曳網 一定期間を限り、入札によって漁者を定める浦請けの方法が目立っている。もちろん落札者が、その期間排他的に地曳網漁を行う権利をもつ。たとえば脇浜村では、生田川寄りの小野浜について、正徳年間に大石村の漁者に銀五〇〇匁（年によっては一八〇匁）で漁をまかせ、寛保元年（一七四一）からは兵庫津の漁者が三〇〇〇匁で浦請けしている。自村の漁者が請け負うことも当然あった。宝暦元年には、従前浦受けの兵庫津と、その浦銀高より高い額五〇〇匁で落札した自村漁者との間に争論が起こったこともあった。

寛政五年には兵庫が、二ツ茶屋村の他所からの借受け網漁を自分網でないとして差し止めたために起こった争論（以後借受け網漁はしないことで和解）、文化三年（一八〇六）兵庫榜示内での沖間漁をめぐる兵庫と二ツ茶屋村の争論、文化十一年停泊中の神戸村小廻船とその移動を求めた兵庫漁船との争論、弘化三年（一八四六）沖間漁についての尼崎と兵庫の争論（魚漁条件を定めて内済）、嘉永元年（一八四八）兵庫榜示内漁をめぐる和泉佐野浦との争論（佐野兵庫間海上半途淡路山正面見通しまでを境とする約定で決着）などがあげられる。

表 141 明石藩規定漁期

村名	漁 (ワカメ)	玉筋網 (イカ ナゴ)	縄 網	手繰網 (アブラ メほか)	鰯 網 (イワシ)	魚 網	瀬戸貝掛 (セト ガイ)	鰻 網 (ボラ)
塩 屋 村	2～3月		3～5月		6～12月	7～12月		
東垂水村	2～3月	3～5月		5月1日～	6～11月		11～12月	11～2月
西垂水村	2～3月	*3～5月			6～11月			
山 田 村	2～3月	*2～5月		5月1日～	6～11月		11月12月	11～12月

(注) *史料記載は舁網

灘目沿岸では魚崎村の漁船の推移がわかる。寛政年間より漁船数は減少し、文化七年当時には網船が、さらに幕末の文久元年（一八六一）では漁船もみえなくなっている。地元には大型の地曳網や網船を所有する網元が存在しなくなったということであろう。しかし漁が全く行われなくなったというわけではなく、魚漁運上は村が負担することにして、村の内外を問わず希望者には浦銀を納付させて浜での漁業を認める方針をとっていたと考えられる。

そのことを魚崎村の免割帳に記された魚漁運上と浦銀からみてみよう（表140）。これで見ると、いわば入漁料式に地曳網は一張につき錢三〇貫文として村内の伝四郎や青木村から、その他の網は一〇貫文から一貫五〇〇文として藤右衛門や小左衛門らから、さらに浜の使用料らしい浦銀を隣村の青木村や西青木村から徴収しているのがわかる。したがって、この時期地曳網では四張が稼動していたと推測される。このうち伝四郎は、魚崎村では魚商としてもその名がみえる。

明石藩領山田 村の献上鰻

明石藩領であった明石郡の沿岸は、好漁場が多く、藩は江井島村に藩の浜手役所を設置し、積極的に漁業の取締りにあたった。そのため、税は網や漁船、煎納屋など個々の生産用具に課して、その数を改めてきたほか、特定の漁具の禁止や、漁期の制限なども行ったという。

たとえば、禁止されていた漁具には鯛の延縄はえなわがある。また、漁期の制限は村によって種類や期間にやや差があったようで、イワシ網漁の場合は、塩屋村では六～十二月、東垂水村では六～十一月と定められていたという。終期が一カ月異なっている（表Ⅲ）。

藩はまた他領からの入漁者も取り締り、浦目付役を巡回させたり、海上には、沖目付を漁師古老などから選任し、巡視させたともいう。

また、藩は江井島村の飯蛸と山田村の塩引ボラを、幕府への献上品と定めて、両村にその漁を課し、特別の制限を加えた。山田村のボラ漁の場合をみると、その漁場は摂播国境から加古郡境まですなわち明石藩領沖合二〇丁以内とすることが認められていた。藩は、文政三年（一八二〇）太郎左衛門・茂八郎両人のボラ網を藩主の遊漁用と指定し、毎年銀札一〇〇匁ずつを下付したが、のち慶応年間ボラ網数を一張のみに制限し、献上漁の時には、藩主の家紋入り小幟を掲げさせたこともあったという。

第五節 酒造業の発展

1 寛政改革と酒造統制

天明八年の株改めと永々株
今津・灘目の新規Ⅱ在々酒造業の発展に対する江戸積酒造仲間内での、古規Ⅱ都市仲間側の対応が、前章で述べた摂泉十二郷の結成であるとすれば、いま一つの対応は幕府が乗り出した株改めと、寛政改革における一連の酒造統制政策である。

幕府は宝暦四年（一七五四）の勝手造り令のあと、天明六年（一七八六）にいたり、元禄十年（一六九七）の「元禄調高」を基にした半石造りの減醸令を布達した。しかし翌天明七年田沼意次に代わって松平定信が執政職に就くに及んで、前年までの酒造統制を改め、より徹底した統制の実施をめざした。まず酒造改めの強化を命じ、不時の公儀役人による監査巡検の制度を実施し、さらに酒造道具には極印を押し、増造り・密造の者があれば、公領・私領に関係なく、直ちに捕えて差し出すべきことを厳命した。まさに元禄体制への復帰を彷彿させるような厳格な統制の始まりであった。

次いで天明八年には、「元禄調高」設定以来九〇年にわたり放置されていた実際の造石高を把握するため、

第五節 酒造業の発展

表 142 天明期株改め時の請株状況

村 名	酒造株高	造石高	酒造株数	酒造家数
御影村西組	1,146 ^石	18,847 ^石	9 ^株	8 ^人
石屋村	299	4,005	15	13
今津村南組	1,364	23,376	27	20

資料：「御影酒造組合文書」，「本嘉納家文書」，「鷺尾家文書」

天明六年の減醸令以前の造石高、つまり天明五年の造石高を申告させた。この間の事情については、その政策担当者たる松平定信自身が、その著『字下人言』のなかで次のように述べている。

元禄のつくり高をいまにては株高とよぶ。そのまゝ三分の一などには減しけるが、米下直なりければ、その株高のうちは勝手につくるべしと仰せ出されしを、株は名目にて、ただいかほどもつくるべきことと思いたがえしよりして、いまはつくり高と株とは二つに分れて、十石の株より百石つくるもあり、万石つくるもあり。これによって酉年（寛政元年）のころより諸国の酒造をただしたるに、元禄のつくり高

よりも今の三分の一のつくり高は一倍の余も多きなり。

この株改めによって、新たに申告された天明五年の造石高の状況を、灘目・今津のうち、御影村西組・石屋村、および今津村南組について例示したのが表142である。江戸積酒造業に專業化していった灘酒造家の急速な造石高増大の跡をうかがうことができる。

幕府は翌寛政元年（一七八九）八月、この株改めで確認された新株高に対して三分の一造りを発令するとともに、以後古株高を廃して、この新株高をもって「永々株」とし、分株譲渡をも禁止したのである。

こうして摂泉十二郷の成立と、この天明八年の株改めによって、元禄調高体制は崩れ去り、新たに今津・灘目の新興酒造業を包摂した形で、江戸積酒造業が再編されていたのである。

一紙送り状改印制と 幕府は寛政元年の永々株の設定につづいて、翌二年には、改めて江戸積酒造業に対する流通規制の強化策に着手した。すなわち従来通りの三分の一造りの酒造制限令に加えて、江戸へ送り出される下り酒の生産地をこれまでの江戸積酒造地域に限定し、それ以外の地域からの入津は一切禁止した。さらに寛政三年には浦賀番所に「下り酒荷改方」を設置して、下り酒入津改めと送り状の改印を命じた。ここにいたり、これまでの生産規制に加えて、流通規制としての船改め・荷改めが実施されることになったのである。

しかしこれらの諸施策も、いわばその次の流通規制強化への準備段階であった。翌寛政四年二月にはさらに改正して、一紙送り状（または総高送り状ともいう）の制が採用された。これは各荷主から江戸下り酒問屋へ差し出す一人別送り状を、浦賀番所で一枚ずつ改印する煩雑さを避けるため、まとめて一枚に書きあげて、その手続きの迅速化を図ったものである。

この一紙（総高）送り状には、荷主数、送り先の江戸問屋数、一人別送り状の枚数が書きあげられ、荷主惣代として各郷大行事が署名し、江戸下り酒問屋惣代である大行司に宛てる形になっている。このため一紙送り状の制では、各郷別に酒造行事をたて、この行事が各荷主の一人別送り状を取りまとめて一船の

酒荷物惣高送り状之事	
摂州灘荷主	〇〇人
江戸酒問屋	〇〇人
老人別送り状	〇〇通
右之通一船二積込差下申候間、別紙	
老人別送り状引合荷物御請取、夫々	
御振合可有之候、海上之儀者可為定	
之通候、以上	
摂州灘酒之内魚崎村荷主惣代	大行事 〇〇〇〇
江戸下り酒問屋惣代	大行司 〇〇〇〇殿

図 30 一紙送り状書式

第五節 酒造業の発展

表 143 寛政4年(1792)下り酒11カ
国の「御分量目当高」

今津灘	樽 16,000～ 123,000	樽 20,200 156,000	% 5.1～ 39.2	% 5.0 39.1
西宮	28,000～	35,900	8.9～	9.0
伊丹	45,000～	58,000	14.3～	14.5
池田	8,000～	10,000	2.5～	2.5
大坂	17,000～	21,700	5.4～	5.4
法橋	10,900～	13,600	3.5～	3.4
尼崎	3,200～	4,100	1.0～	1.0
堺	6,500～	8,200	2.1～	2.1
河内	600～	800	0.2	
播磨	600～	900	0.2	
山城	1,100～	1,400	0.4	
尾張	22,200～	28,000	7.0	
三河	21,000～	27,000	6.7	
美濃	10,000～	13,000	3.2	
伊勢	50～	100	0.0	
紀伊	600～	900	0.2	
丹波	200～	300	0.1	
合計	313,950～	400,100	100.0	

(注) 西宮のなかに北在、灘目のなかに兵庫を加算。

資料:「四井家文書」

積荷高を一紙に書きあげ、これをさらに十二郷触頭たる大坂三郷の酒造大行司が統轄する、という仕組みになっていた。

したがってこの一紙送り状は、浦賀番所で荷改めの際の事務簡素化に端を発しているとはいえず、幕府にとっては入津樽統制の徹底化を図る基になり、他面においてこれを積出地で統轄する摂泉十二郷酒造仲間大行司としての大坂三郷の地位が、十二郷仲間内部で強化されることにもなった。この意味で、一紙送り状の制度は、大坂三郷酒造大行司を入津樽統制組織の末端機構に組み入れたものといえる。

さらにつづいて幕府は同年十月に、いわゆる「下り酒十一ヶ国制」を実施した。これは江戸入津樽統制の一環として、江戸積酒造地を従来からの実績によって一一カ国に限定するもので、これ以外の地域からの入津を禁止する政策であった。その一一カ国とは、山城・河内・和泉・摂津・伊勢・尾張・三河・美濃・紀伊・播磨・丹波の国々である。またこの下り酒の地域限定とともに、入津樽数についても通常時の三分の一に相当する年間三〇万〇四〇万樽に限定し、これを「御分量目当高」

と称して、酒造統制実施以前の天明四～六年にわたる三カ年の実績を基準にして割り当てたのである。この寛政四年の下り酒一カ国における御分量目当高を表示したのが、表143である。

こうして江戸積酒造業における生産と流通が、寛政改革の過程において、完全に幕府によって掌握され、江戸入津樽数の枠まで固定化されていたことは、新興江戸積酒造地として発展してきた灘三郷にとっては、むしろその発展に対して足かせをはめられるものであった。

改革期における

江戸入津樽数

こうした統制の経緯を江戸入津樽数でみてみよう(図31(付表26))。まず酒造統制以前の天明四年の江戸入津樽数では、総樽数は約六八万樽、その内訳は灘目二七万樽(約四〇%)、今津三万六千樽で、この灘三郷が全体の四五%を占め、これに対し伊丹八万五千樽、西宮六万八千樽で合わせて二三%となり、そのほか大坂・池田・尼崎・伝法・堺の五郷から一七%、合計摂泉十二郷で八五%に達し、ほか九カ国からはわずか一三%にすぎなかったことがわかる(なお他に郷名不明分二%がある)。このことは、元禄十年の江戸積酒造体制のなかに含まれていなかった今津・灘目が、宝暦四年(一七五四)の勝手造り令を経過した天明期の段階で、有力な江戸積酒造地として登場してきた事実を如実に示しており、減醸令の出した天明六年まではなお増大し続けてきた。

その後天明八年は六〇万樽台まで減少したが、寛政二年には七二万樽にまで伸び、同元年の三分の一造り令以後も減少していないことが注目される。このことは三分の一造りという酒造統制令の効果があがっていないことを物語っており、そこに寛政三年以後の前述した浦賀荷改めや一紙送り状制などによる江戸入津統制策が必要であった背景を読み取ることができる。

第五節 酒造業の発展

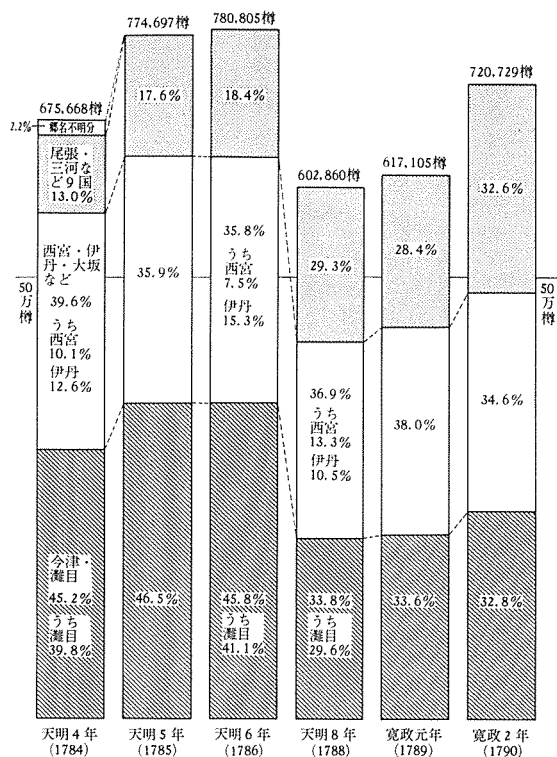


図 31 天明～寛政期における地域別
江戸入津樽数の変遷

次に灘目・今津については、その入津樽数が、規制前の天明六年には全体の四五・八%を占めていたが、二年後の統制時である天明八年には三三・八%にまで減少しており、絶対数でも一五万樽減少していることである。

これに対して伊丹は灘三郷と同様に天明六年の一五・三%から天明八年には一〇・五%へ減少しているものの、西宮は七・五%から一三・三%へ、池田も二・七%から三・九%に上昇し、また下り酒一カ国のうち

摂泉二国を除くほか九カ国も、一八・四%から二九・三%へと増加している。この事実が入津樽統制の当面の矛先が、明らかに新興の灘三郷に向けられており、それによって古規組の西宮・池田などの旧特権的酒造地域には一時的に有利に展開したことを示している。

このことは、江戸市場をめぐる古規組と旧特権酒造

仲間と新規組Ⅱ在方酒造仲間との競合関係が、天明六年までは新規組に有利に進行し、旧酒造仲間の特権が足元から崩れ去りつつあり、したがって旧酒造地の回復は、幕府権力の発動つまり統制に期待しなければならぬ。新しいほどに、新旧酒造家の対立は深刻化していったともいえる。そして、これによって一時的にしろ灘酒造業の挫折がみられただけでなく、幕府の新興酒造地たる灘三郷への抑圧は、さらに追い打ちをかけるような形で、酒造株に対する新たな冥加金の課徴にまで進展していったのである。

初買入株と 酒造冥加金

寛政四年に下り酒十一ヶ国制のもとに入津樽統制を強化した幕府は、同じ年に、酒造冥加金の課徴に着目し、その徴収を意図した。酒造冥加金については、すでに田沼政権のもとでしばしば問題となり、宝暦十四年（一七六四）、明和九年（一七七二）、天明三年（一七八三）、同四年と再三にわたって、江戸積酒造仲間を対象とした酒造冥加金政策や酒会所設立案が立案された。しかしその都度酒造仲間では従来よりの「酒造無冥加」という特権を主張して、これに反対してきた。摂泉十二郷酒造仲間結成の一つの動機は、この幕府の冥加金強行策に対し、酒造家連合を組織して仲間私法を確立し、幕府の冥加金課徴に反対して、その実現を阻止することにもあった。

松平定信は、このような田沼意次の酒造冥加金政策の失敗という過去の苦い経験から、その課税対象地域を従来の摂泉十二郷全域とすることを改め、新興の在々酒造地域である灘目に集中していった。ここで同じ「在々」に属しながら今津を除外したのは、今津郷ではすでに一株につき銀三六匁の冥加金が一律に課税されていたためであった。また灘目のなかでも、一部すでに冥加株もあり、それについては除外している。したがって寛政四年新たに課税されたのは、当時の無冥加株を対象にして、一斉に株高千石につき銀三枚（一

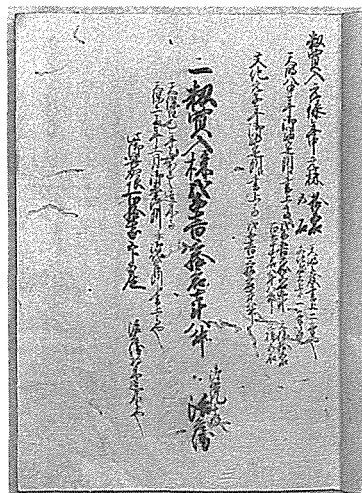


写真 134 榎買入株
 (「酒造米株高帳」部分)

二九匁 が課税されたのである。これが榎買入株であり、この時すでに課税されていた酒造株の方を御免定株と称した。榎買入株という名称は、この冥加金で榎を買い入れ、代官所内に貯蔵して、備荒貯蓄に充用されたのに由来している。したがって灘目・今津については、寛政四年の段階で全部の酒造株に冥加金がかけられたことになる。

この株高千石につき銀一二九匁という額は、寛政六年まで続いた。翌寛政七年、それまでの酒造統制が緩和されるに及んで、酒造仲間からは、三分の一造り令の解除による冥加金の三分の一の減額すなわち高千石につき銀四三匁とする引下げが出願され、それが認められて、以後榎買入株冥加金は銀四三匁に固定されることになった。

いずれにせよ、この榎買入株・御免定株の二つは、灘目・今津という新興江戸積酒造地に対して、幕府が冥加金を目的に設定した株の名称であって、旧特権酒造仲間たる伊丹・池田・西宮・兵庫などの江戸積酒造地については、その株はすべて無冥加株であった。このように兵庫や西宮などを除いて、在方の灘目・今津にのみ限定して課税する方法をとったところに、田沼とは異なった松平定信の酒造政策に対する姿勢をうかがい知ることができる。またそこにこそ松平定信が、新たな酒造冥加金の課税に成功した秘訣があったとも

いえよう。

しかし松平定信が寛政改革において、このように江戸積酒造業に対して強硬な酒造統制策をもって臨み、なかでも新興の在方酒造業にその対象を向けていた政策意図について、定信自身が『宇下人言』のなかで、次のように述べている。

西国辺より江戸へ入り来る酒いかほどとも知れず、これが為に金銀東より西へうつるもいかほどという事をしらず、これによりて或は浦賀中川にて酒樽を改めなんという御制度は出したり、これ又東西の勢を位よくせんの術にして、ただ米の潰れなんというのみにあらず侍べる也、関東にて酒をつくり出すべき旨仰せ出され候も、是また関西の酒を改めなば、酒価騰貴せんがためなりけり

事実関八州領内での地廻り酒の奨励に力を入れ、寛政二年「御免関東上酒試造」を立案し、武蔵国で六軒、上総国で五軒の酒屋を選び、一万四七〇〇石の貸米をして、上酒諸白三万樽余を醸造させ、江戸に「御免関東上酒販売所」を設けて直接売り出そうとしたのである。

しかしこの時点において、すでに上方の経済に依存しない江戸市場経済など存在しえないまでに、事態は深刻化していた。灘三郷の在方酒造業がこの危機の時期を乗り越えて、再度勝手造りの競争期を迎えて飛躍的に発展していくのが、次の文化・文政期であった。

2 化政期灘酒造業の飛躍的發展

第五節 酒造業の発展

表 144 寛政5年(1793)上灘3組酒造家数・造石高

村名	酒造家数	造石高	1軒当り 造石高
東組	木崎 6軒	5,363石	894石
	青魚 15	19,147	1,276
	住吉 8	14,654	1,832
	小計	29	39,164
中組	影屋 23	26,542	1,154
	石東 13	16,192	1,246
	明幡 10	11,080	1,108
	八幡 6	4,465	744
	小計	52	58,279
西組	新在家 20	22,239	1,112
	大石 16	31,065	1,941
	小計	36	53,304
合計	117	150,747	1,288

(注) 造石高は1石未満を切り捨て。

資料：「白嘉納家文書」

寛政末期の 寛政五年(一七九三)七月に松平定信が執政職を辞任すると、天明六年(一七八六)以来の酒造制限令も逐次緩和されるようになり、江戸入津樽についても、一紙送り状の制度だけが以後も継続され、浦賀番所における改印制も引き継がれたが、その統制のための下り酒十一ヶ国制は撤廃されることになった。こうしてついに近世を通じて最高の江戸入津高を記録する飛躍期を迎えるのであるが、統制令の解除された寛政五年の上灘郷各村(後の上灘東組・中組・西組の三組)の酒造家と酒造米高(造石高)の様子をみておこう(表144)。

上灘三組の酒造家数は一一七軒、造石高は約一五万一千石である。これに下灘三カ村(神戸・ニツ茶屋・脇

浜)の造石高約四万三千石を合計して、上灘・下灘でおよそ約一九万四千石となる。これに今津郷二万五千石を合わせると、この時点での灘酒造業の造石高は約二万九千石に達する。

上灘三組のなかでは、酒造家軒数では中組が多く、ついで西組・東組の順となっているが、造石高もほぼそれに比例している。しかし村別では大石村が酒造経営規模別(一軒当り造石高)では突出してい

て二千石に近く、平均の一二八石を大きく上回っている。ついで住吉村、魚崎村となっているが、いずれもこの時点で千石造りの経営規模に達していることが注目される。このときすでに東組の魚崎・住吉、中組の御影・石屋・東明、西組の大石・新在家が上灘各組での中心的な酒造地を形成していることが確認できる。

さらにこの寛政五年の上灘郷各村の個別的な酒造家とその造石高を一覧したのが、表14である。その後の灘酒造業の発展を考えあわせて、有力酒造家の顔ぶれがほぼ出揃っていると同時に、またその後後退していた酒造家もその名を見出すことができる。御影村の嘉納屋彦右衛門の五五〇一石をはじめ、魚崎村の米屋三良兵衛、住吉村の吉田屋喜五郎、同喜平次、新在家村の米屋庄兵衛を頂点として、以下二、三〇〇石の酒造家や一〇〇石未満の小規模酒造家も混在している。これはいわばその後の競争体制へ入ってゆくスタートラインにある酒造状況を伝えているといえることができる。

もっとも石屋村の木屋市左衛門は大石村からの出造りであり、現実には木屋市左衛門の造石高は六千石を超え、同じく住吉村の吉田喜平次も魚崎村への出造り分を加えると同様に六千石を超えて、さきの御影村の嘉納屋彦右衛門を凌駕することになる。そのほか石屋村へは周辺の酒造家の出造りが多くみられ、ついで魚崎村も出造り酒造家が多く、かつての土着有力酒造家山路十兵衛をはじめとする山路同族の後退が読み取れる反面、天明六年以来伝法村からの出造り酒造家であった赤穂屋三十郎は、この時すでに人別帳も移して、魚崎村に定着しており、その跡を継いだ赤穂屋市郎右衛門は、灘酒造家全体のなかでも数少ない株高一万石の酒造家に成長してゆくのである。

第五節 酒造業の発展

表 145 寛政5年(1793)上灘郷各村の酒造家名・造石高一覧 (単位:石)

酒 造 家 名	造米米高	酒 造 家 名	造米米高	酒 造 家 名	造米米高
青木村		11 塩屋七兵衛	782	5 岩田屋角太夫	150
1 鍵屋武平治	1,733	⑩ 松屋甚左衛門	571	6 升屋市郎左衛門	75
2 寺田屋市郎兵衛	1,077	13 網屋十右衛門	527	(小計)	4,465
3 山形屋忠左衛門	979	14 " 仁左衛門	456	新在家村	
4 松田屋治左衛門	734	⑩ 山田屋源四郎	456	1 米屋庄兵衛	4,454
5 益井屋利兵衛	504	16 嘉納屋長蔵	422	2 花木屋長兵衛	2,054
6 " 善兵衛	336	17 " 弥兵衛	400	3 花木屋新七	1,870
(小計)	5,363	18 灘屋徳五郎	326	4 上坂屋五右衛門	1,825
魚崎村		19 " 徳右衛門	326	5 若林屋与左衛門	1,568
1 米屋三郎兵衛	4,187	20 升屋久右衛門	300	6 柴屋長右衛門	1,404
② 松屋徳右衛門	1,881	21 豊島屋順治郎	260	7 松井屋治郎兵衛	1,370
③ 吉田喜平次	1,823	22 佐野屋長七	229	8 嶋屋与平治	1,358
4 山路屋十兵衛	1,695	23 塩屋茂十郎	180	9 柴屋善右衛門	1,306
5 " 織三郎	1,522	(小計)	26,542	10 " 善左衛門	1,090
6 " 久左衛門	1,261	石屋村		11 花木屋久兵衛	731
⑦ 嘉納屋治作	980	① 木屋市左衛門	2,394	12 都賀屋治兵衛	583
8 山路屋久兵衛	950	② 升屋庄三郎	2,199	13 吉文字屋吾平次	573
9 佐松屋平左衛門	926	③ 木屋喜兵衛	2,082	14 石本屋利左衛門	533
10 山本屋六兵衛	925	4 小池屋勘四郎	1,728	15 山田屋好兵衛	421
11 網屋甚太郎	909	⑤ 塚本屋八左衛門	1,200	16 嶋屋重左衛門	403
12 山路屋兵蔵	786	6 若林屋茂左衛門	1,172	17 国性屋利右衛門	250
13 佐松屋嘉右衛門	774	⑦ 嘉納屋治郎右衛門	1,072	18 松屋重助	180
14 赤穂屋三十郎	360	8 若林屋吉左衛門	1,002	19 柴屋清右衛門	141
⑩ 永田屋平次郎	168	⑨ 升屋久右衛門	923	20 樽屋仁兵衛	125
(小計)	19,147	⑩ 伊勢屋七右衛門	851	(小計)	22,239
住吉村		⑪ 花木屋新七	774	大石村	
1 吉田屋喜五郎	4,241	⑫ 川崎屋吉三郎	495	1 木屋市左衛門	3,813
2 吉田喜平次	4,237	⑬ 大石村与左衛門	300	2 " 長松	3,625
③ 米屋喜兵衛	2,105	(小計)	16,192	3 松屋徳右衛門	3,348
4 油屋安右衛門	1,658	東明村		4 吉坂屋又右衛門	2,395
5 万屋久兵衛	1,533	1 塚本屋八左衛門	2,520	5 松浦屋庄兵衛	2,166
6 井上屋勝右衛門	450	2 柴屋又左衛門	2,510	6 丸屋新兵衛	1,963
7 吉岡屋正之助	400	③ 上坂屋五右衛門	1,330	7 魚屋善兵衛	1,608
8 播磨屋平六	30	4 塚本屋孫左衛門	1,130	8 松浦屋太兵衛	1,605
(小計)	14,654	5 柴屋仁右衛門	1,100	9 小池屋儀兵衛	1,550
御影村		6 柴屋藤左衛門	720	10 松屋甚左衛門	1,471
1 嘉納屋彦右衛門	5,501	7 呉田屋彦六	679	11 小池屋善右衛門	1,465
2 同 治兵衛	3,915	8 雑古屋伊三郎	560	12 松屋又左衛門	1,327
③ 吉田屋喜五郎	2,580	9 柳屋いそ	456	13 松浦屋庄七	1,203
4 雑古屋伝六郎	1,673	10 麴屋市郎兵衛	75	14 " 権九郎	1,203
5 伊勢屋七右衛門	1,623	(小計)	11,080	15 魚屋九兵衛	1,185
6 嘉納屋治郎右衛門	1,623	八幡村		16 松屋甚右衛門	1,138
7 雑古屋六三郎	1,287	1 林屋直治郎	2,700	(小計)	31,065
8 " 伝三郎	1,287	2 田中屋しも	1,020	合 計	
9 塩屋清五郎	912	3 若林屋とく	320		
10 旦屋源兵衛	906	4 清水屋卯兵衛	200		

(注) 造石高は1石未満を切捨て。番号の○印は出造り酒造家を示す。

資料:「白嘉納家文書」

自由競争期の

文化期に入って諸国に豊作が続き、ふたたびかつての享保末期以降と同じような米価下落

江戸入津樽数

の状態におちいった。大坂の町人学者草間伊助は『三貨図彙』のなかで、「米価下落につ

き諸侯方金融の取入れ数なく、これによって借財融通算用など皆不勝手になり、よんどころ抛なく国内底を払って米穀を売出す」と記している。

そこで幕府は直ちに米価引上げ策として、文化元年（一八〇四）には買上米、粃閒い、廻米制限などを実施し、さらに同三年には大坂で買米令を布達して、積極的に商人の買米を奨励するとともに、酒造勝手造りを発令し、酒造株高に關係なく自由に造石高を増加させ、無株の者、休株の者はもちろん新規酒造業者にまで自由に營業することを許可したのである。

ここにおいて先の天明八年に株改めされた酒造株体制は動揺し、ふたたび自由營業期を迎えて競争が激化した。これは、摂泉十二郷酒造仲間において、以後文化・文政期にかけて灘酒造業が飛躍的に発展してゆく契機となったのである。灘酒造仲間は、この時期の状況を

私ども村々酒造の義は、酒造専らの場所に御座候て、前々より大造りの酒造を致し来り候ところ、文化年間には酒造の義無株たりとも勝手造り仰せ出され候て以来、特別に新蔵を建て増し、その上無株の者にいたるまで追い追い酒造致し候故、近年造り方相増し申し候、（新規株願一件）

と述べている。こうして江戸積酒造業に再度競争契機が導入されて、酒造蔵が拡張され、酒造高が増大し、江戸入津樽数は記録的な上昇を続けた。いまこの灘酒造業発展の過程を、摂泉十二郷および一カ国の江戸入津樽数の変遷からみたのが図32（付表27）である。

第五節 酒造業の発展

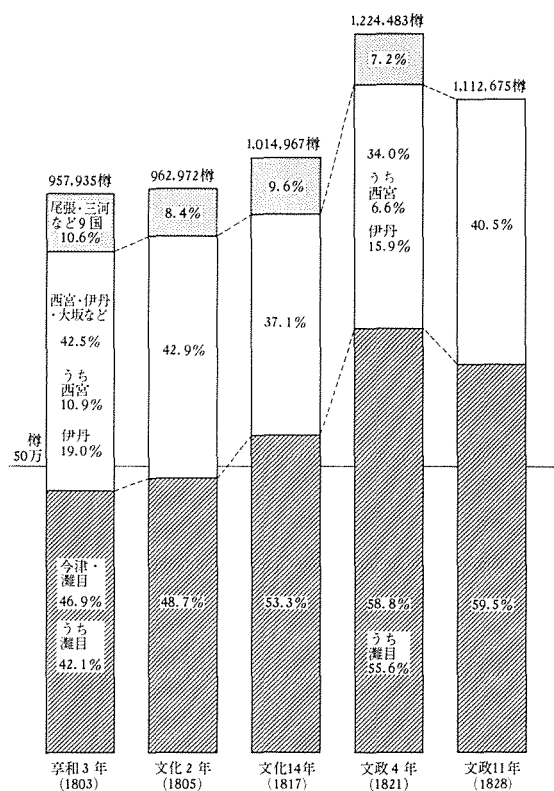


図 32 享和～文政期における地域別
江戸入津樽数の変遷

まず天明五年の江戸入津樽総数七万余樽からみると、享和三年（一八〇三）は九万余樽で二三・七%の伸び率になっている。そのなかで今津は四万一六三四樽から四万五七三四樽へ九・八%の伸び率であるのに対し、灘目は三一万八九〇三樽から四〇万三二八七樽へ二六・五%の伸び率となつて、平均をやや上回っている。一方西宮は七万四一五四樽から一〇万四三七一樽へ四〇・七%、伊丹も一万二六六〇樽から一八万二一四八樽へと六一・七%というかなり高い伸び率を示している。

ついで、文化三年の勝手造り令のあとの入津総樽数をみると、文化末年にはすでに一〇〇万樽を超過し、文政四年（一八二二）には一二二万四千樽に達し、近世を通じての最高の入津樽数となった。しかしこの時西宮の入津樽数はかえって低下し、伊丹・今津でも文化初年までは増加傾向にあ

りながら、以後は文政期にかけて低下ないし現状維持の傾向を示している。従ってこの期の増大を担ったのは、まさに灘目であったといえる。

灘目の場合は、文化十四年にはすでに入津樽総数の五〇％以上を占め、天明五年の三万九千樽より文政四年（一八二二）の六八万一千樽へ、わずか四〇年たらずの間に二・一倍という発展ぶりを示しているのである。その中心をなしたのが実に上灘郷で、なかでもその中組に属する御影村であり、東組の魚崎村であった。

入津樽の増大 かし下り酒の江戸入津量が、連年一〇〇万樽をこえるようになって、さしもの江戸酒市とその対応 場も飽和状態となり、さらに供給過剰となって、結果的には酒価の暴落をもたらしことに

なった。そのため酒価をめぐって、生産者であり荷主でもある酒造仲間と、江戸下り酒問屋との対立が深まるとともに、この酒価の下落を、荷主側で受けとめてゆこうとする酒造仲間内部での対立も、先鋭化してゆくことになった。

寛政改革において入津樽統制が強化された段階では、入津樽数が減少し、それを受荷する酒問屋にとって致命的となり、問屋間での受荷競争が激しくなった。そのときとられた酒問屋仲間の対応が、調売附仕法しあべうりつけとよばれる方法であった。それは従来の荷主と問屋との個別家別売附仕法を改めて、酒問屋が申し合わせて調売附値段と称する協定価格を決め、問屋どうしの無益な競争を避けて、入津樽数の減少に対処しようとするものであった。この仕法は酒問屋が主体となって実行していった。

しかし化政期の事態は、入津樽の増大による江戸市場での酒荷充溢、酒価の下落という事態であり、この場合は荷主⇨酒造家側が自らこの共倒れの危機を克服してゆかなければならず、そのため改めて酒造仲間の

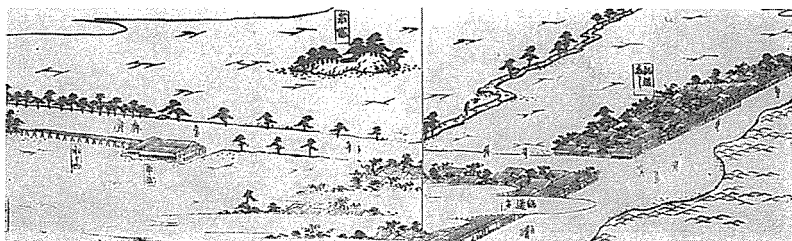


写真 135 住吉付近の酒蔵と水車（『摂津名所図会』）

結束を固め、自主的に規制しようという申合せが行われた。この荷主＝酒造仲間の申合せは、各郷酒造仲間ごとに、またはいくつかの郷をまとめる形でなされた。とくにこの時期は外部（幕府）からの統制も期待できない酒造勝手造り令のもとにあり、酒造仲間内部での競争が激しくなればなるほど、仲間の自主的規制が必要であったといえる。この自主規制が、積みどめ積留・つみひかえ積控・減造と呼ばれるものであった。

積留・積控・減造の申合せ まず勝手造りの発令に先立つ文化元年九月に、西宮・今津・上灘・下灘の四郷酒造仲間では、次のような申合せを行っている。

(1) 酒造不景気のため、造石高は酒造株高の六〇％とし、江戸送り状を造石高一〇石につき一三駄（二六樽）の割合で交付する、(2) 無株の者を取り締まり、江戸積を望んでも仲間規制によってこれを積合仲間から排除する、の二点である。

この申合せは、勝手造り令を前にして、江戸積酒造家仲間の営業特権を確認しようとしたもので、特に酒造株に江戸積株という限定を付記して、地売株と区別している点が注目される。

さらに文化七年には、前記四郷に池田・兵庫の両郷を加えた六郷酒造仲間が、自主的に積留・減造を申し合わせた。その申合せは、各郷の酒造行司が立会いのうえ、一紙送り状に六角形の裏判を押すことにし、この裏判のない酒荷は積問屋（樽廻船問屋）で引き受けてはならないと取り決め、このことを大坂・西宮両樽廻

船問屋へも通告した。裏判とは単に六郷の郷名を書いた六角形の印のことで、一紙送り状にこの裏判を押すことで自主的に送り荷を調整し、積留の効果をあげようとするものであった。

この六郷酒造仲間の積留申合せに活躍したのが、西宮酒造仲間の酒造行司である四井久兵衛であった。久兵衛は「覚之事」という表題のついた日記のなかで、西宮・灘目の酒は普通なら一〇駄につき一五両から二〇両ぐらいの相場であるが、この時期（文化七年）には六、七両から四両にまで暴落し、前代未聞の安値で酒造業も成り立たない状態であり、そのため六郷仲間が嚴重に申合せをしたことを述べ、その内容については当年仕込日数を三〇日に限定し、それ以上に過造してはならないこと、この取決めに厳守するために、各郷は取り交わし証文に連印し、なお配人・甑仕舞はもちろんのこと、添（指）仕込日数についても最初から約束しておき、違反した者は「積合中」から除くだけでなく、永久に仲間から除名する、と記している。

ところが上灘郷御影村の嘉納家同族六軒をはじめとする灘目一三軒の酒造家が、前述の六郷仲間申合せに反して、裏判のない一紙送り状で江戸積みしようとして発覚する事件が起こった。六郷仲間では規約にしたがってこの一三軒を除名するとともに、積問屋にも働きかけてその酒荷を積み入れないように要請した。この要請によって積問屋がこれら一三軒の酒荷積み入れを拒否したところ、逆に一三軒の酒造家が積問屋を相手どって提訴におよんだため、この事件は、仲間規制をめぐる裁判事件にまで発展することになった。

この一三軒の酒造家の中心をなしたのが嘉納一族で、すでに嘉納治兵衛は文化十年代に一〇歳を稼働して一万駄以上を江戸積みしており、同じく嘉納治郎右衛門は文政末期（一八二五～三〇）には八歳を稼働して造石高一万石を超える灘三郷きっての有力な酒造家であった。この提訴の結末は、幕府が勝手造りを発令している

ときに、その政策意図に相反して、酒造仲間が勝手に私法の積留・積控・減造を申し合わせることは許されないとして、六郷酒造仲間行司側の主張が却下されて終わっている。

勝手造り令のもとで競争契機が導入され、それを機に飛躍的發展を図ろうとする一三軒の酒造家と、市場条件の制約下では量的増大よりも現時点での妥協を図ろうとする六郷酒造仲間との分裂対立が、こうして表面化してくるまでに問題は深刻化していた。それはこの期に一層の發展を志向していく灘目の有力な酒造家たる嘉納家同族と、江戸入津樽数のうえでも請株のうえでもすでに下降傾向にあった西宮郷（その酒造行司たる四井久兵衛）との経営方針の差として、はっきり現れたといえる。この対立矛盾は、やがて吹田屋一件において噴出していったといえよう。

文政九年の 酒造仲間による自主規制をめぐる対立矛盾はついに文政九年（一八二六）にいたって頂点に達

吹田屋事件

し、いわゆる吹田屋一件とよばれる未曾有の大事件が起こった。事件の発端はその二年前の文政七年に、大坂三郷酒造大行司の吹田屋与三兵衛が、摂泉十二郷の触頭としての地位を利用して、各郷酒造家の連合組織を動員し、積控と減造を申し合わせたことにあった。

吹田屋は酒価下落の原因を、販路が江戸に限定されていること、荷主Ⅱ酒造家が小利に迷い酒問屋に対する大局的な見地からの団結力に欠けていることの二点にあると考え、問屋に対する荷主側の結束を呼びかけたのである。そこで文政七年七月の十二郷参会において、次のような減造の申合せを行った。

- (1) 文政四年の江戸入津樽数を各郷送り荷駄数割賦の基準とし、送り総駄数を文政四年の七五％とすること、
- (2) これに応じて仕込期間を短縮し、一紙送り状に「十二郷積合」という極印と各郷酒造行司の証印を押すこ

と、(3)紀伊・播磨・丹波・河内などへの出造り酒造家の分および国違い送り状による分、この両者は江戸積を禁止すること、(4)この仲間申合せの送り状以外の荷物を引き受けた江戸酒問屋には、今後送り荷を禁止すること、以上の四点である。

この盟約は、全十二郷申合せとして地域的な広がりをもっていた点と、減造高を株高によらず現実の江戸入津樽数の実績によって規制することを申し合わせている点で、さきの文化七年西宮郷酒造行司四井久兵衛らの主導による六郷仲間申合せとは根本的に相違していた。それは、積荷規制と減造申合せが、酒造株すなわち過去の営業特権に依拠するのではなく、現実に則した江戸送り樽数を基準にしたことによって、発展し続けてゆく灘三郷と他郷との協調が図られていたことである。事実このような申合せの効果はてきめんで、米価がたいして騰貴していいにもかかわらず、酒は一五、六兩より二二、三兩にまで騰貴したのである。

この時期幕府自身も、膨張した江戸積酒造業については、勝手造り令を見直し、文政八年にまず無株の酒造を禁止して、直接その掌握に乗り出そうとしていたときである。この酒価の騰貴を、いわば私法による不当な価格のつり上げとみた幕府は、文政九年七月調査に乗り出し、西宮・兵庫・下灘・上灘・今津・池田・伊丹の七郷酒造行司と、大坂三郷酒造大行司の吹田屋とを逮捕した。結局、幕府は、勝手造りの政策基調と真向から対立した締め売り類似の仕法であるという理由で、断固とした処置に出て、前記七郷酒造行司に対しては、酒造行司役の差止めと過料一〇貫文を課し、またその発頭人であるということで、吹田屋与三兵衛には死罪という嚴罰を申し渡した。その後吹田屋が牢死してこの事件も落着いている。

文政十一年の
上灘郷の分裂
一方酒造仲間の内部においても、灘目が独走体制を続けてゆくなかで、競争と分裂もまた進行しつつあった。吹田屋一件から二年後の文政十一年、当年の酒造について、上灘・下

灘・西宮・今津の四郷酒造仲間の間では、種々協議を重ね、既始めを十一月一日とし、掛始め（醗仕込）は十二月一日にするという酒造仕込開始日の申合せを行った。ところが、上灘郷の御影・東明両村の酒造家がこれに反対したため、ここに「甑日限」という酒造仕込日数の取決めをめぐる対立が激化していった。

こうした上灘郷酒造家内部の利害対立のなかで、同年上灘郷は、青木・魚崎・呉田（住吉）の三カ村を東組、御影・石屋・東明・八幡の四カ村を中組、新在家・大石の二カ村を西組とする三組に分裂していった。その理由とするところは、上灘郷は大郷ゆえ取締りし難いということであったが、なかでも御影村の嘉納家一族の酒造業拡大への志向は、仲間規制を無視して独走をつづけ、それは十二郷の枠外での目覚ましい躍進を期待させるものではあった。こうして十二郷江戸積仲間としては、このように不均衡に発展してきた各郷を、その体制のなかへ包摂し再編成してゆかねばならない課題を内包しながら、やがて次の天保期を迎えるにいたるのである。

3 天保三年の新規株交付と天保改革

辰年御免株の
新規株交付

化政期の江戸入津樽数一〇〇万樽を頂点に、摂泉十二郷の矛盾対立が激化し、新旧株仲間の対立や灘三郷とほか九郷との利害の激突、加えるに荷主Ⅱ酒造仲間と江戸下り酒

問屋との抗争などが広がっていった。そして江戸積酒造業が再び体制的な建直しをしなければならないほど、事態が深刻化したとき、その建直し策として実施されたのが天保三年（一八三二）の新規株の交付であり、それは幕府の上からの政策として進められていった。

天保三年の新規株は、その年が辰年にあたるところより、辰年御免株とよばれる。すなわち文政八年（一八二五）以降に幕府の酒造統制が発令されたころ、灘目・今津では株高と現実の造石高との間には再び約一五万石の懸隔を生じていたため、幕府は文政十一年の造石高を調査し、その株高を超過した分に対して新規株を交付することにしたのである。しかもこの時は特に灘目・今津の灘三郷を直接対象としたところに、その新規株の特異性があった。

その際、免許料として株高一〇〇石につき一三兩二歩の運上金と、また冥加金として年一〇〇石につき銀六〇匁の上納が強要された。当時の靱買入株が株高一〇〇石につき銀四匁三分、御免定株が株高に関係なく一律一株につき平均銀三六匁であったのと比較して、この新規株は税額の高かったことが注目される。

しかし摂泉十二郷のうち西宮郷をはじめとするほか九郷の酒造家は、この新規株の交付によって勝手造りの増大分が公認されることに対し、(1)灘目・今津が自発的に願い出たものである、(2)灘目ではもともと余分の酒造株を所持し、酒造蔵を建て増して「大造りの酒造」を行っている、(3)江戸積分については、株高一〇石につき六駄の割合を基準にと言っているが、江戸積以外の分に規制はなく、地売・他国売に進出してくることになる、(4)江戸積以外の酒造はしないとすれば、新規株は年々不要になってゆく、という四点をあげて強く反対した。

これに対して灘三郷側は、(1)新規株は江戸表からの命令で代官所より許可されたものであり、(2)先年勝手造りのときには酒造蔵の建増しをしたが、酒造統制発令(文政八年)以後は規定通りの造石高を守っている、(3)江戸積み分は「株高十石に付六駄」に固定したわけではなく、酒造は年々の豊凶や江戸の市況に応じて行っており、地売・他国売分はわずかなので九郷の妨げにはならない、(4)新規株は勝手造りのとき以来造り続けてきた分で不要になるということはなく、また予め酒造制限令のときの用意に交付を受けたものでもない、と応答している。

この対立には、十二郷の規制を維持させようとする幕府側の意向もあって、天保三年六月灘三郷は、西宮郷をはじめとするほか九郷に対し、(1)今後は決して皆造(株高満杯に造る)はしない、(2)大坂三郷を触頭とする十二郷の申合せは遵守する、(3)株高一〇石につき六駄という各郷平等の積高原則を守る、という三点を誓約したのである。

新規株をめぐる灘三郷とほか九郷 天保三年の新規株増加による十二郷仲間内部の酒造株高の変遷をみようとしたのが表146である。まず新規株交付の年である天保三年では、上灘・下灘の古株高は、文化・文政期の競争激動期を反映して、享和三年(一八〇三)の株高に比べて五万七千石余、二五・五%の増加となっているのに対し、今津は一五〇〇石、西宮は一萬石もの減少を示している。また灘三郷のみに認められた新規株は一五万四千石余で、古株高と新規株高を合計すると、実に四六万二千石余となり、十二郷全体の古株高増加率がわずか一〇%にも満たないなかで、灘三郷は実に八三%の増加率を示しているのである。

この新規株の最も多かったのは、上灘郷のうち御影をふくむ中組であり、ついで東組である。また今津は

表 146 摂泉十二郷酒造株高の変遷

郷 名	享和3年(1803)		天 保 3 年 (1832)			
	株 高 A	軒 数	古株高 B	軒 数	新規株高	株高合計 C
上 東 組	42,427 ^石	31 ^軒	56,781 ^石	57 ^軒	36,321 ^石	93,102 ^石
中 組	63,563	62	102,088	58	58,037	160,125
灘 西 組	77,571	62	83,343	70	22,200	105,543
下 灘	42,726	33	41,687	44	15,880	57,567
(上灘・下灘)	226,287	188	283,901	229	132,438	416,339
今 津	25,327	27	B/A125.5% 23,875	28	21,910	45,785
小 計	251,614	215	307,776	257	154,348	462,124 C/A183.7%
西 宮	63,900	43	54,200	43		
伊 丹	68,906	68	106,758	85		
池 田	23,201	22	28,305	25		
北 在	19,961	32	20,362	30		
兵 庫	19,375	32	19,375	27		
尼 崎	12,468	16	4,767	9		
伝 法	8,496	6	12,904	12		
大坂三郷	172,795	不詳	142,948	不詳		
堺	35,228	68	41,992	79		
小 計	424,330	(287)	431,614	(310)		
合 計	675,944		739,391 B/A109.4%		154,348	893,739

(注) 株高は石単位まで表記、合計は積算後石未満を省略。

資料:「四井家文書」但し大坂・堺は他の史料により補足。

古株高では若干の減少を示すが、新規株では古株高とほぼ等しい株高を有していることが注目される。この動きから化政期に目覚ましい発展を遂げたのは、上灘郷の中組・東組、それに今津郷であり、他方上灘郷の西組と下灘郷はこの発展期に若干の遅れをとっていることがわかる。

一方灘三郷を除くほか九郷では、伊丹と伝法の増加が、灘三郷には及ばないにしても注目されると同時に、尼崎は完全に江戸積から脱落していることが認められ

る。また西宮もこの文化・文政期には、一時的に隣接の灘三郷発展のために敗退を余儀なくされており、前述の新規株交付をめぐって執拗に反対した西宮の立場が理解される。以後幕末にかけて、西宮の起死回生を期した灘酒造仲間との激しい競争が続けられてゆくのである。

このようにして、十二郷のうち灘三郷とほか九郷の株高は、享和三年には二万石対四万石余であったのに対し、天保三年には新規株を含めると実に四万石対四万石と地位は逆転している。このことは文化・文政期の灘酒造業の飛躍的な発展を物語るものであると同時に、それに応じて十二郷内部の株高を調整しようとしたのが、この天保三年の改正仕法実施の趣旨であった。

しかし天保三年の株改めの意義は、単なる株高と造石高との調整というだけでなく、株高による灘三郷とほか九郷との調整でもあり、さらに入津樽数を規制するための株改めでもあったといえる。

ここで前述の株高一〇石につき六駄の各郷平等の江戸積高という新規株交付に際しての十二郷申合せの意義について考えてみよう。

株割による十 表14は株高一〇石に対する江戸積高(樽数)の割合を表示したもので、この割合のことを株

二郷の調整 割といった。これによると、享和三年における株割は、伊丹が一三・二一駄、池田が九・

三〇駄であり、今津の九・〇二駄、灘目の八・八九駄を上回っている。

ところが文政十年より天保元年までの四十年平均株割では、逆に今津(一一・二〇駄)・灘目(一〇・〇三駄)が伊丹(八・九六駄)・池田(六・五五駄)を凌駕している。この灘三郷とほか九郷との不均衡を是正して、天保三年には灘三郷五・〇四駄、ほか九郷は四・二四駄、平均して四・六五駄となって、「各郷平等の積高」が

表 147 摂泉十二郷酒造株高と江戸積高の割合

郷 名	享 和 3 年 (1803)			文政10年より天保 1 年まで 4 カ年平均高			天 保 3 年 (1832)		
	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石 につき)	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石 につき)	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石 につき)
今 津	25,327 ^石	22,867 ^駄	9.02 ^駄	23,875 ^石	26,759 ^駄	11.20 ^駄	45,785 ^石	20,684 ^駄	4.51 ^駄
灘 目	226,288	201,243	8.89	273,943	274,775	10.03	405,759	206,916	5.09
小計	251,615	224,110	8.90	297,818	301,534	10.12	451,544	227,600	5.04
西 宮	63,900	52,185	8.16	54,200	42,142	7.77	54,200	32,562	6.00
伊 丹	68,906	91,074	13.21	105,258	94,406	8.96	105,258	72,975	6.93
池 田	23,201	21,591	9.30	28,305	18,542	6.55	28,305	14,333	5.06
北 在	19,961	12,511	6.26	20,362	10,881	5.34	20,362	8,411	4.13
兵 庫	19,375	11,737	6.05	19,375	5,099	2.63	19,375	3,942	2.03
伝 法	8,496	3,048	3.58	12,904	26,549	20.57	12,904	20,522	15.90
尼 崎	12,468	6,200	4.97	4,767	1,578	3.31	4,767	1,210	2.53
大 坂	172,795	12,645	0.73	129,805	28,955	2.23	129,805	22,381	1.72
堺	35,228	4,776	1.35	41,992	811	0.19	41,992	688	0.16
小計	424,330	215,767	5.08	416,968	228,963	5.49	416,968	177,024	4.24
合計	675,945	439,877	6.50	714,786	530,497	7.42	868,512	404,624	4.65

資料:「四井家文書」,「白嘉納家文書」,「御影酒造組合文書」

一応達成されている。つまり天保三年の「各郷平等」の積方仕法にのっとって、株高と江戸積高との調整をはかったのが、天保三年辰年御免株交付の事情であった。

この時の各郷平等の積方仕法というのは、株高(造石高)に対する現実の販売数量である江戸積高の割合を平等にするということで、まず文政十年より四カ年平均入津樽数(八〇万樽)を基準にして各郷江戸積高を決め、そこから株高に対する江戸積駄数すなわち株割を定めるという方式によっており、この株割が造石高の目安にされたから、現実の造石高決定には株高ではなく、江戸積高が問題になっている点に注目しよう。

表 148 文政期兵庫ほか江戸積・地売兩株高の割合

郷 名	酒造株高 A	江戸積株高 B	地売株高	B/A × 100
兵 庫	19,375 ^石	6,109 ^石	13,266 ^石	31.5%
尼 崎	4,767	1,891	2,876	39.7
堺	41,992	971	41,021	2.3
大 坂	129,805	34,722	95,083	26.7
合計	195,939	43,693	152,246	22.3

(注) 文政10～13年の4カ年平均石高
資料: 「御影酒造組合文書」

しかもこの時の株割算定では、他九郷の平均は四・二四駄となるが、伊丹は六・九三駄、西宮は六・〇〇駄となって逆に灘三郷の五・〇四駄をはるかに上回り、伊丹・西宮にとっては有利になっている。いずれにしても、十二郷酒造仲間の申合せによる株割によって入津高が規制され、そこから造石高が決定されていくという事情は、酒造株のもつ営業特権としての株高そのものが、実効性を失いつつあることを示している。

ところで、この時の四カ年酒造株高のうち、江戸積株高と地売株高とを分けて考えてみると、表148に示したように、兵庫・尼崎・大坂・堺の四郷は特に地売株高の比率の高い地域となっている。兵庫は株高約一万九〇〇〇石であるが、うち江戸積株高は約六〇〇〇石、地売株高が約一万三〇〇〇石で、江戸積株高は全体の約三十一%強を占めるにすぎず、圧倒的に地売株高の比率が高く、それだけ兵庫郷中の需要を対象にした地売酒造業に傾

斜していたことがわかる。そのことは、宝暦十四年(一七六四)の兵庫津酒造仲間の「酒株御願御届之日記」のなかで、「兵庫津酒屋共義は、江戸表下筋へ積下し候酒と申すは只今にては纔^{すく}かの義にて、主に地売酒にて御座候」と述べていることから明らかである。

灘目四組の
請株状況
天保三年の前掲表146(581頁)では摂泉十二郷における新規株交付の状況を、その古株高との対比でみたが、さらにそのうち上灘・下灘の灘目四組について、その所属村ごとに表示したの

表 149 天保 3 年 (1832) 灘目 4 組の新規株・古株請高状況

地 名			軒数	古 株 A		新 規 株 B		合 計		B/A × 100
				株 高	株数	株 高	株数	株 高	株数	
上	東組	東青木 青木 西青木 深江 魚崎 横屋 住吉	軒石 17	6,815		2,371		9,186		35%
				1,582		1,600		3,182		101
				622		150		772		24
				2,217		2,550		4,767		115
		28	26,694	34	22,150	16	48,844	50	83	
		2	2,000	1	2,000	2	4,000	3	100	
		11	16,848	13	5,500	7	22,348	20	33	
	小計		56,781		36,321		93,102		64	
	中組	御影 石屋 東明 八幡	50	91,360	84	58,037	97	149,397	181	64
				8	10,728	13		10,728	13	
小計		58	102,088	97	58,037	97	160,125	194	57	
灘	西組	大石 新在家	46	57,412	51	13,700	24	71,112	75	24
			24	25,931	34	8,500	18	34,431	52	33
		小計	70	83,343	85	22,200	42	105,543	127	27
	計①		242,213		116,558		358,772		48	
下灘	脇浜 神戸 二ツ茶屋 走水	16	18,521	13	2,400		20,921		13	
		14	10,822	16	6,280	13	17,102	29	58	
		14	12,344	11	7,200	12	19,544	23	58	
		計②	44	41,687	40	15,880		57,567		38
	①+② 合計		283,901		132,438		416,339		47	

(注) 株高は石単位まで表記、合計は積算後石未満を省略。

資料:「四井家文書」

が表14である。新規株の交付高では、灘目四組のうちでも特に御影東組・同西組・石屋・東明の合計株高五万八〇〇〇石、魚崎村の二万二一五〇石、大石村の一万三七〇〇石が多くて注目される。また古株高に対する新規株高比率をみると、平均四六％の増加となっており、この平均値を上回っているのが上灘三組で、下灘はそれをはるかに下回っている。さらに上灘三組だけでみればその平均値の四八％を上回っているのが東組、中組であり、東組の魚崎村が八三％と高く、中組の御影・石屋・東明が六四％とそれなりの比率となっているが、西組は二七％と低い。

ちなみに今津郷は九二％となり(581頁表146参照)、灘目を大きく上回っているが、これは古株の御免定株と買入株のうち、後者が灘目に限って寛政四年(一七九二)に交付され、今津郷が除外されていたためであるが、それにしても今津郷は上灘のうちの魚崎村と同じテンポで、文化・文政期に拡張していったと理解される。

この状況をさらに享和三年の株高と比較して、各組所属村々の動向をみようとしたのが表15である。この時期は、わずか三〇年ほどではあるが、米価政策上からは勝手造り令の発令された時期に当たり、かつ文化・文政期の商品生産拡大期に向かっていただけに、灘酒造業が飛躍的に発展し、上方からの江戸入津樽数も一〇〇万樽を突破する勢いにあったから、それを反映して、株高においても全体で二二万六〇〇〇石余から四一万六〇〇〇石へとほぼ二倍近い増加率となっている。その全体の増加率を上回っているのが中組の二・五二倍、東組の二・一九倍で、ここでは西組・下灘ははるかにそれを下回り、顕著な発展の格差を示している。なかでも魚崎村と御影村・石屋村・東明村および大石村が飛躍的に増大し、上灘郷の異常なまでの成長ぶりがうかがえる。さればこそ文政十一年に上灘郷が東・中・西の三組に分裂してゆかざるをえなかった事

表 150 享和～天保期の灘目 4 組村別酒造株高比較

郷 名		村 名	享 和 3 年 (1803)			天 保 3 年 (1832)			享和 3 年からの増加率	
			株 高	軒数	株数	株 高	軒数	株数		
上	東組	打出	471	1	株	石	軒	株	倍	
		深江	2,463	2		4,767	} 17	50		2.55
		東青	1,822	2		9,186				
		青木	3,447	3		3,954				
		魚崎	19,130	16		48,844	28	50		2.00
		横屋	2,000	1		4,000	2	3		1.71
		住吉	13,092	6		22,348	11	20		2.19
		小 計	42,427	31		93,102				
	中組	御影東組	10,434	14	} 149,397	50	181	2.62		
		〃 西組	18,879	14						
		石屋	15,891	14						
		東明	11,769	12						
		八幡	6,588	8	10,728	8	13	1.63		
	小 計	63,562	62	160,125	58	194	2.52			
灘	西組	新在家	26,568	24	34,431 71,112	24 46	52 75	1.30 1.92		
		大石	37,023	25						
		岩屋	11,418	9						
		稗田	528	1						
		五毛	480	1						
		河原	1,553	2						
	小 計	77,571	62	105,543	70	127	1.36			
下灘		神戸	10,952	12	15	17,102	14	29	1.56	
		二ツ茶屋	13,098	9	13	} 19,544	14	23	1.46	
		走水	300	1	1					
		脇浜	17,470	8	13					20,921
		熊内	784	1	1	} 20,921	16			
		平尾	120	1	1					
	小 計	42,726	32	44	57,567	44		1.35		
合 計		226,287	187		416,339			1.84		

(注) 株高は石単位まで表記、合計は積算後石未満を省略。
資料: 「四井家文書」

第五節 酒造業の発展

表 151 文政末期の灘目各村別江戸
入津駄数

地 域			駄 数	比 率
今 津			26,759 ^駄	8.9 [%]
上 灘	東 組	青 木	12,676	
		魚 崎	30,129	
		住 吉	14,271	
	小 計		57,076	18.9
	中 組	御影 東組	9,325	
		〃 西組	41,372	
		石 屋	21,150	
		東 明	12,941	
		八 幡	7,484	
	小 計		92,272	30.6
西 組	新 在 家	20,101		
	大 石	51,673		
小 計		71,774	23.8	
下 灘	脇 浜	神 戸	15,219	
		二ッ 茶	10,805	
		屋 屋	10,065	
小 計		36,089	12.0	
(入 株)	伝 法 分 株	池 田 分 株	14,272	
			3,292	
	小 計		17,564	5.8
合 計			301,534	100.0

(注) 文政10年より天保元年までの4カ年平均駄
数。1駄=2樽。

資料:「御影酒造組合文書」

情が存していたのである。

こうした背景のもとで、発展期の文政十年より天保元年までの摂泉十二郷における四カ年平均江戸入津樽数五万四千九百七駄(56頁表14参照)のうち、今津郷も含めた灘三郷分三〇万一千五百三十四駄の入津樽数を、各村別に表示したのが表151である。そのトップクラスに大石村と御影村西組があり、これに魚崎村・今津郷・石屋村・新在家村が続いている。ここでは御影村・大石村における入津樽が五万駄を超えており、発展期灘酒造業の最先端に立っていたことがわかる。また表中の伝法分株・池田分株というのは、伝法および池田両郷より灘目への入株分のこと、両郷の酒造株を灘酒造家が借り入れることによって造石高を増やし、あわせて入津駄数を確保しているのである。

内部対立の激化

と幕府の対応

さて新規株交付に際しての灘三郷とほか九郷の対立は、以後もますます先鋭化していった。すなわち天保五年に、西宮酒造行司が大坂三郷に働きかけ、大坂の山村与助・尼崎又左衛門らの有力商人を総取締役として、同年五月に大坂・西宮廻船極印元の連署で、「小送り状押増判」と称し、十二郷江戸積の酒荷取締規制を出願した時は、上灘郷中組の嘉納家一統がこれに強く反対している。その要点は、(1)株高一〇石につき六駄という各郷平等の積高は、新規株交付に際して、ほか九郷と和熟のために一年限りということで取り決めたもので、当年にも適用することは不当である、(2)いまさら大坂商人の取締りを受ける必要はなく、谷町役所配下での取締りだけで徹底しており、したがって小送り状も役所よりの印判だけで十分である、(3)「各郷平等の積高」というが、灘三郷の江戸積高は古株の時と変わらず、新規株は江戸積が認められていないことになって不利であるのに、ほか九郷の株高には地売株も含まれているから、江戸積分のみの株割に換算すると一段と有利になる、というところにあった。

また新規株は多額の冥加金を上納しながら、江戸積が認められていないという灘三郷の不満は強く、天保六年灘三郷では新たに、この新規株については、冥加金の代償として、酒造制限の際に特別の配慮が得られるようにと出願している。しかしこの願意も幕府の容認するところとはならなかった。

このようにして天保三年の新規株交付は、高価な犠牲を払いながら、それが灘三郷にとっては発展の契機となるにいたらず、この時期幕府も、ほか九郷の強い灘三郷抑制策をむしろ支持していたのである。

こうして天保七年には、全国的な飢饉を理由に、再び酒造取締りが強化された。まず、(1)酒造米の買入れ届出制、(2)酒造蔵検査による過造の厳禁、(3)酒造道具の売買貸借の届出制、(4)酒造稼人は地元代官の直支配

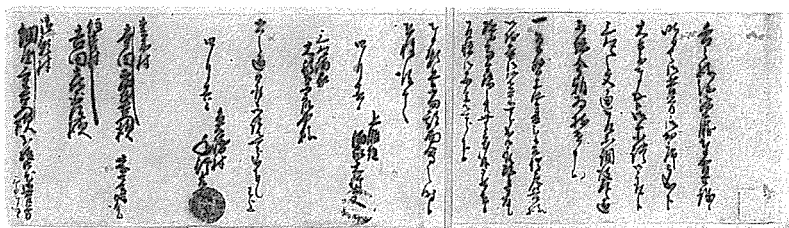


写真 136 上灘組酒造行司廻状 (部分)

とする、(5)天保四年以前からの地売・他国積・江戸積樽数の調査、などが規定され、さらに異例の入津樽統制(下り酒十一ヶ国制御目当高の設定)も実施されて、全く先の寛政改革の過程と同様の厳格な酒造統制策が打ち出された。

さらに同年十月には三分の一造り令のもとで、特に灘三郷は他郷と区別され、「株高千石につき百六十石造り」とされ、株高の一〇分の一に相当する厳しい減醸比率となっている。これは新規株が減造基準として公認されながら、実質的には天保四年以前の江戸積高に規制されて、株高に関係なく造石高が決定されたためである。さらに翌八年も「千石につき百六十五石」となり、灘三郷は苛酷な減醸規制の強圧下にさらされたのである。

天保改革と酒

造株の改称

ようやく天保九年から翌十年にかけて、幕府は酒造統制を緩和し、灘三郷においても天保十年には例年並みの三分の一造りとなり、同十一年からはさらに二分の一造り、天保改革においては三分の二造りと漸次緩められていった。

天保改革は天保十二年十二月に、まず江戸十組問屋の特権を停止する旨の株仲間停止令の布達をもってはじまり、諸株仲間の停止とその冥加運上金の打ち切りも断行された。

しかし酒造業に関しては、翌十三年九月とりあえず異例の処置として、(1)これ

までの酒造株の名称を廃止して、酒造稼と改める、(2)酒造冥加金はこれまで通り存続する、(3)酒造家の出造り・出稼ぎを禁止する、(4)酒造株の分株譲渡を禁止する、の四点を布達し、酒造株の名称変更以外は、むしろ従来通りの仕法を踏襲するとした。そして「天保四年以前迄造米高」を「永々造高」として確認し、十二月には先の酒造稼の名称を改めて、新たに酒造鑑札を交付して、酒造取締りの徹底を図っている。

しかしこれは灘酒造業の場合、すでに天保三年の新規株の交付により、この改正仕法も実施済みであり、したがって酒造株の酒造鑑札への名称変更以外は、天保改革の過程では何ら新たな政策はみられなかった。その意味では江戸積酒造業に関しては、むしろ天保三年の仕法改正路線の延長のなかに、天保改革の課題があり、そのなかで文化・文政期の灘三郷の発展を、新規株の交付と高率の冥加金の賦課によって、幕府が全面的に掌握したところに、天保改革の意義があった。その過程で、灘三郷を摂泉十二郷の江戸積体制のなかに包摂し、灘三郷とほか九郷との体制的不均衡の調整が図られたのである。しかしそのことによって灘酒造業は、もはや文化・文政期にみられた株高を超える造石高の増大はみられず、ほか九郷の都市酒造仲間を圧倒してゆく発展契機も見出すことができなかった。しかしそれだけに、幕末にかけては固定化された稼石高・江戸積高の枠のなかで、仲間内部の集中化が激しくなっていたということができよう。

4 灘酒造業発展の技術的要因

酒造技術と 酒造業は、その生産工程が酵母という微生物を媒介とする化学反応に依存する関係から、近

仕込工程

世後期では冬季の厳寒期に、一年間の全清酒生産を終わらなければならず、また「酒造の儀は酒千駄につき人数四十人余相掛り、見分^{みわけ}仰山^{ようざん}なる商売体」と当時評されたように、その生産工程のある決定的瞬間には、大量の労働力を集中的に投入しなければならないという特徴があった。

このような酒造業の特性から、その労働力は、冬季農閑期の低廉な季節労働者、つまり出稼ぎ農民に依存するということとなり、また一時に大量の労働力を投入しなければならないことから、必然的に生産工程に応じた協業の形態がとられることになる。

近世酒造業におけるマニユファクチュア（工場制手工業）とは、一般に千石造りの酒造蔵の出現をもって成立するが、そうした千石造りでの生産工程としては、①精米工程、②仕込工程、③貯蔵工程の三工程に分けて考えることができる。

まず仕込工程からみよう。仕込みは麴仕込工程、^{もと}酛（酒母）仕込工程、^{もろみ}醪仕込工程の三工程に大別される（図33）。はじめに蒸米と種麴から麴が造られ、この麴と蒸米と仕込水とを投入して、酛仕込工程が始まる。酛は醪仕込工程の際の酒精発酵を旺盛ならしめる根源的培養液であって、酒造仕込における最初の重要な作業である。この作業の開始は「酛始め」とよばれ、この日から蒸米工程も醪工程も同時に開始される。この

酏が熟成して醪仕込に使用されるときまでを「枯し」と称し、一〇日前後を必要とした。

醪仕込は、酏の一定分量に蒸米・仕込水・麴を添加して醪を醸成する工程で、その作業の開始を「掛始め」（または「添始め」と称し、初添・中添・留添という三段掛の仕込方法がとられた。この三段掛の方法がとられたのは、なるべく少量の酒母液・醪母を使用し、できるだけ大量の原料を発酵せしめるとともに、糖化

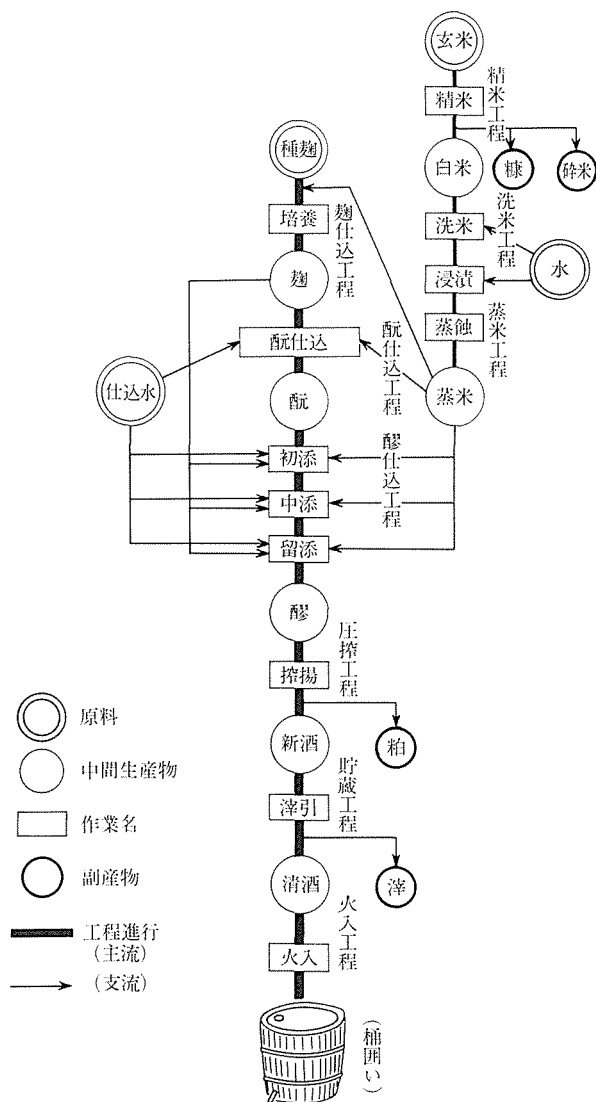


図 33 酒仕込工程図

第五節 酒造業の発展

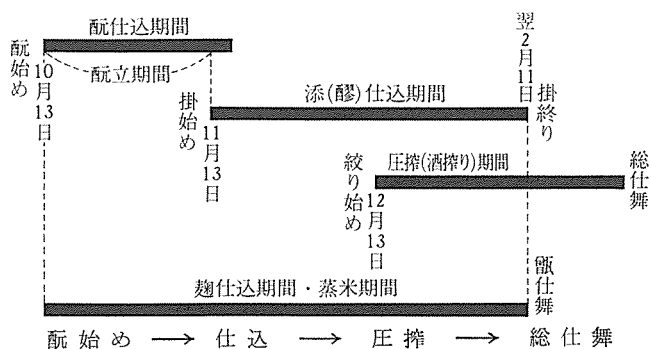


図 34 寛政7年嘉納治兵衛北蔵の仕込期間

作用が発酵作用をこえて作用するのを抑制して、酒精発酵を緩急適度に作用させるためである。そして最後の留添を「掛仕舞」(または「添仕舞」といい、ここで仕込工程が終了するので、酛仕込開始以来並行的に進められてきた蒸米工程も完了する。これを「酛仕舞」とか「酛倒し」と称した。

留添のあと、二〇日ぐらいで醪が熟成する。この醪を酒袋につめて酒船で圧搾し、酒をしぼり出し、粕を分離する。これが圧搾(酒しぼり)工程である。このしぼった酒を桶に入れて放置し、上澄と沈澱物に分離し、この上澄部分为新酒であり、沈澱物が滓で、この作業を「滓引」といった。このようにして全部の酒の滓引が完了すれば、「総仕舞」といって、蔵人の一部は帰郷し、酛始めからこの総仕舞までに約一〇〇日を要した。このあと発酵を止めるために「火入れ」といって低温殺菌を施したあと、仕込蔵の大桶で貯蔵する。このとき酒造仕込の全作業Ⅱ工程が完了するのである。

いま寛政八年(一七九六)五月の御影村西組嘉納治兵衛家の「寛政七卯年酒家飯木仕廻日限書上帳」により、同家北蔵の酛仕込から新酒ができあがるまでの仕込日数と仕込期間を図示したのが、図34である。最初に仕込んだ酛が、醪仕込に初めて使用されるまでの期間を「酛立期間」といい、ここでは十月十三日から十一月十三日までの三〇日間

表 152 嘉納治兵衛北蔵の仕込要項

年 代	項 目	寛政 7 年 (1795)	天 保 11 年 (1840)
	造 石 高 (玄米)	2, 217. 39石	
	〃 (白米)	1, 980石	1, 980石
	配 数	220	220
	仕 舞 高	9 石	9 石
	仕 舞 個 数	2. 5	3
	添 仕 込 日 数	88日	74日
	1 日 米 仕 込 高	22石 5 斗	27石
	汲水率(米 1 石に付)	5 斗水	1 石 1 斗水
	清 酒 高	1, 782石	2, 969. 683石
	配 始 め	10月13日	11月18日
	掛 始 め	11月13日	12月14日
	掛 終 り	翌 2 月 11日	翌閏 1 月 28日

(注) 造石高: 仕込總石数
 仕 舞 高: $\frac{\text{造 石 高}}{\text{配 数}}$ 配一つから酛ができあがるまでに消費した配米・掛米・麴の合計高。8石仕舞とか9石仕舞という。
 配 数: $\frac{\text{造 石 高}}{\text{仕 舞 高}}$ 配100とか配150という。
 仕舞個数: $\frac{\text{配 数}}{\text{仕込日数}}$ 一つ仕舞とか二ツ半仕舞とかいう。
 一日の仕込量: 仕舞高×仕舞個数
 仕込日数: $\frac{\text{造 石 高}}{\text{一日の仕込量}} = \frac{\text{造 石 高}}{\text{仕舞高} \times \text{仕舞個数}} \times \text{配 数}$

資料: 「白嘉納家文書」

をいう。またこの酛に添仕込をして初揚げされる「絞り始め」が十二月十三日で、このとき初めて新酒が絞られることになる。この日から添仕込と並行して圧搾工程も行われる。また麴仕込と蒸米期間とは、配仕込の十月十三日から続いて添仕込の完了する翌年二月十一日まで、酛(蒸米)仕込および添仕込工程が並行して行われることになる。

なおのちに酒造技術の進歩改良の問題にふれるので、参考までに図34の寛政七年と新たに天保十一年(一八四〇)の仕込み要項を表示しておく(表152)。

米搗き水車の利用

近世の酒屋Ⅱ醸造業は、麴屋Ⅱ製麴業も、碓屋Ⅱ精米業も結合しており、この点中世の酒屋が麴屋とは分離していたのと対照的である。ここでは特に灘酒造マニユファクチュア成立発展の技術的要因となった、(1)米搗き水車の利用と(2)仕込方法の改善という問題について考察してみよう。

さて精米工程は仕込工程に入る準備工程である。その精米の方法には、臼杵(うすきね)を道具とした人力によるもの

第五節 酒造業の発展

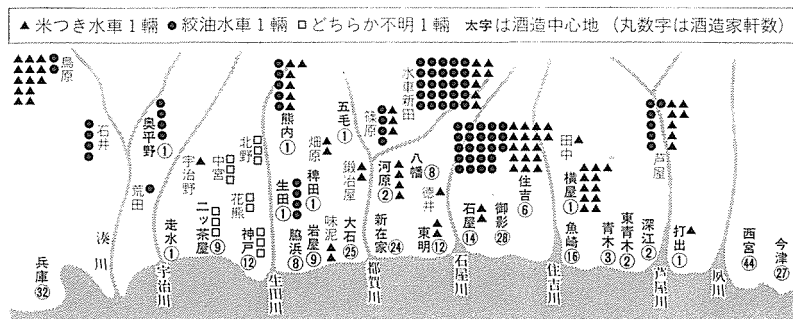


図 35 灘目水車の分布 (原図『西宮市史』2)

と、水車によるものがある。前者が足踏精米で、伊丹・池田などみられ、酒造場のなかにある碓屋で行われた。後者は米搗き水車で、酒造蔵の外部にある水車場へ酒造米を運搬して行われた。歴史的には近世前期から中期にかけては、西宮・今津の場合には足踏精米が支配的であり、水車精米に移るのは近世後期から幕末にかけてであった。それに対して、灘目では、背後に六甲山地が屹立し、その流水は水車の絶好の立地条件をなしていた。それが米搗き水車と結びつき、灘酒造業は台頭期の明和・安永ころから、精米方法として全面的にこの水車精米を利用し、これが灘酒造業の大きな特徴の一つとなった。

水車精米の利用は、足踏精米に比べて、その精白し得る量と精白度において、格段にすぐれた技術改善であった。ことに諸白造りは、白米と白麴によって仕込まれる酒であるだけに、米の精選とその精白度が、製成される酒質を左右する決定要因となる。足踏精米での精白度はせいぜい八分つきであったが、水車精米では二割から二割五分つきが可能であった。そのみならず精白し得る米量においても、足踏み精米では、酛米の場合一人一日四臼（二臼一斗五升五合ぐらい）、掛米で一日五臼、上酒の場合には四臼であるのに対し、水車による臼一本は一日四斗の精米が

可能であり、一つの水車場に四〇本の臼が備えつけられていたとすれば、一日に一六石も精米する能力を有することになる。灘目酒造業が精米工程において水車精米と結びついたところに、灘目発展のまず第一の技術的基礎があったといえよう。そして水車による精米工程での生産力をあげることによって、さらに寒造り集中化と量産化への技術的課題をも克服してゆくことができたのである。

寒造りへ 灘酒造業の発展を可能にしたもう一つの条件は、仕込技術の改善である。それは商品性と営業の集中化 性をつらぬく寒造り集中化の実現でもあった。南都諸白から伊丹諸白への段階においては、酒

造りは秋彼岸過ぎより翌年二、三月頃まで四季に分けて行われていた。

寛政十一年に大坂の木村孔恭が著わした『日本山海名産図会』によると、当時醸造された酒は新酒・間酒・寒前酒・寒酒の四種あり、新酒は秋彼岸ごろより造りはじめるが、寒酒はすべて日数も後程多く価も次第に高い、昔は新酒の前に「菩提」という醸法があつて、大坂などではこれを新酒とよんでいたという。

幕府の酒造制限令のなかでは、すでに寛文十年（一六七〇）から「寒作り」に限って酒造を認め、「当座作り」新酒の禁止がくり返し発令されている。幕府が政策的に、この立秋頃より仕込まれる菩提酒を排除して、仕込時節も寒く、それだけに仕込日数も長くなるが、良質の酒ができる寒造りに集中させていったことは、自醸酒の性格の強い菩提酒を市場から駆逐して、商品性の高い寒酒という営業酒を指向していたことを示している。

酒造仕込方

法の改善

こうして寒造りの酒が定着してくるが、次に同じ寒造りの伊丹酒と灘酒とを比較して、その仕込技術の改善について考えてみよう。伊丹酒については、先の『日本山海名産図会』、灘

第五節 酒造業の発展

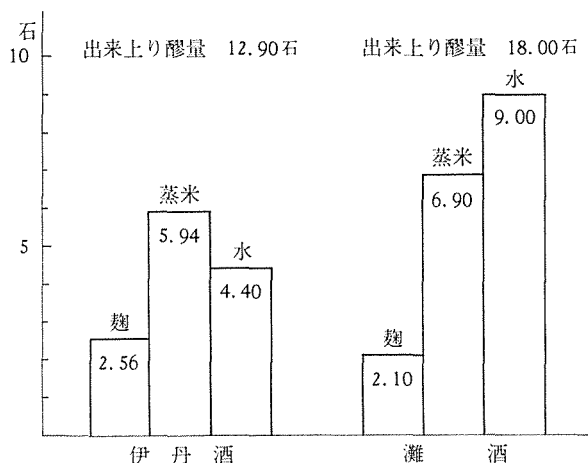


図 36 伊丹酒と灘酒の仕込量の変遷

酒については御影村西組嘉納治郎右衛門の嘉永元年（一八四八）の仕込史料から、仕込に関する要点をまとめたのが図 36（付表 28）である。

時期に差はあるが、この図から、(1)仕舞高（二配からの蒸米と麴米の合計）は、伊丹酒が八石五斗、灘酒が九石仕舞となっている、(2)蒸米に対する麴割合は、

前者が四三％、後者は三〇％である、(3)蒸米（麴を含む）一石に対する水の使用量は、前者が五斗一升、後者は一石とかなり多い、の三点が顕著な特徴としてあげられるであろう。従って一配からの醗量は、伊丹酒が一石九斗であるのに対し、灘酒は一石八斗となって大きな差をつけている。

灘酒の場合、これに「湧き」（泡立ち）を考慮にいれると、実際には三〇石前後の大桶が使用されていたことになる。

この仕込方法での大きな相違は、麴と仕込水の割合が異なっていることである。麴割合については、同じ寛政期の南都諸白の六三％と比べると、すでに伊丹酒においても四三％に減少しており、それが灘酒になるとさらに減少して三〇％になり、この麴割合の低いことが特徴の一つとなっている。

さらに注目すべきは、仕込水の添加量が、灘酒では伊丹

の一・九倍になっていることである。すなわち御影村の嘉納家では文化・文政の発展期に、麴割合と使用水の割合を各蔵で実験的に変えて、その試行錯誤のすえに嘉永元年の麴割合三〇％に対する水の使用量一石という仕込方法に成功しているのである。これによって仕込方法に飛躍的な改善がもたらされた。

この米一石に対して水一石の割合で添加する新しい仕込法は、「石水」または「十水」の法と呼ばれた。これは伊丹に比して水の重要性が倍加してきたことを示すものであり、それだけ灘の酒造家が原料米に対する以上に、水の重要性に並々ならぬ関心を抱いていたことを示すものであった。天保十一年に魚崎村の山邑（荒牧屋）太左衛門によって、水質優良な西宮の「宮水」（硬度五度内外の硬水）の使用法が発見されたのも、このような灘酒造家の水への関心によって導かれた地下資源の開発であった。

醸造技術 の改善

寒造りは、酒造仕込の時期を冬季極寒期の一〇〇日に限定するものであるが、その限定された仕込日数のなかで、量産化を実現してゆくために採られた方法が、(1) 配仕込期間を短縮して醗仕込期間を延長することであり、(2) 仕舞個数を増大させて、それに応じた酒造蔵の整備拡充をはかることの二点であった。

配立期間が短縮できれば、それだけ醗仕込期間の絶対的、相対的な延長が可能となる。それが一〇〇日という一定の適応季節に、醗仕込期間を最大限に延長してゆくための技術的前提であったから、配仕込期間をできるだけ縮減してゆくための努力がなされた。事実今津を含めた灘三郷では、一般に寛政期に三〇日前後も要した配立期間（597頁図34参照）が、文化・文政期には二三日よりさらに二一日にまで短縮され（表153）、嘉永期には一七日となつて、ほとんど寛政期の半分の期間にまでなっている。酒造仕込期間を一〇〇日とすれ

第五節 酒造業の発展

表 153 酛立期間・仕込期間などの変遷

項目 年代	造石高	酛 数	仕舞 個数	酛立 期間	酛仕込 期間	仕込 期間	平均雇 用人数	製 成 樽 数	酒造米100 石につき
	石			日	日	日	人	樽	樽
寛政12(1800)	1,535	113.74	1.5	38	80	146	12.4	2,729	177.7
文化10(1813)	1,822	135	1.5	22	90	140	14.0	2,885	158.3
文政 5 (1822)	2,295	255	3	23	85	136	28.2	6,055	263.8
〃 12(1829)	1,701	189	3.25	21	58	107	30.1	4,666	274.3
天保 2 (1831)	1,350	129.48	2	20	65	113	19.5	3,902	289.0
嘉永 3 (1850)	855	91.93	1.75	17	46	91	19.0	2,423	283.3

(注) 寛政12年のみ嘉納治兵衛の北蔵。その他は嘉納治郎右衛門の西蔵。
仕込期間=酛立期間+酛仕込期間+酒しぼり期間(28日)として計算。
平均雇用人数は、酒造働人延人数を仕込期間で割った値。
嘉永3年のみが9石3斗仕舞、その他は9石仕舞。

資料:「本嘉納家文書」

ば、それだけ添仕込期間の稼働日数が延長され、極上酒の量産化が果たされていくことになる。

仕舞個数というのは、造石高から割り出される酛数を仕込日数で割った商であり、一日の仕込量を規定する基準となるものである。たとえば酒造マニフアクチュアの定型とされる千石酒造蔵の場合、仕込作業が一日一〇石の原料米を消化してゆくのを「一ツ仕舞」といい、普通これを一〇〇日間反覆して合計一〇〇〇石の原料米を消化する。いまこれを二ツ仕舞にすれば、一日の仕込量は二〇石となり、一〇〇〇石の原料米を消化してゆくには半分の五〇日でよいことになる。もちろんこれにはそれだけの労働力と設備が要る。しかし仕舞個数が増大できれば、たとえば摂泉十二郷酒造仲間の中合せとして仕込日数の短縮が決められたとしても、一日の仕込量を増大することによって、一〇〇〇石の原料米を仕込むことも可能になる、ということである。

江戸入津樽が年間一〇〇万樽を突破した文政期には、酒価の下落を防ぐ予防策として、十二郷仲間中合せの生産制限が打ち

出されてくるが、この仲間規制のもとにあって、灘酒造家がひとり発展のペースを堅持して量産化していった技術的基礎は、まさにこの点にあった。事実、表13にみられるように、御影村の嘉納治郎右衛門所持の西蔵においては、文政十二年（一八二九）に「三・二五仕舞」が実行され、仕込期間一〇七日で実に一七〇〇石を仕込んでいる。この場合は九石仕舞だから、一日の仕込量は二九石二斗五升となる。これは当然酒造経営規模にもかかわる問題で、労働編成上でも一蔵三〇人という、通常の千石蔵一五人の蔵人編成を大きく上回った働き人が必要であった。

このように仕舞個数の増大は、灘酒造業の発展を特色づける生産形態発展の指標となった。そして造石高の増大に応じて酒造蔵も拡大整備され、洗場・釜屋・船場をもった作業蔵と仕込蔵への分化もみられた。もちろんこれにつれて仕込桶の容積の拡大、ひいては遣い道具の改良・細分化も進み、蔵人の労働編成もまたそれにふさわしい形で、分業による協業という労働の結合組織をとっていった。

酒造蔵の拡充と

千石蔵の定型

こうした酒造技術の改善と、寒造りという限定された期間内での量産化には、それに対応した作業場としての酒造蔵の拡充や、酒造道具の整備が必要であった。それらを総括した形での、寒造りの仕込にふさわしい酒造蔵、それがいわゆる千石蔵の出現であった。

灘酒造業の発展は、水車精米にあったことは、すでに指摘した通りである。そのことから伊丹などでみられた酒造蔵敷地内の碓屋は、灘目の酒造蔵では取り除かれ、その分だけ作業蔵と仕込蔵への空間的拡大が可能であった。いまそうした酒造蔵として、文化十五年（一八一八）の新在家村柴屋善右衛門が御影村嘉納治兵衛へ質入れた酒造蔵を示すと、図37の通りである。

第五節 酒造業の発展

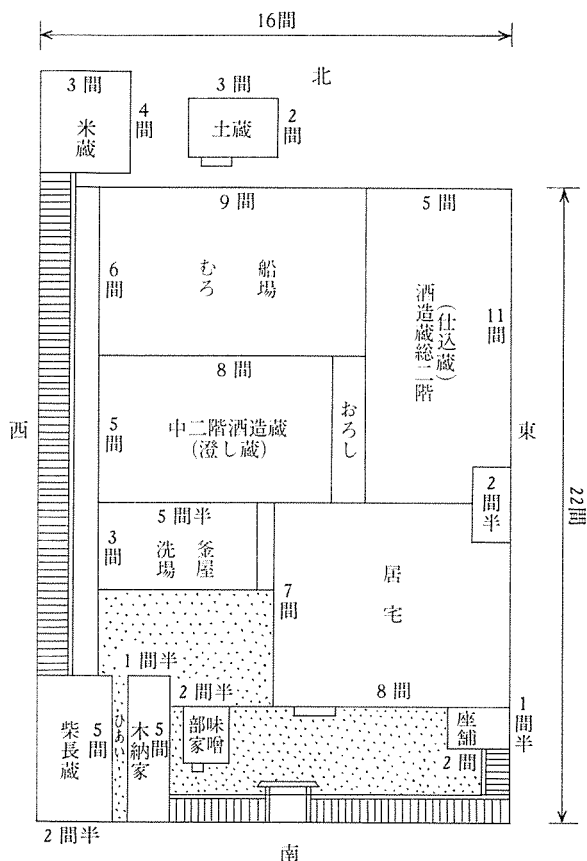


図 37 柴屋善右衛門酒造蔵平面図
(原図 白嘉納家文書)

柴屋蔵は酒造株高が一五四六石であるところからみて、灘目における典型的な千石造りの酒造蔵といえるであろう。これには居宅が併置されており、居宅(五六坪)を中心に、作業場としての洗場・釜屋・船場・室があり、仕込蔵は総二階の五五坪、その二階は甑を造る場所であり、さらに澄し蔵として貯蔵場の役割をもった中二階の酒造蔵からなっている。

次の図38は、天保六年四月に、幕府の取調べに対し、御影村の嘉納治郎右衛門が提出した「千石蔵設計案」

である。これは当時の灘地方における有力酒造家が描いた理想的な酒造蔵としての一試案といえる。

この設計案では建坪数は三一二坪、作業別に場所が配分され、洗米工程は洗場(二〇坪)、蒸米工程は釜屋(二二坪)、麴仕込工程は室(二二坪)、圧

この千石蔵の建造費は銀三〇貫七五八匁、諸道具一式で銀三四貫八八四匁、合計銀六五貫六四二匁という莫大な設備投資を必要とする。天保六年当時の堂島米価から換算すると、米八七四石に相当する。これは固定資本への投資額であり、実際にはこのほかに流動資本の投資も考慮にいれると、酒造業における投下資本額がいかに巨額であったかがわかる。酒造業に従事する酒造家が、この意味で当時における資産家とし

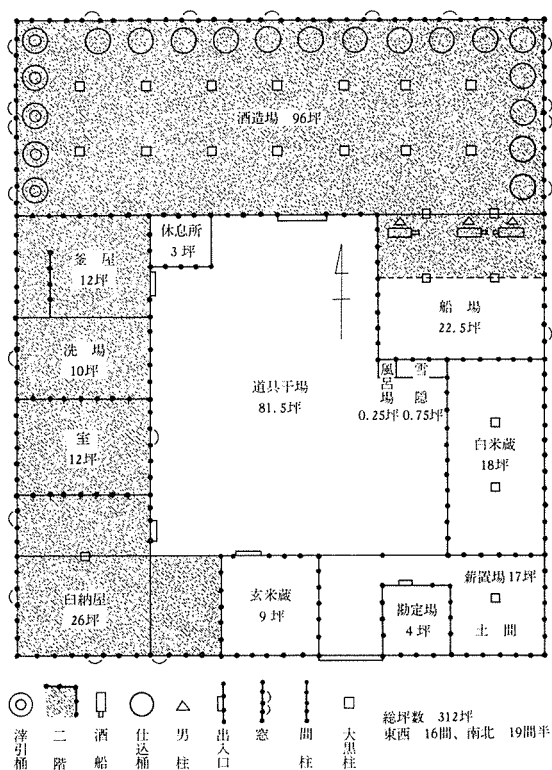


図 38 千石造り酒蔵設計案平面図 (原図 正井達次郎)

擗工程は船場（二・五坪）というように、仕込蔵と作業場への分化がみられる。

それに応じて酒造仕込に用いられる酒造道具も、各作業に適合した、それぞれ専用の諸道具を生み出していると同時に、蒸米に用いられる大釜と甑、醪仕込のための大桶（三〇石の仕込桶）、熟成した醪を圧搾する酒船の「遣い道具」などの大型化が進められたが、

て見なされていた所以でもある。

酒造働き人 酒造仕込工程に従事する蔵働き人を一般に蔵人といい、また広義の意味で総称して杜氏とうじと労働編成 うこともある。その編成は狭義の杜氏を頂点に、頭かしら・衛門えもん・配廻りちゆうわい・釜屋かまや・上人じやうじん・中人ちゆうじん・下人げじん・飯俵ままたきから成りたっている。

杜氏は頭とうじとも書かれ、また親司おやじとも称せられて、酒造家より酒造仕込に関する全責任を負っており、頭以下の蔵人の監督の任に当たった。頭は脇わきとか年寄ともいわれ、杜氏を補佐する副杜氏の役割を果たしていた。衛門は大師だいしとも称し、麴仕込工程の責任者である。配廻りは配仕込工程の責任者で、配仕込中の一切の操業を指揮した。釜屋は蒸米の釜作業の責任者で、とくに飯取りこしきとという蒸しあがった酒米を飯の中に取り出す大役を勤めるもので、ふつう上人のなかから特に経験の豊富な者が選ばれた。このほかにも造石高が増大し、仕舞個数の多い蔵では、諸道具の整備の責任者として道具廻しがおかれたり、圧搾工程の責任者として船頭がおかれる場合もあった。

上人・中人・下人は、各工程の責任者のもとで、実際にその作業に従事する者で、特に下人は追廻おいまわしとも呼ばれ、水汲もこのなかにふくまれていた。なお飯焚まきは飯屋まきやとも称され、最年少の新参が選ばれ、杜氏以下全蔵人の食事一切の世話をした、いわば見習ともいうべきものであった。

以上のような労働編成の名称的分化が、そのまま作業の分業形態をとって、分担作業が固定的直列的に進行するものではない、という点に留意しなければならない。すなわち頭・衛門・配廻り・釜屋は主体的分業者として各責任を負う者であり、上人以下の蔵人は、その責任者のもとで働く補助的単純協業者であるには

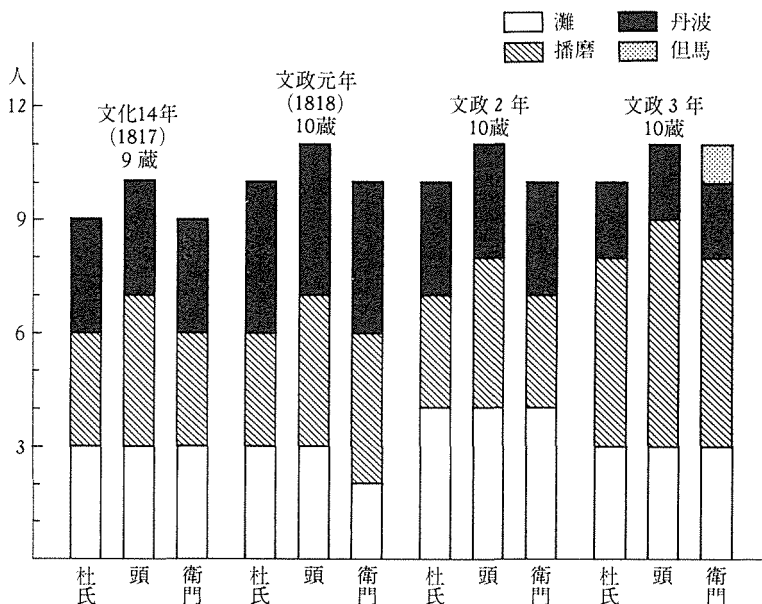


図 39 嘉納治兵衛稼働蔵の三役出身地別人数

違いないが、主体的分業者といえども、作業の進行に応じて担当工程以外の作業にも加わり、その場合は補助的労働者たるにすぎないことである。酒造の場合は蒸米工程・麴仕込工程が並行して始まり、醸成される配の数に応じてさらに複線的に添仕込工程が重なり、これに絞り始めの時期からは圧搾工程が並行するなど、こうした工程（作業）が絡み合いながら毎日繰り返されてゆく。そこに働く蔵人は、そうした作業順序にしたがって全員が協業の形をとって労働に従事してゆくことになる。したがって、酒造マニファクチュアという場合、簡単に分業に基づく協業として、有機的マニファクチュア範疇を適用することはできない。

蔵人の給源地
と丹波杜氏

灘酒造業における蔵人の給源地は、『灘酒沿革誌』に

第五節 酒造業の発展

表 154 嘉納治郎右衛門稼働蔵の
杜氏出身地

年 代	蔵 名	出 身 地
寛政 8～11	前 蔵	播磨
〃 12	西 店	灘(打出村)
文化 5～9	西 店	灘(打出村)
〃 10・11	西 店	灘(田辺村)
〃 12	西 店	播磨
〃 13・14	西 店	丹波
〃 5～14	中 蔵	播磨
文政 1～12	北石屋蔵	播磨
〃 1～12	中 蔵	播磨
〃 1～12	西 店	丹波
〃 3～12	大 石 蔵	播磨
〃 9	大石出店	丹波
〃 10	新石屋蔵	播磨
〃 10	浜 中 蔵	生瀬
天保 4～7	前 蔵	播磨
〃 11	前 蔵	灘(青木村)
〃 1～6	北石屋蔵	播磨
〃 1～3	大 石 蔵	播磨
弘化 3・4	中 蔵	灘(青木村)
〃 3	新石屋蔵	丹波
嘉永 2～6	北 蔵	丹波

資料:「本嘉納家文書」ほか

ののみを摘出して表示したのが、表154である。寛政期には播磨と灘(打出村)の杜氏であり、化政期には丹波と播磨の杜氏が混在しているが、やがて天保期以降には丹波杜氏へ集中してゆく傾向がみられる。とくに西蔵(西店)の場合には、

よれば、生瀬杜氏↓播州杜氏↓丹波杜氏へと移っていったことが指摘されている。この杜氏集団たる蔵人出身地の変遷を跡づけてみよう。

まず御影村嘉納治兵衛家の文化十四年から文政三年までの稼働蔵一〇蔵について、雇用されていた蔵人のうち、杜氏・頭・衛門の三役のみに関して、その出身地を示したのが、図39である。全体数では、播磨が四人(四〇%)、灘三八人(三三%)、丹波三六人(三三%)となり、杜氏のみにしても、大体この三者は同数である。一方杜氏を中心とする頭・衛門の組み合わせでは、ただ一例を除いて全部同郷出身者で編成されており、したがってそれ以下の衛門・配廻り・上人・中人・下人なども、同じように同郷出身者で固められていたであろうと推測される。

次に、化政期に飛躍的発展をみせた御影村の嘉納治郎右衛門家の稼働蔵のうち、杜氏出身地が判明するも

灘↓播磨↓丹波への杜氏の変遷がはっきりとみられる。なかでも、二ツ仕舞から三ツ半仕舞への増大をみせた文政期の杜氏は丹波であり、嘉納家で最初に丹波杜氏を雇用した蔵であったことも注目される。

こうして化政期を過渡期とし、天保以降には、漸次丹波杜氏が灘酒造業に重要な地位を占め始める。時代は下るが明治十九年（一八八六）の灘 東郷（魚崎・深江・青木の三カ村）における蔵人の出身地をみると（表15）、丹波が四八〇人で全体の七〇％を占め、多紀郡が圧倒的に多く、ついで摂津は一七七人（一八・六％）で、なかでも有馬郡がその半ば近くを占めている。播磨は三七人（五・三％）で、かつての播州杜氏の地位が完全に丹波杜氏に移り変わっていることがわかる。さらに杜氏に限って言えば、四二人のうち丹波多紀郡からは二十九人で過半数を占め、他は摂津有馬郡五人、菟原郡三人となつて、蔵人の多い地域から杜氏が輩出されており、同郷出身者による杜氏集団の編成がみられるのである。

さて摂津杜氏について、先の嘉納治兵衛稼働蔵における灘出身の三役三八人の内訳をみると、青木村二人、深江村九人、石屋村四人、熊内村二人、小路村一人となつている。また嘉納治郎右衛門稼働蔵の寛政期の灘出身の杜氏は、打出・田辺・青木の三村からでている。これらの村は酒造地に近く、農間余業として酒造稼ぎが行われたところである。

しかし寛政期以降には、灘目周辺の蔵杜氏が、他国稼ぎとして遠国へ出掛けていくこともしばみられた。たとえば打出村では、寛政十二年の一六人をはじめとして、毎年一〇人から二〇人が、山城・近江・河内・和泉・紀伊をはじめ、遠くは若狭・武蔵・下総・常陸にまで酒造杜氏として出稼ぎしているし、また小路村でも、西宮の酒造家に雇用されていた杜氏が、その出店先の総州にまで出稼ぎし、中尾村の場合は、寛

第五節 酒造業の発展

表 155 灘 東郷(魚崎村ほか)の出身地別蔵人数 (明治19年(1886))

国名	郡 名	頭司	頭	衛門	酄廻り	道具廻し	釜屋	その他人	合 計	
丹 波	多 紀	人 29	人 29	人 32	人 42	人 34	人 17	人 249	人 432	% 63.0
	氷 上		1	1	1		2	18	23	3.3
	天 田						1	20	21	3.1
	船 井							4	4	0.6
	小計	29	30	33	43	34	20	291	480	70.0
摂 津	有 馬	5	4	6	6	4		32	57	8.3
	川 辺				1	1	2	29	33	4.8
	武 庫	2	4	1		2		13	22	3.2
	菟 原	3	1				1	7	12	1.8
	能 勢						1	2	3	0.5
	小計	10	9	7	7	7	4	83	127	18.6
播 磨	揖 東	2	2	1	2	2	1	16	26	3.8
	揖 西		2	1				5	8	1.2
	印 南							1	1	0.1
	赤 穂							1	1	0.1
	加 古							1	1	0.1
	小計	2	4	2	2	2	1	24	37	5.3
但 馬	出 石	1	1		2	1	3	27	35	5.1
	朝 来						1	1	2	0.3
	七 美							1	1	0.1
	小計	1	1		2	1	4	29	38	5.5
丹後	加佐							1	1	0.1
	不 明				1			2	3	0.5
合 計		42	44	42	55	44	29	430	686	100.0

(注) その他働人とは上人・中人・下人・飯焚を指す。

歳数は魚崎村35歳、青木村4歳、深江村2歳の計41歳。

杜氏数は、親子で杜氏をつとめている一例があるので、1人多くなっている。

資料：「魚崎酒造組合文書」

政四年に九人が主として紀伊方面へ酒造出稼ぎしている。

これらの事実は、それまでに灘酒造業の杜氏または蔵人として十分な経験と年功を積み、やがて播州杜氏に代わって、自ら他国への酒造出稼ぎに新たな生活の道を見出していったという経緯を推測させる。灘酒造業の技術が他国の酒造家によって認められ、また灘酒が名声を博して高く評価されることにより、灘目周辺の蔵人はその技術をもって他国の酒造家から優遇されて迎えられたのであろう。

蔵人の賃銀 杜氏以下蔵人の賃銀について、文久三年（一八六三）の御影村嘉納治郎右衛門所有の本店蔵と支払方法（造石高六九四石、蔵人一四人）の場合をまとめたのが表156である。

まず頭司である馬之助の賃銀については、頭以下のような日数計算によらず、請負制をとっている点が注目される。つまり頭司の賃銀は「一造り七〇〇匁」と明示されており、「一造り」とは酒造仕込期間をさし、のことである。元治元年（一八六四）にはこれが九〇〇匁となっている。この一造り七〇〇匁を日割計算すると、銀七匁七分となる。これは頭の日給二匁三分、衛門二匁二分と比べるとかなり高額で、一番下の飲焚の銀一匁二分と比較すれば、さらにその格差の大きいことがわかる。それは杜氏が酒造仕込期間中に一切の責任を課せられていることに対する報酬とみなされる。しかもそのことによって酒造仕込という集約的、協業的な作業労働に対応して、頭以下の蔵人全員を直接掌握してゆくための物質的基礎が保証されているものと考えられる。

頭の平右衛門以下の賃銀は、日給制をとっており、この日給額に稼働日数を掛けたものが各人の賃銀となる。もちろん役職によって日給額には差がある。この賃銀格差は、酒造労働に従事していく技術伝習的、か

第五節 酒造業の発展

表 156 嘉納治郎右衛門本店蔵の蔵人給銀 (文久3年(1863))

蔵 働 人	稼働期間	労働日数	日給	給 銀	看板代	心 附
①頭 司 馬 之 助	月 日 月 日 11. 17 ~ 2. 19	日 91	匁 (7.7)	匁 700	錢 2 貫文	匁 25.46
②(頭) 平右衛門	〃	〃	2.3	209.3	〃	〃
③(衛 門) 亀 吉	〃	〃	2.2	200.2	〃	〃
④(酛廻り) 新 助	〃	〃	〃	〃	〃	〃
⑤(釜 屋) 菊 造	〃	〃	2.1	190.1	〃	〃
⑥(上 人) 万 助	〃	〃	1.9	172.9	〃	〃
⑦(〃) 長 国	〃	〃	〃	〃	〃	〃
⑧(中 人) 磯 次 郎	〃	〃	1.7	154.7	〃	〃
⑨(上 人) 与 三 郎	〃	〃	1.9	172.9	〃	〃
⑩(〃) 元 平	〃	〃	〃	〃	〃	〃
⑪(下 人) 直 次 郎	11. 17 ~ 2. 2	72	1.5	111.0	〃	24.94
⑫(〃) 岩 吉	11. 17 ~ 2. 19	91	〃	136.5	〃	25.46
⑬(飯 焚) 和 吉	〃	〃	1.2	109.2	〃	〃
⑭(下 人) 佐 吉	11. 17 ~ 2. 2	72	1.5	111.0	〃	24.94

(注) (頭)以下の役職名は、便宜上記載したもの。史料には頭司以外の記載はない。

資料:「本嘉納家文書」

つ年功序列的な個人差を反映しているとみなすこともできる。したがって技術と熟練をあまり必要としない火入れ労働の場合には、この仕込労働から分離して算定されており、この点で賃銀算定において仕込労働というのは、生産労働に対する価値評価が高いことをあらわしているのである。

なお報酬にはこのような給金のほかに、蔵人特有の看板代と心付とがある。看板代は表156では銭二貫文が役職に関係なく、一律に支給されているが、看板代とはつまり寝具代のこと、元来雇用主たる酒造家の方で用意すべきところを、蔵人が持参してくることに対する代償である。

心付は一種の賞与で、これも役職上には区別なく一律であるが、稼働日数が重視され、現実には稼働日数に応じて九一日の者には銀二五匁四分六厘、先帰りの二人には銀二四匁九分四厘というように、差をつけて支給されている。

蔵人の雇用方 法と杜氏集団

蔵人の雇用方法については、地域による差がみられた。たとえば伏見の酒造業では、蔵人の供給を丹後に求めていたが、ここでは蔵人を斡旋する丹後宿仲間が存在していた。仲間結成は安永七年（一七七八）のことで六軒からなり、この宿は、酒造家と蔵人との間に介在して、蔵人の斡旋はもちろん、蔵人の身元引受人ともなり、酒造家との賃銀交渉も行い、蔵人からは部屋代と称する仲介手数料を受け取る労働請負業者であった。

また大坂においては、元禄年中より大坂口入屋仲間があった。口入屋は北国筋の郷民を募集して斡旋する労働請負業者の仲間で、享保十五年（一七三〇）には三〇軒を数えたという。この口入屋は蔵人の募集に際しては登坂の費用を貸し付け、その前貸しを通して蔵人を拘束し、斡旋によって中間搾取してゆく前近代的な労働関係をとっていた。

しかし灘酒造業については、特に蔵人に関する限り、このような口入屋の存在は認められない。灘酒造業の場合は、杜氏が蔵人を編成する。その点で改めて杜氏の占める重要性が見直されるのである。頭以下の賃銀が日割計算によって支給され、たとえ前貸しされる場合でも、それはあくまで杜氏を介して蔵人へ前貸しされた。杜氏の賃銀が日割計算によらず、造石高に応じた請負的性格を有し、かつ頭以下との賃銀格差の大きいことは、こうした杜氏による蔵人の掌握管理を容易にし、杜氏を通じて労働規制を強化し、杜氏の責任において同郷同村出身者からなる一蔵の労働編成を可能ならしめたといえることができる。この点において、口入屋を必要としない灘酒造業特有の蔵人雇用方法があり、ひいては同郷同村出身者でもって編成される丹波杜氏集団が重視されていた所以があると思われる。

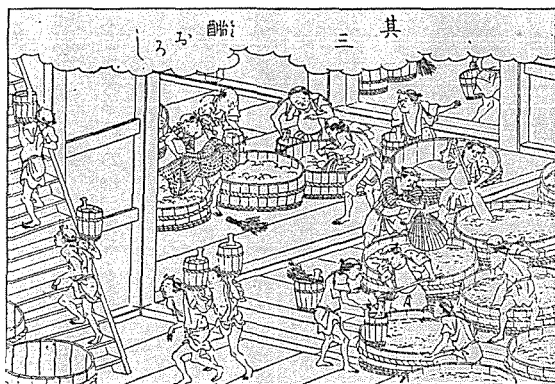


写真 137 酒造 酛おろし図 (『日本山海名産図会』)

5

酒造経営と経営収支

酒造経営と
設備投資

酒造家の場合も、経営者としては一定の資本をもって、それを固定資本と流動資本へ投資し、そこから一定の利潤収益をあげなければならない。固定資本部分はいわば設備投資であり、

酒造蔵(土地建物)の購入費ないし建造費と、労働手段たる酒造諸道具の購入費を含めた固定設備への投資分である。また流動資本部分には、労働対象としての酒造米・酒樽などの購入や、蔵人の賃金および酒荷の運賃などがあげられる。

まず固定資本部分への投資の状況をみてみよう。御影村嘉納治兵衛は、文政元年(一八一八)には一〇蔵の稼働蔵を所有する灘五郷きつての有力酒造家であるが、文化八年(一八二二)十一月に、同村内の灘屋徳右衛門所持の典型的な千石蔵である酒造蔵を質流れによって、質銀三八貫六四〇匁の担保物件として取得している。この金額は、土地(分米一石三斗三升六合)に酒造蔵・室屋・澄し蔵・酛場・米釜屋・洗場・薪蔵・湯殿各一カ所、酒造株(天明五年造米高八〇〇石)・酒造道具一式と、浜蔵(但し地面は村持)一カ所

を加えた価格となっている。嘉納家ではこの酒造蔵を取得すると、さらに銀一貫六八五匁を出費して蔵の整備を行い、より完備した中店(蔵)として使用している。この質貸付銀と普請費をあわせると銀四〇貫三二五匁となる。この年の堂島米価平均相場一石銀六〇匁三分で換算すると、米にして六六八石に相当する。しかもこの場合、質流れによってかなり安く入手している点を考慮しなければならないであろう。

また同じ御影村の嘉納治郎右衛門は、文化十四年に北石屋蔵を銀五七貫一五五匁で購入し、さらに文政七年には大石蔵を銀一〇〇貫目で買い求めているが、いずれも中古酒造蔵の価格であって、新築のものではない。したがって酒造仕込量が増大してくると、先の北石屋蔵では文政十二年には銀二八貫八一八匁を出費して、大々的に蔵の改築をし、新たに酒造道具も購入している。

また先述の天保六年(一八三五)の「千石蔵設計案」によると、酒造蔵の建造費は銀三〇貫七五八匁、酒造道具一式購入費銀三四貫八八四匁と評価されており、建造費よりその中に入れる酒造道具一式の方が高い点が注目される。

以上の事例から、文化・文政期から天保期の灘酒造業発展期では、最低銀五〇貫以上の設備投資を必要とし、もし新しく建造した場合には、優に銀一〇〇貫以上の設備資金を用意しなければならなかった。

これは同じ時期の樽廻船、例えば寛政六年(一七九四)九月に嘉納治兵衛が購入した一四五〇石積みで銀四六貫目、天保十五年十月に嘉納弥兵衛が購入した一四五〇石積みでは六〇〇両(約銀三八貫目)という例や、水車場例えば文化十年十二月に住吉村庄屋横田屋幸左衛門が購入した米搗き水車・建物・地面・米搗き道具一式代銀三〇貫五〇〇匁などと比較して、酒造業の方がはるかに多額の設備投資を必要としたことがわかる。

第五節 酒造業の発展

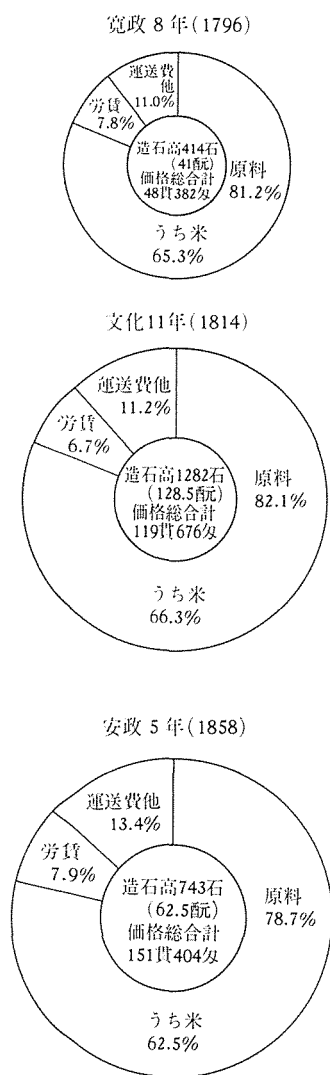


図 40 酒造仕込における生産費割合

理したものである。この生産費目のなかで、最も大きな比重を占めているのは酒造米購入費で、各時期を通

本の投入状況をまず生産費目別にみよう。

生産費目と流動資本 設備資本が主として固定資産部分への一回かぎりの投資であるのに対し、流動資本は生産過程の進行に応じて逐次投入してゆかねばならないという特質をもっている。次にこの流動資本

従って多くの場合、酒造経営の創業にあたっては、まず中古蔵を購入し、蓄積に応じて新築・改築してゆく方法がとられたようである。こうした点を考慮すると、酒造業は一般農民がかかわってゆくには資本的にほぼ不可能であり、したがって酒造家はすでに分限者として社会的経済的な実力者・蓄財者でなければならなかった。酒造家の出自として、地主ないし在方商人層が想定される所以でもある。

して大体六〇～六五%を占め、一定の比率を示している。次が酒樽代で全体の一〇%前後であり、酒造米・酒樽・薪・縄蒔などを合計した比率は、全体の八〇%前後となる。これに対し踏賃（精米費・冬分働き人・夏分日雇などの賃銀部分はきわめて小額で、その飯米・菜物代（副食代）を含めても、生産費中の七%前後にすぎない。

なお安政五年（一八五八）には宮水が全体の一・二%を占めている。宮水の発見は天保十一年であり、それ以後は宮水が灘酒造業において一般に広く需要されるようになり、西宮から水を運搬するための水屋と称する新しい業者もできた。宮水を樽詰にしたのを水樽といい、水屋はこの水樽を運搬するもので、水賃は井戸場賃（水代）と水船賃とを合計した金額である。

また蔵敷賃とは、酒造蔵の減価償却費のことで宿賃ともよばれた。この蔵敷賃の取扱い方は損益計算書の勘定科目としての「酒造勘定帳」では支出費目に計上されているが、後に述べる嘉納家全体の経営を網羅した「総勘定帳」では収入銀として計上されている。このようにすでに複式簿記の理論にかなった合理的経営理念が意識されていたことは注目されるべきであろう。

さてこの毎年生産資本として充用される流動資本の総額は、造石高や米価によって変動する。文化十一年は一八二石の造石高で総費用銀一一九貫余であり、安政五年は七四三石で銀一五一貫余となっている。安政五年は造石高が少ないのに文化十一年より投入資本額が多いのは、全く米価騰貴によるのである。

また文化十一年の固定資本部分への投資額が銀六〇貫目と想定すれば、流動資本はその倍近くの額が必要になっており、米価変動の事情によっては、幕末期に特に顕著にみられたように、さらに多くの流動資本を

第五節 酒造業の発展

表 157 酒造仕込み流動資本の投入状況（弘化3～4年(1846～47)）

時 期	米購入費	薪 糧購入費	労賃	運賃	雑費	合計	比率
	貫 匁	貫 匁	貫 匁	匁	匁	貫 匁	%
弘化3年11月	429	630	157		74	1,290	1.9
12月	40.120	1,045	1,752	159	655	43,731	64.6
弘化4年1月		317	843		72	1,232	1.8
2月		1,073	470		168	1,711	2.5
3月	295	3,004	188	552	136	4,175	6.2
4月		464	52		64	580	0.9
5月	142	2,158	93	119	347	2,859	4.2
6月	152	658			71	881	1.3
7月	186	1,135	212	33	437	2,003	2.9
8月	636		7	833		1,476	2.2
9月		924	307		372	1,603	2.4
10月		2,122	88		17	2,227	3.3
11月			80	96	3	179	0.3
12月		69	78	2,968	612	3,727	5.5
合 計	41,960	13,599	4,327	4,760	3,028	67,674	100.0
比 率(%)	62.0	20.1	6.4	7.0	4.5	100.0	

資料：「辰馬字一家文書」

充用しなければならなかった。

流動資本の 酒造業では、流動資本の投

入状況 入額は、時期によるかたよ

りが大きい。この点を見るため、史料の制

約上から同じ灘酒造業につらなる今津郷

（鳴尾村）の辰屋与左衛門の弘化三年（二八

六）の「酒造勘定帳」によって、月別に生

産費目を整理し表示したのが表157である。

これは造石高四五四石余の中規模の酒造

経営の事例であるが、その生産費目別割合

は米購入費六二%をはじめ前述の嘉納家の

大経営の場合とほぼ同じ比率となっている。

さて、月別投入状況についてみると、酒

造仕込の始まる十一月と十二月の二カ月で

全支出額の実に六六・五%が投下され、つ

いで一月から三月までの一〇・五%を合わ

せると、全体の七七・〇%が酒造仕込工程

期間のうちの最初の五カ月間に集中的に投入されていることになる。そして全生産費中の六二%を占める酒造米購入費が、この十一月と十二月に一挙に投入されている。その後仕込工程期間の完了する四月以降は、江戸積のための酒樽購入費が主なもので、四月から十二月までの九カ月間に二三・〇%となっている。

ここに改めて酒造業における原料米の占める重要性が確認される。従って流動資本の投入は、十一月と十二月に集中するという意味で、仕込の開始に当たっては一時に多額の資本を準備しておかなくてはならない。しかもこの資本の還流のためには、後述するように最低一カ年半を必要とするとすれば、酒造経営における資本の回転が改めて問題となってくるのである。

酒造米の購入と選択 このように酒造業における原料米は、生産費中に占める比重も大きく、かつ短期に購入しなければならぬから、酒造家にとっては重要な意味をもっていた。地酒が主として地主の作

得米（小作米）の加工業としての性格を強く有していたのとは異なり、灘酒造家の場合は購入米に依存せざるを得ず、その点では、灘地方が大坂および兵庫津の米穀市場に近接していて、自由に酒造好適米を選択することができた立地条件が、江戸積酒造地として灘酒造業発展の一要因をなしていたといえる。

その様子を天明六年（一七八六）の御影村嘉納治兵衛の酒造米購入例でみてみよう（図41・付表30）。産地別では、播磨米が全体の六〇%を超え、播磨米に大きく依存している点が注目される。次いで備前米が二六%で二番目に多く、他は一〇%以下で摂津米・淡路米・北国米の順となる。

またその購入地は大坂が五一・八%と過半数を占め、ついで兵庫の三三・〇%で、この大坂・兵庫で全体の八四・八%となり、次の尼崎・明石について地元御影村も三・七%を占めている。ここでも購入場所は庄

第五節 酒造業の発展

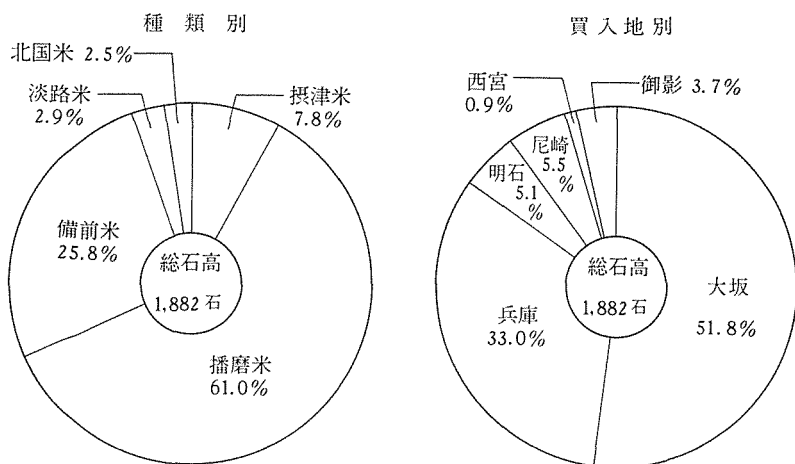


図 41 天明6年嘉納治兵衛の酒造米購入状況

倒的に大坂・兵庫津に集中していて、全国的な米の集散市場としての大坂・兵庫津に近接している灘目の有利さを実証している。

次に購入米の価格をみるため、飛躍的発展期に当たる文化十三年の今津郷南組の小豆島屋才右衛門の購入例を示したのが、表158である。購入米八五一石のうち淡路米四〇石、備前米八石を除いた残りは全部摂津米・播磨米で、全体の九四・四%を占め、摂・播米への集中が著しい。まず酒造米と飯米の価格は、前者が石あたり銀七一匁三分に対し後者は銀五七匁五分で、酒造米の方がかなり高価であることがわかる。しかし酒造米についても、平均銀七一匁三分を超える産米は、一橋米・鳥井米・金谷米・和泉様米など大名蔵米であり、越木岩などのような周辺農村からの地廻り米は、いずれも平均米価以下の価格となっている。最高は和泉様米銀七九匁三分であり、最低は地廻り米の上新田米銀六一匁八分で、両者の間で銀一七匁五分という大きな値開きとなっている。このような価格差の存在は、配米、掛

米の差の反映とみられ、特に配仕込工程で使用する配米は、掛米に比較して高い値段で買い求められていたことがわかる。

	銘 柄	購入米量	比率	購入銀額	石当り 米 価
酒 造 米	姫 路 米	石 231.94	% 27.3	貫 匁 16,106	匁 69.4
	一 橋 米	200.50	23.6	15,113	75.3
	岸 米	91.08	10.7	6,344	69.6
	家 原 米	67.83	8.0	4,641	68.4
	鳥 井 米	60.00	7.0	4,650	77.5
	金 谷 米	50.00	5.9	3,690	73.8
	淡 路 米	40.00	4.7	2,862	71.5
	和泉糠米	12.00	1.4	952	79.3
	備 前 米	8.00	0.9	538	67.2
	越木岩米	60.00	7.0	3,949	65.8
	上新田米	12.00	1.4	742	61.8
	夙 米	10.00	1.2	628	62.8
	津 門 米	3.60	0.4	244	67.7
	小 林 米	1.00	0.1	64	64.0
飯 米	内 作 米	1.47	0.2	95	64.6
	年 貢 米	1.68	0.2	105	62.5
	合 計	851.10	100.0	60,723	71.3
	肥 前 米	17.88	27.0	960	53.6
	柴 田 米	17.79	26.9	1,200	67.4
米	小島谷米	30.54	46.1	1,652	54.0
	合 計	66.21	100.0	3,812	57.5

資料：「鴛尾家文書」

灘米米仲買に このように酒造米への依存度を高めていたが、その購入方法は大きく大坂・兵庫
よる出買直買 の米穀問屋を通して購入しており、領主米加工業としての性格を強くもっていた。しかし
文化頃からの発展期には、直接灘目在地の米仲買商人による酒造米の出買・直買が積極的に行われるように

第五節 酒造業の発展

表 159 武庫・菟原・八部 3 郡酒造家の酒米買入れ場所（天保 7 年(1836)）

買入れ場所		酒 造 米 種 類
直買の地廻り米		高槻米・淀米・麻田米・永井米・一橋米・水無瀬米・鷹丸米・閑院米・安部米・土井米・弾正米・阿部米・有馬田安米・三田米・近在百姓作徳米
播磨	高 砂	金谷米・八木米・家原米・高木米・三草米・尼播州米・姫路米・柳米・柏原米・鳥居米・田安米・淡河米・丹州亀山米・丹州篠山米・明石三木米・一橋米・清水米・鈴木米
	明 石	明石米
	網 干	林田米・龍野米・新宮米・仲野米・一橋米・田安米・安路米・山崎米・佐用米・三日月米
	赤 穂	若狹野米・平福米
和 泉		岸和田米・淀米・博多米・高木米・清水米・田安米・一橋米

資料：「御影酒造組合文書」

なった。

その契機となったのが文化三年の勝手造り令であり、そのとき酒造米の出買・出売が幕府によって公認され、酒造米購入への灘酒造家の積極的な進出が図られた。そして文化十年十月には、大坂・兵庫・西宮をはじめ、次の一九カ所からの直買・勝手買が認められるようになった。

尼崎町内 大坂町内 兵庫町内 西宮町内 脇浜村
大石村 魚崎村 東明村 御影村 新在家村 走水
村 稗田村 伝法村 住吉村 深江村 青木村 神
戸村 ニツ茶屋村 河原村

その後、天保期に入ると米価が再び高騰し、幕府はこれに対処して大坂・兵庫津への廻着状況を重視し、天保七年の酒造統制令をきっかけに、酒造米購入の出買・直買については、大坂・兵庫津以外からの購入分を届け出るように命じた。しかし、このときすでに大坂・兵庫津での酒造米買入量は相対的に低下し、灘酒

造業はその自主的展開のなかで、大坂・兵庫津への依存から脱却しようと試みていた。表15は武庫・菟原・八部三郡村々酒造家から上申した近国・近在よりの直買の酒造米産地とその買入場所を示したものである。もちろんこのほか、遠国からの廻着直買分もあるが、幕末期になると播磨米・摂津米など地元米への集中度を一層強めていった。

しかしこの直買分にしても、酒造米の多くは領主米であることに変わりはなく、灘酒造業の性格それ自体は、依然として領主米加工業であり、むしろ灘酒の醸造法に適した良質米の選択とその集中度をますます強めていったのである。

酒造経営と 酒造家が経営者として、酒造資本の運動そのもののなかより収益性を問題にし、原価構成への酒造勘定帳の関心を示すとき、必然的に経営内容の数的把握を試みようとする。なかでも灘酒造業が文

化・文政期に飛躍的な発展期を迎え、酒造経営が急速に拡大してゆくときはなおさらで、そうした企業者の関心は、やがて合理的な計算に基づいた複式簿記へと経験的に体系づけられていった。

一般に近世の帳簿組織は未完成であり、いわゆる「帳合の法」は幕末期にいたって漸く本格化してゆくといわれているなかで、灘酒造家の帳簿への関心は、かなり早い時期から高まっていたといえる。特に、灘酒造家群のなかでも有力酒造家であった御影村の嘉納治郎右衛門は、すぐれて複式簿記の原理に則した一連の勘定帳＝帳簿を今日に伝えている。現存するのは、寛政八年から幕末までの各蔵別の「酒造勘定帳」、嘉納家全体の経営状況を明らかにした文化十三年以後二二カ年間にわたる「勘定帳」「店卸帳」などである。

まず個別蔵「勘定帳」のうち文化十二年前蔵の分をとりあげてみよう。ここでは酒米・薪代・運賃・樽代

第五節 酒造業の発展

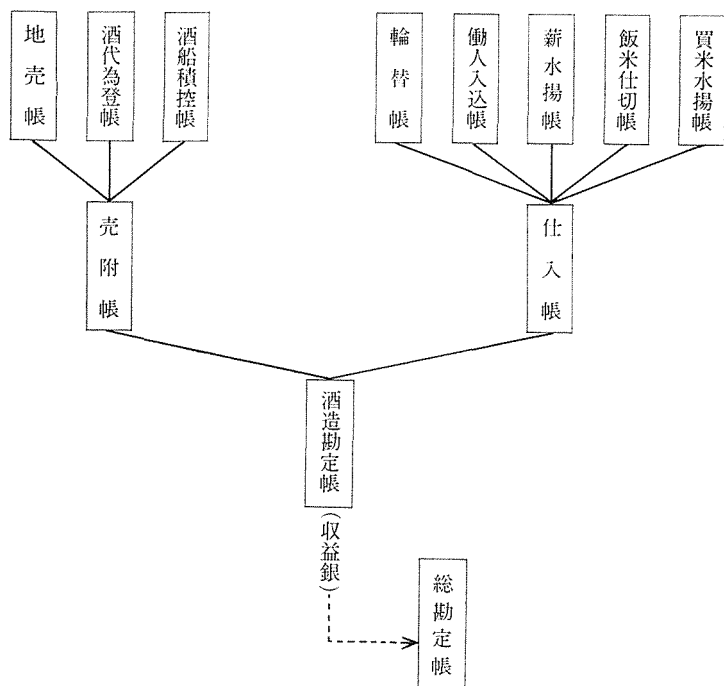


図 42 酒造勘定帳の作成過程

などの酒造仕込入用銀が生産費別に計上され、それから製品(酒)の販売高および付随物たる生粕・糠代・小米代を差し引いて徳用銀(収益銀)が算出されている。この元帳としての機能を果たしている酒造勘定帳が成立するまでには、おそらく図42に示したような補助帳簿として買米水揚帳・飯米仕切帳・薪水揚帳などが記帳され、それから仕訳帳としての仕入帳・売付帳をもとにして、勘定計算書としての酒造勘定帳へと帳簿系列が整備されていたものと考えられる。そして最後に徳用銀一二貫余に対し、配数一三〇・五から一配につき銀九七匁四分三厘の徳用銀を計算し注記している。その日付は翌々文化十四年三月に及んでいる。

(2) 酒造仕込みの副産物としての生粕・糠・小米は、生産費のなかの控除分として考え、実質的には総生産費からこれを差し引いたものを、生産費としている。したがって原価構成を考える場合には「一配に付何匁」というのは、副産物売却分を控除した生産費に対しての割合となっている。

(3) 敷銀は蔵敷銀とか宿賃とも書かれ、酒造蔵の減価償却費である。酒造蔵勘定帳では仕込銀として生産

表 160 文化12年(1815)嘉納治郎右衛門前蔵「酒造勘定帳」の損益計算書

損 失		金 額	利 益		金 額	
酒薪運踏櫓庭諸冬夏飯菜敷	米代賃	78.077.63	生粕代	賃	7.388.35	
	代賃	2.194.50	糠代		1.630.09	
	賃	8.719.86	小 米 代		337.92	
	賃	2.363.00	小 計		9.356.36	
	櫓代	17.077.00				
	繩	1.644.90	地 売 分 板屋半兵衛 山路孫兵衛		166.62 2.200.37	
	入用銀	1.759.15				
	賃銀	2.097.75	小 計		2.366.99	
	賃銀	488.50				
	飯米物	1.982.01	江 戸 積 分 小西利右衛門 小西甚兵衛 伊坂市右衛門 加勢屋利兵衛 丸屋六兵衛		5.909.77 52.894.57 6.704.57 39.628.26 15.734.28	
敷銀	475.50					
	3.000.00					
小 計		119.879.80				
德 用 銀		12.715.00	小 計		120.871.45	
合 計		132.594.80	合 計		132.594.80	

資料:「本嘉納家文書」

これから特に次の三点が注目される。

(1) 文化十二年に仕込まれた酒が翌年に販売され、その代金仕切決済は翌々年の文化十四年三月で、原料米の購入から委託販売として江戸酒問屋へ送られ、その売上金の回収までに足掛け三年、正味一年半を要している。そして次にのべる同家の「(総)勘定帳」への転記の際には、「前蔵酒造勘定帳」の文化十二年の

費（出費）の部に計上されている。それはこの帳簿が蔵単位に徳用銀を算出し、一配当たりの原価計算を主要目的とするためである。

いまこの帳簿を整理し、損益計算書としてまとめたのが、表160である。こうして酒造蔵勘定帳は各蔵の収益または損失銀の勘定計算を目的として記帳され、生産資本への投資額に対する収益率と原価計算を行い、徳用銀または損銀と生産費それぞれについて、「一配に付何匁」という割合を算出している。酒造経営の担当者、このような経営分析を通して合理的な酒造経営のあり方を指向し、経営にたずさわる企業家としての営利性を追求しているのである。

総勘定帳と 嘉納家では、このような各蔵別の酒造勘定帳を基礎に、酒造経営のみならず田地徳用や貸付

経営収支

銀利息を含めた全経営内容にかかわる帳簿として総勘定帳・店卸帳を作成している。これは

嘉納家の年間の利潤・利子・地代などによる損益を貨幣額で集計し、同時に貨幣支出と差引して年間の純損益増減を計算したもので、いわば総勘定帳は「損益計算書」、店卸帳は「貸借対照表」の機能を果たしている。このために先にふれた敷銀は、酒造勘定帳では収益銀に対立して支出費目に計上されているが、総勘定帳では収入銀として計上されているのである。この関係を図示すれば、図43の通りである。

さて、文化十三年の総勘定帳と店卸帳を、それぞれ損益計算書と貸借対照表で表示したのが、表161・162である。総勘定帳の延銀（あるいは損銀）は、いわば貨幣の流れとしてフローからみた経営状況を表しているのに対し、「正味」の棚卸し評価から算出される店卸帳の延銀（あるいは損銀）は、一定期間の資産状況を表しているストックの増減とみなされる。従って原則的には両帳簿に計上されている延銀ないし損銀は一致する

第五節 酒造業の発展

表 161 文化13年(1816)本嘉納家「勘定帳」の損益計算書

損 失	金 額	利 益	金 額
世 帯 入 用 銀	貫 匁 11.839.57	酒 造 徳 用 銀	貫 匁 64.197.55
酒造蔵購入費	57.155.70	貸 付 銀 利 息	5.664.41
小 計	68.995.27	田 地 徳 用	306.83
		貸 家 賃	310.90
		年 賦 償 還 銀	1.677.20
		米 売 買 徳 用	1.028.54
		廻船加入徳用	460.45
		水 車 徳 用	1.426.45
		敷 賃	10.000.00
延 銀	16.077.06		
合 計	85.072.33	合 計	85.072.33

資料：「本嘉納家文書」

表 162 文化13年本嘉納家「店卸帳」の貸借対照表

借 方	金 額	貸 方	金 額
酒 造 仕 入 銀	貫 匁 414.427.61	前年店卸高	貫 匁 552.867.62
売 掛 金	9.443.58		
貸 付 銀	116.029.35		
両替屋預け銀	15.405.03		
買 置 分	1.203.90		
手 持 金 銀	14.518.24	当 年 延 銀	18.160.09
合 計	571.027.71	合 計	571.027.71

資料：「本嘉納家文書」

(1) 嘉納家全経営のなかで、酒造経営からの徳用銀が圧倒的な比重(約八〇%)を占めている。
 (2) しかし、その徳用銀も年によって変動が激しく、天保二年は赤字経営であるのに対し、天保七年は実に銀六三九貫目という、莫大な利潤をあげている。

貸家賃・買米徳用・田地徳用などが三貫目余となっている。この嘉納家の全経営収益銀一覧から、次の三点が指摘できる。

表 163 本嘉納家の営業部門別徳用銀一覧

年	代	酒造徳用	蔵数	水徳	車用	樽徳	店用	廻し銀用	その他	総徳用銀
		貫 匁	蔵	貫 匁		貫 匁		貫 匁	貫 匁	貫 匁
文化13	(1816)	74.197	3	1.426				5.664	3.781	85.068
文政3	(1820)	120.919	5	1.555				20.155	2.583	145.212
〃 9	(1826)	76.733	5	1.749				18.214	2.438	99.134
天保1	(1830)	264.112	8	1.823		3.864		26.156	△884	295.071
〃 2	(1831)	△51.924	8	5.612		769		18.649	△1.196	△28.090
〃 3	(1832)	53.630	8	2.461		1.408		55.354	3.207	116.060
〃 4	(1833)	486.494	8	1.677		1.092		28.198	7.893	525.354
〃 5	(1834)	97.407	7	1.700		3.563		22.722	△3.816	121.576
〃 6	(1835)	20.642	7	1.380		△707		24.411	38.816	84.542
〃 7	(1836)	639.798	7	1.924		7.944		21.438	18.969	690.073
〃 8	(1837)	130.762	3	1.046				18.215	5.308	155.331

(注) △は損銀。

資料:「本嘉納家文書」

(3) その他の経営収益銀では廻し銀利息が毎年一定額の徳用銀(二〇貫目前後)を着実にあげて、酒造収益銀の投機的なものと対照をなしている。

なおここで(2)と関連して特に注目すべきは、一般に酒造統制の後には徳用銀が多いことである。株改めの天保三年やその翌年が多く、また飢饉で株高千石につき一〇六石という大減石の実施された天保七年などは最高の徳用銀となっている。すなわち酒造統制の実施による造石高の減少と、経営収益率の上昇は、逆比例の関係を示している。このことは、酒勝手造りの時期に、酒造仲間が私的申合せとしても、積留・積控・減石などを実施し、収益率の上昇を図らなければならなかった必然性をも明瞭に示しているのである。

店卸帳と つぎに表163と同じ時期の店卸帳を表示したの資産内容が、表164である。この店卸帳は、一時点(年末)において保有する資産状況を明らかにしたもので、かつその店卸高を前年店卸高から差し引いた額、すなわち延

第五節 酒造業の発展

表 164 本嘉納家の店卸勘定一覧

項 目	文政3年 (1820)	文政9年	天保1年 (1830)	天保3年	天保5年	天保7年	天保8年
	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
酒造経営分	427.367	517.486	756.142	554.702	714.070	487.992	283.849
米買入分	32.409	69.846	55.778		81.226		
水車内渡し	10.904	13.089	14.170	11.160	8.234	1.699	6.218
江戸酒問屋 残金	27.869	232.984	361.020	300.467	386.635	208.291	401.790
廻し銀	188.690	251.201	375.168	516.693	325.557	238.774	595.035
両替取引	14.873	49.792	36.168	76.369	53.580	280.957	174.034
買置分	7.595	52.056	65.555	70.882	71.648	72.556	58.935
有分(現金)	15.778	86.823	45.731	3.051	174.906	420.903	877.407
店有分(現金)	1.331	1.805	7.728	3.059	4.875	81.935	1.881
そ の 他	4.571		7.700	12.490		589.925	
店卸メ高	781.382	1,274.362	1,725.160	1,548.871	1,820.731	2,383.032	2,399.149
指数 (文化14年 =100)	125	204	276	248	292	382	385

(注) 店卸メ高は史料記載による。

資料:「本嘉納家文書」

銀Ⅱ収益銀が算出されている。

まず表164の店卸メ高を各年度ごとに比較してみよう。文化十四年を一〇〇とした指数をとってみると、年を追ってその資産状況が拡大してゆく過程が明らかとなる。文政九年には二〇四と倍増し、天保八年には三八五に増大している。

ついで店卸帳によって嘉納家の資本運用状況をみると、

(1) 酒造経営の発展期における同家の流動資本は、文政三年の銀七八一貫匁から天保元年には一七二五貫匁、さらに天保八年には銀二三九九貫匁に増大している、

(2) この年末現在における流動資本の大体五〇%から六〇%前後が、酒造経営に投入されている、

(3) その他は短期の利貸(廻し銀)・買米など

に投入されているが、特に資本の回転とも関連して、酒造経営による利潤と貸付資本による利子との有機的な結合が、堅実な経営を存続させてゆく条件となっている、

(4) したがって天保期に蓄積された資本は、必ずしも酒造経営の拡大再生産に投資されることなく、貸付資本ないし現金として保有されている、

(5) そのなかで、年末現在における江戸下り酒問屋に対する問屋残金(売掛金の未回収金)が漸次増大してゆく傾向を示しているが、これは生産資本の投入から貨幣資本として還流するまでの回転期間が延長され、ひいては酒造経営を圧迫してゆく要因となっている、

などが指摘できる。そこでさらに資本の回転期間の問題と、酒造経営における貸付資本との結合の意義についてみてみよう。

酒造資本の回転

期間と貸付資本

資本の回転期間は生産期間と流通期間からなる。生産期間は生産資本の投入期間であり、ほぼ労働期間に相当する。流通期間は、生産資本が市場において商品資本から貨幣資本に再転形して還流してくる期間である。

ところで酒造業においては、労働期間(仕込期間)を一三〇日、輸送に二〇日をあてて、生産期間を一五〇日前後、流通期間は送り荷代金の送金・受取りまでの期間をふくめて七〇日とすれば、あわせて二二〇日後が資本還流までの回転期間と一応は考えることもできる。しかし実際には仕込期間の最後の火入れ工程のあと、一定期間「甕い酒」として貯蔵されるし、荷主(酒造家)側の送り荷は年間を通じて行われたから、酒造資本の生産期間は、労働期間にさらに貯蔵期間をも考慮に入れなくてはならない。しかも幕末期には下り

酒問屋との取引条件によって売掛金の回収が延長され、荷主の手に「問屋残金」が累積すると、流通期間にはさらに長びくことになる。その間の米価や酒価の変動をも考えると、酒造経営における利潤形成には、かなりの投機性と不安定性とが共存していたといわなくてはならない。

このような酒造経営のあり方から、必然的にその資本の一部が、確実な利殖手段としての貸付資本に転用されてゆかざるを得なくなる。酒造資本が貸付機能と結合し、酒造経営のための生産資本部分と、確実に一定の利子を保証する貸付資本部分とに、分散投資されてゆくことが、実は酒造収益の投機性を克服するための必須条件でもあった。

さらに酒造資本が貸付資本と結合する、もう一つの契機があった。それは、最初の送り荷以後、代金が逐次内金として送られてくることである。この内金は、次年度の生産資本として投資されるまで、酒造家の手元に保蔵されることになる。この内金による資本の回収と、その再投資への時間的ズレによって、生産から一時遊離された貨幣資本が、短期貸付資本として機能するというわけである。それが「廻し銀」であり、そこから「廻し銀利息」が生み出される。

なお天保九年以後の嘉納家全体の経営動向は不明である。そこで嘉納家所有の稼働蔵のうち一つの蔵の酒造勘定帳から、その徳用銀のみを抽出したのが、表165である。一蔵の収益銀のみで全体を類推することは危険であるが、文化五年より天保八年までのこの蔵の収益銀は、嘉納家全体の蔵の収益銀の趨勢とほぼ一致している。そのことを確認したうえで、天保九年以降の動向をみると、実はそれまでが好景気であって、高い収益銀を計上していたのが、それ以降、特に弘化〜嘉永期にかけては極端に悪く、連年赤字経営を続けてい

江戸酒問屋の成立
江戸へ向けて船積みされた灘酒は、江戸新川の酒問屋によって売りさばかれた。この江戸の酒問屋は後に下り酒問屋と地廻り酒問屋とに分かれるが、地廻り酒問屋は関東周辺（いわゆる関八

6 灘酒の販売機構と江戸下り酒問屋

ることが判明する。天保期を境として幕末期にかけて灘酒造業が停滞してゆく状況が、この一酒造家の酒造経営を通してみても明らかとなる。

表 165 本嘉納家の蔵当たり酒造収益銀

年	代	酒造収益銀	年	代	酒造収益銀
文化	5	貴 匁 △5,122	天保	7	貴 匁 36,789
	6	15,300		8	156,720
	9	38,702		9	42,584
	10	21,347		10	△906
	11	21,413		11	34,983
	12	29,788		12	17,455
	13	12,162		13	10,841
	14	2,494	1 カ年平均		33,225
1 カ年平均		17,010	弘化	1	△20,405
文政	1	△8,595		2	△17,128
	2	27,401		3	△20,931
	3	20,216		4	△12,214
	4	20,423	1 カ年平均		△17,669
	5	8,696	嘉永	1	△12,308
	6	6,824		2	6,504
	7	44,167		3	△7,409
	8	3,052		4	9,473
	9	10,862		5	△23,319
	10	28,015		6	9,417
	11	15,339	1 カ年平均		△2,940
	12	27,474	安政	1	16,499
1 カ年平均		16,989		2	20,365
天保	1	△6,724		3	2,300
	2	3,616		4	△7,263
	3	50,299		5	24,413
	4	8,730	1 カ年平均		11,262
	5	9,344			
	6	68,194			

(注) 文化5年より嘉永4年までは中蔵、嘉永5年より安政5年までは新石屋蔵。
△印は損銀。

資料：「本嘉納家文書」

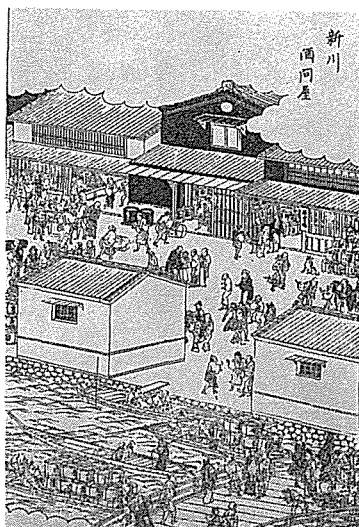


写真 138 江戸酒問屋の繁盛
(『江戸名所図会』)

州)の酒を取り扱い、下り酒問屋は上方および東海地方から江戸積みされた、いわゆる「下り酒十一ヶ国」なканずく摂泉二国の酒を売りさばいた。

この下り酒問屋は、慶長四年(一五九九)に伊丹近在の山中勝庵によって「駄送り」されたという鴻池家の家伝にもあるように、荷主＝酒造家自身の直売から出発したものである。それが、やがて江戸入津樽が増加するに伴い、上方酒造家が江戸店を設けて手酒の一手販売をするようになった。酒造株の設定をみた明暦三年(一六五七)には、すでに米問屋、材木問屋、油問屋、塩問屋などともに、酒醬油問屋が結成され、上方からの下り酒は必ずこの酒醬油問屋の手を経て販売するといった、問屋の間での申合せがなされていた。

延宝三年(一六七五)になると、問屋同士のなかで規律を定め、同八年には「酒問屋寄合」と称する同業仲間

の結成がみられ、やがて天和三年(一六八三)には、江戸のなかでも瀬戸物町、中橋町、呉服町、青物町の四町を基本とした同業集居の形で、新川界隈の四町に酒問屋が軒を並べて店を構えるようになった。そこでは各町に当番を置いてこれを「四町当番」と呼び、公私の一般庶務はもちろん、荷主・仲買との往復、問屋間の酒荷調整にあたり、蔵敷口銭として売上代金の五歩(のちに六歩)を徴収した。こうして後の下り酒問屋仲間仕法がほぼ確立していったのである。

江戸十組問屋の
結成と酒店組

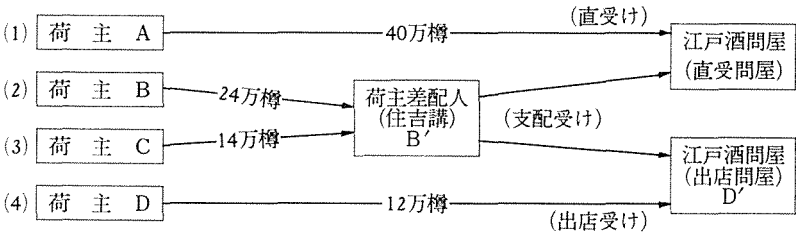
元禄七年（一六九四）、江戸市中問屋を結集して十組問屋が結成された時、酒問屋も酒店組として加入した。その後元禄十六年には、下り酒問屋は瀬戸物町組三〇軒、茅場町組四八軒、呉服町組三四軒、中橋町組一四軒の合計一二六軒あり、さらにこの酒問屋と小売酒屋との間に介在する酒仲買は四二軒を数え、井原西鶴が「軒をならべていまの繁昌」と描写したような盛況を呈していたのである。

そして、この時点ではすでに荷主である酒造家から江戸酒問屋―酒仲買―小売酒屋へという下り酒の販売ルートができあがっていた。ただこの下り酒を一手販売する酒問屋には、酒問屋として自立して上方荷主よりの下り酒を引き受ける「古来よりの問屋」と、上方荷主の outlet として存在する「出店問屋」の二系統があったが、その異なった系譜をもつ酒問屋も、元禄期の幕府の酒造統制と江戸問屋仲間の流通機構の整備を契機として、十組問屋仲間の酒店組へと統合され、また幕府によって掌握されていたのである。

この江戸酒問屋の構成について注目すべきは、下り酒の銘醸地たる上方酒造家の出店問屋が多かったという点である。とくにそのなかでも、元禄期に最盛期を迎えていた伊丹・池田・大坂の下り酒屋の出店が多く、例えば伊丹の豊島屋・上島屋・丸屋・大鹿屋・稲寺屋・津国屋・小西屋・紙屋・総（加勢）屋・池田の大和屋・万願寺屋をはじめ、大坂の鴻池屋・鹿島屋と伝法の岸田屋などがあげられる。なかでも下り酒の元祖と自称する鴻池屋の屋号をもつ店は、当時すでに九軒を数えるという多きであった。

このようにして、江戸下り酒問屋の出自は、上方の荷主である酒造家の場合が多く、問屋はその荷受機関として発展してきた特質をもっている。それだけに酒問屋に対する荷主すなわち酒造家の自主性が強く、一

第五節 酒造業の発展



資料 『灘酒沿革誌』

図 44 直受け・出店受け・支配受け一覧

表 166 下り酒問屋軒数一覧

年 代	軒 数
元禄15年(1702)	126
正徳 5年(1715)	110
元文 2年(1737)	72
宝暦 6年(1756)	84
天明 8年(1788)	52
寛政 5年(1793)	45
文化 6年(1809)	38
天保 4年(1833)	36
嘉永 4年(1851)	33
慶応 1年(1865)	26

資料: 『灘酒沿革誌』, 『東京酒問屋沿革史』ほか

いま明和六年(一七六九)の上方から江戸への入津樽九〇万樽のうち、どのようなルートで江戸酒問屋へ受荷されていたかを示したのが、図44である。

般に下り酒が問屋の仕入れ荷物(注文荷物)ではなく、送り荷物(委託荷物)であったということも、その端的な証左といえよう。

下り酒問屋 元禄期を過ぎると、やがて新たな灘目三郷の新興酒造地がと住吉講 下り酒競争のなかに参入し、それを荷受する酒問屋も新たな競争体制に巻き込まれていった。こうして下り酒の流通機構にも変化が起こった。その一つは酒問屋数の減少であり(表166)、他は下り酒の販売ルートに次の二つの経路ができてきたことである。すなわち上方荷主↓江戸酒問屋という従来からの経路と、上方荷主↓上方酒造家支配人(または目代)↓江戸酒問屋という新しい経路である。前者を「直受け」(荷主側からみると「直送り」といい、後者を「支配受け」(荷主側からみると「支配送り」といった。

これによれば問屋の受荷状況は次の四つのルートから成り立っていた。

- (1) 問屋が荷主より直接送られてくる酒荷を受ける「直受け」荷物―四〇万樽
- (2) 問屋が荷主の江戸支配人を通して送られてくる酒荷を受ける「支配受け」荷物―二四万樽
- (3) 問屋が他の荷主の江戸支配人を通して送られてくる酒荷を受ける「支配受け」荷物―一四万樽
- (4) 荷主と直結している出店問屋が直接酒荷を受ける「出店受け」荷物―一二万樽

以上四つのルートのうち、とくに元禄期以降にみられた顕著な変化としてあげられるのが、この支配人送り、つまり支配受けであった。この支配人（または差配人ともいう）は、荷主である酒造家側から派遣された者で、江戸に常駐し、荷主と問屋との間に介在して、酒荷のさばきに深くかかわったが、これは、いわば元禄期までの江戸出店問屋に代わる、荷主の問屋に対する自主制強化の表れでもあった。この江戸支配人は、仲間寄合をつくり、住吉講と称したので、住吉講支配人とも呼ばれた。

荷主が江戸に支配人を常駐させた理由は、元禄期以降新たに下り酒主産地に加わった酒造家にとっては、すでに江戸酒問屋の販売体制が固定化されていて出店問屋をもつことができなかったためである。そこで、自己の手酒を有利に江戸市場で販売してゆくために支配人を送り込んだもので、その職務は、江戸市場における市況や問屋の信用度を調査して、酒問屋を選択することや、酒荷代金の集金と荷主への送金といった業務まで含まれており、江戸における荷主側の販売業務一切を委託されていた。つまり荷主の江戸出先機関であり、江戸駐在員であったといえよう。明和・安永期から寛政期の段階においても、形態としては下り酒が委託販売という問屋まかせの商法であったとはいえ、荷主が問屋を自由に選択できたということは、問屋同

第五節 酒造業の発展

期 日 新酒番船 → 古酒積切	受 荷 手 続	仕 切 手 続 問 屋 → 荷 主
9, 10月 → 翌年 9, 10月 * 1	入 船	「入船覚」
	50日	
	売 付	「売附覚」
	30日 * 2	
翌年 1月 6日 * 3 (内金)	送 金 (為登・為替)	(内金)
翌年 12月 * 4 (仕切)	清 算	「仕切状」 (銘柄ごとに) 「仕切目録」

(注) 表中は享保期ころまでの慣行、明和・天明期以降は

* 1 は 10, 11月→翌年 10, 11月

* 2 は 50日

* 3 は 翌年 2月

* 4 は 翌々年 2, 3月

となる。

図 45 受荷手続と仕切手続

士を互いに競争させて、荷主に対して有利な取引条件を取り結ばせることにもつながり、その限りにおいて、問屋に対する荷主の自主性が貫徹していたのである。

送り荷仕法 さて灘酒が船と仕切仕法 積みされて江

戸下り酒問屋の酒蔵に収められるまでの荷主―問屋間での手続きを表示したのが、図 45 である。大坂伝法八軒・西宮六軒の樽廻船問屋によって樽廻船に船積みされ、江戸へ廻送された酒荷は、江戸の樽廻船問屋（井上重次郎）の差配によって、品川沖で樽廻船から

瀬取船（茶船）に積み替えられ、新川の酒問屋の蔵の前まで運ばれる。そこで下り酒問屋は船頭の持参してきた送り状と照合して蔵前改めを行い、員数と重量を精査したあと、酒荷を引き受ける仕組みになっていた。酒問屋はこの蔵前改めの手続きが終わると、直ちに荷主である酒造家に対して「入船覚」を送付した。

「入船覚」は、具体的には銘柄と駄数、江戸入津月日および廻船問屋と船頭名が明記されていて、海上無事江戸へ入津して酒問屋の手元に届いたことを荷主へ報告したもので、もし難船の場合にはその旨が書き添えられた。

酒荷を受け取った江戸酒問屋は、早速酒仲買へ売り渡す。この時、酒のでき柄や風味によってその時々相場で酒価がつけられる。酒問屋は仲買へ売り付けた売立値段を荷主へ通知する。この通知書が「売附覚」である。売附覚は原則として入津日より五〇日目に荷主の元へ届けられることになっていた。この売立値段は次に述べる仕切状では自動的に仕切値段として記載されるのである。荷主はこの売附覚の報告をうけて、はじめて自己の手酒の販売価格を知ることができたのである。また入津日から売附覚までの五〇日という期間は、酒荷が江戸酒問屋へ受荷されてから五〇日間は荷主の責任で、もしその間に変酒・腐敗酒がでたときは荷主の負担（損失）となり、それ以降は問屋の責任と定められていた往時の慣行によるものであった。しかも問屋が酒仲買へ引き渡したあと三〇日の間に、もし変酒・腐敗酒があれば、問屋はそれを荷主の責任に帰することができる。この慣行は「足請の制」とか「足持の受合」とよばれた。

売り付けが終わって三〇日を経過すると、酒問屋は酒荷代金を荷主へ送金する。この送金順序には「内金」と「仕切」とがあり、送金方法として「為登」と「為替」とがあった。内金とは代金の一部を送金すること



写真 139 江戸酒問屋仕切状

で、最終的に決済するのが仕切である。また飛脚によって現送されるのが為登で、江戸と大坂の両替商の間で手形決済されるのが為替による送金方法である。

この代金支払いが遠隔地市場を販路とする下り酒の場合は重要で、酒造資本の回転と酒造経営の動向を左右する決定要因となってくるのである。この代金支払期限については、元禄期にはすでに売附寛のあと三〇日目に代金の一部を内金として送金するのが一応の原則となっていた。しかし後には五〇日という線で妥協点を見出していたが、代金授受をめぐっての荷主対問屋の対立は、やがて幕末期に深刻化してゆくのである。何回かの内金がなされたあと、次の仕切目録によって最終的に酒荷代金が決済される。

新酒番船（寛政期で九、十月頃）に始まって、翌年の古酒積切（九、十月頃）まで、酒荷は順次問屋へ積み込まれ、その都度問屋は「入船寛」「売附寛」をもって荷主に通知する一方、それに応じて順次代金は内金として送金されてゆく。そして最終的にこれらを一括して問屋が荷主に提出するのが「仕切状」、または「仕切寛」（仕切書）であり、「仕切目録」である。

仕切状では、銘柄ごとに売附寛に記載されていた売附値段がそのまま仕切値段として計上され、中間報告として、この仕切代金から下り銀（一〇駄につき銀一〇匁）と問屋蔵敷口銭（八歩、のち六歩）が控除され、この残額が正味仕切代金として計上

表 167 下り酒問屋新旧軒数の変遷

(単位: 軒)

年 代	軒 数	継続して 営業の者	新規に 新営業の者	廃業者	寛政6年よ り継続の者
寛政6年(1794)	45				
文化8年(1811)	38	34	4	11	34
天保4年(1833)	36	33	3	5	31
嘉永4年(1851)	33	25	8	11	22
慶応1年(1865)	26	26	0	7	18

資料: 「白嘉納家文書」ほか

される。仕切目録は一年間の酒荷代金を総決算する意味で、正味仕切代金から内金(為登か為替で送金した分)と送金手数料(為登賃、上金撰打)が差し引かれ、決済されるものである。もし前年仕切目録の過上金(問屋の支払超過金)があれば、さらにそれも差し引かれ、その残金はこの時点で送金してゼロとするか、次年度へ繰り越される場合もある。これで一切の仕切手続きが完了する。入津寛より仕切目録まで、順調にいつて最低一年二、三カ月の期間を要することになる。それが売掛金の形で累積されてゆく幕末には、改めて委託販売による下り酒の取引慣行が問題となるのである。

荷主対問屋の対立 元禄期の一二六軒の酒問屋は、前掲表166に示したように、元文期には一挙に七二軒にまで激減し、さらにそれ以降においても減少

を続けている。上方からの下り酒の受荷機関として始まった酒問屋も、内部的にはそれだけ激しい競争を繰り返してきたといえる。そして文化六年(一八〇九)には幕府によって問屋株が公認され、株数も三八株に固定された。しかし表167にみるように、限られた問屋株三八株をめぐる、やはり問屋内部の目まぐるしい変動が続いている。とくに寛政改革期のあと、文化期と天保改革前後に、新規営業者と廃業者の交代が著しい。寛政六年(一七九四)の四五軒のうち、慶応元年(一八六五)まで継続した問屋は一八軒で、その三分の一にしかすぎない

ことは、文化六年に問屋株の設定をみたとはいえ、内部的には新旧交代の激しさを如実に示している。そこでまず寛政期の動きに注目してみよう。

天明六年（一七八六）の減醸令に続いて同七年にも三分の一造り令が布告されて、江戸へ入津する酒荷が減少し、酒問屋にとっても致命的な打撃を被ることになった。酒問屋四八軒と小売屋一同が連署して、前年の半石造りで江戸市場では酒が払底し、今年また三分の一造りとなつては、酒問屋はじめ酒小売人一同はいよいよ「渡世難渋」と、江戸町奉行所に愁訴したのが天明七年である。この時江戸入津樽数は、統制前の天明五年の七七万樽から同八年の六〇万樽にまで減少している。入津樽数の減少は問屋の荷受競争を激化させる。その結果問屋内部で相争い、同士打ちの共倒れといった事態も招きかねない。そこで問屋仲間は互いに話しあつて解決しようとする妥協策が案出された。それが融通受仕法であり、調売附仕法である。

調売附仕法と

融通受仕法

寛政元年に下り酒問屋總會において、従来の家別売附仕法をやめ、新酒番船後からは調売附仕法にあらためることが申し合わされた。その主たる内容は、(1)入船荷物を水揚げする際に行う点検を厳重にし、酒風味に応じて酒価の格付け（極上酒、上酒、中酒、下酒）を行う、(2)直受問屋の荷物は、各自の売附値段を問屋全体で調整し、その中済値段（平均値段）をとって荷主への売附値段とする、の二点である。

その意図するところは、これまでの荷主と問屋との個別的な家別売附仕法をやめて、問屋申合せの調売附値段、つまり問屋の協定価格によって酒価を一定とすることにある。さらに寛政改革の過程で、幕府は従来

高の数量制限）を実施した。しかし、その翌寛政五年に下り酒問屋仲間は摂泉十二郷酒造仲間に対し、前述の調売附仕法に加えて、今度は各問屋の荷受高を一定とする融通受仕法を実施すると要求したのである。

調売附仕法は問屋の協定価格であるのに対し、融通受仕法は各問屋の荷受高を問屋間で調整しようとする数量制限である。自由な価格のもとに互いに問屋を競争させて荷受けさせようとするのが、送り荷仕法を慣行的に踏襲してきた荷主である酒造家側の立場である。したがって調売附、融通受の両仕法実施の要求に対して、摂泉十二郷では当然つぎの二点をあげて反論した。

(1) 酒荷は注文荷物ではなくて送り荷物であるものを、荷主とこれまで取引関係のない問屋へ、仲間の一方的な決定で勝手に送り荷されたのでは、送り荷（委託販売）仕法の趣旨に反する、(2) 入津高が四〇万樽に統制されているため、四五軒の問屋へ割り当て融通することであるが、すでに元禄期には一〇〇軒の問屋が九〇万樽を、また宝暦十一年（一七六一）には八四軒の問屋で七〇万樽を、受荷してきた過去の実績からみて、今回も四五軒の問屋で四〇万樽を受荷できないはずがない、問屋一同の「実意専一」の取り計らいであれば、自然と平等に受荷できるようになる、というのである。

要するに調売附仕法も融通受仕法も、ともに問屋の自由な競争をやめて、一方は酒価を、他方は取引数量（荷受高）を問屋側の主導権のもとで取り決め、荷主に対して問屋支配を強化しようとするものであった。これを契機として荷主対問屋の関係は、共存から対立へと展開してゆくのである。

下り酒問屋株の
公認と浦賀積

このような下り酒問屋の動きに対し、荷主側では摂泉十二郷酒造仲間の結束によって、あくまで下り酒の「荷主の自主性」を固守し主張し続けた。そして荷主対問屋の対立が

進むなかで、下り酒問屋は、すでに勝手造り期に入った造石増大を前にして、文化六年幕府へ問屋株三八株の公認を、冥加金の上納とともに願ひ出た。これは、江戸問屋仲間の独占強化をはかる杉本茂十郎の指導のもとに、問屋仲間の結束をはかったものである。そのため酒問屋も改めて菱垣廻船積仲間に加わり、十組問屋仲間の一翼を担うことになった。この時の下り酒問屋の冥加金一五〇〇両は、十組問屋仲間の冥加金総計八一五〇両のうちでも最高の額を占めていた。

十組問屋では酒問屋に対し、(1)冥加金は各自の荷物引受高に応じて一〇駄につき銀二匁五分の割合で徴収するが、不足のときは追加徴収する、(2)一年に荷受高が二五〇〇駄以下の問屋には金四〇両ずつ配当割戻しをする、(3)この冥加金は酒造元や小売屋へ転嫁してはならない、などを申し渡している。こうして酒問屋も、幕府権力によって営業権が保証されることになり、新規営業者の出現を阻止して、荷主に対する問屋の流通独占をはかろうと策したのである。

事実その二年後の文化八年には、酒問屋は仲間内部の受荷の「片寄り」を是正することを理由に、再び融通受と調売附の両仕法を要求してきた。それは、受荷高一万駄につき三〇〇駄の割合で、受荷高の少ない問屋へ融通し、売附値段を荷主一軒ごとに一定としようとするものである。「荷主の自由に相成らず」とする問屋と荷主の対立が深まってきたことがわかる。

そのため文化年間には酒造仲間の側でも、積極的に積留・積控・減造の仲間申合せを行うことで、積荷過剰ぎみの江戸市場の調整に乗り出してゆくのである。

しかしより積極的な問屋に対する荷主の対応は、浦賀積、すなわち浦賀付近での荷さばきを展開すること

にみられた。文政二年（一八一九）、酒問屋は、この動きをとりあげ、四、五年前から上総・相模神奈川・品川などで不当な商法がみられるが、浦賀はもともと江戸酒問屋の既得市場であるから、摂泉十二郷で取り締まるべきであると奉行所へ訴え出ている。これに対して摂泉十二郷では、浦賀積ならびに道売（途中売）は、江戸積一紙送り状以外の方であって、とうてい十二郷では取り締まることができないと答えている。これは「大イニ問屋ヲ制スルニ便ナリ」として江戸問屋に対する有効な牽制策として、この浦賀積に期待しているのである。

しかし一般的傾向としては、文化・文政期に、漸次問屋に対する荷主の自主性は弱体化しつつあった。それは委託販売という取引慣行において、荷主の問屋選択の自主性が制約されたことであり、当然生産者に対する問屋支配が強化されることを意味した。このような事態が、年間一〇〇万樽を超える市場充溢という状況のもとで進行していったのである。

灘酒の販路と銘柄

最後に灘酒の取引慣行と関連して販路の問題をとりあげてみよう。摂泉十二郷内部での販路としては、大別して江戸積・他国積・地売の三つに分けて考えることができる。いま天保七年（一八三六）における摂泉十二郷の各郷別の販路を、江戸積・他国積に分けて表示したのが、表18である。

ここで天保七年という年は、天保飢饉による大減産規制の実施された年であり、そのため江戸入津樽も二七万六二〇〇樽と例年にない低い数字となっている。その点を考慮したうえで、各郷の比率を比較検討してみよう。

十二郷全体の江戸積・他国積の比率は、七五%対二五%であるが、その内訳を各郷別にみると必ずしも一

第五節 酒造業の発展

表 168 摂泉十二郷における清酒の販路（天保7年(1836)）

郷 名	江戸積高	比 率	他国積高	比 率	合 計	比 率
	樽	%	樽	%	樽	%
今 津	14,170	92.4	1,160	7.6	15,330	100
灘 目	143,700	86.2	23,069	13.8	166,769	100
西 宮	18,370	66.5	9,250	33.5	27,620	100
伊 丹	53,400	95.0	2,810	5.0	56,210	100
池 田	8,470	97.1	250	2.9	8,720	100
大 坂	15,150	21.8	54,210	78.2	69,360	100
伝 法	15,900	99.0	160	1.0	16,060	100
尼 崎	1,120	63.3	650	36.7	1,770	100
北 在	5,920	92.4	490	7.6	6,410	100
合 計	276,200	75.0	92,049	25.0	368,249	100

資料：「御影酒造組合文書」

定せず、かなりの偏差を示している。江戸積比率が十二郷の平均値より低いのは、大坂（二一・八％）を最低とし、ついで尼崎、西宮がこれに続く。また最も高いのは伝法（九九％）で、以下池田、伊丹、今津、北在、灘目の順となっている。同じ十二郷のうちでも、江戸積のみに販路を求めるグループと、江戸積以外の他国積にも重点をおくグループとがあったことがわかる。

そして大坂は江戸積依存度が最も低いということで、その公正な調整者としての地位が重要視され、江戸積摂泉十二郷の触頭をつとめていた。また大坂をはじめ、西宮や尼崎などは商業都市ないし城下町としてかなりの人口を有しており、地元の需要も大きく、また他の諸地域を既得市場としてもっているところでは、江戸積の依存度は相対的に低かったことがわかる。その反対に、今津および灘目は、絶対額においても江戸積依存度がかなり高い地域であったといえよう。

第六節 近世後期の海運

1 菱垣廻船と樽廻船の海運競争

砂糖の洩積と杉
本茂十郎の裁定

酒荷をめぐる菱垣廻船と樽廻船の海運競争のなかでの妥協点は、前述明和七年（一七七〇）とそれを再度確認した安永二年（一七七三）の積荷協定であった（317頁）。しかしその後、積荷仕法は守られず、樽廻船への洩積が続いた。その理由の一つとして、菱垣廻船は老朽化した船舶の修理や補充が十分に行われず、また相次ぐ難破船を補填することもできなかったことがあげられる。そのため樽廻船への洩積に拍車をかける結果ともなり、菱垣廻船は年をおって衰微に向かっていた。

それに加えて七品の両積仕法には規定されていなかった新たな積荷が登場してきた。それが砂糖で、天明六年（一七八六）ごろより、十組問屋のうち薬種問屋に属する一部の砂糖商人が、秘かに樽廻船に洩積するようになった。時あたかも天明期の酒造統制が強化され、江戸積下り酒が大幅に削減された時期だけに、樽廻船の側にとっても酒荷に代わる下積荷物として、砂糖は魅力ある積荷であった。低運賃と迅速性に加えて安性の三拍子そろった樽廻船は、確かに十組問屋仲間内部の緩みと相まって、他の菱垣廻船積荷主をひきつ

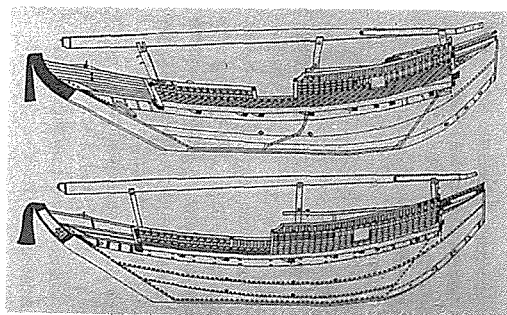


写真 140 菱垣廻船図(上: 19世紀初期・下: 表菱垣)
(石井謙治「江戸海運と舟才船」)

けていったのである。

このような状況のもとで、洩積を行っていた砂糖商人は、文化四年（一八〇七）に、本町組・大伝馬町組の薬種問屋五一軒のうちの砂糖取扱商人一六軒および薬種問屋に属していない一軒を合わせ、新たに砂糖問屋株一七軒をたて、毎年金千両の冥加金を上納したいと町奉行所に出願した。これら一七軒の砂糖問屋は、株立てによって砂糖の江戸積送りを独占しようとい意図したのである。

そこで薬種問屋のうちの他の三五軒と十組問屋は、翌文化五年一七軒の砂糖問屋が樽廻船への洩積をしないように求める訴訟を起こした。この裁定を依頼されたのが当時十組問屋のなかの定飛脚問屋を営んでいた杉本茂十郎であった。

この時杉本が示した裁定案は、(1)一七軒の砂糖問屋に限り冥加金千両を上納して、砂糖を樽廻船に積み入れる特権を認める、(2)残り三五軒の薬種問屋取扱いの荷物はすべて菱垣廻船に積み入れる、(3)砂糖問屋株は一七軒の者のみならず、他の薬種問屋（三五軒）全部にも免許する、の三点で、この案は町奉行所、薬種問屋、十組問屋の三者いずれもが認めるところとなり、砂糖洩積一件の訴訟は首尾よく解決をみたのである。

菱垣廻船積
仲間の結成

砂糖洩積一件の内紛をまとめあげた杉本茂十郎は、その手腕をかわれて、文化五年に江戸十組問屋仲間の頭

取となり、十組問屋仲間の再編強化に乗り出した。まず文化五年二月に布告された菱垣廻船積仲間の結成令を基に、江戸問屋商人を菱垣廻船積仲間に結集することに努め、菱垣廻船に積み合いを約束した荷主には、たとえ十組問屋仲間以外の者であっても、従来の十組問屋仲間の慣例にしたがって、海難によって生ずる海損を分担させることにした。

ついで菱垣廻船それ自体の勢力挽回策としては、第一に船腹の増強を図るため、各問屋が共同出資して古船の修理と新造船の建造を積極的に進め、合わせて一〇〇艘の菱垣廻船を保有すること、第二に十組問屋仲間は一致協力して仲間定法の規約を遵守することの二カ条を十組問屋に提示し、その承諾のもとに実行に着手したのである。

さらに文化六年には杉本の主唱によって、江戸に三橋会所が設立された。この会所設立の目的は、菱垣廻船の復興にあり、これによって当時弱体化しつつあった江戸問屋の流通独占を強化しようとしたのである。そのために、菱垣廻船から入港ごとに一艘銀二〇〇匁の寄付金（入港料）を徴収して積み立てることを提案した。この案では、年間延べ四〇〇艘、その徴収額銀八〇貫目、一〇カ年では金に換算して一万三三三三兩、これを江戸大川筋の永代橋、新大橋、大川橋の三橋の修理費用に充当し、その修理を十組問屋仲間で引き受けると同時に、三橋会所という金融機関を設立するのである。このとき十組問屋仲間は一八組に拡張し、幕府への冥加金は毎年八一五〇兩に達していた。そこで幕府は文化六年六月その半額の四〇七五兩を三橋会所に貸付の形式で預金する特典を与えたのである。

このように三橋会所は、当時における一種の金融機関としての役割をもち、杉本はこの金融力を背景に、

十組問屋仲間の掌握をはかり、もってその再興を意図したのである。しかし文化八年以降には、三橋会所は幕府の米価政策の御用機関と化し、その代償として文化十年五月には江戸中の諸問屋の株数を一九九五人に限定し、新規加入をも禁じた流通独占を、幕府から公認されることになった。

しかし文政二年（一八一九）の「江戸買物独案内」にみえる菱垣廻船問屋別廻船数は五四艘で、これは和七年頃の一〇六艘にくらべるとかなりの減少になっている。

一方西宮・大坂などの樽廻船は、この機に乗じて、菱垣廻船積荷物をも洩積し、菱垣廻船は樽廻船に対抗しきれず、文政八年にはその数わずか二七艘にまで激減し、ここに樽廻船の発展によって全く圧倒されてしまったのである。

文化期の上

江戸間海難状況

寛政期以降において、江戸・上方間の商業とその問屋経営に与えた海難による損失の程度がかなり高かったことは、すでに実証研究によって明らかになっている。表109は天明四年から天保二年（一八三二）にいたる四八年間の菱垣廻船損害額を表示したものである。年平均二〇艘の難破船、荷打・濡痛船があり、その損害額は約二万両に達しており、これがいかに多額のものであったかが想定されよう。また天明四年より享和三年（一八〇三）までの二〇年間の損害額は三〇八艘で三五万九〇八六両であり、これを享和三年の十組仲間加入の問屋軒数三四七軒で割ると、一軒あたり平均の損害額は約一〇三五両にも達することになる。

文化五年に、杉本茂十郎が十組問屋仲間の再編を決意したのも、このような海難状況の続発に対処して、海上輸送の強化をはかることであった。杉本によれば、十組問屋仲間の衰退は「菱垣船衰微に随ひ、船数悉

表 169 菱垣廻船海損被害額

期 間	年数	難破船, 荷打・濡痛船艘	損 害 額 兩分
天明 4 年(1784)～寛政 5 年(1793)	10	181	195, 650. 1
寛政 6 年(1794)～享和 3 年(1803)	10	127	163, 435. 3
文化 1 年(1804)～文化10年(1813)	10	155	148, 303. 3
文化11年(1814)～文政 6 年(1823)	10	343	222, 868. 3
文政 7 年(1824)～文政10年(1827)	4	109	114, 432. 3
文政11年(1828)～天保 2 年(1831)	4	88	94, 343. 2
合 計	48	1, 003	939, 034. 3

資料:「油問屋旧記」(『統海事史料叢書』2)

く相減じ、猶又十組問屋数も相減じ候根元は、海上船手不取締りより事発する」というのである。したがって十組仲間の再建は「船仕法并仲間取締法」をまず確立することであり、それが十組問屋仲間の緊急課題であると考えたのである。

このような上方・江戸間の海難続発の事態は、菱垣廻船のみに限らず、事情は樽廻船についても同様であった。そこで樽廻船関係史料から、文化四年から六年にかけての樽廻船の海難状況をみてみよう。

まず西宮酒造家四井久兵衛が書きとめた日誌の「四井屋久兵衛覚之事」では次のように記載されている。

文化四年十月十三・十八日

両度三州路より豆州迄の間、大風雨烈しく大小船数凡そ九十艘難破船これあり、溺死夥し、その無事なる船下旬到着、水主の咄しに云う、沖近き海上に鷗多く集り居りたる故、漁船網を入れし

に、思ひよらず溺死骸凡そ百四十人余もかかりたるまま、漁人おのおの仰天いたし、早速地頭へ訴え出たるよし、当年は江戸といい、そのほか人々の損じおびただしく、恐れ入り候年柄なりと諸人唱へぬ

文化五年七月二十五日

前夜ヨリ雨天、西北の風烈しく、別て大雨、枝川・武庫川渉し止まる、右同日の事なるよし、紀州熊野

第六節 近世後期の海運

表 170 文化6年(1809)夏の難破船調査

区 分	破 船	荷 打	積 代	金 金
	艘	艘	代	両
菱垣廻船	7	4	45,000	
下り酒問屋	12	10	42,000	
木綿積合廻船	5	3	33,000	
合 計	24	17	120,000	

資料：北島正元編著『江戸商業と伊勢店』

浦王嶋辺より勢州鳥羽浦または遠州辺にいたり大風雨烈しく、樽廻船そのほか大小船々凡そ七十余艘破船に及び、なお乗組の水主・船頭にいたり溺死せしもの多くこれあり、紀州那智山観音堂吹き倒れ、大変混乱せしとぞ

また文化六年の難破船については、灘目の御影村酒造家嘉納治兵衛は、八月二十三日夜の伊豆浦での大時化の模様を、次のように記録している。すなわち豆州子浦湊一七艘難破船、妻良湊一六艘のうち七艘破船、長津呂湊八艘破船、中木湊三、四艘破船、岩打湊五艘破船、相州三崎湊は破船数無数、鎌倉網代湊一二、三艘破船、房州柏崎湊二八艘難破船と列挙し「船数大小共およそ百艘ばかり難破船と申す事に御座候、菱垣も委しく承らず候へども、余程これある様子承り申候」と記して「実に海上荒れ、お互いに心痛仕り候、最早何事もこれなきよう祈り申す事に御座候」としめくくっている。

この文化六年の難破船の状況につき、菱垣・樽両廻船の具体的な損害額をまとめたのが、表170である。十組問屋においても「誠に享保年中以来これなき難船にて、一同難渋仕り候」と嘆いているほどで、実際はこれよりはるかに被害が大きかったと考えられる。

大岡藤二の樽 杉本茂十郎による菱垣廻船新造計画がはかられる一方で、同廻船新造計画

酒運送廻船新造計画案が提示された。

大岡は現状の問題点として、(1)御廻米積船が不足し、寛政元年(一七八九)に

表 171 大岡藤二の新造船計画

年 度	A 新造船計	B 運賃徳用銀 10貫匁 × A	C 運賃徳用銀 割 B × 0.8	D 1 樽につき銀 割 匁 C ÷ 70万 (樽)	E 1 樽につき銀 5 分の掛 匁 0.5匁 - D
1 年目	5 艘	50 貫匁	40 貫匁	0.057 匁	0.443 匁
2 年目	10	100	80	0.114	0.386
3 年目	15	150	120	0.171	0.329
4 年目	20	200	160	0.228	0.272
5 年目	25	250	200	0.285	0.215
6 年目	30	300	240	0.342	0.158
7 年目	35	350	280	0.4	0.1
8 年目	40	400	320	0.457	0.043
9 年目	45	450	360	0.514	-0.014
10年目	50	500	400	0.571	-0.071

資料：「白嘉納家文書」

はその船積仕法も従来の請負方式から直雇方式にかわり、この雇船として大坂から兵庫津までの灘目浦々の樽廻船が多数指定されてきたが、これによって船主は過分の損失を被っている、(2)とくに最近の文化四年から六年までの三年に、天災や悪天候のため海上での海難事故が続発し、樽廻船だけでも七〇艘ばかりが破船して、廻船数の減少が著しくなっている、(3)廻船の減少は単に酒荷の運送に差し支えるだけでなく、海上輸送に要する日数も長くなることになり、とくに酒荷の場合迅速性が要求されているだけに影響が大きい、(4)廻船が不足すると、老朽船まで利用するようになり、それがまた難破を誘発するといった悪循環を生みだし、とくに船の遅滞によって生ずる酒荷不足から締め売りなどの違法行為も行われている、という四点をあげ、摂泉十二郷仲間内部で樽廻船を新造して廻船不足の危機を

乗り切ろうというのである。
そして廻船建造計画の「仕様書」として、(1)江戸入津樽数を一カ年七〇万樽とする、(2)入津樽一樽につき銀五分の掛銀を徴収すると一カ年銀三五〇貫目となる、(3)樽廻船(千石船)一艘の建造費を銀七〇貫目とすれ

ば一カ年に五艘ずつ一〇カ年では実に五〇艘もの千石積廻船が新たに建造できる、(4)廻船一艘からの運賃徳用銀(収入)を銀一〇貫目とし、そのうち八割は酒造家に割り戻す(運賃徳用割戻銀)、という要項をまとめている(表Ⅲ)。

すなわち新造計画案とは、このようにして酒造家から一〇カ年の間に一樽につき銀五分の掛銀(実際は割戻銀を差し引いた額)を徴収し、しかも九年目からは出銀は不要で、徳用銀が酒造家のもとへ配分され、これを「永続の家督」として蓄積してゆくことができるというのである。

この大岡の計画案については、文化七年に上灘・下灘・兵庫・尼崎・大坂三郷・堺の酒造仲間は連署して反対を表明した。それはあくまでも大岡藤二の個人的提案であり、何ら幕府の公的保証もないものとして一蹴されたのである。そして酒造仲間としては、灘目酒造家を主体に酒荷輸送体制の強化をはかった。それは一方で酒造家自身で出資ないし廻船加入の形で樽廻船の船数を増すことであり、他方酒荷の流通機構そのものに荷主でもある船主としての主体性を貫徹させることであった。

紀伊三カ浦廻船と樽廻船

文化・文政期の積荷競争のなかで、菱垣廻船積仲間にとって最も衝撃的なのは、樽廻船への洩積による下積荷物の不足という事態であった。前述のように砂糖の樽廻船積を菱垣廻船側で認めたことで、菱垣廻船の下積荷物の不足はいよいよ深刻となった。それは砂糖に限らず、水油などについても同じであった。

菱垣廻船にとっては、積荷の確保と同時に、廻船の補強もまた緊急課題であり、その一策として採りあげられたのが、樽廻船仲間に加入している日高・比井・富田の紀伊三カ浦の廻船を、なんとか菱垣廻船仲間へ

加入させようという計画である。それが文化十二年の「砂糖・水油類積方一件」である。これは杉本茂十郎と姻戚関係にあった紀州藩用達豊田庄兵衛を仲介にして進められた。

そもそも樽廻船と前記紀伊三カ浦の廻船との結びつきは古く、享保十五年（一七三〇）に樽廻船が菱垣廻船より分離独立し得たのも、伝法、西宮、今津、灘目の広汎な船持層の存在とともに、紀州廻船を樽廻船に引き入れた点も大きかった。そして寛政五年には、すでに伝法、御影、日高、比井の四カ浦廻船中がそれぞれ樽廻船仲間を形成していた。日高組樽廻船四八艘（うち富田組一五艘をふくむ）、比井組樽廻船三六艘、計八四艘の紀州廻船が樽廻船に所属し、これに伝法組、御影組樽廻船を合わせ、おそらく当時の稼働樽廻船は一二〇艘であったと推定される。しかもこれらの樽廻船は、いずれも千石積の大型廻船であった。樽廻船仲間のなかでも特に日高・比井両組廻船がその有力メンバーを構成していたことがわかる。

文化十二年の一件は、十組問屋が菱垣廻船積仲間を結成したのを契機に、日高・比井組樽廻船を強引に大坂菱垣廻船問屋の差配下におき、従来は樽廻船積であった水油・砂糖類を菱垣一方積とすると申し出たところより起こった。

これに対し紀伊の日高・比井廻船中は、「近年酒荷物不景気につき、一同難渋している折柄、右荷物菱垣一方積になつては、いよいよもつて廻船相続出来難く、水主共必至と困窮仕り候」として、一応これを辞退している。

菱垣廻船の方では、これに納得せず、紀州廻船数の実数を調査したうえで、その一部廻船を菱垣廻船に加入させ、荷物は菱垣一方積として大坂菱垣廻船問屋の差配を受けるようにと再度要請した。

これに対し、日高・比井両組廻船中は辞退の旨を回答したのであるが、その理由は次の二点にあった。一つは紀州廻船は廻船建造のとき灘酒造家より廻船加入を通して出資を受けているので、樽廻船仕建をやめればこれまでのように酒造家よりの資金援助が受けられなくなることで、二つは菱垣廻船にくらべて、樽廻船の船員は優秀であり、かつ菱垣廻船の積荷方法では、胴の間に荷物を高く積み上げるため難破船になりやすく、樽廻船の方が廻船渡世上からも有利であるという点である。「私共廻船之義、江戸・大坂両所の（樽廻船）問屋共とは、代々水魚の如く仕り候て、相互に渡世を営み来り候」として、日高・比井両組の廻船中は、水油・砂糖類の積荷を従来どおりの樽廻船一方積とすることを強く要望した。かくして十組問屋側からする紀州廻船への働きかけも、この段階ではまだ成功しないまま、樽廻船にとって事態は有利に展開していった。

紀州廻船の菱垣

廻船への加入

菱垣廻船の船数が二七艘にまで激減した文政八年に、菱垣廻船は最大のピンチに遭遇し、廻船への加入。その起死回生策として、十組大行事・総行事、それに十組極印元は、江戸町奉行に次の案を申し出た。(1)紀州藩の廻船三〇艘を借り受ける、(2)その他の傭船および新造船合わせて二八艘を調達する、(3)さらに必要なときには、尾張・伊勢の廻船も借り受けるという案で、將軍の威信を借りて紀州藩へ働きかけ、それによって菱垣廻船の再建をはかろうとしたのである。

この紀州藩の廻船を借り受けるということは、つまり従来樽廻船仕建としてきた藩領下の日高・比井両浦の廻船を菱垣廻船として調達するということである。具体的には日高組廻船中大行事の蘭喜太夫家の「大廻船御用留」のなかで、文政十二年に日高廻船を二艘に限り菱垣廻船へ貸し渡している旨が記載されている。

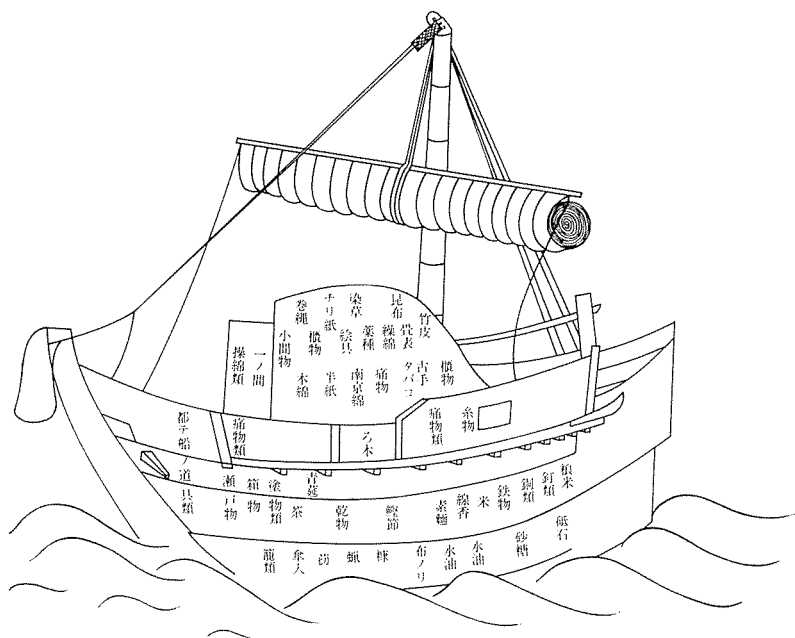


図 46 菱垣廻船の積荷位置図（原図「油問屋旧記」）

その貸し渡し条件として、(1)菱垣廻船は荷物を高く積み上げるので、船の造り方も若干樽廻船とは異なっている、したがって積石数の割には積荷が少なくなるので、一割の増石をして運賃銀を定める、(2)その運賃は積石数千石につき銀一二貫目の割合で、このうち六歩（六割）を大坂表で船頭が受け取る、(3)荷請払いの節は、菱垣方上り支配人が乗り組み積荷の世話をする、(4)菱垣廻船では一の間にも積荷しているが、樽廻船の場合には一の間にも積荷しない、という四点が確認されている。このことによって船主が不利にならないように配慮していることがうかがえる。

天保四年の
両積規定
菱垣廻船と樽廻船の角逐
のなかで、幕府は菱垣廻

船側の要請を再度審議し、天保四年十二月にいたり、江戸町奉行榊原主計頭忠之の名をもって、次の条件をつけてこれを許可した。

(1) 安永二年の両積規定による米・糠・藍玉・灘目素麵・酢・醬油・阿波蠟燭の七品は、従来どおり菱垣・樽両廻船積とする。

(2) 鰹節・塩干肴・乾物も両積とするが、主として菱垣廻船へ積み入れる、但し幕府御用砂糖一〇万斤に限り両積とする。

(3) それ以外の荷物はすべて菱垣一方積とする。

(4) 以上の両積荷物は、以後大坂より送り状を樽廻船問屋と菱垣廻船問屋の両方に送付し、着船の際は菱垣廻船問屋において一応取り調べ、その後でこれを樽廻船問屋に引き渡す。

こうして幕府の許可という公的強制力の行使によって、日高・比井両浦廻船は菱垣廻船として仕建てられるように変わっていった。この条件にしても、安永七品の両積荷物の枠が一層広げられたとはいえ、菱垣廻船一方積が幕府の権力を背景に維持されるということである。長い間の樽廻船と菱垣廻船の角逐の歴史のなかで、菱垣廻船側はついに幕府権力をもって紀州廻船の強制加入を実現し得たのである。

確かにこのことによって菱垣廻船は一時勢力を取り戻したものの、現実にはむしろ両積荷物が増えたことにより、かえって菱垣一方積の強制力は弱くなっていった。例えば両積を認められた砂糖のごときは、ますます樽廻船積となり、再び菱垣廻船は衰退の一途をたどるようになった。

天保五年六月の干鰯魚・粕魚油問屋中の記録のなかで、「紀州様御領分廻船のうち、是迄樽仲間に罷りあ

り候ところ、此度菱垣備船に相成り、荷物積み下し候」と述べ、それまでは比井浦廻船の登り荷物に干鯛などを積み込んでいたのが、「今度樽舟より菱垣積に相廻り候事故、右登り荷物積方の義相極め申さず、彼は混雜いたし罷りあり候」と紀州廻船仕建にとまなう積荷の混乱を訴えている。

そして菱垣廻船仕建となった日高・比井両浦廻船は、以後幕末にかけて廻船業そのものから多く脱落し、後述(187頁)のように、幕末の樽廻船の船主は、圧倒的に十二郷酒造仲間の荷主である酒造家、とくに灘目酒造家によって占められていった事情を考えると、紀州廻船の菱垣廻船への強制加入は、日高・比井両浦廻船の没落の原因をつくりだしたにすぎなかったのである。

2 日本海海運と兵庫津

北前船 菱垣廻船や樽廻船が、当時日本の最も主要な航路である江戸・上方間を航行した賃積船の典型

定義 であったのに対し、北前船は西廻り航路を経由して大坂・北海道間の日本海を航行した買積船

の典型であったといえよう。

この北前船については、その語源をめぐって、古くは「北へ進む船」とか「北廻り船」に由来するといった説(これは単に言葉の『あや』にしかすぎない)から、主な積荷が米であるところより「北米船」のなまったものといった説や、「北国・松前」の略であるといった定義(本来西廻り航路が御城米・廻米などの領主米の輸送から始まったことを考えれば関連がなくもない)まであり、以前から一定していない。

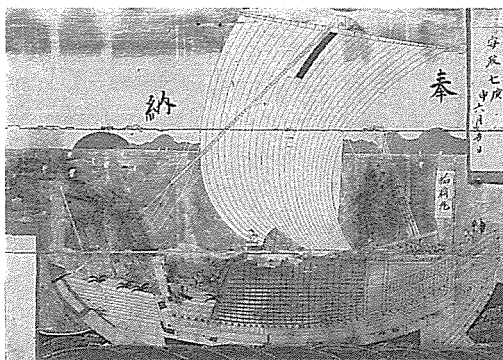


写真 141 北前船絵馬

万延元年（一八六〇）の「廻船法則」には「江戸ヨリ東前船運賃之定メ」として、銚子・岩城・仙台・南部・津軽・秋田の各地の港より江戸への登せ運賃を記しており、ここでの「東前船」とは、太平洋沿岸の東廻り航路に就航していた廻船をさしている。

一方、備前下津井に残る「他国行願留書」をみると、例えば貞享二年（一六八五）三月六日に、「北前行願書」と記されているところがあり、塩飽廻船に水主として雇われて越中国へ赴くことを願いでいる。「東前」が江戸からみて太平洋岸を北上することを指していたのに対し、この場合の「北前」とは瀬戸内からみて、日本海沿岸へ北上することを意味していたといえることができる。

また、北前というのは、上方ないし瀬戸内での呼称で、肝心の日本海沿岸の東北・北陸地方では、北前船とはいわず、そうした廻船は直接船型を示す「べざい」とか「弁才船」「渡海船」「売船」「どんぐり船」と称していることである。とくに日本海沿岸で千石船の商船・荷船のことを弁才船とっているのは、近世前期の日本海には独自のローカル船である北国船・はがせ船などがあり、そうした廻船と区別する意味で、殊更に船型を示す弁才船と称しているのである。そしてこの弁才船は、当初瀬戸内で開発された帆走専用の商船であり、前述の北国船やはがせ船がなお漕ぐ要素をもっていたのに対し、帆走を主力にして極力省力化されている点に特徴があった。

こうした船型考証も考慮にいれて、北前船を定義すると、北海道、東北地方から、日本海沿岸を通る西廻り航路を経由して瀬戸内海（または九州）へ入ってきた船のことであるといえよう。また北前船という語が瀬戸内から上方方面で一般化するのには、幕末から明治二、三十年代にかけてのことであったと思われる。すなわち近世初期から一般に方向（航路）を示す言葉として使われていた「北前」が、近世中期から明治にかけて、北海道との交易が盛んになってくるにつれ、瀬戸内の諸港で北前船と呼ばれるようになっていったと考えられる。したがって北前船というのは、むしろ大坂・兵庫から下関を経由して松前を往来した買積船をさし、上り荷としては主に北海道産の鯨粕・胴鯨・身欠鯨・白子・昆布などの海産物を、下り荷としては大坂・兵庫からは主に古着・木綿類を、瀬戸内では塩、敦賀では蕨、新潟・山形では米・酒などを積み入れて、北海道を往来した船と定義することができる。船型は一枚帆の大和型構造船（弁才船）から明治に入ってから西洋型帆船までをふくめることができる。兵庫はこうした北前船の出入りする港町として、特に近世中期から幕末にかけて発展していったのである。

兵庫津において、寄港する諸国廻船がもたらす各種の積荷を引き請けて、その売買に直接たずさわったのが北風家など一〇〇軒前後の諸問屋（諸荷物問屋）である。もちろん兵庫にも北前船を運航する船主がいた。

石見浜田の客船帳 そこでまずこの兵庫津を船籍地とする兵庫廻船の動向をみるために、石見浜田外浦の廻船にみる兵庫廻船 船問屋である清水家所蔵の『諸国御客船帳』から整理したのが表172である。一般に客船

帳とは、廻船問屋のもとに入港してきた廻船を書きとめた一種の船名録で、廻船問屋にとっての得意先御客名簿である。ここで客船とはあくまで当該港の廻船問屋からみた場合の入港船のことで、問船（とふね）とか宿船（たどび）旅

第六節 近世後期の海運

表 172 清水屋「客船帳」の兵庫廻船一覧

(1)

船 名	船 主	沖 船 頭	備 考
灘勝丸	筆屋五兵衛	善八	明和 3. 8. 1 登り入津(寸甫, 米)
灘福丸	〃	定右衛門	明和 4. 9. 25 越後登り入津
番神丸	〃	伊左衛門・藤吉	安永 9. 5. 2 越後登り入津(米)
灘吉丸	〃	源七・弥七	天明 8. 10. 18 入津
祇園丸	御影屋平兵衛	平六・善七	文政 6. 3. 30 加賀登り入津
連日丸	〃	長兵衛	同 6. 7. 25 庄内登り入津
八幡丸	〃	徳兵衛・松右衛門	明和 6. 5. 24 庄内登り入津
春日丸	〃	松右衛門	安永 7. 4. 6 下り入津
住吉丸	〃	清藏・松右衛門	明和 7. 6. 28 庄内登り入津
住久丸	〃	松右衛門・久治郎	安永 6. 3. 24 下り入津
明福丸	御影屋松右衛門	伊八	同 8. 9. 1 越後登り入津
明神丸	北国屋権左衛門	林助	安永 8. 5. 7 津輕登り入津
生田丸	瓜屋忠兵衛	千藏	寛政 4. 3. 24 下り入津
忠吉丸	瓜屋忠七	八藏・太助	弘化 3. 7. 6 下り入津
明神丸	〃	伝吉	弘化 4. 7. 9 南部登り入津
日吉丸	八幡林八郎右衛門	平野屋幸右衛門	安永 2. 8. 1 越後登り入津
治幸丸	備前屋治郎兵衛	千嘉三・郎	明和 8. 11. 27 米子下り入津
治水丸	〃	平兵衛	天明 3. 3. 1 能代下り入津
住吉丸	〃	源七・嘉作	同 3. 10. 5 秋田登り入津
治照丸	〃	重三郎	寛政 4. 4. 27 入津 同 8. 2. 26 下り入津
明神丸	坂本屋甚右衛門	甚五郎	寛政 5. 7. 7 下り入津
仏丸	長浜屋	佐兵衛	安永 6. 3. 24 入津
天神丸	〃	清十郎	安永 6. 5. 29 登り入津
時吉丸	京屋善兵衛	甚六	寛政 10. 5. 12 秋田下り入津(綿, 半紙)
富吉丸	〃	由藏	享和 1. 3. 28 加賀登り入津
友吉丸	〃	由兵衛	享和 1. 6. 30 秋田登り入津
幾吉丸	〃	久五郎・久太夫	享和 2. 4. 21 松前登り入津
重宝丸	泉(和泉)屋	嘉藏	同 3. 10. 30 松前登り入津(昆布)
辰吉丸	〃	喜兵衛	寛政 5. 3. 18 下り入津
辰悦丸	〃	嘉兵衛	寛政 5. 7. 7 下り入津(半紙)
瑞穂丸	高田屋嘉兵衛	吟藏	寛政 10. 1. 4 因幡登り入津(種粕)
			寛政 13. 3. 11 下り入津

表 172 清水屋「客船帳」の兵庫廻船一覧

(2)

船 名	船 主	沖 船 頭	備 考
寧 濟 丸	高 田 屋 嘉 兵 衛	久 太 右 衛 門	寛政13. 4. 3 下り入津 享和 3. 2. 18 下り入津(酒)
辰 運 丸	〃	嘉 四 郎	享和 2. 2. 28 下り入津
昌 徳 丸	〃	彦 四 郎・ 栄 藏	享和 2. 9. 19 松前登り入津(扱学) 文化 2. 閏8. 19 登り入津
貞 宝 丸	〃	嘉 藏	文化 1. 9. 17 松前登り入津(扱学)
歛 厚 丸	〃	嘉 四 郎	文化 2. 3. 15 下り入津(酒)
安 泰 丸	〃	茂 兵 衛	文化 2. 閏8. 19 蝦夷地登り入津
安 焉 丸	〃	久 兵 衛	文化 3. 3. 28 下り入津
龍 徳 丸	〃	兵 九 郎	文化 4. 3. 21 松前下り入津
辰 久 丸	〃	五 郎 兵 衛	文化 4. 3. 7 下り入津
栄 久 丸	〃	佐 吉	文化 5. 2. 26 松前下り入津(白〆粕・半紙)
辰 繁 丸	〃	幸 治 郎	文化 5. 8. 3 松前登り入津
寅 成 丸	〃	惣 兵 衛	文化 6. 5. 7 松前登り入津
全 昌 丸	〃	弥 兵 衛	文化 7. 2. 11 下り入津
観 世 丸	〃	藤 吉	文化 7. 5. 18 松前登り入津
大 吉 丸	〃	平 兵 衛	文化10. 3. 23 松前下り入津
正 直 丸	〃	伝 兵 衛	文政 3. 3. 28 松前下り入津
浮 木 丸	〃	惣 吉	文政 5. 3. 7 松前下り入津
重 宝 丸	〃	喜 左 衛 門	文政 8. 3. 28 松前下り入津
正 寿 丸	綿 屋	兵 吉	寛政 9. 7. 3 庄内登り入津
正 徳 丸	〃	金 兵 衛	享和 3. 2. 20 長浜下り入津
栄 久 丸	綿 屋 太 兵 衛	弥 市 郎	文化 5. 3. 6 下り入津(干鰯) 同 5. 4. 18 下り入津(塩、鰯節)
寿 徳 丸	〃	嘉 重 郎	文化 5. 5. 16 因幡下り入津
住 栄 丸	〃	八 右 衛 門	文化 8. 6. 22 能代登り入津
春 日 丸	〃	三 八	文政 3. 5. 13 越後登り入津
春 日 丸	岩 間 屋	藤 次 郎	文化 1. 7. 9 松前登り入津
住 吉 丸	〃	源 五 郎	文化 2. 4. 13 加賀登り入津
正 吉 丸	日 向 屋 善 右 衛 門	久 五 郎・ 常 六	文化 1. 4. 22 松前下り入津 同 1. 8. 2 登り入津(昆布、数の子、平子干鰯) 同 3. 8. 17 松前登り入津
正 富 丸	〃	久 五 郎	文化 9. 6. 11 下り入津
妙 栄 丸	〃	直 八	文化 9. 8. 5 下り入津
天 赦 丸	〃	万 吉	明治11. 9. 18 松前登り入津
春 日 丸	柴 屋 長 太 夫	為 右 衛 門	文化 2. 8. 17 松前登り入津 <20人乗>
住 吉 丸	〃	金 兵 衛	
幸 徳 丸	〃	伝 吉	
祥 瑞 丸	〃	金 兵 衛	文化14. 8. 19 松前登り入津 <16人乗>

第六節 近世後期の海運

(3)

船名	船主	沖船頭	備考
金現丸	柴屋伊左衛門	源六・庄助	文化8. 4. 29 越後登り入津 同9. 6. 3 越後登り入津(米, 生蠟, 半紙)
栄久丸	雑子屋仁右衛門	徳三郎	文化4. 3. 25 下り入津
正宝丸	佐野屋	平左衛門	文政2. 7. 20 庄内登り入津
戎丸	升屋	五郎吉	文政13. 4. 23 下り入津(太白, 肥後茶)
大神丸	北屋伊兵衛	三五郎	天保6. 6. 16 登り入津
福栄丸	米屋利兵衛	豊蔵	天保13. 5. 8 下り入津 (黒砂糖, 塩, 生姜, 平子干鰯, わかな)
福吉丸	〃	熊蔵	天保13. 5. 8 約束
福聚丸	〃	辰蔵	天保13. 5. 8 約束
甲子丸	山路屋	弥三郎	天保13. 9. 21 下り入津
観世丸	柏屋茂八	善蔵	天保15. 5. 13 松前下り入津
宝栄丸	中村屋源助	三右衛門	弘化2. 5. 16 箱館登り入津
大栄丸	中村屋伊左衛門	三右衛門	弘化4. 2. 16 下り入津
宝栄丸	中村屋市兵衛	武兵衛	嘉永6. 4. 4 下り入津
八幡丸	柴屋作兵衛	武吉・ 由兵衛	嘉永2. 4. 22 箱館登り入津 同7. 8. 26 松前登り入津
大黒丸	〃	又吉	嘉永2. 7. 28 松前登り入津
蛭子丸	〃	権三郎	安政3. 2. 25 下り入津
伊徳丸	〃	権三郎	安政5. 8. 13 本庄登り入津
三社丸	松屋五郎左衛門	利三郎	弘化4. 5. 6 越後登り入津
徳勢丸	小泉屋重助	源太郎	安政2. 7. 27 松前登り入津
星徳丸	和布屋利右衛門	伝吉	嘉永2. 4. 18 入津
万歳丸	あわじや	十兵衛	明治2. 5. 6 長門阿川にて約束
弁天丸	和田卯八郎		明治6. 6. 3 下り入津
明福丸	喜多仁平	助蔵	明治12. 7. 18 松前登り入津
◎航福丸	川西善右衛門	吉原辰蔵	明治14. 10. 18 松前登り入津
迅通丸	柏屋	西村伝蔵	明治18. 6. 19 登り入津
栄徳丸	泉田文兵衛	白谷政吉	明治19. 10. 11 松前登り入津(扱学)

(注) 清水屋は石見浜田外浦の廻船問屋。◎は西洋形帆船。

資料: 柚木学編『諸国御客船帳』

船ともいい、慣行的に一度入港して来た客船は、その問屋の客船帳に登録されることによって固定され、他の廻船問屋へ移ることは堅く禁じられていて、問屋経営の営業権として確認されていた。もし勝手に他の廻船問屋へ移るようなことがあれば、従来の廻船問屋との間に摩擦を生じたが、それは論船と呼ばれた。また客船については、船印・帆印をはじめ、船名・船籍地・船主・沖船頭・入港および出港年月日や積荷、それに登り・下りの別なども記載された。もちろんこれらすべてが必ず記載されなければならないわけではなかったが、浜田外浦の清水家の客船帳は、比較的これらの記載事項がきちんと整理されている点で、史料的价值が大きいのである。ただ史料の性質上、初めて入港して来た廻船のみを書きあげているので、必ずしも入港ごとに記録されていないことに注意する必要がある。

さて表17をみると、明和三年（一七六六）～明治十九年（一八八六）までのうちでは、明和～文政期に集中しており、御影屋、高田屋、筆屋、瓜屋、岩間屋、日向屋などの廻船の名前がみえる。

高田屋嘉兵衛 ここで再度高田屋嘉兵衛について触れておこう。嘉兵衛が辰悦丸を建造し、いわゆる当時と兵庫・箱館 の北前船主として兵庫で独立した年は普通寛政八年（一七九六）とされている。しかしこ

で表17に示した客船名簿では、辰悦丸が清水屋の客船（宿船）として浜田へ入港したのは寛政十年一月四日、因幡登りのときであるが、その船主はまだ和泉屋で、嘉兵衛はその沖船頭として記載されている。

そしてこの客船帳でみる限り、高田屋が船主として出てくるのは、寛政十三年の瑞穂丸以後である（表17）。寛政八年に和泉屋所有の辰栄丸沖船頭として箱館に乗り出した嘉兵衛は、寛政十年に箱館に支店を開設して蝦夷地・上方間の商業取引に経営主力を移すとともに、同十一年には東蝦夷地の上知など、ロシアの進出に

第六節 近世後期の海運

表 173 清水屋「客船帳」の高田屋手船

船 名	沖 船 頭	備 考
瑞穂丸	吟 藏	寛政13. 3. 11 下り入津
寧濟丸	久 助 太右衛門	寛政13. 4. 3 下り入津 享和 3. 2. 18下り入津, 酒売り
辰運丸	嘉 四 郎	享和 2. 2. 28 下り入津
昌徳丸	彦 四 郎 栄 藏 嘉 七	享和 2. 9. 19 松前登り入津, 旦那嘉兵衛様御乗登り, 扱 亭14丸買 文化2. 閏8. 19登り入津 同 7. 2. 11下り入津
貞宝丸	嘉 三 藏 善 郎 豊 蔵 吉右衛門	文化 1. 9. 17 松前登り入津, 扱亭買 21日出帆
歆厚丸	嘉 四 郎	文化 2. 3. 15 下り入津, 酒売り
安泰丸	茂 兵 衛	文化2. 閏8. 19 蝦夷地登り入津
安焉丸	久 兵 衛	文化 3. 3. 28 下り入津
龍徳丸	兵 九 郎	文化 4. 3. 21 松前下り入津
辰久丸	五郎兵衛 藤 吉 助 清 助	文化 4. 3. 7 下り入津 同 7. 2. 11下り入津
栄久丸	佐 吉	文化 5. 2. 26 松前下り入津 29日出戻り, 白メ粕11挺売 り, 半紙買 3月16日出帆
辰繁丸	幸 治 郎	文化 5. 8. 3 松前登り入津
寅成丸	惣 兵 衛	文化 6. 5. 7 松前登り入津
全昌丸	弥 兵 衛	文化 7. 2. 11 下り入津 13日出帆
観世丸	藤 吉	文化 7. 5. 18 松前登り入津
大吉丸	平 兵 衛	文化10. 3. 23 松前下り入津
正直丸	伝 兵 衛	文政 3. 3. 28 松前下り入津
浮木丸	惣 吉	文政 5. 3. 7 松前下り入津 10日出帆
重宝丸	喜左衛門 喜 兵 衛	文政 8. 3. 28 松前下り入津

資料：柚木学編『諸国御客船帳』

対応し始めた幕府の蝦夷地政策に関与し、その物資輸送の大役を担うことによって、以後高田屋の廻船経営を飛躍的に発展させる契機をつかむことができた。

翌十二年春択捉島官物輸送を命ぜられると、箱館にいた嘉兵衛は手船辰悦丸に、特に怒濤に耐える装備を工夫し、図合船（運送船、一〇〇石積以下）および鯨船四艘を調達してその任に当たり、択捉島に渡って一七カ所の漁場開拓に従事している。この年の十二月、幕府から官船五艘の建造を命ぜられた嘉兵衛が提出した上申書の末尾には、「撰州兵庫 辰悦丸直乗船頭 高田屋嘉兵衛」と署名している。「直乗船頭」とは船主であり、かつ沖船頭であることを表しており、辰悦丸が高田屋の手船であることが確認できる史料で、これらを考慮して考えると、辰悦丸の建造による高田屋独立の年は、通説の寛政七年ないし八年説では早すぎ、少なくとも寛政十一年ないし十二年であったということができる。

翌享和元年（一八〇二）十月には蝦夷地御用定雇船頭（二人扶持、苗字帯刀御免）となり、同二年にはさらに手船三艘が択捉定雇船となり、官船と定雇船を一手に掌握した。前掲表17によれば、浜田清水屋への高田屋入港船が多くなるのは享和二年から文化七年（一八一〇）にかけてであり、そのいずれもが「松前登り入津」、「松前下り入津」とあって、盛んに松前への往復を繰り返している様子がうかがえる。上方で酒・塩・木綿を、酒田で米穀を買い入れて箱館に運んで売却し、帰途には箱館で鯨・昆布・魚肥を仕入れて上方で販売するという北前船であろう。

やがて嘉兵衛は本店を箱館大町に、支店を兵庫西出町、大坂助右衛門橋西笹町、江戸八丁堀に設けて、商権を伸張していった。しかし文化九年八月嘉兵衛は、ゴロウニンの安否確認のため国後島にやってきたディ

アナ号艦長リコルドにより、拿捕されてカムチャツカに連行された。結果的には兩人ともに釈放され、紛争は平和的に解決されて、それに尽力したことで日露両国からその力量が高く評価されている。今もなお高田屋嘉兵衛は函館の人びとには蝦夷地開発の先駆者として親しまれている。

北風荘右衛門 北風荘右衛門も北海道、日本海沿岸諸港の廻船・商品流通に深くかわりあいをもっていた兵庫津の諸問屋である。荘右衛門は当初廻船を所有して自ら船主となり、廻船経営に乗り出していった。その時期、手船の沖船頭には北陸地方、特に越中・能登出身の船頭・水主を雇い入れていた。

次の往来手形(図47)は文政四年(一八二二)北風家所有の廻船のものである。この廻船は一七端帆、七人乗りということとで五〇〇石積の廻船であろうか。この北風の廻船の沖船頭として、越中国射水郡三日曾根村の綿屋彦九郎(船頭名彦次郎)が雇い入れられている。この綿屋はのち越中新湊にあって宮林彦九郎として、幕

往 来

一拾七端帆壹艘

北風沖船頭

彦次郎

水主六人

右乗組の者、宗旨万事懺成者ニ御座候間、津々浦々無相違通船被仰付可被下候、

以上

文政四年巳正月

摂州兵庫加治町

北風荘右衛門

津々浦々御番所

図 47 往 来 手 形

末期から明治期にかけて越中を代表する北前船主に成長している。このほか、能登阿部屋出身の小酒屋権三郎も北風の沖船頭を勤めた一人で、明治期には能登における有力な北前船主となっている。北風の手船の沖船頭を勤めることによって、それが後年北前船主として自立してゆく支えとなったのであろう。

しかし北風の経営は天保期以降はむしろ北前船による北海道産物の一手さばきに徹し、北前船主と深く接触していった。北前船主は近世後期、北陸地方の加賀・越前・橋立(石川県加賀市)、

覚

一、銀五拾七貫貳百拾七匁九分三厘

但し鰾粕五百拾七本売代銀

御産物会所より御渡相成候分

又老^ベ百四拾四匁三分六厘 四ヶ月利足

^ベ五拾八貫三百六拾貳匁貳分九厘

金相場来ル正月晦日定

右は来西正月晦日限延渡之約定也、期日此手

形を以相渡可申候、為其預り手形依而如件、

万延元年申九月廿六日

北風荘右衛門

大家七三郎殿

御代七兵衛殿

図 48 北風荘右衛門鰾粕代預り手形

越中放生津（富山県新湊市）などから有力船主が輩出してく
るが、北風はそれをバックアップし、恒常的な取引関係を
結んで、そこに生ずる販売者としての船主すなわち荷主と、
購買者としての問屋商人との間の信用関係を通して商権を
拡大していったのである。

上の図48は加賀瀬越浦の大家七三郎の北前船からの積荷
の売買を示すものである。

これは大家と北風との取引を示す一端にしかすぎないが、
万延元年九月に、大家七三郎（代七兵衛）が北海道よりの鰾
粕五一七本を銀五七貫二一七匁余で兵庫の問屋北風荘右衛
門へ売却した代金を、翌年一月末日の金相場で支払う旨を明記した預り手形である。四カ月の延払いのため
に利息をつけて支払うことを約束しているが、こうした延払い、預り手形の発行は、北風と大家との間にす
でに恒常的な取引信用が確立していたことを示している証左であろう。大家七兵衛は同じ加賀の瀬越浦海
仁三郎と並んで、明治中期には北前船主のなかでも代表的存在となっている。

また同じ加賀の橋立浦には久保彦兵衛と西出孫左衛門の二人が代表的な北前船主として成長していったが、
そのうち西出は特に北風荘右衛門の顧客であり、西出の手船はすべて北風にとつての客船であった。いま明
治三年四月に、西出孫次郎（九代孫左衛門）の作成した「由緒帳^{ひかえ}扣」によると、安政三年（一八五六）の資産状

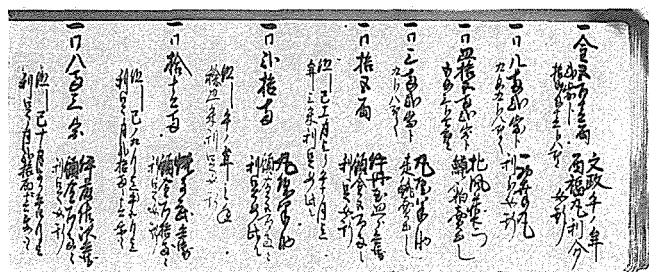


写真 142 加賀国橋立西出家「歳々惣金勘定帳」(部分)

況は、九百石船(船頭孫次郎)、七百五十石船(船頭庄八)、五百石船(船頭清七)、四百石船(船頭久藏)、五百石船(船頭惣七)の五艘の廻船を所有し、現金約六〇〇兩と、金一二〇二兩二分余の売掛金の未収金があったことがわかる。そしてこの未収金は廻船問屋への積荷の売掛金で、内訳は堺の酢屋利兵衛、敦賀の丸屋半助に、兵庫の北風荘右衛門の三軒をあげている。西出所有の北前船にとって、北風はその積荷売買を託せる主要な廻船問屋であった。

また西出家には天保四年(一八三三)一月七日付の「歳々惣金勘定帳」と称する大福帳が残されている。標記に天保四年とあるが、内実は文政三年からの勘定を書き記し、明治二十五年まで七三年間にわたる西出家の年々の収入・支出・差引残高を記録したものである。このなかに個別取引として北風荘右衛門との記事を各年度ごとに見出すことができる。

一金四拾五兩と銀十一匁七分三厘

北風荘右衛門

米千石売出利分斯くの如し

一々百四拾壹兩と銀四匁四分壹厘

伊丹屋四郎兵衛・北風荘右衛門

鯔粕・三ツ石昆布 右同断

一々四拾五兩貳分と銀五匁三分七厘

北風荘右衛門

鯔粕売出し利分 高斯くの如し

主要な取引商品は北海道産とみられる鯨バク・鯨バク・昆布のほか、米などであるが、米の場合は「孫左衛門様思召なされ候て、卯（天保二年）四月廿二日兵庫表にてお買入れなれ候ところ、未だ売払い申さず候えば、見当損分に相見え、此所へ出し」などとあり、売買もしていたことをうかがわせる。

また北風との取引は預り手形をもって、一年あとに決済していたようで、「四拾貳両貳歩と銀七匁五分

北風荘右衛門 辰年鯨バク柏延売代金両替違いバク高斯くの如し」などとあり、北前船主西出家と北風との取引信用関係を示している。

江差岸田家と

兵庫北風家

北風家が特に北海道の間屋・船主と直接結びついて取引のあったのが、江差の岸田三右衛門である。岸田家は能登正院村（石川県珠洲市）出身といわれ、江差商人のなかにあって「草分け」的な旧家である。同家が北前船経営に本格的に乗り出すのは寛政期とみられ、同地の関川与左衛門と並んで、江差北前船経営者の創始者と目されている。

関川家が廻船問屋として成長したのに対し、岸田家は荷受問屋（消費地問屋）・御商として米穀酒類・呉服・太物・漁具・薬種・雑貨を取り扱い、さらに海産物商・金融業（仕込親方）として江差周辺の上ノ国から熊石にいたる前浜漁家に対する融資を通し、干場・船溜の利権を掌握していった。その一方で、廻船を所有し、北前船主として幅広い営利活動を行っていた。寛政ノ慶応期にかけて、同家が所有した廻船は、栄寿丸（一一五〇石）・飲寿丸（二〇〇石）・第一長久丸（七〇〇石）・第二長久丸（四〇〇石）・観光丸・観幸丸・貫通丸・観力丸・辰長丸・請保丸など一二艘に及んだが、なかでも、栄寿丸・飲寿丸はいわゆる千石船で、江差港最大の北前船主であり、松前の海商とよぶにふさわしい豪商に成長していった。

第六節 近世後期の海運

表 174 北前船栄寿丸の運航状況 (天保13年8月～同15年7月)

	寄 港 地	年 月 日		寄 港 地	年 月 日
上 り (二 番)	江 差 出 港	天保13. 8. 27	上 り (一 番)	江 差 出 港	天保15. 5. 24
	下 関	9. 8		出 雲 加 々 津	6. 5
	讃 岐 多 度 津	9. 10		長 門 下 関	6. 7
	小 豆 島	9. 23		大 坂	6. 19
	阿 波 撫 養	9. 24			
	兵 庫 津	10. 1			
	大坂川入開船	10. 16			
下 り (一 番)	大 坂 出 港	天保14. 2. 26	下 り (二 番)	大 坂 出 港	天保15. 6. 20
	和 泉 堺	2. 27		兵 庫 津	6. 21
	兵 庫 津			讃 岐 多 度 津	6. 23
	讃 岐 多 度 津	2. 29		豊 前 田 野 浦	6. 29
	安 芸 灘 崎	3. 5		下 関	7. 1
	下 関	3. 13		佐 渡 小 木 港	7. 9
	長 門 室 津	3. 17		江 差 入 港	7. 15
	佐 渡 小 木 港	3. 26			
	越 後 椎 谷	4. 5			
	越 後 出 雲 崎	4. 9			
	佐 渡 小 木	4. 14			
	津 軽 鰺 ヶ 沢	4. 25 ～5. 10			
	江 差 帰 港	5. 11			

資料:「岸田家文書」(江差文化センター所蔵)

その取引先も日本海沿岸の東北・北陸・山陰から赤間関・豊前・瀬戸内の各港に及んでいるが、なかでも兵庫の北風荘右衛門を筆頭に、大坂の伊丹屋四郎兵衛、京都の糸屋忠藏・大村屋喜右衛門、赤間関の米屋久太郎、敦賀の丸屋半助・布屋吉右衛門などとは有力な取引先の廻船問屋筋であった。

このうち栄寿丸についての運航状況を示したのが、表174である。同船は二五反帆、一五人乗で一五〇石積、沖船頭は吉太郎で、天保期の北前船としては大型に属していた。天保十三年八月二十七日にその年の「二番登り船」として江差港を船出して商売の旅に出て、十月十六日に大坂へ入港し、船開いをしてゐる。そして翌天保十四年二月二十六日、改めて「一番下り船」として大坂を出港、途中寄港先でも積荷をしながら五月十一日

して八月に江差を出航、九月下旬に大坂に着いて越冬している。この運航状況を見ると、実に二月末から翌年九月にかけて、江差と大坂間を二往復していることになる。もちろん明治二十年代には年二回の稼働は一般化してくるとしても、この時期としては実に効率のよい海運経営を行っていたことがわかる。

表 175 栄寿丸の売仕切（天保13年9月～同14年4月）

年 月 日	販 売 先	売 仕 切
		金 額
天保13. 9. 9	下関 小倉屋佐次兵衛	冬鰯仕切 6両2分2朱, 銭285文
10. 10	兵庫 北風荘右衛門	羽鰯仕切 664両3分, 銀5.57匁
10. 11	兵庫 北風荘右衛門	仕切目録 949両3分, 銭623文
10. 12	兵庫 北屋伊兵衛	仕切目録 23両3分, 銭389文
10. 12	兵庫 めが屋長二郎	仕切目録 8両1分2朱, 銭262文
天保14. 2. 25	大坂 三原屋安右衛門	鰯仕切 302両2朱, 銭882文
2. 28	兵庫 北風荘右衛門	延売目録 272両1分, 銭634文
2.	敦賀 丸屋半助	白子仕切 168両, 銀5.03匁
4. 9	越後出雲崎 東屋弥兵衛	売仕切 1,577両2分1朱, 銭27貫742文
合 計		4,279両1分1朱, 銀3.21匁, 銭3貫617文

資料：「岸田家文書」（江差文化センター所蔵）

に江差港に帰港し、そこで船主岸田屋三右衛門に航海中の商取引の収支全般、および船中掛り物・航海費用のすべてについて、買仕切・売仕切・支払証などを添付して会計報告をし、店の帳簿に記入のうえ、収支差引現金と買積商品とを渡して一航海を終えている。

そして翌年五月二十四日に「一番登り船」として江差を出港し、六月十九日に大坂入津と同時に、翌二十日には兵庫に向かって出港している。六月二十一日兵庫を出港のあと、多度津・田野浦・小木に寄港して、七月十五日に江差へ帰港し、さらに「二番登り」と

この榮寿丸の沖船頭吉太郎が、帰港後主人三右衛門によって、売買の各仕切書・支払領収書などの証拠を添付して決済を受けた現金出納帳の「小遣帳」から、登り荷の仕切だけを抽出して表示したものが表175である。これによって一年間二往復の北前交易の経営収支の一端をみてみよう。まず江差で買入れた鰯・羽鰯・鰺粕・白子などは、出雲崎・敦賀・下関・兵庫・大坂で販売し、その合計額は約四二七九両余となっている。この売上金のなかで、兵庫の北風が取り扱った量がかなり大きいことがわかる。この売上金に対し、登り荷の利潤を計算することは、「小遣帳」という史料制約から算出できない。しかし四千両を超す売上金から、かなりの収益を想定することはできる。

内海船と車

屋五兵衛

天保期以降幕末期にかけて、江戸・上方間の菱垣廻船や樽廻船のほかに、その中間に位置する知多半島西浦の内海・小野浦・野間を本拠とする。

内海船は買積を中心とする営業形態をとり、航海ごとに本拠地に戻ることはせず、東は江戸周辺、西は瀬戸内に及ぶ各地を、商品を積んで港から港へ売買・運送を行う廻船である。天保十三年に大坂町奉行阿部正藏が作成した「意見書」にも採りあげられ、このような買積船の活躍こそ、商品の大阪市場への入津を減少させ、諸色の物価騰貴をもたらす元凶とみなされたのである。

この内海船の一つとして、内海町内田家の所有する住吉丸の活躍をあげることができる。これに関する研究によると、安政四年（一八五七）から文久元年（一八六一）までの四年間についての住吉丸勘定帳が残っており、それによって住吉丸の運航状況を明らかにすることができる。この住吉丸が兵庫に入港したときの廻船

問屋が車屋五兵衛であった。つまり住吉丸は車屋の客船であった。

住吉丸は瀬戸内と江戸・伊豆方面を活躍の舞台としているが、その中心としたのは兵庫であり、安政四年には七回、同五年には四回、同六年四回、万延元年四回と、毎年頻繁に兵庫を最大の取引先として寄港している。したがってその取引先も車屋五兵衛をはじめ、長浜屋吉松、瓜屋清助、岡本屋徳太郎などにも及んでいるが、取引の圧倒的な中心は車屋であり、かつこの車屋は商品売買の取引問屋だけでなく、廻船宿をも兼ねていた。その取扱商品には、米・大豆・粕・塩など生活必需品で、奢侈品や輸出品ではなかった。とりわけ中心的な商品は米や大豆のいわゆる主穀で、そのうち米は、伊勢湾沿岸諸港および兵庫で購入され、江戸・伊豆方面に運ばれている。大豆・粕類は兵庫や江戸で購入され、伊勢湾沿岸に運び込まれている。塩は瀬戸内諸港で購入され、伊勢湾沿岸諸港や神奈川などへ運ばれている。

その運航状況の一端をみてみよう。安政五年五月十一日に兵庫の車屋五兵衛から粕・大豆を購入した住吉丸は、五月二十一日に伊豆半島の妻良に入港した。しかしそこでは結局積荷を売却することなく、二十六日に出港し、遠州灘を引き返して鳥羽を経由して、六月七日に宮(熱田)に入港し、そこではじめて米屋又七に積荷を売り払っている。一度は兵庫で積荷し伊豆にまで出向きながら、そこで売却することなくまた尾張熱田まで引き返して売りさばくという行動パターンは、現地での相場によって自由に活動する買積型廻船のあり方を如実に示しているといえよう。

さらに安政六年九月二日には、住吉丸は矢野香良州店で「元入」を受け取った後、空船で兵庫に向かった。兵庫に入港したのは九月二十三日で、普通ならば当然兵庫で商品を買積むべきところ、翌二十四日に空船

で兵庫を出港、途中多度津に寄港して金毘羅山に護摩札を奉納し、さらに下関に向かっていく。十月十七日に下関で銭を運賃積し、これを平戸経由で長崎まで運んでいる。これなども兵庫で得た情報に基づく行動であって、当時すでに兵庫津が取引情報の集中するターミナルとして存在し、その相場情報に基づいて迅速に対応している姿であろう。

第七節 農村の生活と文化

1 農村生活と年中行事

白川村歳

時記

近世の社会では、人はまず家族の一員として、家督を継承しているいわば家長の下に属している。そして、その家が生産や生活の単位となつて、村という農業生産上にも行政上にも欠くことのできない集団、村落共同体を構成している。祭礼、水利施設の維持はもちろん租税も村全体に賦課され、村が納付の責任をもっており、村は社会生活の基盤であり、重要事項は家長が寄り合う村寄合で相談され、諸行事も村として進められた。表176は、八部郡白川村の村としての年中行事をまとめたものである。

まず、神事が村の行事として大きな比重を占めていたことがわかる。一年間の神事の役割は、一月四日の大宮神前での行事のあとで定められた。大宮は村の氏神である大蔵神社のことで、主な神事には、一月十六日の武射・能舞いの奉納、六月の祇園祭りと大宮夏祭り、八月八日の祝詞などがある。神事の多くは、厄をはらい、五穀豊饒を祈るというもので、村民が寄り合つて役を決め、神事を勤めた。

一月・五月・九月に行う御日待も、神事のうちであるが、会食を主とし、五月の場合はその席で、寺や神

第七節 農村の生活と文化

表 176 白川村の年中行事（宝暦14年（1764））

月 日	内 容	備 考
1. 1	大宮へ御神酒	
1. 3	毘沙門堂の頭修行	
1. 4	大宮神前の頭神事	8月8日の頭人・御面の宿・神事役人を定める、盃事
1月	御役所へ年礼 庄屋役年番の届け	組合村々で出頭
1. 11	講中初寄	伊勢講
1. 16	御面の神事	昼・夜の神事、武射、御面を付け舞奉納
1. 23	御日待	会席
1. 25	御面講立会一飯	
2. 6	祈禱(妙法寺より)	
2. 初午	八幡講	
2～5月	池溝浚え	池仲間へ連絡
3. 1	境目絵図授受	車村と年番で保持
3. 18	下宮神事	八幡講番村で世話
3～4月	伊勢参宮	
3～5月	高附帳書出し 宗門帳五人組帳準備	大坂御番所より八部郡村々高附帳回送
5. 15	御日待	この席で楊梅検分、堂社屋根替え、兵庫道修繕など協議。楊梅は車村と相談、献上の時は御所代官小堀家へ通知
6. 7	祇園祭り	神楽神子雇い
6. 22	大宮夏祭り	
6月	虫送り	庄屋より村中へ触れ回して実施、賄い酒1斗5升
6月土用	絵図諸帳面虫干し	
7. 8	兵庫役屋敷へ柴木送付 夏永日照りの時雨乞い 御陣屋修復入用・用聞料納付	
8. 8	宮頭の祝詞	会席
9月	御日待	会席
9月	祭礼	境内掃除日役
10月	伊勢講後附立参会 年貢米銀・国役銀割賦状到来	この席で山分け、道造り、社堂修繕など協議 村内小前割準備
	伊勢太夫の回来	初穂米・割木を兵庫伊勢屋へ送付
11. 21	寺開山忌	
11. 25	米寄せ 年貢計り	諸入用米銭徴収、米売却(兵庫へ日役) 再度予告のうえ集米、上納
12. 8	兵庫役屋敷へ柴木送付	

資料：「鷲尾家文書」

社の修繕、道路の補修、楊梅献上の有無などを相談する村寄合でもあった。楊梅献上の有無というのは、村内に産する楊梅の状況をみて、その年は御所へ献上するかどうかを検討するのである。献上は、隣の車村と協議して行われる。献上が決まれば、京都の代官小堀へ通知する。輸送の人足は八部郡の村から徴したという。

生産にかかわる行事としては、春季の池・溝浚え、六月の虫送りなどがある。二月から三月にかけて、雨の降り方をみながら、池の土砂流し・樋の抜き放しを行い、苗代前や五月には溝を浚える。いずれも池仲間として協同行う。六月の虫送りは村中、子供も参加して、村はずれまで害虫を追いつ出すという儀式化された行事である。日照りが続くときは、やはり村中で雨乞いをした。

白川村は六甲山地西部の山よりの村で、入会山がある。この山の管理上の事は、村として取り扱われる。隣村の車村と入り会っている山の境界を示す裁許絵図については、車村と一年交代で保管する。毎年三月一日に、両村の役人が会合してその受渡しを行い、のち会食する慣例である。

行政的な事務では、春に宗門改めがあり、十一月末に米寄せと年貢の収納がある。米寄せは、村内の諸入用を各戸から集めることである。近世では租税は各人個別にではなく、村全体を一本にまとめて賦課されたそれを各戸に割りつけるのは庄屋の仕事で、各戸は庄屋からその額を指示される。徴収は、予定日が何度も予告されたうえで行われたという。集められた年貢米は兵庫津へ付け出された。兵庫まで二里半の年貢米輸送は、幕府の規定する五里以内となり、村民の負担であった。

十二月八日に兵庫役屋敷へ柴木を送り付けると、村としての行事は終わる。その後は、庄屋が年頭の行事

の準備をして、翌年に引き継ぐ。

このように近世では、村が、神事・水利・入会・租税といった面を中心に、一つの集団として機能しており、村民各戸にしても、村の構成員としてこれらの行事に参加することによって、はじめて生産も生活も成り立っていたといえる。

伊勢講と

近世では、村民が共同して行事を遂行する場合、講という組織が結成されることも多かった。

伊勢参り

ほとんど一村規模の場合もあるが、特定の人々だけの場合もある。たとえば、伊勢講や愛宕講は規模が大きく、武射講などでは参加者は限られる。伊勢講は伊勢信仰・伊勢参りの講であり、愛宕講は火除けの愛宕社信仰・愛宕参りの講で、ほとんどの村でみられた。これに類するものには金毘羅講、高野講、大峰講などがある。村内の行事からむものとしては、武射講、日待講、阿弥陀講などがある。いずれも特定の目的をもつ集まりで、講中といえは、仲間集団を表す代表的な言葉であった。

もっとも多く見られた伊勢講は、伊勢の御師（大夫）の活動が影響している。毎年同じ御師が、お札をもって廻村し、伊勢信仰を広め、伊勢参りのときは、伊勢での宿泊や参詣の世話をする。講では活動の財源として田地をもっている場合も多く、それを小作に出して小作料を講の収入に充てている。

近世においては、伊勢参りには特別の趣がある。とくに宝永二年（一七〇五）、明和八年（一七七二）、文政十三（天保元）年（一八三〇）の「おかげまいり」には各地からの参詣者が群れるように伊勢を目指したという。地域では、宝永二年宇治野村の「いせへぬけまいり」の名簿や、銇原村には天保三年の年紀と「おかげ」という文字の刻まれた灯籠が、村の氏神である大蔵神社の入り口に残っている。「おかげまいり」の痕跡を残す



写真 143 銜原のおかげ灯籠
(大歳神社)

ものであろう。柄杓一本をもって、通行手形も持たず、ふいに出かけていったという「おかげまいり」は特別であるが、村の伊勢講中の参詣は遊山の傾向が強い。講中で資金を積み立てておき、世話人がその年の順番にあたった講中の村人を引き連れて、春三月中旬ころから出発するというのが定例になっていた。

寛政十年（一七九八）塩屋村の伊勢講中の参詣道中をみてみよう。世話人は吉三郎、参加者は他の年より多く、全二五名で、うち一〇名は女性であった。一行が出発したのは三月二十二日、門出まき銭二〇〇文と講中の勘定帳に記されているところからすれば、見送る村人に銭をまいたらしい。にぎやかな出発である。須磨で休憩、兵庫からは渡海船に乗り、その夜は大坂で泊まった。翌二十三日は生駒山地越えて奈良に向かっている。この山道では峠から、女性連だけは駕籠に乗った。これだけで二貫五九六文の出費である。この後もしばしば馬・駕籠を使用しており、その費用は総計八貫五五六文に達している。翌二十四日は奈良宮廻りとあり、案内者に一〇〇文支払っている。案内者の説明を聞きながら春日神社などを参詣して回ったのである。それから南下して、三輪ではそうめんを試食し、長谷で泊まっている。三輪そうめん代五〇〇文と記されているので、全員試食したとすれば一人前二〇文の計算になる。二十五日は新田、二十六日は田尻、二十七日は中河原と宿泊をかさね、二十八日によりやく目的の伊勢に到着した。

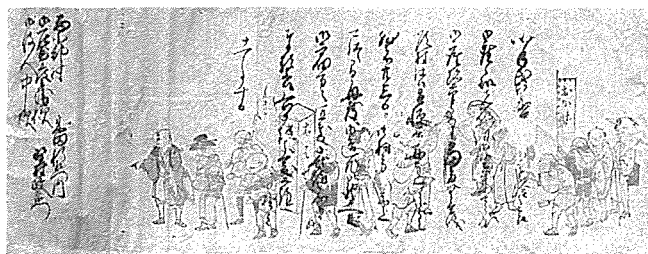


写真 144 御師来田新左衛門書状

伊勢では、参詣から宿泊まで大夫の世話になっている。この支出は、風呂代、茶代、賄い代、祝儀をあわせて、銀二一〇匁ほどである。もちろん神前で神樂をあげ、村の豊饒と安全を祈ったにちがいない。

帰途は往路とは違う東海道廻りをとっている。二十九日に伊勢を出発し、六軒、関、石部と宿泊して、四月二日昼には大津の三井寺前で休憩し、その日のうちに京都に入って宿をとった。三日は愛宕に参詣したらしく、「三八〇文あたご小使」と記されている。

同日は嵯峨泊まり。四日は京大仏前で昼食した後、船で伏見に下り、旅籠「たいこ屋」で便船を待って、大坂に向かっていく。この日土産物を調えたといえ、一貫九七三文の支出をあげている。また伏見からの下りの船では、人数より一人分も多い船賃を払って一間を借り切っているが、これも女性の多い今回の講中一行に対する世話人の心遣いであろう。

大坂からの記事は簡単になり、くわしいことはわからない。船賃、駕籠代、米代にまじって「下向とほこり」の費用があげられているので、旅の終末をかざる宴を催したとみえる。さらに吉三郎ら五人の大坂旅籠代が記されており、大坂に所要のある者が残ったらしい。

享保九年（一七二四）のときは、嵯峨から枚方を通して大坂で宿泊、それから尼崎までは船、尼崎から陸路兵庫へ到着して、兵庫の魚屋で買物のうえ「とうほこり」を行ったとあり、その回によって若干の差がある。また、この両回と

もに、旅も終わりに近づいてから、「かさ」を買い入れているが、これもその必要があったのであろう。

どの村でも、こうした伊勢講中による参詣がみられたが、その道程や内容にはもちろん村それぞれの趣があった。山間の村の場合は、村境あたりで出迎えの人々と「さかむかへ」の宴を設けている例もあるといった類である。いずれにしても帰村後には参加者が、街道をはじめ京・大坂の見聞を語ったであろうから、伊勢道中そのものが、近世農村文化の一面を担っていたともいえるであらう。

2 祭礼の伝統と農村舞台

祭礼の伝統

神事は、近世の村にとって、村民結束の重要な場であった。それは一村単独であっても、複数村共同であっても同じである。市域内では、近世以前の慣例で、郷・荘などを単位とする数カ村ないし十数カ村共同で神事が引き継がれているところもあった。住吉神社（住吉）、生田神社、長田神社、海神社、惣社（伊川谷）、住吉神社（押部谷）、八幡神社（平野）、神出神社、淡河八幡神社、六条八幡神社、有間神社などがその例である。その場合でも、各村でそれぞれに鎮守の社をまつり、村限り独自の神事を行っている場合もある。

地域が結束して、新たに氏神を奉祀し、氏子地が分離することもあった。天明期ころに兵庫津北浜町々が、同地の七宮神社を氏神として、また後には同津南浜町々も和田宮を氏神として、生田神社から分かれている。祭礼の神事で最も一般的にみられたのは、武射、御幸、能舞などで、これらを含め神事を世話するため、

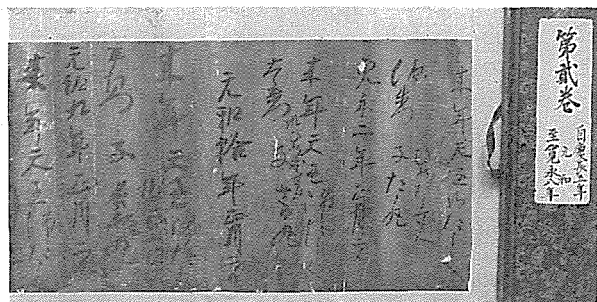


写真 145 石戸神社御頭の記録 (部分)

毎年頭人^{もとじん}が定められた。頭人は村を構成する基本となる家の主人から選ばれる。

武射は、的を矢で射ることによって厄を払う神事である。その射手には一定の手続きで村中の若者が選ばれる。武射の神事を、たとえば、八幡宮を氏神とする多井畑村の例でみると、村には武射講というこの神事のための組織がある。講は八幡田という田を有し、これを講中で耕してその作米を費用にあてることにしていた。武射は毎年二月初午の日に行われる。その一七日前に当事者は講宿へ会合し、巻藁を作り、小謡小寄舞を勤める。

これが巻藁の神事で、その後は毎夜弓の稽古を続け、初午前日には矢場を清掃し、夜は的を張り、小謡小寄舞を奉じて的の神事を執り行う。当日は、朝神社へ参詣し、講宿で神酒・鹿飯^{かはん}をいただき、小謡小寄舞の式を勤め、正午より武射の神事にかかる。その夕には再び講宿に集まって夕飯をとり、その夜半には神酒をいただき、小謡小寄舞の式を勤めて、武射の神事は終

わる。当事者は、この一七日間特に精進潔斎に勤め、家業に励み、年長者への礼を守り、行儀を正すことに心掛けるものとされた。

御幸は、夏か秋にその神社の例大祭として、氏子地に神座を回し、村民の平安、五穀豊饒を祈願する神事である。「馬かけ」の神事をこの時に行う場合もある。雨乞いにも御幸を執り行うことがあった。

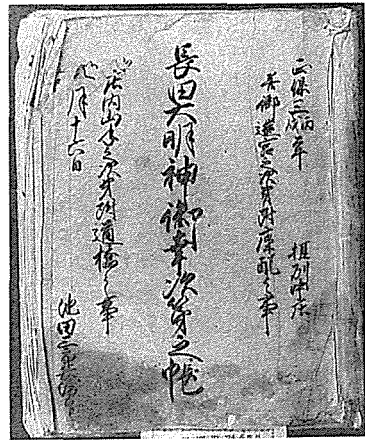


写真 146 長田神社「御幸之次第」
(表紙)

した。お旅所は野田村の長柄にあり、到着すると、神主・禰宜が御供物を盛り、鼻長が悪魔を払い、供僧が祭文を読み、茅の輪ぬけを行い、いち・みこが神楽を奏して神をいったん送り出した後、帰座を待って帰る。この場合、いちが兵庫のこじょうろが、みこは須磨の宇兵衛らが受け持ち、お旅所での棚・薦の用意は須磨の前田家が行い、仮屋は野田村が準備するなどいくつかの慣例があった。

生田神社の氏子は、葺屋庄(熊内・中尾ほか)・福原庄(神戸・花熊ほか)・上庄(荒田・夢野ほか)の村々、兵庫津などであったが、同社の御幸の次第については変遷がある。まず寛文三年(一六六三)に御幸に供奉する氏子村の順番をめぐる論争が起こって、以後順番はくじ引きで定めるように変更された。また元文二年(一七三七)には、それまで祭礼のたびに神興かきにたずさわってきた皮多の人々が、神興の新調を機にそのかき役を止められたことに端を発する変更がある。皮多では従来慣例を守ろうとして大坂町奉行所に出訴した。

御幸の行列にはそれぞれ定まった次第がある。長田神社は、池田・西代・西尻池・東尻池・長田の中庄五カ村が氏子で、正保三年(一六四六)の雨乞い御幸の時は、前記五カ村から出た役者二〇人を先頭に、鼻長・みこ・いちが続ぎ、その後東尻池(年寄衆は上下に竹杖、他は袴着・西尻池(同)・西代(年寄衆は同じ、他は愛宕参りの装束)の村衆、ついで禰宜、池田村年寄(上下に大小刀差し)、神興、神主、神興、神主、禰宜、と進み、その後妙法寺・勝福寺の供僧が随従

奉行所では京都の吉田家に聞き合わせたうえ、そういう慣例は社法にはないとして、皮多の主張をいれず今後は互いに行うよう裁許を下した。その結果、従来の慣例は変更されて、神興かきは氏子村持回りとなっており、この面では皮多への差別が一段と強められている。こうして次第に近世としての御幸の式が固められていった。祭礼の日は、境内に軽業・手鞠取りなどの見せ物や茶屋・店屋がならび、参詣人にぎわったという。

能舞を奉納する神事の例では、前記白川村の年中行事であげた御面講や、現在もなお受け継がれている車村の翁舞などが代表的なものである。ともに御面の行事で、能面をつけた能の舞を、村の平安と豊饒を祈って奉納するものである。

車の翁舞は、氏神である大蔵神社の舞殿で、毎年一月十四日夜に行われる。文久二年（一八六二）の「御神事勤方之控」として翁舞の台本が残されているので、その頃も専門の能役者ではなく、村民が翁以下の役者や地謡、囃子方を分担して勤めていたことが知られる。昭和五十年（一九七五）兵庫県重要無形文化財に指定された。

山田庄地区には、七社宮・八幡宮の神事に「馬かけ」がある。この神事はまず「塩かき」の行から始まる。例年九月八日乗手と村惣代が、早朝に出発して兵庫津に至り、七宮神社の浜で身を清めるという行である。そして十日には七社宮で、十一日には八幡宮で、馬を駆ける射る行事を執行する。神事の世話は庄中一三カ村の内で組を作り年番で分担した。

淡河地区の八幡神社では、一月十七日に「御弓」の神事が行われた。いわゆる武射と同様の神事で、一村



写真 147 近江寺鬼追い

から四人ずつ出て的を射た。昭和四十五年県の無形民俗文化財に指定されている。

明石郡の多聞寺、太山寺、性海寺、近江寺、美濃郡の石峰寺などでは、例年一月に鬼追いの行事が行われた。たとえば近江寺では一月の修正会のとぎ十日、十一日と行われたように、これは国家隆昌、悪疫打ち払いの行事であった。

同じような鬼追いを、長田神社では例年一月十六日薬師殿において、天下泰平五穀成就を祈願する鬼会神事として執行されている。

明石郡に多い能舞台

西区平野町慶明の八幡宮には今も能舞台があるが、享保年間に作成されたとみられる「明石記」によれ

ば、その当時にも葦葺きながら舞台の建っていたことが記されている。同記には、当時舞台が存在していた神社として、市域でいえば、池上の惣社、宮前の春日社、細田の住吉社、長谷の諏訪社、神出の牛頭天王社など八カ所があげられている。いずれも近世以前の郷・荘域にかかわるような神社で、その規模は間口・奥行とも二間ないし三間の能舞台である（表17）。

ところで、同記中の中尾村（明石市）住吉社の舞台には、「小笠原忠政公建立」という注記がなされている。小笠原忠真といえ、元和三年（一六一七）明石に入部した大名である。この忠真は、幕府の命を受けて明石城を新しく築いたことでも知られるが、その時、新築の明石城内に、能舞台を建てている。そして、京都か

第七節 農村の生活と文化

表 177 明石郡能舞台の分布（享保ころ）

村 名	神 社	舞 台
池 上 村	惣 社	舞台（2間×2間半）
福 谷 村	妙見宮	舞台（3間×3間）藁葺、楽屋（2間×2間）
二 屋 村	若王子蔵王権現	舞台（2間×2間）藁葺
長 谷 村	諏訪大明神	舞台（3間×3間）藁葺
宮 前 村	春日社	舞台（3間×2間）、橋掛り（4間×7尺）瓦葺、 楽屋（3間×2間）藁葺
細 田 村	住吉大明神	舞台（3間×2間）、橋掛り、楽屋（2間×3間）瓦葺
慶 明 村	八幡宮	舞台（3間×2間）藁葺、橋掛り（5間×7尺）瓦葺 楽屋（3間×2間半）藁葺
神出田井村	牛頭天王	舞台（2間×3間）、橋掛り（4間×1間）、 楽屋（2間×2間半）

資料：「大井家文書」

ら能役者寺本理右衛門らを呼び、しばしば能を上演したという。忠真自身も金春七郎について能の稽古をし、のち理右衛門ほか多数の役者を召し抱えたほどの好き者であったから、領内の神社に能舞台を寄進するくらいのことは十分想像できるであろう。その後領主が松平家に替わってからも、城内で催された能に、各村の庄屋などを招いている例があるところからすると、能を愛好する藩風は以後もそのまま維持されたとみえる。

一方、村の神事としても、御面講のように能の舞が奉納されることは、かなり一般化されていたから、神社と能の結びつきは深く、明石藩は、神社に能舞台を建立することは奢侈を戒める禁令には触れないという判断で容認したものであろう。明石藩領に属していた市域では際立って能舞台が多い。

北区の浄 浄瑠璃・歌舞伎の舞台については、兵庫県農村舞
瑠璃舞台 台調査団の報告によると、墨書などによって時代の確認できるものには、北僧尾村厳島神社の長床、上谷上村天満神社の拝殿、下谷上村天彦根神社の長殿、原野村八坂神社の長床などがある。建物は、いずれも拝殿とか氏子が神事に会合

する場である長床とかと称されており、もともとその目的で建立され、舞台にも転用されたとみられる。

北僧尾村は美囊郡にあり明石藩領であったから、その厳島神社境内に、能舞台ではなく浄瑠璃舞台が存在していることは、明石郡の例からみてやや趣向が合わない。現存するこの建物も、村で称しているようにもともとは長床として建てられたもので、それが舞台にも転用されたということであろう。構造の上からも内부는長床であって、回り舞台などの機構はなく、外へ張り出すかたちで舞台にも利用できる「バツタリ」が付けられている。舞台として利用されたことを示す構造は「太夫座」で、これも付け足したような張出しになっている。この長床の鏡柱には「安永六酉年正月吉日たち申候」との墨書があつて建立の時期を特定できるといふ。この長床は昭和四十五年、農村歌舞伎舞台として県の重要有形民俗文化財に指定された(口絵8)。

原野村八坂神社の長床は、昭和三十七年解体されて残っていないが、回り舞台の装置があり、太夫座も設けられていて、残されていた墨書から天保三年(一八三二)以前の建築とされている。

下谷上村天彦根神社の長殿は、棟札に「拝殿一字、右為当邑繁昌諸人快楽殊施主大願成就也、上棟天保十一年庚子年四月廿二日」(部分)とあつて、拝殿として建てられたことがわかる。しかし、当邑繁昌、諸人快楽のためにという願文からすれば、舞台にも利用できるように設計されていたと推量される。舞台としては、回り舞台や太夫座を備え、花道の一部を裏返して橋の舞台装置を現出させる珍しい機構を有しているという。昭和四十三年国の重要有形民俗文化財に指定され、その後火災にあつたが再現されている。

上谷上村天満神社の拝殿は、棟札に文久三年建立「雨覆」と記されているが、奈落が設けられており、舞台としての趣が強く、床几回しと呼ばれる場面転換用の二重台四台が附属している。昭和四十六年県の重要

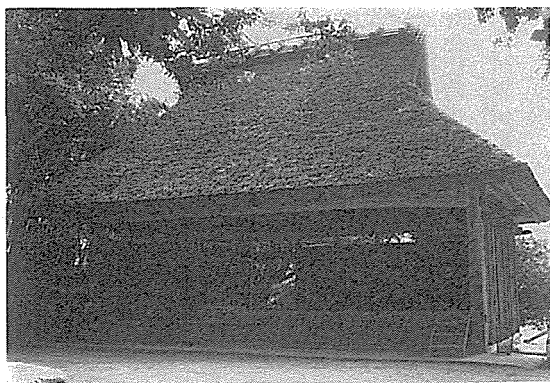


写真 148 上谷上農村歌舞伎舞台（天満神社拝殿）

有形民俗文化財に指定された。

また藍那村では、文化九年（一八二二）に長殿を建立した時の普請入用の内訳に、「舞台繕い作料」「舞台屋祢葺老工縄百尋代」などがあり、この長殿も舞台に転用できるものであったといえるであろう。

六甲南麓地域には農村舞台が見られない。兵庫津の定芝居はこの例ではないので除けば、わずかに神戸村三宮神社に幕末期にさかのぼって「シバイ」のあったことが推測される程度である。

一方、享保ころの「明石記」には、栄村に「操座本二軒」、和坂村に「操座本当村に有り」とみえ、人形浄瑠璃の座元のあったことが知られ、宝暦ころの『播磨鑑』にも加西郡高室村・鵜野村・栗野新村には「歌舞妓役者有テ諸国へ出ル」などとあるので、こうした周辺地域の役者による上演が予想される。

しかし一般的には、触れ書や五人組帳前書などに、たとえば「能あやつり相撲又は狂言、その外見せもの類の芝居つかまつらせまじく候」などとあって、農村での歌舞伎役者などによる興行はとめられていた。したがって上演は、祭礼やその他特別の名目をつけて申請されたであろうが、文政五年（一八二二）山田庄地区では、法度を無視して若者たちがおどり狂言などを興行するので、郷中村々の庄屋年寄組頭相談のうえ、花は出さない、もし出した

場合は一貫文の罰金を課すと定めていることからすれば、当時無断で実施されることもあったにちがいない。

こうした若者連の行動を支えた村の雰囲気は、前記原野村八坂神社長床に残されていた「天保三〇朧月吉日、傾城狭妻櫛、恋女房染分手綱、大当り々々、囃子方芳邸寿蝶」の墨書に示されているように、その上演された外題や、それが村人にうけていかにも好評でにぎわったらしい様子、囃子方芳邸寿蝶の当之无愧を取ったうれしさなどのなかにもよくうかがえる。

また年代は不明であるが、魚崎村では個人の屋敷を借用して、座敷浄瑠璃が興行されている例がある。十月中旬連続四夜にわたって、豊竹嶋太夫・竹本越太夫ら六人と三味線鶴沢万吉ら四人が出演している。手書きの「御歴かたがた」にあてたその案内状からは、酒造業ほか有力旦那衆の存在が背景にあって、やや内々の小規模な催しという印象を受ける。

化政時代には都市を中心として、芸能ではとくに演劇の面で爛熟期を迎えたといわれる。文政八年の「諸国芝居繁栄数望」では、全国の芝居を番付けしているが、そのころ芝居は、三都のほかにも名古屋・和歌山・岡山をはじめとする城下町、堺・大津など交通の要衝地にもあり、市域では兵庫はもちろんその周辺では明石・小野などにもみえ、地方への広がりを読み取ることができる。そうした時代的傾向が、農村においても、舞台を作り、上演しようとする動きになって現れているのであろう。

3 庶民文化の諸相

庄屋の蔵

庄屋は社会的にも経済的にも村の上層にあって、村政の責任を負っていたことは論をまたないが、また文化や教育の面でも果たしていた役割は大きかった。庄屋家に伝えられている近世の出版物をみてみよう(表178・179)。

書目録

まず、儒学の基本図書である四書の類が目につく。『論語』『孟子』のほか『小学』などはほとんどある。孟子の多いのも一つの傾向であろう。しかしその他の漢籍は家によってかなりの差があるのは、収集した当主の趣向によるとみられる。和本の読物も多い。『太閤記』『通俗三国志』から『東海道中膝栗毛』『和庄兵衛』『自来也』まである。和歌・俳諧の書も多いが、家による差も大きい。それに『実語教』『女大学』『千字文』『文章鑑』などは寺子屋での必修科目といったところであろう。節用集や字典も必携書の内とみえて大抵ある。浄瑠璃、謡曲のうたい本も多く、その量からみると、最も親しく口ずさまれた類としてあげられる。茶道や生け花の手引書も、冠婚葬祭を自宅で行っていたことを考えると、必要な教養書であったろう。『医療手引草』や『普救類方』などの医療書もかなり残っていて、普段の予防や応急のために自学自習しようとする気分のあったことをうかがわせる。

これらの蔵書は、学者の学問研究のためのものでないことは明らかである。日常生活のなかでの一般教養や趣味、実用のものである。しかし読み書きそろばんはもちろんのこと、これら蔵書にみる趣味も嗜む豊か

表 178 大庄屋家の主な蔵書目録（明石郡細田村大西家）

漢籍	孟子（序～巻七）	寛文 7	かりの行かひ	享和 2
	孟子集註	寛文10	六百番歌合夏	承応 1
	小学外編	延宝 4	袖中和歌六帖（上，下）	寛政 9
字典	増続字林集音韻大全	寛政 9	六帖詠草（春夏秋冬）	文化 8
	大全早引節用集	文化 2	和歌八重垣（二～四）	享和 1
読物	釈迦八相物語	寛文 6	六条家二代和歌集	文化11
	清水物語上	天和 1	（上，中，下）	
	大坂物語下	寛文12	小町家集（上，下）	文化10
	通俗漢楚軍談巻五	天保 8	教養 女今川教訓状	弘化 3
	通俗三国志巻五十	寛延 3	女大学	宝暦 1
	徒然草大全上（一～四）	延宝 5	女節用集	寛政 1
	徒然草大全下（一～三）	延宝 5	千字文	貞享 3
	倭小学（巻之一～巻之六）	万治 2	傍訓千字文	文化 2
	和語善生経	文化 1	商売往来（写）	天明 7
	知心弁疑	安永 2	手習文章範	天保10
	ことばの玉の緒（六，七）	寛政 4	村書文章御手本（写）	天保13
	続たわむれ草	享保14	饗膳図式	享保14
	座談随筆	明和 8	五節句飾図	享保14
	続さんげ袋巻之下	宝暦11	茶湯床飾図	享保14
謡曲	高砂・熊野他	享保18	大道具	享保14
	竹生島・三井寺他	享保18	医療手引草上編（乾，坤）	明和 9
浄瑠璃	江戸文七髪結男作五雁金	寛保 2	民家分量記（一，四，五）	享保12
	有職鎌倉山	寛政 1	暦	寛政 1
和歌	歌枕秋のね覚 三	正徳 4		

表 179 庄屋家の主な蔵書目録（菟原郡岡本村井上家）

漢籍	孟子	享保 8	南都名所記	文化 2
	大学		教養 実語教童子具註抄	天保14
	中庸		女中嗜日用宝	天保14
	論語		女節用集	享保14
	韓非子解詁全書	嘉永 7	女節用文字袋	宝暦12
字典	改補四声字林集韻大全	寛政 3	安政用文章全	安政 4
	新增字林玉篇	天保14	女教文章鑑	寛保 2
読物	絵本譬喩節	天明 9	諸通文鑑（上，下）	享和 3
	自来也 説話 後編二	文化 4	消息文	安政 2
俳諧	俳諧 三尺の鞭	宝暦 3	筆道早合点 下	寛政12
謡曲	三輪	元禄 3	世話千字文	弘化 3
	山姥		算学稽古大全	文化 5
	芦刈		算術稽古本	元治 2
浄瑠璃	浄瑠璃早合点	天保11	さし花松のみどり	文政10
音曲	はやり音頭兵庫ぶし		生花早満奈飛	天保13
	三味線歌数覚	享和 2	方鑑図解	天保11
	琴曲千代の寿	天保13	方家図説（上，中，下）	文政 3
紀行	蝦夷記聞（巻之上，下）（写本）		増補卜筮盲杖	安永 5
	津縣記聞（巻之上，下）（写本）		普救類方	
	東海道名所図会	寛政 9	牛病	

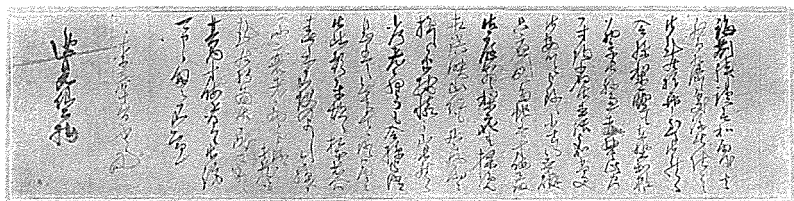


写真 149 大塩平八郎(中斎)書状(逸見仙二宛)

な教養人が、どの村にも幾人か存在していたということ、さらには多くの村に寺子屋があり、村内児童のすべてが寺子屋へ通うことができたというわけではないが、読み書きを習うことのできる環境が存在していたというのが、近世農村のもっていた文化水準でもあったといえよう。

寺子屋のほかに学者の塾がまっただけというわけでもない。宝永享保期の魚崎村にあった山本信義(復斎)の塾は、数少ない学塾の一つであったろう。しかしこうした塾は一時的で、学ぼうとする者は、やはりこの復斎が京都の浅見絅斎に学び、あるいは車村の逸見が大坂の大塩平八郎に就いたように、京や大坂の塾へ行くしかなかったであろう。

家長の残し 村役人などを長年勤めて人生をみつめた人のなかには、子孫へ書き
た処世訓 遺そうとした処世訓の類がある。正徳期に庄屋として、村山をめぐる

訴訟に村内をまわめ、江戸まで出て活躍した東尻池村の三郎左衛門が書き残した「心ざしの一通」では、まず家族については、夫婦は仲良くし、親を敬い、子をあわれみ、召使いの者とも手をならべて業にたずさわるようにすれば、実不実はおのずと相手に通じて家がおさまると説き、自分一個については、賭勝負は身の破滅の基となるので避けねばならないが、世間知らずの井のなかの蛙となることもまた戒め、身形や態度で人のあざけりを受けることはなおさら「口惜しき恥ならずや」と

してその自覚を促し、たとえ仁義礼智信には及ばなくとも、義理堅く恥を恐れ身の行いを慎むよう諭している。

また文政期の綿の国訴に八部郡の代表として名を連ねている白川村の庄屋佐左衛門は、「以心口残 一子伝」を書き残している。はじめに「我身の大切なことを知るべし」と説き起こし、見聞を広め、読み書きを習うのはもちろんのこと、身を治める根本になる信(まこと)の尊さを、事あるごとに反復して認識を深め、邪氣が消え去ったとき、言行は誠心よりでて、依怙なく懈怠なく、世も広々と、諸道万数に至る近道であるとし、よく工夫するよう勧めている。また利得のことについては、貪欲や奢りは家内不和のもとになり、他人にまで損失を掛けるとして戒め、働かないで儲かるようなことには「疾」や心の苦しみが伴うものであり、利益をたくむと邪智に陥るといふ。働き相応に儲けのあつて「疾」のないのがもっとも良いが、もし土地が悪くて利得の少ない場合、たしかに「失」ではあつても、働きようによつては利得も生じ、「失」は少ないものである。実の損失というのは、病疾・焼失・流失・非道・喧嘩の類であるという。社会国家については「段々と下あつて事を調べ、段々に上あつて国民を鎮守」すと観じ、国のため人のために、心を働かし行動するのも働きのうちとしているが、ただ家内を養うことだけ考えて暮らせる世なら、不足をいうべきではないとも説いている。

ここにいう恥を知る自分、身の大切なことを知る自分にみられる個我的形成は、一個の家長としてのそれであるが、近世の村がいわばこの家長を単位として構成されていることからすれば、この家長としての個我的自覚はもっとも近世的な思考の発露ともいえる。

第七節 農村の生活と文化

表 180 『太夫桜』『福原鬢鏡』の市域在村作者

肩書き 地名	『太夫桜』	『福 原 鬢 鏡』	
深 江	正 信 春 鏡 由 山 出 船		
青 木	利 安 中 真 萬 下 杵 笑 友 雪 橋 舟	利 安	春の夜の目出たひ夢のつげ野哉 (都賀野)
魚 崎	友 知	友 知 利 定	くつばみや駒がははやしの鐘の音
灘山路	重 成 包 宥	重 成 包 長	追手ハ梅捕手ハ上の山桜 笛を忘れ給ふハ若気の桜哉 (若木の桜)
灘の住	友 行 盛 張 展 方 盛 保		
神 出	益 民		

俳諧・和歌の仲間 俳諧は近世においても、最も庶民的な文芸として親しまれた。延宝八年（一六八〇）須磨寺の開帳を機に刊行された案内書『福原鬢鏡』や『太夫桜』は俳諧を集めた談林派の句集とみられるが、その作者のなかから宗因や西鶴を除いて、市域にかかわる作者を拾うと、兵庫が多いなかに、周辺農村地域からも句を寄せている同好者が二〇人を超えている。肩書の表記は不統一ながら、その同好者をまとめてみたのが表180で、その作者は魚崎・青木・深江に集中していることがわかる。両集ともに見えるのは四人で、うち二人は灘山路氏とあり、おそらく魚崎村の山路と推定されるから、この人々を中心にして新興談林派の仲間がこの地域で形成されていたとも想像できる。

安永二年（七七三）刊の『俳諧新選』では熊内村の榮滝ら四人、花熊村の一和などの名

がみえ、脇浜村の赤坂桃葉には子息桃舎が追善集『ひとへけし』を寛政八年（一七九六）に刊行しているし、また原田村の竹比は、延享四年（一七四七）に摩耶山奉納発句を興行し、『ちゑの箭』を編んでいる。これらの句集では、その俳風も自然や人事を見つめたものになり、やがて蕪村やその門人大魯、几董などと灘の酒造家や兵庫の商人との交流が深まっていく。そのもっとも代表的な例に、大石村の土川とその一族の士喬、士巧、士流などの俳号をもつ愛好者があげられる。敏馬神社に残る天明三年の俳諧奉納額では、桃葉がその撰者の一人となっていて、大石・新在家・岩屋・河原・筒井・脇浜など地元の人々の句を集めており、愛好者の層の広がりを示している。

また、旅のすえ東須磨に移り住んだという俳人横尾西月の影響もあったとみられるが、後期には須磨周辺では、芦笛と号した多井畑村の鷺尾喜兵衛や東須磨村の友国容肅などが活躍しているし、押部谷の近江寺には俳諧の奉納額が残されている。

前記庄屋の蔵書目録にも俳諧書がみられたし、俳諧同好者にも多井畑村の鷺尾、東須磨村の友国など庄屋家がみえ、また魚崎村の山路や大石村の土川は酒造家であり、とくに土川は、蕪村やその門人來訪時の世話を引き受けていて、やはり経済的にも安定していた地方有力者層が、近世俳諧の盛行を支えた裾野であったことを証している。

俳諧に比して、和歌のほうが修めておくべき教養としては重視された傾向がある。それだけに有力な商人や地主の家庭では女性にも勧められたが、歌風は伝統的な趣向が一般化していた。近世後期には、賀茂季鷹が来遊し、生田村の野近吉左衛門、熊内村の山西小左衛門、白川村の藤田伝祝（佐左衛門）らが師事し、のち

布引滝途に歌碑が建てられている。また、国学が隆盛になるにつれて、和歌にも新風が吹き込まれ、幕末期には兵庫津の南条利愛ら三兄弟をはじめ、鈴木重胤・大国隆正・野之口正武らと交流のあった神戸村の橋本邦直、走水村の間人近直・近正、生田神社の後神秀熙、二ツ茶屋村の高浜善右衛門、東尻池村宝満寺の宗信、熊内村の中西為子などの活動がみられた。

4 生活習俗と家

冠婚葬祭

人の一生のうちで大きな儀式といえば、近世においてもそれは婚礼と葬儀であった。残されている記録のうえからもこの二件の場合が多く、それを裏付けている。このうちとくに婚礼を採りあげてみよう。当時婚姻は家系の存続という側面が強く、個人よりも家が重視された。

婚姻は、両家の中を仲人が取りもって承諾されると、結納が交わされる。嫁側から送られた道具の「目録」も残っていることがある。婚礼は婿側の家で執り行われた。式次第の記録は少ないが、その時の料理の記事はわりに多く残っている。村の庄屋級の家の場合をみてみよう。

道具が運び込まれた時は、その宰領以下の人々に料理が出される。のし餅・青昆布などの雑煮、伊勢えび・ちくわ・昆布を盛りつけた硯蓋、造りの鉢、吸い物、ひたしものの鉢、焼き鯛の鉢、みかんを入れた錫鉢といったところである。

婚礼当日の料理は、まず大根・小芋・串子などを煮た雑煮、これには田作りこ・勝栗がそえられ、数の子



写真 150 「婚礼式祝帳」(表紙)

・牛蒡の小皿、吸い物が出され、酒が入る。ついで玉子・長芋・昆布などを盛った広蓋以下、吸い物ははまぐり・鯛・鴨の三椀、鉢は鶉のたたき、浜焼き鯛、ひたしもの、白魚や松露、赤貝、こんにゃく、そのほか煮物など九つに、鮓の猪口ほかが続いたあと、本膳が出る。本膳は膾皿(魚・赤貝・大根)、へぎ(はじかみ)、汁(わかめ・芽うどほか)、飯、青物五種、平皿、菓子椀、焼物(鯛)などである。そして部屋見舞いの、雑煮、硯蓋、鉢、飯、猪口、菓子椀で終わる。種類は多いが、材料は近辺で手に入るものである。

婚礼への贈り物もそれぞれの人によって様々であるが、白羽二重、博多帯、白加賀などから、風呂敷、餅米、杉原などの紙、酒などがよく使われている。

このほか贈答に関する記録では、出産、初節句、元服、四二歳・六〇歳の祝いや、疱瘡見舞い、留守見舞い、餞別などの記録が残されている。元服はいわば子供の姿を改めて一人前になる儀式で十代後半に行われる。この時適当な人を頼み、「まえおろし」すなわち髪型の前髪を剃り落としてもらう。四二歳・六〇歳の祝儀は節目の年無事通過の賀である。これらは何らかの形で現在にも継承されている。

疱瘡は天然痘のことで、近世では罹病する確率は高くおそれられた。その予防のため蘭方医の努力によって種痘が実施されるようになるのはようやく幕末の頃である。また留守見舞いというのは、たとえば伊勢参宮などで主人が不在の時に、残された家族を見舞うという類のものである。

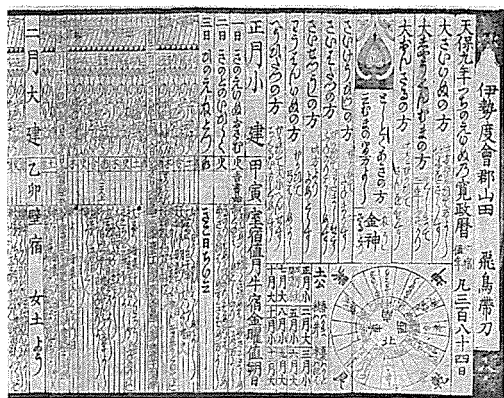


写真 151 暦 (部分)

当時ではこうした時、隣近所や親戚から金品が贈られた。残されている覚帳などでその内容をみると、出座での鯛や紅木綿・四身綿入れ・まくらがや、節句での太公人形・具足台・高張提灯、元服での白足袋・紙など、疱瘡見舞いではういろう・鯛らくがん・あめなどが記されており、やはりそれぞれに趣があつて、当時の雰囲気がしのばれる。

暦と度量衡

近世の暦はいわゆる陰暦で、月の朔望をひと月の基準に置き、大の月三〇日、小の月二九日を原則とし、季節がずれてしまわないように適宜年に閏月を置く(閏年)という太陰太陽暦の暦法によつていた。例えば文化八年(一八一二)は閏年で、大の月は閏二月のほか四、六、七、九、十、十二月、そして文化十年もまた閏年で閏月は十一月、大の月は一、三、七、九、十、十一月と十二月といった編成で、暦がなければ日取りは数えられない。暦の刊行は京都や伊勢で行われ頒布された。市域でも近世の暦は残されているが、その多くは伊勢度会郡で刊行された折本式の暦である。日ごとに干支を記し、「たねまきよし」「たうえよし」「くさかりよし」とか、あるいは「くらたてよし」「ふねのりよし」「くく多日」(万事に凶の日)「てんおん」(福のある吉日)といった類の記事が添えられている。「初午」「庚申」などをはじめ、年中行事や農作業などの日取りも、こうした暦によつて立てられたのであ

表 181 上野村の升所有状況
(嘉永元年(1848))

所持 升数	戸数	内 訳		
		1 升	5 合	1 合
個 5	戸 1	個 1	個 2	個 2
3	4	4	5	3
2	9	8	6	4
1	36	23	11	2
合計	50	36 (50.7%)	24 (33.8)	11 (15.5)

(注) 升を所有していない戸数 6 を加えて全村 56 戸。
資料:「坂本家文書」

ろう。幕末期欧米諸国との交渉が始まると、太陽暦と一々比定する必要が生じた。そのずれは例えば兵庫開港は西暦では一八六八年一月一日であり、日本の暦ではその日は慶応三年十二月七日にあたるといった形である。

度量衡はもちろん尺貫法で、例えば秀吉によって升目は京升到、一反は三〇〇歩(坪)に統一されたということは周知の通りであるが、全国に統一規格が浸透するのには年月を要した。その後幕府は、秤に關しては承応二年(一六五三)閏六月五畿内を含む西国三三国は善四郎秤(東国三三国は守随秤)を用いることを触れ出し、秤の製造販売をこの神(善四郎)家と守随家に限り、以前より所持する秤の検定をも命じた。また安永六年(一七七七)八月には西国三三国の秤改めについて、神善四郎方より巡回の節は、秤を隠匿せず受検するよう触

れている。また升到に關しては、寛永十一年(一六三四)幕府は京都の福井作左衛門(中井家配下の大工棟梁)に升御用を命じ、以後この升(一升の容積四寸九分×四寸九分×二寸七分)を京升として使用させた。江戸においても寛文九年(一六六九)二月と九月にこの京升を用いるよう触れ、樽屋藤左衛門製造の升を指定している。そして安永七年八月五畿内を含む西国三三国に、福井作左衛門による升改め(東国三三国は安永五年二月樽屋藤左衛門による)を触れ出している。

こうして各地を巡回する升改めや秤改めが実施された。この記

録も市域では「升御改帳」とか「分銅員数調」とかの表題で残されている。各村にはあらかじめ検査の日が知らされ、村にある升、秤が集められ、当日に一々検査された。例えば幕末期の上野村での升検査では村内の升七一個が点検を受けた。升の種類は一升(約五二%)・五合(三四%)・一合(一五%)の三種、村総戸数の約六四%を占める三六戸は一個だけ所持しており、所持していない家もあった(表III)。

家と人別 近世の人々は家を単位として位置づけられる。家を代表するのは家督を相続している男子で、**送り** 印鑑を持ち、村の構成員となる。印鑑は家に一つで判鑑帳に届け、諸証文に使用する。家長である夫が死亡すると、妻はたとえば「作右衛門後家」など夫の名を冠して記され、後継者が成長して家督を

相続すると二代目「作右衛門母」となる。領主側にとっては、家は年貢や夫役の賦課対象で、絶えてしまっ
てはならないから、その維持のため規制を設けていた。「高拾石地面疋町歩より少に譲り分け候儀御停止」といういわゆる分地制限令をはじめ、奢侈を戒め、賭博打を禁止、衣服は木綿に限定し、出奉公や旅行は届けさせるという類である。

こうした条目は、毎年五人組帳が調整される時、村役人から読み聞かされる(五人組帳前書)。五人組には組ごとに組頭が定められ、例えば訴訟などでは、この五人組頭や庄屋などが同伴して役所へ出頭するのが通例で、いわば家・組・村という共同体の枠のなかで生活していたといえる。

しかし生活の細々した内部まで規制することは不可能である。衣服は木綿に限っても、前記のように祝儀には絹織物が使われているといった例は多い。

またキリスト教の禁止から、人別改めが毎年少なくとも一回は行われ(宗門改帳)、婚姻などによる移動に

は「人別送り状」が「寺請け状」とともに受入れ村側に送られた。八部郡白川村の例で一部残存する近世後期の「人別送り状」からみると、入村の場合は摂津・播磨・淡路三カ国のうち、八部郡は一七カ村と兵庫津、菟原郡は一カ村、明石郡は一四カ村と明石、美濃郡は四カ村、多可郡一カ村、津名郡二カ村に、また出村の場合は摂津・播磨二国五郡二五カ村と兵庫・明石・大坂に及ぶ範囲での移動がみられる。もっともこうした範囲は村によってかなりの差があることはいうまでもない。

村役人と

家格

村内の家は、村形成の基本となった家とその他の家とには、村の年中行事特に神事・祭礼への参加や寄合の席次、村役人の決定などにおいて、差が存在していた。兵庫下庄（白川村など）の番頭家、山田庄の庄立ての家、池田村の家株、上津畑庄の株頭など、地域によって名称や慣例に相違はあるものの、その例としてあげられるであろう。

近世後期には、白川村でも番頭家による庄屋役の独占は維持できなくなって入札となり、山田庄では庄立ての家の衰微が進んで立て直しが必要になるなど、こうした役家と平百姓という村のなかの家格制のゆるみは、後期にはもはや覆うべくもなかった。

八部郡山田庄では庄内一三村の五一家が集まり、文化三年と文政五年（一八二二）の二度にわたり家の維持について協定している。署名者には芝、鷺尾、内田という姓がつけられており、各村の旧家、庄屋クラスであることがうかがえる。協定の趣旨は、これまで庄立ての家（庄の開発者の家の養子相続についてあまりに厳しすぎたために、断絶の憂き目にあう例も見られ、このままでは年々衰微して困るので、養子規定を緩めようというものである。

協定では、(1)分家は血筋が続いているので、子孫にいたるまで認める、(2)他所の者を養子に入れた家で二代目が中絶している場合、三代目に庄の者が相続すればその家を認める、(3)家名が続き子孫が絶えている家は、郷役家から養子を取れば組の末座とする、(4)家名と子孫ともに絶えていても、役家がその家を継げばこれも末座として認める、など家の維持に努めようとする姿勢に満ちており、わずかに出座を認めないのは身代限りになった家で、これは役家が跡式を買っても駄目だとしている。また男子相続人がいない場合、郷役人・無格百姓・よそ者からそれぞれ養子を取った時の惣庄・組への列座を決めているが、いずれも息子の代から惣庄への末座は許され、組への列座のみ三者で格差がある。これも大きな緩和措置であろう。家は婚姻か養子で継ぐほかに、本来はもっと厳格に郷役家間でその保持を図りたいところであろうが、それではもはや維持できなくなっているのである。

村のなか 次に村のなかの家を、構造的な面からみることにしよう。表182は八部郡西小部村の農民四八名の家をリストアップしたもので、年次は文化十一年である。持高つまり土地の所有規模別に並べて

あり、屋敷は縦・横の間数が書かれている。両者を掛ければ屋敷地の坪数が出る。たとえば甚蔵家は一一〇坪というようである。

農家であるだけにさすがに広いが、小さいものは一〇、一二坪というものもあり、格差がうかがえる。田畑の持高と同様に、屋敷地にも広狭があった。棟数は屋敷地のなかの建物数で、三棟は本家と小家および土蔵で、二棟は本家と小家または土蔵、一棟は本家のみから成る。本家とは主たる居住家屋で、小家は納屋などの付属施設、土蔵は蔵である。

表 182 西小部村の農家 (文化11年(1814))

名前	持高	屋敷	棟数	家族・下人	牛
	石	間 間	棟	人	匹
* 甚蔵門	14.149	11×10	3	4	1
勘右衛門	13.551	9×7	3	8	1
三郎太夫	9.715	8×7	2	7	1
儀右衛門	9.61	9.5×5	3	5	1
藤右衛門	9.373	8.5×5	3	4	1
* 治兵衛	9.310	9×6	3	6	1
喜郎太夫	8.871	8×7	3	3	1
半太夫	8.517	10×5	3	7	1
佐次太夫	8.049	10×3	3	6	1
清太夫	7.877	10×4	3	5	1
松太夫	7.724	9×5	3	6	1
* 彦兵衛	7.496	13×10	3	4	1
伊右衛門	7.437	14×10	3	6	1
長右衛門	7.202	7×5	3	5	1
虎右衛門	6.814	8×5	3	9	1
長太夫	6.355	6.5×5.5	3	5	1
梅松門	6.306	10×6	3	3	1
庄右衛門	6.29	8.5×5	3	5	1
治郎太夫	6.204	5×3	2	4	1
安郎太夫	6.204	7×6	2	4	1
吉右衛門	5.985	8×5	2	3	1
宇七	5.915	8×5	3	5	1
* 幾太夫	5.901	8.5×8	3	8	1
松五郎	5.878	5×4	2	4	1
五郎太夫	5.821	5×3	2	3	1
徳右衛門	5.641	12×10	3	7	1
彦太夫	5.078	10×4	2	5	1
菊五郎	5.048	5×4	2	5	1
兵右衛門	5.03	4.5×4.5	2	4	1
忠右衛門	4.962	8×6.5	2	5	1
七太夫	4.339	5×3.5	1	3	
銀助	3.864	5×4	2	6	1
七郎太夫	3.861	8×5	2	6	1
多吉	3.542	9×6	2	2	1
弥太夫	3.272	8×4	2	4	
次郎右衛門	2.714	5×3	2	6	1
庄太夫	2.655	5×2	2	4	
栄蔵	2.515	5.5×4	2	1	
武太夫	2.008	10×7	2	6	1
市太夫	1.784	10×6	2	4	1
孫右衛門	1.732	7×5	3	6	
佐右衛門	1.73	6×4	1	1	1
九郎右衛門	1.612	5×3	1	1	
市郎太夫	1.484	5×3	1	6	1
庄吉	1.332	4×3	1	4	1
吉郎太夫	0.871	7×4	1	5	
本蔵	0.56	6×3	1	5	1
市郎右衛門	0.462	4.5×3.5	1	1	

(注) *は村役人。

資料:「内田家文書」

この表からはこれ以上、家の様子はわからないが、明治初年の頃の八多中村の史料には図面が付いていて家屋の構造がもう少しわかる。

それによれば本家一棟のみの家屋は図49のAで、小家がついて二棟になるとBとなる。Aでは家族が住むので精一杯だろうが、Bでは牛を飼うこともできる。さらに蔵がついて三棟になると実際にはCで示すように家屋の配置は多彩で、正確には三棟以上の家屋がある。有力農民の場合は血縁家族のほか数名の奉公人もこうした屋敷地内に住むことがある。建物はさらに土間と床の区別が示されているが、土間の割合が大きい。

第七節 農村の生活と文化

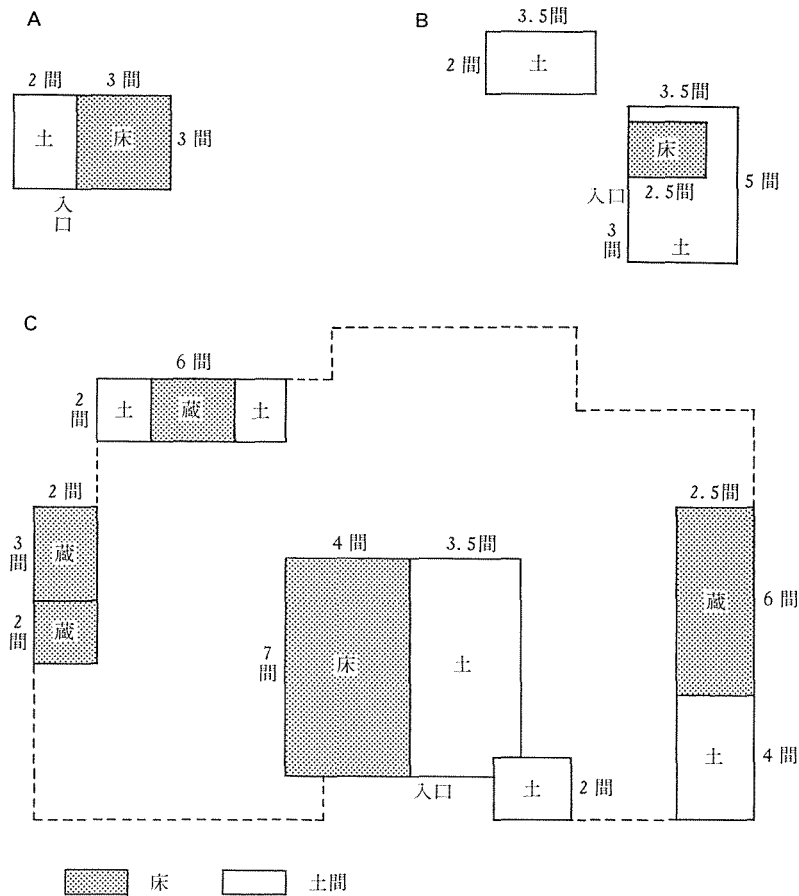


図 49 農家の三類型

い。床は板敷きも
しくは畳敷きであ
っただろう。また
ほとんど藁屋根で
あるが、蔵には瓦
葺きが多いのも特
徴的である。